

令和六年十一月定例会

佐賀県議会

常任・佐賀空港・有明海・
新幹線・高等教育機関問題対策等特別

委員会会議録

佐賀県議会事務局

十二月十一日(水)

文教厚生常任委員会	六九
富田委員長	七三
下田寛君(県民ネットワーク)	七三
(重度心身障害者医療費助成の現物給付方式への移行73 重層的支援体制整備事業76 県立盲学校・ろう学校81)	
田中障害福祉課長	七三
三浦社会福祉課長	七七
近藤特別支援教育室長	八一
武藤明美君(日本共産党)	八三
(こども施策のこれから83 医療費助成87 高等学校入学選抜に係る業務の簡素化91 高校の定員割れの状況93)	
千綿こども未来課長	八四
種村男女参画・こども局長	八七
末次こども家庭課長	八八
田中障害福祉課長	九〇
井上健康福祉部長	九一
山口学校教育課長	九二
甲斐教育長	九六
休 憩	九六
開 議	九七
石丸副委員長	九七
石井秀夫君(自由民主党)	九七
(教職員の不祥事97 児童虐待の防止101)	

岡教職員課長	九七
甲斐教育長	九九
末次こども家庭課長	一〇一
種村男女参画・こども局長	一〇五
定松一生君(自由民主党)	一〇六
(子供食堂106 グローバル人材の育成109 がん対策112)	
末次こども家庭課長	一〇七
山口学校教育課長	一〇九
笹谷教育振興課長	一一一
岡崎がん撲滅特別対策室長	一一三
宮原真一君(自由民主党)	一一六
(食育116)	
大野くらしの安全安心課長	一一六
休 憩	一二二
開 議	一二三
富田委員長	一二三
宮原真一君(自由民主党)	一二三
(学校における感染症対策123 栄養教諭126)	
江口保健体育課長	一二三
岡教職員課長	一二九
休 憩	一二九
開 議	一三三
富田委員長	一三三
採 決	一三三

十二月十日(火)

継続審査……………一三三

農林水産商工常任委員会……………一三五

古川委員長……………一三九

会議録署名者指名……………一三九

十二月十一日(水)

農林水産商工常任委員会……………一四一

古川委員長……………一四五

八谷克幸君(自由民主党)……………一四五

(美の「コスメギフト」事業の展開145 農業

機械の導入支援と米麦のトレーニング

ファーム149 軽油引取税の免税措置の恒久

化153)

東コスメテック産業推進室長……………一四五

川崎園芸農産課長……………一五〇

佐伯農業経営課長……………一五二

留守茂幸君(自由民主党)……………一五四

(農地利用の将来像を描く地域計画155 中山

問地域等直接支払制度158 果樹の振興161)

佐伯農業経営課長……………一五五

江口農山村課長……………一五八

川崎園芸農産課長……………一六一

野崎産業人材課長……………一六四

島内農林水産部長……………一六六

休憩……………一六七

開議……………一六八

野田副委員長……………一六八

留守茂幸君(自由民主党)……………一六八

(県の産業団地(佐賀コロニー跡地)168)

西田企業立地課長……………一六八

井手産業労働部長……………一七一

酒井幸盛君(県民ネットワーク)……………一七二

(主要農産物の近年の生産状況と今後の展開

172 畜産振興176 新規就農者の確保177)

川崎園芸農産課長……………一七二

石松畜産課長……………一七七

佐伯農業経営課長……………一七八

古川委員長……………一八〇

休憩……………一八〇

開議……………一八一

古川委員長……………一八一

採決……………一八一

継続審査……………一八一

地域交流・県土整備常任委員会……………一八三

青木委員長……………一八七

会議録署名者指名……………一八七

地域交流・県土整備常任委員会……………一八九

青木委員長……………一九三

藤崎輝樹君(県民ネットワーク)……………一九三

(九州佐賀国際空港193)

田中空港課長……………一九四

引馬地域交流部長……………一九七

木村 雄一 君(公明党)……………	二〇一		休 憩……………	二三一
(スポーツビジネスの推進201 空き家対策206			開 議……………	二三二
県管理道路における除草・防草対策212)			青木 委員長……………	二三二
田久保SAGAスポーツピラミッド推進			採 決……………	二三二
グループ推進監……………	二〇二		継 続 審 査……………	二三二
山口建築住宅課長……………	二〇六	十二月十三日(金)	佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……………	二三五
江口道路安全推進室長……………	二二二		石井 委員長……………	二三九
弘川 貴紀 君(自由民主党)……………	二二五		会議録署名者指名……………	二三九
(岩屋川内ダムのダムアートの等215)			継 続 審 査……………	二三九
山浦城原川ダム等対策室長……………	二二六	十二月十三日(金)	新幹線問題対策等特別委員会……………	二四一
休 憩……………	二二〇		木原 委員長……………	二四五
開 議……………	二二一		会議録署名者指名……………	二四五
青木 委員長……………	二二一		継 続 審 査……………	二四五
弘川 貴紀 君(自由民主党)……………	二二二	十二月十三日(金)	高等教育機関問題対策等特別委員会……………	二四七
(岩屋川内ダムのダムアートの等221 SAGA			藤木 委員長……………	二五一
2024国スポ・全障スポ224 佐賀県地域			会議録署名者指名……………	二五一
公共交通利用実態調査事業227)			継 続 審 査……………	二五一
山浦城原川ダム等対策室長……………	二二一			
岩橋交通政策課長……………	二二四			
瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダー				
……………	二二五			
田久保SAGAスポーツピラミッド推進				
グループ推進監……………	二二七			
江口地域交通システム室長……………	二二八			
引馬地域交流部長……………	二三〇			

令和六年十二月十日（火）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

委員長

中村圭一

副委員長

桃崎祐介

理事

藤木卓一郎

〃

徳光清孝

委員

土井敏行

〃

原田寿雄

〃

西久保弘克

〃

一ノ瀬裕子

〃

江口善紀

〃

中本正一

総務常任委員会質問者順序

十二月十一日(水)	十二月十日(火)	月日 順序
(現地視察)	原田 寿雄 6 頁	1
	江口 善紀 23 頁	2
	徳光 清孝 41 頁	3

午前十時一分 開会

○中村委員長「ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長「会議録署名者として、原田寿雄委員、土井敏行委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、十二月五日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案、請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と請願・陳情に対する現状と対策を配付いたしております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○平尾政策部長「おはようございます。今回の定例県議会に提案しております政策部関係の予算案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算でございます。

給与費改定に伴い、五千二百三十一万七千円の増額をお願いしております。その内訳といたしましては、職員給与費四千三百十五万二千元、会計年度任用職員給与費九百十六万五千元となっております。

そのほか、予算外議案といたしまして、レイクサイド北山及び佐賀県少年自然の家の指定管理につきまして四件の議案を提出しております。

以上、今回提案しております政策部関係の予算案等の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○泉総務部長「今回の定例県議会に提案いたしております総務部関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、予算議案につきまして申し上げます。

職員給与費及び会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定に伴う給与費の増額をお願いするものであります。

地方消費税市町交付金につきましては、原資となる地方消費税収が見込みを上回ったことにより、地方消費税収の一部を市町へ交付する交付金を増額するものです。

次に、予算外議案につきまして申し上げます。

乙第五十八号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)」につきましては、懲役刑及び禁錮刑を廃止して拘禁刑を創設する刑法の改正に伴い、関係する条例を改正するものです。

乙第五十九号議案「県職員給与条例の一部改正(案)」につきましては、令和六年十月十七日付佐賀県人事委員会勧告に鑑み、県職員について給与改定を行うなどのため、条例を改正するものです。

乙第六十号議案「県職員の退職手当に関する条例の一部改正(案)」につきましては、雇用保険法などの改正に伴い、引用する文言などの改正を行うものです。

乙第六十一号議案「手数料条例の一部改正(案)」につきましては、関係法令の改正に伴い、県が行う事務に係る手数料の内容及び額の見直しを行うものです。

乙第六十二号議案「産業廃棄物条例の一部改正(案)」につきましては、現行の課税制度を継続し、五年後の令和十一年度に再度検討を行うこととするため、条例を改正するものです。

乙第六十六号議案「県事業に対する市町の負担」につきましては、地方財政法第二十七条の規定に基づき、令和六年度の県事業に対する市町の負担額を定めるものです。

乙第六十八号議案「当せん金付証券の発売について」につきましては、当せ

ん金付証票法第四条の規定に基づき、令和七年度の当せん金付証票——いわゆる宝くじでございますが——の発売限度額を定めるものです。

乙第七十七号議案「教育委員会の委員の任命について」及び乙第七十八号議案「収用委員会委員の任命について」につきましては、それぞれ任期が満了する委員があるので、新たに委員を任命するため、県議会の同意を得ようとするものであります。

以上、今回提案いたしました総務部関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長 本議会上程しております警察関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、予算議案について申し上げます。

佐賀県人事委員会の勧告による給与改定に伴い、警察官、一般職員及び会計年度任用職員の給与費として五億三千九百四十七千円の増額をお願いしております。

また、繰越事業につきましては、警察本部の江上宿舍外壁屋上防水改修工事に伴いアスベスト含有調査を行いましたところ、複数箇所にアスベスト含有が認められたことから、その撤去工事のために年度内に改修工事を完了することが困難となりましたので、改修工事費一億五千四百二十一万一千円を令和七年度に繰り越すこととしております。

次に、予算外議案について申し上げます。

予算外議案は、乙第六十一号議案の「佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）」であります。国の政策であるデジタル社会の実現に向けた重点計画により道路交通法の一部改正が行われ、令和七年三月、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が運用開始されるほか、物価の変動等に鑑みて三年ごとに実施する定期改定の時期であることに伴い、道路交通法施行令の一部が改正され

ることから、佐賀県手数料条例の一部を改正するものであります。施行期日につきましては、道路交通法施行令の施行期日である令和七年三月二十四日としております。

以上が、警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○原田委員 自民党の原田でございます。

トップバッターを務めさせていただきます。

まず、沖縄県の先島諸島からの住民避難についてであります。

今議会の一般質問でも質問したところではありますが、現在、国、沖縄県、九州各県で連携して取り組まれている、いわゆる台湾有事の際の沖縄県先島諸島からの住民避難については、今般の世界情勢を鑑みると非常に重要な取組だというふうに考えております。この計画の中で、佐賀県は与那国町からの住民を受け入れることになっております。

与那国町は、沖縄本島から約五百九キロ、石垣島から約百二十キロ離れた位置にあり、台湾との距離が約百十一キロと国内の島で台湾に最も近い日本最西端の国境の町であります。

先般、私は与那国町を訪問し、様々な方と意見交換を行うとともに、役場の職員から——この役場の職員は自衛官のOBの方を採用しておられました。この職員から現在作成中の町の避難計画について話を聞いてまいりました。国境の島ということで、危機意識も非常に高く、着実に取組を進められているなどというふうに感じたところであります。この与那国町の方々を受け入れる佐賀県においても、彼らの思いをしっかりと受け止めて計画を策定していただきたいというふうに考えております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、先島諸島からの避難の計画、これの全体像についてお尋ねをいたします。

先島諸島からの住民避難について、改めて避難に関する全体像をお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長 先島諸島からの避難に関する全体像についてお答えいたします。

先島諸島からの住民避難に関する検討につきましては、今年五月、林官房長官から知事に対して直接電話で要請があつております。六月には改めて九州地方知事会において、林官房長官から各県知事に対して検討の要請があり、九州・山口各県で検討を開始しております。

この避難について国からの説明では特定の事態を想定したものではないという説明をいただいておりますが、万が一、沖縄県南西部で住民避難が必要になった場合、国民保護法に基づき、先島諸島五市町村を対象に国から避難措置の指示が出され、これに基づいて五市町村の住民約十一万人が九州、山口各県に避難することとなります。

避難経路につきましては、先島諸島の東側に当たる宮古地域の住民の方々は空路で鹿児島空港、または海路で鹿児島港へ移動することになっておりまして、その後、陸路で鹿児島県内、熊本県、宮崎県、福岡県へそれぞれ避難することになっております。また、先島諸島の西側にあります八重山地域の住民の方々は空路で福岡空港に移動しまして、その後、陸路で福岡県内、佐賀県、長崎県、大分県、山口県へ避難することとなっております。

佐賀県が受け入れる与那国町につきましては八重山地域であり、町内の与那国空港から福岡空港へ移動し、福岡空港から佐賀県へ避難されることになっております。

以上です。

○原田委員 今説明がありましたけれども、これが地図でありますけれども、(資料を示す) 赤いところが与那国島ですね。本港台湾が百十一キロということ、本島はここです。鹿児島ですね。先ほど言われた宮古地方、宮古と多良間というのがありますけれども、ここが宮古、気象がテレビであるときに、宮古八重山地方みたいな形で言うんですけども、八重山地方というのは石垣のほうに含まれるような地域ですね。石垣島があつて、竹富島がある。竹富が長崎県だったと思います。石垣が福岡、山口だったかな。東のほうの宮古のほうが鹿児島を下つて南九州ということになっております。

ただ、この沖縄本島は島も幾つかありますけれども、ここがどういうふうな避難の計画になっているのかお尋ねをいたします。沖縄本島の避難の計画。この宮古と八重山のほうは九州に避難することですけれども、この沖縄本島はどうなっているのか。例えば、こちら辺の方々も沖縄が近いじゃないかと、沖縄の避難でいいじゃないかというようなことを言われる方もあるけれども、この状況がどうなのかということをお尋ねします。

○中路危機管理防災課長 沖縄本島のほうの避難についてお答えいたします。先島諸島につきましては、有事があつた際、九州、山口各県に域外避難することになっておりますが、先島諸島の五市町村以外の市町村につきましては、域外避難ではなく、屋内避難となっております。

以上です。

○原田委員 屋内避難ということ、つまり、沖縄県の本島の方はそのまま中で、結局、屋内に避難をするということですね。そこでは受け入れをしないとということですね。はい、分かりました。

それでは、実際に佐賀県が対象となっている与那国町ですね。なかなかやっぱり遠いところで行く機会も少ないと思うので、状況がどういふところなのか

ということも我々も知っていく必要があるというふうにも思います。

そこで、与那国町の状況についてお尋ねいたします。

島の概要についてであります。

今回の一般質問で知事から危機管理報道局の副局長らを現地に派遣したとの答弁がありました。一般の県民にとっては、与那国町は距離も離れていることから、現地のことや行き方も分からないという方も多いということであり、実際に現地へ赴き、与那国町の人たちと交流をし、現地の状況も聞かれたということを踏まえて、まず、与那国町の島の概要をお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ島の概要についてお答えします。

十月に危機管理報道局の三角副局長と当課の副課長が与那国町の状況を知るために現地へ赴いておりますので、現地の状況についてお答えいたします。

まず、与那国町への移動についてです。

代表的な航空便で申し上げますと、福岡空港を使うこととなりますが、福岡空港から与那国空港への直行便はありません。ですので、福岡空港から那覇空港、石垣空港を経て、与那国空港まで三回飛行機に乗るルートか、もしくは石垣空港を経由せず、福岡空港、那覇空港、与那国空港と二回飛行機に乗る方法か、いずれかが代表的なルートとなります。

佐賀から与那国町までの所要時間につきましては、前者の石垣空港を経由するルートで約七時間、後者の石垣空港を経由しないルートで約五時間となっております。

次に、地理につきましてであります。

与那国島は南北約四キロ、東西約十二キロと、東西に長い形をしておりまして、面積は約二十九平方キロメートルとなっております。島の全域が与那国町となっております。住民は約千七百人、人口の多い順に、祖納、久部良、比川の三つの地区で構成されております。

島の西部にある久部良地区の近くには日本最西端の地である西崎という岬や二〇一六年に開設されました陸上自衛隊与那国駐屯地があります。

なお、駐屯地の自衛隊員の皆様は、町からの要望によりまして、それぞれの地区に分散してお住まいになっておられまして、地域の行事にも積極的に参加されているというふう聞いております。

また、島の北部にある祖納地区の近くには二千メートル級の滑走路を有する与那国空港がありまして、町の避難計画ではここから福岡空港へ直接空路で移動することになっております。

以上です。

○原田委員Ⅱ今説明がありましたけれども、これが与那国の島ですね。（資料を示す）先ほど言われた久部良という一番西のほう、ここに自衛隊の与那国基地があるということであります。

比川、先ほど開会前にあった「Dr. コトー」の診療所がまだ残っていますけれども、ここは一番小さい集落ですね。

祖納というのが一番大きな集落で、ここに空港とかがあるというような状況です。

山もそんな高くない山で、平坦なというか、二百メートル級の山ぐらいしかないということでもあります。行ったときに非常に風が強いなというふうな感じをしましたが、今からはハンマーヘッドシャーク、サメを見るためにダイビングの観光客とかも結構来るんだというふうな話をされておりました。穏やかなというか、のどかな島国というふうな感じであります。

こういう島ですけれども、学校の状況はどうなっているのかお尋ねしたいと思えます。

○中路危機管理防災課長Ⅱ与那国町の学校についてお答えいたします。

与那国町には小学校が三つ、中学校は二つあります。小学校については祖納

地区の与那国小学校、久部良地区の久部良小学校、比川地区の比川小学校です。中学校については祖納地区と比川地区の方が通う与那国中学校、久部良地区の方が通う久部良中学校があります。

また、島内には高校はございませんので、高校に進学する方は沖縄本島など島外の高校や、中には県外へ進学する方もいると聞いております。

以上です。

○原田委員Ⅱ私も学校には行けなかったんですが、聞いたところによると、複式でやっている。一クラス、一学年の生徒が非常に少ないということで、比川とかは八名ぐらいしかないという話を聞きました。

ただ、自衛官が来られるということで、家族で来られた方がいて、小学生、中学生も一緒に来られたということで、そういう意味でも活性化にもつながっているという話も聞いたところであります。

それでは、次に産業についてお尋ねいたします。

島内の産業はどのような状況になっているのかお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ与那国町の産業についてお答えいたします。

島では、主な産業として漁業、農業、畜産業、観光業などがあると聞いております。

漁業につきましては、カジキマグロ漁が有名であって、近年ではクルマエビの養殖などにも取り組まれておると聞いております。

農業では、サトウキビ栽培が中心でありまして、近年ではスパイスなどにも使われているコリアンダーの栽培に取り組まれておると聞いております。昔は多かった米農家は、今では一軒になっておるといふふうにも聞いております。畜産業につきましては、肉用牛の飼育が主ですが、牛のほかには馬やヤギの放牧などもされておられます。

そして、観光業につきましては、先ほど委員からも御紹介がありましたハン

マーヘッドシャークの群れを見ることが出来るダイビングスポットや、この近くに有名な海底遺跡などもあり、それからイベントとして日本最西端与那国島一周マラソン大会とか日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会などがあります。島外から多くの観光客が訪れているとのこと。

このほかに泡盛と同じ製法で作られているアルコール度数が六十度にもなる「花酒」というお酒がありまして、このお酒は与那国町だけで製造されているというお酒であるそうです。

産業につきましては、以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

私もJAとか、それとか商工会も行きましたけれども、意外と商工会の会員数が多かったですね。百何十くらい会員さんがいらっしやるということ、伝統工芸みたいな形で織物をやったりとか、多分、規模としてはそんなに大きくないんですけども、様々なことで生計を立てておられる方がいらっしやるなというふうな感じでありました。

次に、与那国との交流ということも知事も申されておりましたけれども、私も与那国町との交流というのは平時から行っておくべきだといふふうに思っています。具体的にはどのような交流を考えているのかお尋ねしたいと思います。

○中路危機管理防災課長Ⅱ与那国町との交流についてお答えいたします。与那国町のJAや商工会の方は、本県との交流に前向きでありまして、特に商工会の方は避難先となる佐賀県の市町が決まりましたら、当該市町の商工会とも連絡を取りたいと話をしていただくと聞いております。

また、小学校の校長先生からは、現在も県外の小学校とウェブで交流を行っているそうです。避難先となる佐賀県の小学校とも交流を図りたいという意向を持っておられるところです。

将来的には、このような様々な交流が行われることがよいと思っております

が、まずは与那国町が佐賀県のことを、そして佐賀県が与那国町のことを知ると、少しでもお互いを知っていくというところから着実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ与那国町の小学生は、姉妹都市では台湾の花蓮を訪れたりしているようであり、説明を受けたときには中学生は英語圏のほうに交流に行ったりということもやっているということでしたので、先ほど言われたように、佐賀県と距離があるので、頻繁な交流というのはなかなか厳しいところもあるのかも分かりませんが、まずは学校同士とか、できるところからスタートして、どこかのタイミングで小学生とか中学生が行き会うような交流まで、どこかにつながっていくべきいなというふうに思いますので、まずはできるところから着実にというふうに思っております。

J Aの方も、産品として大量なものはないけれども、物産展といったことも佐賀で行えれば、J A同士の交流が行えればなというふうに言われていましたので、そこはぜひ推進してほしいというふうに思います。よろしくお願いたします。

続いて、避難住民受入計画の検討状況についてお尋ねをいたします。

九州各県が先島諸島からの住民避難の受け入れ計画を作成されていると思いますが、この計画の概要についてお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ九州・山口各県が取り組む受け入れ計画の概要についてお答えいたします。

九州・山口各県では、先島諸島からの避難住民の受け入れのため、今年度から三年間で「受入れ基本要領」を作成することとなっております。今年度は約一カ月の避難を想定しまして、避難住民の皆さんの輸送手段やホテルなどの宿泊施設の割り振りなどについて検討を行いまして、初期的な計画を作成するこ

ととしております。

来年度以降は、要配慮者の受け入れなどについても検討を行い、計画のさらなる具体化や実効性の向上を図っていくこととしております。

以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。まずはホテルの確保等々、健常者からスタートするということですね。

そしたら、続いて、前回の一般質問の中で佐賀県の受け入れ市町を佐賀市と鳥栖市が候補になっているというようなことで、一定の了解も得ているというような発言をいただきましたけれども、その二市を候補とした理由についてお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ県内受け入れ市の選定理由についてお答えいたします。

避難計画の作成はまだ途中段階ではありますが、本県での避難住民の受け入れ市町の候補については、総合的な検討の下で選定を行っております。

具体的には、与那国町からの住民を受け入れるためのホテル等の収容能力が一定以上あることが一つ、それと、避難は福岡空港に到着することになっておりますが、福岡空港からの移動のオペレーションが容易であること、この二点を考慮した上で、さらには場合によって朝鮮半島有事が発生する可能性というものも考えまして、佐賀市と鳥栖市を候補地としたところであります。

現在、県と二つの市で連携しながら、計画の検討を進めているところです。

以上です。

○原田委員Ⅱ朝鮮半島有事を考慮してということとは、そこは唐津市を外したということですね。

そしたら、今言われた福岡空港を利用するということが国が示しているということがありますけれども、九州各県それぞれ空港があるわけですね。必ずし

も混雑空港である福岡空港に集約する必要が有るのかなという疑問が有ります。与那国空港から直接、佐賀空港へ直行する計画、これを検討するべきではないのかなというふうに思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○中路危機管理防災課長 佐賀空港の利用についてお答えします。

国の福岡空港及び鹿児島空港への避難経路の集約につきましては、避難をできるだけ迅速に行い、オペレーションをできるだけ単純化したほうがよいという考えからの判断というふうに聞いております。ただ一方で、議員御指摘のとおり、佐賀県への避難を考えた場合は、直接佐賀空港へ直行便で移動するほうがよいと県としても考えておりました、国に佐賀空港の利用について提案をしているところでもあります。

今年度は、福岡空港からの移動を前提に検討するということになっておりますが、引き続き国に対して佐賀空港の利用を提案していきたいと考えております。

以上です。

○原田委員 千七百人が飛行機で来るということでありますので、二百人乗りで何機かなとか、満杯というのはなかなか難しいんですけど、一機に百何十人乗ったらどうなるのかとか、ただ、お隣のどうか、石垣のことを考えると、五万人近い人が暮らしているわけですよ。そこも福岡空港ということになると、与那国ができれば一日でということを言われていましたけれども、石垣を一日でというのはかなり厳しいとは思いますが、混雑空港の福岡空港で本当に対応できるのかなという、そこは本当に疑問が残るなというふうに思いたいので、そこはしっかりとやっていただきたいな、国のほうに話をさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

続いて、与那国町からの意見、県の計画にこういうことを反映してほしいということがあったのかどうか。その点があればお知らせいただきたいと思いま

す。

○中路危機管理防災課長 与那国町からの意見の県計画への反映についてお答えいたします。

計画については、まだ作成中ではありますが、現地に行った職員の報告によりまして、二つの中学校の校区割りが祖納地区と比川地区で一校、久部良地区で一校ということが分かりました。このため、コミュニティー維持のために、受け入れの割り振りの再検討などを行っております。

今後も、与那国町の意見を聞きながら計画づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○原田委員 ぜひコミュニティーの分断が起きないようにということは本当に強くおっしゃっていました。東北の震災とか、本当に想定していないようなことがいきなり起きたということもあって、本当にその後、いろんな形の課題、問題も引き起こしたと思いますので、そこはしっかりと配慮していただきたいというふうに思っております。

次に、県の計画の進捗についてお尋ねをいたします。

私が説明を受けた与那国町の避難計画では、島にあるバスを周回させて避難が基本となること。つまり自家用車を使わないというようなことですね。そういうことや集落ごとの避難開始の時間帯、各集落から空港目がけて一斉に行かないようにというような時間差をつけるとか、そういう計画がまとめられておいて、また要配慮者、ここもしっかりと調べをしてありますが、それに対してどう対応するのか。また、ペットをどうするか。ペットを連れていく方船舶による避難を計画しなければいけないんじゃないかという話もされておりました。これまで伺った県の計画と比べて、非常に先を行っているというような印象であります。

実際、これは外部にあまり出てはいないということなんですけれども、こうした図解をして、祖納集落は四百七十九世帯で八百七十八人とか、久部良は四百十六世帯で六百五十五名、比川は七十世帯で百十四名、これをどう運ぶとかいうようなことを本当に綿密に計画を立てておられます。ただ、これも令和五年度の資料ということなので、昨年度つくられたものということで、改定、改定をしているので、また表にほんと出すのはまだということで、町内でしっかりと議論を、熟度を上げられているというような段階ではありますけれども、本当に現地と受け入れる九州各県の進捗の差というのが非常にあるなというふう感じているところでありますけれども、与那国町の計画の進捗と合わせて、県の計画もできるだけ早く進めていくべきじゃないかというふうに思っておりますけれども、その点に対してお尋ねをしたいと思えます。

○中路危機管理防災課長Ⅱ県計画の進捗についてお答えいたします。

与那国町は国境の町ということもありまして、有事を身近な問題として捉え、国へも有事の備えを働きかけるなど、先島諸島の中でもいち早く避難計画を真剣に検討されてきた自治体であるというふうに認識しております。

今回、受け入れ側の九州・山口各県での検討につきましては、国、沖縄県、それから九州・山口各県が連携して、足並みをそろえながら取組を進めておりまして、国から一定のスケジュール等が示されているところであります。

引き続き、スケジュールに従って関係者で緊密に連携しながら計画の作成に取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、与那国町の方々とも交流や意思疎通を図りながら、適切な計画作成を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ確かに佐賀県と与那国がしっかり意思疎通をやって、連携をしていくこと。今後は鳥栖市と佐賀市というのが上がってきたわけですから、そこ

も含めてしっかりとやっていかにかいぬと思えますけれども、なかなか名前が出てこないんですが、沖縄県と佐賀県もやはりそこはしっかりと今後意思疎通をしながら、連携して進めていく方向をやっぱり探っていたきたいというふうにも思います。

それでは、今後の取組についてお尋ねいたします。

私が与那国町を訪問し、町長と話をした際に、町長は佐賀県の対応が本当に早いというか、すぐに職員を送ったりとか、非常に高く評価をしていただいております。この与那国町の思いを県としてしっかりと対応していくべきだというふうに考えますけれども、県は今後どのように対応していかれるのかお尋ねをいたします。

○野田危機管理・報道局長Ⅱそれでは、今後の取組についてということで、与那国町の方々の思いを受け止めてというふうなことで御答弁申し上げます。

与那国町と佐賀県の交流につきましては、九月に糸数町長が山口知事を訪問されました。その後、県の担当者が与那国町を訪問するなど、交流のための素地ができてきた段階であるかなというふうに思っております。

現在作成中の計画が単なる机上の計画とならないよう、平時から与那国町と交流し、避難する与那国町、受け入れる佐賀県がお互いの土地や人を知ること、不安を抱くことなく避難いただけるよう、避難に際しての実効性を一層高めていくことが重要なことというふうに考えております。万が一のときに円滑に避難していただけるよう、引き続き交流を深めながらしっかりと準備を進めてまいります。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。私は危機をおおっているものではなくて、住民をしっかりと守っていくというのは、政治であったり、行政の最も大切なところだというふうに思っております。危機管理ということは非常に重要

な事項でありますし、冷静にそれに対しては対応していかなければならないと思っておりますので、そこはしっかりと連携を取りながら行っていただきたいと思っております。

ちなみに十二月七日の「NHKスペシャル 国境の島 密着五百日 防衛の最前線はいま」という番組が放送されたということであります。残念ながら、私は見ることができなかったんですが、再放送が今日の夜中、十一日水曜日の午前〇時三十五分からあるということ、しっかりと見たいというふうにも思っています。ぜひここにいらっしやる方も見て、島の現況とかを感じていただければありがたいなというふうに思います。

それでは続いて、二問目の質問に入りたいというふうに思います。県立大学についてであります。

県立大学については、一般質問を九月にさせていただきました。その折に、中教審、ここの特別部会からの答申が今年度中にあるからそこを注視したいというふうな話をしておりましたけれども、十二月四日ですか、ここで中教審の答申案というのが出たということで、まずはこの受け止めについてお伺いしたいと思っております。

十二月四日に文科省の中央教育審議会の特別部会から「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」の答申案が示されました。同部会の中間まとめに引き続き、今後の高等教育政策の目的として、質の向上、規模の適正化、アクセス確保を柱に挙げ、大学院教育の強化などの具体的な方策が示されております。また、急速な少子化の進行の中で高等教育全体の規模の見直しが急務だと指摘する一方で、地方については、質の高い教育へのアクセスの確保が強く打ち出されていると感じております。また、国立・公立、そして、私立大学ごとの設置者別の役割に関しても改めて示されておりました。

この答申案を受けて、特に着目している点など、県としてどのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○日野政策総括監 中教審の答申案に対する受け止めでございます。

まず、委員からも御紹介がございました答申案が十二月四日に示されたところでございます。今後の高等教育政策の目的を、「質」の向上、それから、「規模」の適正化、「アクセス」確保の三つとして、具体的な方策を明記されたところでございます。

ちよつとその内容をかいつまんで申し上げますと、まず、「質」の向上につきましては、学習者——これは学生のことでございますけれども——本位の教育、あるいは外国人や社会人などの受け入れ促進、それから、研究力の強化といったことについて明記をされておると。

それから、「規模」の適正化につきましては、大学院へのシフトでありますとか大学間連携の強化、それから、再編・統合の推進などが明記されております。

また、「アクセス」確保につきましては、地域単位での大学と自治体のプラットフォームの構築でありますとか、都市から地方への動きを促進した地方創生の推進などが明記されております。

これに対する受け止めでございますけれども、県立大学という観点からの受け止めと、それから、佐賀県全体の高等教育機関の在り方をどう考えるのかという受け止め、この二つの観点から受け止めに申し上げたいと思っております。

まず、県立大学という観点から申し上げますと、県立大学の基本構想をはじめ、これまで県として、私どもがこれから大学というのはこうありたいんだと思ってお示ししていたことや、専門家チームでも議論していることと、この中教審の特別部会の答申案において、これからの大学というのはこういうことを大事にしてくださいねというふう書いてあることがほぼ同様の認識でございました。

具体的に申し上げますと、答申案におきましても、今後重視すべき観点といたしまして、例えば、これまでは何か特定の学部と特定の職業が結びつくような、そういった学びが中心であったものが、これからはリベラルアーツでありますとか、文系、理系を横断したこと、それから、それを一緒にするような融合教育の推進が大事であるということが書かれております。

また、高等教育機関を取り巻く環境、組織との接続といったことで、初等中等教育との連携でありますとか、産学官連携がこれまで以上に大事になってくる、こういったことや、それから、地方創生への貢献が明記されております。

先ほど申し上げましたが、これはまさに私どもが県立大学で実現したいといったことが、中教審の特別部会の答申案においてもこれからの大学が重視すべき観点というふうにして明記されているところでございまして、ほぼ我々は方向性が一致しているというふうに考えております。

もう一つの県全体の高等教育機関の在り方としてどうかという観点からでございますけれども、これにつきまして、先ほど申し上げましたように、地域単位で自治体や大学が連携したプラットフォームをつくって、いろいろ議論を進めるようにということが書いてあります。これにつきまして、既に佐賀県におきましては、知事と県内の大学の学長らによる意見交換の場ということで「UC5+」を設置いたしております。いわばプラットフォームの構築に着手してございまして、今後さらにこの充実というのにも必要だというふうに思っております。

委員からは、特に着目している点という御質問もございました。これについて申し上げますと、地方にとつてのアクセスの確保、ここが一番重要な点だろうと思っております。この答申案が出された後の様々な報道を見てみますと、規模の適正化ということに対して大変報道は焦点を当てているようなところも多かつたというふうに思いますけれども、私ども地方にとつてはこのアクセス

確保が最も重要だろうと思っております。答申案でも、大学が集中している都市部と大学が少ない地方というのは事情が異なっております。この地方におけるアクセス確保というのは国としても対応が必要だという認識が示されております。

例えば、答申案では、少子化が進行する中、地域における教育機会の確保は高等教育機関の連携というものが非常に重要になるとか、あるいは一個一個の高等教育機関にいろいろ委ねては、地域から学びの機会が少なくなっていくと。地方に住む進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が起きるんじゃないかと、こういった懸念も明記されているところでございまして、私どもこういった点は非常に重要だというふうに思っております。

先般、落合副知事が文科省の伊藤高等教育局長のところへ私立大学の助成に対する提案を行った際も、伊藤高等教育局長からも同様の認識を示されたところでございます。

今後、この答申は今、案の段階でございまして、年度内に答申が確定するというふうにご認識しております。そうなれば、それを基に具体的な施策の検討に進んでいくというふうに思いますけれども、私どもも引き続きこの審議状況を注視していきますとともに、地方に対する大学の重要性というのが都市部と異なることや、アクセス確保が大変重要であるといったことについては、必要に応じて今後も提案活動なども行ってまいりたいというふうに思っております。でございます。

以上でございます。

○原田委員 ありがとうございます。本当にボリュームの多い答申案ということで、この四枚の要旨ということでもまとめられたものを読んでも、本当に細かく書いてあるなというふうに思っております。

その中で、公立大学の役割ということも明確に出してあって、私立大学の安

易な公立化を避けよとかいうことも書いてあります。ただ、公立大学としては、地域によって求められるものをしっかり受け止めて、大学を存続させていくことをやれということを書いてある。だから、その時々で地域で求められるものが変わっていくのであれば、そこに順応していけということを示してあるんだらうなというふうに思っていますし、新たな大学をつくるということであれば、地域の課題をしっかり受け取って進めていくということを言っているんだらうなというふうに思っております。

そういうことを書いてはありましたけれども、もっと細かいことが明記されるのかなというふうに思っていました。確かにここに書いてあることを基にして、文科省のほうで制度改革や財政支援の取組、そういったものを今後十年程度の工程を示す政策パッケージを来年度つくるということでありますので、さらにそこを注視していきたいというふうに思っております。

それでは、本来予定していた質問に入っていくというふうに思います。まず、県立大学については、認可申請に向けて専門家チームと共に着実に作業が進められているというふうに認識しています。来年三月には三つのポリシーを中心とする時点における取りまとめが示されるというふうにも聞いております。

私も九月議会後に数名の議員と石川県立大学や慶應義塾大学の湘南キャンパス、ここは専門家チームのメンバーである飯盛教授が研究所長を務められています。ここを訪れたりとかしてまいりました。その研究所の飯盛教授からは、自らの授業やゼミの指導のやり方、そして、目指したい佐賀の公立大学に対する姿ということを聞くことができました。

その三つのカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーを進められていると思えますけれども、今日は入試に係るところのアドミッションポリシーについて質問をしたいと思えます。

十二月十日 総務 原田寿雄委員

入試制度に関しては、受験者の県外流出を一定とどめたいという県立大学の構想着手への課題とも直結することだというふうに思っていますし、県内外の優秀な人材確保、また、大学の質、魅力を高めることにもつながりますし、受験生、保護者、そして、進路指導の担当の教師も大いに注目するだろうというふうに思っております。

ただ、我々、そういう議論をする中で、私たちの大学受験はほとんど半世紀前なんです。五十年ぐらい前になる、全く制度自体が変わっているというふうに感じています。本当に入学制度、その選抜の方法が本当に多様化しているなというふうに感じております。それぞれの大学が、独自の考えで自校が求める学生を確保するために選抜方法をいろんな形で組み合わせて決めているんだらうというふうに思っております。

私は、制度をいかに利用するかによって、県立大学における県内出身の学生と県外からの学生の比率に大きく影響するということふうにも思いますし、ひいては入学定員にも大きく関連するということふうにも考えておりますので、次の点について質問をしたいというふうに思います。

まずは、現行の大学入試制度はどのようなものなのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ現行の大学入試制度についてのお尋ねでございました。おっしゃられたとおり、大学の入試制度は大きく変わっておりますし、今なお変わり続けているというふうに認識をしております。

現状を申し上げますと、大学入学者選抜といえますけれども、様々な方法、大きく三つの方法で行われているというふうに考えております。

その三つと申しますが、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、この三つに大きく分けられるというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、それぞれに関してお尋ねをしたいと思います。

まずは一般選抜というものはどのようなものなのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ一般選抜でございます。

学力検査、これを主な判断材料とするものでございます。大学の特性によりまして、それに加えて実技検査とかというのを加えたりしますが、判定の材料は主に学力検査、テストによるものでございます。

スケジュール的には一月に行われます共通テストというのを使ったりするところもありますし、多くの大学では二月と三月に個別の大学での試験を行いまして一般選抜というのを実施しているところでございます。

以上です。

○原田委員Ⅱそれでは次に、総合型選抜というものはどのようなものなのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ総合型選抜についてでございます。

総合型選抜は、詳細な書類審査ですとか時間をかけた丁寧な面接、こういったものを組み合わせながら、能力、適性、学習に対する意欲といったものを総合的に評価するというものでございます。小論文ですとかプレゼンテーション、そういった様々な評価方法を組み合わせて実施するというのが特徴だと思っております。学力検査をしないケースもございます。

そして、これが入学志願者が出願するというところでございまして、学校長の推薦は必要ないということも特徴でございます。

スケジュールといたしましては、試験を十月に実施をして、十一月に発表というケースが多々ございます。先ほど言った三つの選抜方式の中では一番早く発表するといったものが総合型選抜でございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱこの総合型選抜は定員総数に対しての割合がどのくらいまでという決まりはあるんですか。何%までとかというのは。

○中島政策企画監Ⅱ総合型選抜について何%までというのはございません、後の学校推薦型選抜というところについては半分程度というのがございます。

以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

そしたら続いて、その学校推薦型選抜というものはどのようなものになっているのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ学校推薦型選抜でございます。

文字どおりですけども、出身の高等学校の推薦に基づきまして調査書などを主な判断材料として判定をしているものでございます。高校の学習成績などをメインといたしますけども、総合型と同じく、小論文ですとかプレゼンテーション、そういった評価方法を組み合わせております。

こちらはスケジュール的には、総合型の後、大体十一月に試験を実施して、十二月に発表というケースが多々ございます。さっきの総合型選抜が十一月発表で、この学校推薦型が十二月発表というところで、十二月までに進学先が決まるということもございますので、総合型と学校推薦型は年内入試と呼ばれているものでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

昔、共通一次と言ったけど、今、大学入試共通テスト、これがあると思えますけども、これは全部の大学が活用しているわけではないと思えますけども、これの活用状況ということはどういうようになっていくのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ共通テストの活用状況でございます。

今、大学入学共通テストという名称でございます。過去には、おっしゃるとおり、共通一次とかセンター試験とか呼ばれていたものでございます。

一月の中旬に実施をされております。正確に言うと、一月十三日以降の最初

の土日にやるということで決まっているようでございますけれども、直近でいうと、令和七年の一月十八日と十九日に実施をされます。

大学によって活用の仕方は様々でございます。全てではなくて大学の学部での採用の仕方の一例として、共通テストの成績のみで判断して選抜するというやり方もございますし、申し上げましたように、各大学が個別に実施する試験、それを二次試験として、一次試験として大学共通テストを使うという例もございます。

活用状況を見ますと、改めて調べると、結構多くの大学でも使っております。全国およそ八百ございますけれども、七百ぐらいの大学で活用されている状況でございます。国公立大学はほとんどの大学で活用しております。

申し上げましたように、私立の大学も全ての学部が全ての学科が活用しているわけではなくて、一部使っているようなところも含めると、今申し上げたような数字になるところでございます。

以上です。

○原田委員 Ⅱ 本場に様々、どういうふうに関係合わせるかということもあるのかなというふうに思います。

以前、文科省に尋ねた際、大学ごとにどういう科目を受験に課すかとか、どういう試験を行うかというのは大学に委ねている。ただ、入試の公平性というのはしっかりと確保しなきゃいけないというようなことを強く言われました。

それにプラスして、今回の答申案にもしっかりと明記されていますけれども、多面的な総合的な入学者の選抜を推進していくべきということが示されており、また、総合的な選抜、総合型の選抜というものを幾らか後押ししているのかなというふうに感じるところでありますけれども、先般、石川県立大学に行きました。これは農業系で百二十名の小さな大学ではありますけれども、ここは一般選抜と学校推薦しか使っていないと、総合型は使っていないと。なぜかとい

うと、総合型というのは特殊というか、小論文とか面接とかに特化してやるので、そのための対策を取っていかねばならないので、それが十一月ぐらいまでやって、その総合型が全て合格できるわけではないので、そうすると、それから一般入試に切り替えるというような不利を受験生に与えてしまうのではないかと、そういうふうな危惧から、自分のところは採用していないということでありました。

また、ある私立大学の社会学部の教授は、旧来のAO入試と言われる総合型選抜、これは独自の体験をするという、こういう体験をしたよということでは、自己推薦をしつつ、大学に訴えると、例えば、こういうボランティア活動をしたとか、留学をしたとか、それとか次世代リーダー塾とかいうような、何かそういういろんな体験をしたよということ売りに行くか、申請の中に書いていくと。そうすると、そういったことを体験できるかどうか。つまり、家庭の経済状況によって左右されることも大きいんじゃないかと、もう一つは、これ対応の塾なんかもしっかりあるんですね。これも経済状況に左右されるんじゃないかと。したがって、筆記試験でやる一般入試というのが最も公平性で、この比率というのは一定確保すべきじゃないかという意見もある。様々な意見があるというふうに思っています。

総合型じゃなくても、学校推薦に関しても、私立の大学がやることは一定理解できるけど、公立大学がそこまでして確保に走るべきなのかというような意見を持った方もいらっしゃる。本当に受験に関しては様々な御意見があるということを理解しています。

今回、この質問をつくるに当たって、執行部とのやり取りを幾つかやった中で、総合型選抜がトレンドになっているというような発言がありました。実際に調べてみたら、国公立とか私立の別は分からないわけでありましたけれども、二〇二三年度の入試においては、一般選抜入試が四八・九%ということとで五割

を切っているんですね。学校推薦が三〇・五％、総合型が二〇・六％というような状況であります。

早い時期に、年内と言われるときに一定の学生を確保したいというような私立大学の考えというのは理解できるし、最近は浪人するという人がかなり少なくなっているということも聞いておりまして、学生や保護者も年内に合格を望むという方々も増えているというふうに思っています。

そうしたことを勘案すると、私立大学が学生確保へ大学間の競争を勝ち抜くために利用するということは理解できますけれども、公立大学においても、その総合型選抜というものを増やしていく傾向というのがあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○中島政策企画監Ⅱ公立大学の入学者選抜のトレンドというところでお答えをさせていただきます。

委員もおっしゃいましたとおり、今、学力メインでの選抜ではないやり方というのが半分を超えている状況でございます。調査の結果、過去のものを見ても、残っている一番古いのが平成十二年の状態だったんですけども、平成十二年では、学力でないところ、今でいうところの総合型選抜と学校推薦型選抜を足したところでも三三％ぐらい、三分の一ぐらいだったんですけども、今は半分以上を超えているというところでございます。

現状を申し上げたように、今、学校推薦型と総合型選抜で半分以上でございますが、大学ごとに見ますと、今、国立大学で一八％、公立大学で三〇％、私立だと五八％ぐらいが学力メインではないやり方、総合型と学校推薦型でやっているところがございます。

今申し上げた公立大学の三〇％というところも、今比較しました平成十二年のところと比べると、その時点では約半分以上五％ぐらいでしたので、公立大学におきましても、試験、テストによる選抜ではないやり方というのは増えている

るところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ公立大学の総合型と学校推薦を合わせたものが三〇％ということですか。

増えているというようなことは、いろんな資料を見ると分かるんですけども、一方で、公平性を担保しなきゃいけない、どういった形で公平性を担保しながら総合型の選抜をやっていくかということは非常に大事だなというふうに思っておりますので、そこはしっかりと頭に入れていただきたいなというふうに思います。

それでは、佐賀県が目指す県立大学の入試についてお尋ねしたいと思います。各大学では、それぞれの制度の利点や課題を踏まえて、教育内容との適合性など様々な考えの下に制度設計をされているというふうに思います。本県もそうであろうというふうに思います。

また、もう一つの視点、県内高校生に対する大学入学時の選択肢の確保を一義的に捉えた場合、入学者選抜における県内枠をできるだけ多くする方法もあるというふうには思います。しかし、一方、県立大学の学びの質をより高めるためには、出身地も含めた学生の多様性が重要であろうとも思います。仮に県内出身の学生ばかりになると、大学の評価も偏ることになるのではないかと危惧をしております。

そこで、県立大学の入試の制度設計についてお尋ねします。

こうしたことを踏まえて、県は県立大学の入試制度について、現時点でどのような制度にしようと考えているのか、またその理由は何なのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ県立大学における入試はどのように考えているかというお尋ねでございました。

県立大学の学生は、多様な人材を集めたいというふうに考えております。様々な背景、様々な属性のある方が集まりますと、意見交換にも厚みが出ます。より深い学びというのにもつながりますし、ひいては人の成長にもつながっていくということを考えておりました、多様な人材を集めるというのは大事だと考えております。

そのようなことを考えておりますので、入学者選択におきましても、どれか一つということではなくて、学力重視の一般選抜だけではない、総合型とか学校推薦型だけではないというようなふうに思っております。それらを組み合わせるで行うというふうに考えているところでございます。

今、実際の割合でということまでのイメージといたしましては、学力重視の選抜、一般選抜が半分、その残りといいますが、意欲だとか姿勢を重視するような総合型選抜とか学校推薦型選抜というのが残りの半分というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ確認ですけれども、一般選抜と総合型選抜と学校推薦型、三つとも使うということをご想定されているということでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ行く行くはというか、今、総合型選抜と学校推薦型選抜がどのくらいの割合になるかということまで具体的に持っていませんので、けれども、それぞれやり方が違って、申し上げますと多様な人材を集めたいということからすると、総合型選抜で選ぶ方、学校推薦型で選ぶ方、違うと思えますので、なるべくその両方を使いたいというふうに思って、おっしゃったようにいろんな、一般選抜も含めて三つをやりたいという方向性で考えていきたいと思っています。

以上です。

○原田委員Ⅱ先ほどちょっとどういう種類があるかということでお尋ねしたと

思いますけれども、大学の入学の共通テスト、これは活用は考えておられるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ大学入学共通テスト、これは実は今の制度上は一年目の開学時の選抜のときには使えないというものではございますけれども、ただ、選抜の方法で個別の試験、今、先ほど私学のところで申し上げましたように、一般選抜のやり方もいろいろございますので、私たちの大学が個別だけではないか、それとも共通テストを使えばいいのかということについては検討していきたいと思っております、これからの検討ということでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ入学共通テストをやっているセンターに入らないと活用できないということで、初年度は入れないので、二年目からというような理解でいいですね。

それでは次に、入学者の県内出身者の割合についてお尋ねしたいと思います。県は、現時点で入学者における県内入学者の割合をどの程度にしたいというふうに考えているのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ県内の入学者の割合についてのお尋ねでございます。

委員も先ほどお話をしましたとおり、県内の子供たちの選択肢の確保という点と多様性の点と、両方のバランスを見ながらということだと思っております。その両方のバランスを取りながらと考えると、五割から六割程度を目指すということになるかというふうに考えております。

今、全国どのような状況かというのを調べてみますと、県立大学の県内出身者の割合、これがこの五年間、大体五〇%から五二%の間で、全国平均ですけれども、推移しているところでございます。最近、我々のほうでヒアリングに訪れた大学、個別の大学の状況をお伺いしたところ、大体似たような数字、五割前後で推移をしているところが多かったところでございます。

県立大学についても、同様の数字に落ち着くというふうに考えているところではございます。というところではございますけれども、実際はやっぱり受験生の意向だとかというところで数字が変わったりするというのも大きいというふうに考えております。なかなか私たちがコントロールというか、思いどおりにならないという分もあると思いますけれども、そういったところも含めて、大学の開学後も受験生の意向だとか、動向だとか、そういったのを見ながら、どういった入試方法がいいのかというのは研究を続けていくということになるうかと思っております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ それでは、次の質問に移りたいと思います。

選ばれる大学になるための取組ということで、大学においては、学生の多様性を確保するという観点はとても重要であろうというふうに考えております。そのためには、県内、県外、いずれの高校生からも選ばれる大学になる必要があると思います。

そこでも、県内の高校生に選ばれる方策について、高校生が進路を決定するに当たっては、高校の進路指導の影響がかなり大きいというふうに聞いております。選ばれる大学となるためには、例えば、高校の進路指導の先生との意見交換を行って、入学者選抜制度に反映させるなど、高校現場との連携が重要であろうと思います。

県は、現時点で高校の進学指導とどのように取り組んでおられるのか。そしてまた、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ 県内の高校の現場との連携ということでございます。

高校生の進路、これはいろんな情報だとか、いろんな経験とか、周囲のアドバイスを得ながら本人が決めていくべきものだというところではございますけれども、やっぱり実際、高校生が進路を決めるときに、高校の先生方からアド

バイスをもらおうというのは一定あるかというふうに思っております。そういう点で、県内の高校の進路指導をはじめといたしまして、現場の実情というのをよく知ることとは本当に大事だというふうに思っております。

今、積極的なやり取りがあるというものではございませんけれども、実際、これからやっていかなきゃと思っております。開設年度につきまして、令和十一年四月というふうに定めました。今の中学二年生が最初ということもございませう。そういったところも固まってきましたので、具体的なやり取りをどの段階からするかというところをイメージしながら進めていかなきゃいけないと思っております。

高校生の進路トレンドと入学者選抜の方法がどう関連しているのかですとか、高校がどのようなアドバイスをしているのかというようにすることにつきましては、高校と情報収集、意見交換を行いながら、その入試の在り方ですとかに、我々が考えていくときにどうそういうのを反映させながらやっていけるのかということを調べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ これも石川県立大学でのお話なんですけれども、学校を説明していく、PRしていくという中で、進路指導のOBの方を雇って、その方に実際、高校の進路指導の先生方と意見交換をしたり、大学をPRしていく、それが非常に効果を上げているというふうな話もありましたので、進路指導の先生方の果たす役割というのは非常に強いと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、県内外の高校生へのアピールについてであります。

県外からも学生が集まることで、学生の多様化が確保されるほか、毎年、一定数の学生が県内から集まることで、地域に対するプラス効果があるのではないかと思っております。

県内外の高校生に選ばれるためには、高校での説明会など、アピールが重要だと思います。特に県外へのアピールは、佐賀大学や西九州大学など、県内の大学との連携も大切であると思います。こういった県内外へのアピールについては今後どのように行っていくのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ県内外へのアピールをどうするのかというところでございます。

まず、県内の子供たちのことを考えますと、やっぱり現状は大学進学時に多くの子供たちが県外に出ているということがございます。そういうのもございまして、実際、大学生とか大学で学ぶことというのが近い状態ではない、現状はそういうふうに思っております。そういうことで、どこか大学は遠いところだなというふうなイメージもあるかなと思いますので、それはちよつと変えていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、県内の子供たちにアピールしていくのはとても大事ですし、今、子供たちと申し上げましたけれども、大学で学ぶことというのをイメージしてもらうためには、高校生だけではなくて、中学生とか、小学生とか、そういったその前の段階からのアピール、PRというのも大事なかなというふうに思っております。

県外のアピールにつきましても、佐賀に関わりを持っていただくとか、佐賀で働くこととか、佐賀で暮らしていくことというのを増やしていきたい、交流人口を増やしていきたいというふうに思っておりますので、そういったことからアピールしていくことが大事ですし、これまでありましたとおり、多様な人材が集まるような大学にしたいと思っております。そういったことから大事というふうに思っております。

そういったことをやっていかなきゃいけないと思っておりますし、それはおっしゃりましたとおり、県立大学だけではなくて、県内のほかの高等教育機

関も同じことを狙っていたらいいと思っておりますし、そこはぜひ一緒にやっていきたいというふうに思っております。

具体的なものをどうするかと、これからになりますけれども、例えば、大学の説明会を県外で合同で行うとか、中学生とか向けのオープンキャンパスをやるとか、それは時期を同じにして各大学を巡るような仕掛けをするとか、そういったことができるようになると、県立大学だけではなくて、佐賀大学、西九州大学、今度、武雄に新しくできれば、そういった大学も含めて、あるいは短大だとか、専修学校とかも含めて、高等教育機関と連携した取組というのを行うことができますれば、またそういった効果も高くなるというふうに思っております。もう少し先になると思いますが、ただ、いつからというのは決まっておりますので、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、海外からの留学生の受け入れについてお尋ねをしたいと思います。

学生の多様性の確保という観点からは、海外の留学生の受け入れというのはあってもいいのではないかとこのように思います。今まで留学生の話というのは一切出ていなかったのかなというふうに思いますけれども、この点に関して、佐賀大学もかなりの国、地域から留学生が入っているというふうにも聞いております。

県は、現時点で検討はどうされておられるのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ海外からの留学生についてのお尋ねでございました。

まず、外国人留学生の実態というのを少し調べました。現在、日本で学ぶ外国人留学生、これが全国に大体二十八万人いらっしゃいます。佐賀県内では千人弱の方が学んでいらっしゃいます。今申し上げたのは、大学とかの高等教育機関だけではなくて、日本語学校も含めたところではございますけれども、

大体県内には千人弱、高等教育機関に限りますと、県内では約五百人の方が外国人留学生、外国から県内で学ばれているということでございます。

留学生個人にフォーカスを当てますと、実際日本の大学で学ぼうとした場合には二つのパターンがありまして、直接その大学に入学をするパターンもございますし、一旦日本語学校に入学して、日本語のレベルを少し上げてから大学に入学するパターンというのがあるようでございます。

県立大学はどうかというところでございますけれども、今、県立大学が国際系の学部というよりも地域型の学部というふうにも考えておりますので、開学当初から必ず一定数の外国人留学生を受け入れるということをマストにするという形にはならないかなというふうには考えているところでございますけれども、ただ、これまでもお話がありますけど、直前に委員もおっしゃいましたように多様性の確保というところを鑑みますと、留学生も受け入れたい、ウエルカムだというふうに思っております。

開学後に環境を整えるという方向になると思いますので、それまでは様々な情報収集に努めてまいりまして、そういったときにスムーズにできるような体制を取りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ定員総数、そして、県内からの入学者数の一定の確保、様々なことを勘案してなので、そこはマストではないということでありましたけれども、優先順位もいろいろあると思いますので、ただ、検討ということはぜひやっていただければというふうに思っております。

最後の問いであります、県立大学の入学者選抜の考え方についてであります。現時点で令和十一年四月に開学をしたいということで、入学の対象となる年代の子供たちやその保護者の関心は非常に強くなっているというふうに思っております。特に入学選抜の形がどういうふうになるのかというのは関心事だと

思います。例えば、入学定員について、たくさんの方に入ってもらおうという観点からは、なるべく多く設定する考え方もある一方で、しっかりとした教育を行うというふうに考えれば、定員を絞って、小さくスタートさせるという考え方もあるのかなとも思います。実際、最近設置された福知山公立大学や叡啓大学とかを見ると、入学定員が五十名とか百名とか、絞ってスタートしているところもあります。

この入学定員の規模も含めて、県立大学の入学者選抜についてどのような方向で検討を進めていかれるのか、これは政策部長にお尋ねしたいと思います。

○平尾政策部長Ⅱ県立大学の入学者選抜の考え方についてお答え申し上げます。

委員からお話ございましたように、入学の対象となる年代の子や保護者、こういった方々は、非常に入学者の選抜という部分については関心が高いというふうに、私もそう思います。

県立大学については、まずは大学の教育方針でございます三つのポリシー、これを固めていくということで考えております。まず、「卒業認定・学位授与方針」でございますディプロマポリシー、これを固めます。その学位に合わせた「教育課程編成・実施方針」であるカリキュラムポリシーを検討し、どのような学生を集めたいかという「入学者受入れの方針」でございますアドミSSIONポリシーを固めていきたいというふうに考えております。そのアドミSSIONポリシーを満たす学生をどのように集めるかという段階で、入学者選抜の方法について具体的な検討を行っていくこととなるというふうに思います。

入学者の定員でございますけれども、二百から三百名を想定しております。大学進学時の選択肢を確保するという観点からすれば、できるだけ多いほうがいいというふうな思いもございます。ただ、その一方で、ゼロからつくる大学でもございます。堅実な大学運営を行うためにはスモールスタートをすべきと

の考え方もあるのではないかと、思うに思います。県立大学の目指す姿の実現に向け、適切な定員数を見極めていくことが必要ではないかと考えております。

また、入学者の選抜方法でございますけれども、これにつきましては、さきの九月議会の一般質問でも答弁をいたしましたけれども、一般選抜、それから総合型選抜と学校推薦型選抜を併せました選抜推薦入試、この比率を一对一にするということを念頭に置いて制度設計を進めていきたいというふうに考えております。

また、県立、私立を問わず、県内全ての高校に適した形で推薦枠を設けていきたいというふうにも考えております。そうした大まかな方向性はこれまでも御答弁申し上げてきましたけれども、令和の時代の入試方法は以前とは大きく異なっております。委員のほうからも、入試制度は多様化をしているといういろいろな事例もお示ししていただきました。今後もさらなるこうした変革は続いていくというふうに考えております。既に様々な大学が毎年のように新たな入試方法を打ち出すなど、多様な学生の確保のためにいろんな工夫をそれぞれの大学でされているというふうな状況でございます。こうした入試に関する最新の情報、こうしたことをしっかりとキャッチアップしながら検討を進めていく必要があります。

県立大学に關しましては、定員数も含め、入学者選抜の方向性について、委員のほうから御指摘があった入試方法、こういったことをどうするのか、また、県内外の学生にどのようアピールするのかといった点にも留意をしながら検討を進めていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

そもそも大学、そこで学ぶ生徒がどれだけ力をつけて、大学を卒業するとき

にどれだけの質を保障するかということも学校にとつては非常に大切なことであり、今の中教審の答申案の中でも大学の評価認定制度を見直すこと、教育の質をどれだけしっかりと高めたかというのを数値で判断するよということを明確に掲げられております。ここをスタートの段階で、我々がつくる大学というものは本当に質の高い、そして、出口をしっかりと確保して、出口というか、出口の能力をしっかりと確保して、学生たちがしっかりと人生を生き抜いていけるような形に結びつくような大学をつくっていただきたいと、それに向けて検討をさらに続けていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○江口委員Ⅱ県民ネットワークの江口善紀でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は二問通告をさせていただいておりますので、順次質問に入らせていただきます。

まず一問目、ただいま質疑がありました県立大学に関して、県立大学の場所予定地の佐賀総合庁舎内現地機関等の移転についての質問から入らせていただきます。

県立大学の立地場所については、今年七月に佐賀市八丁畷町の佐賀総合庁舎敷地内と決定され、これに伴って佐賀総合庁舎に入居する現地機関等はそれぞれ移転を行う必要がある状況になっております。

移転する必要がある九つの現地機関等のうち、材料試験センターについては佐賀県工業技術センター敷地内に移転・新築するための予算が、県土整備部において九月補正予算で措置されました。移転のめどがついているものの、残りの八つの機関、順次申請上げて確認していきますと、佐賀県税事務所、ここは職員数六十九人、佐賀中部農林事務所六十六人、東部教育事務所二十八人、農業公社二十二名、佐賀県農業会議十名、佐賀県土地開発公社・佐賀県道路公社

九名、そして、県営住宅佐賀管理室が十四名ということで、このそれぞれの現地機関等の職員数や執務室等の広さなどの現況に加え、一般県民の方の利用の多寡など、それぞれの実態を踏まえた上で移転先を検討していく必要があると考えます。

また、県立大学は令和十一年四月の開学に向けて本館の改修及び新校舎の建築工事を令和九年度から開始することとされており、そのスケジュールに影響が出ないように各現地機関等の移転を行っていく必要があると思います。

そこで、順次、次の点について質問していきたいと思えます。

まず、移転先の検討状況についてであります。

八つの現地機関等の移転先について現在どのような検討状況か、まず、その点から御答弁いただければと思います。

○植松政策企画監Ⅱ八つの現地機関等の移転先の検討状況についてお尋ねでございます。

まず、佐賀県税事務所、東部教育事務所、それと県営住宅佐賀管理室、こちらにつきましては佐賀市内民間ビルを念頭にしまして、それぞれ移転先候補を絞った上で、その所有者と具体的な協議を行っているところでございます。

次に、佐賀中部農林事務所でございます。こちらは移転先を佐賀市の大和支所二階としまして、その使用します庁舎内の範囲ですとか面積、これにつきまして佐賀市さん側との協議が調いまして確定をしております。これを受けて移転に必要な改修工事等の予算のほうを佐賀市の十一月定例議会に提案をいただいているという状況でございます。

続きまして、佐賀県農業公社・農業会議でございます。こちらは県の機関でございます。いゆる外郭団体ということになるかと思えますけれども、こちらにつきましては小城市芦刈保健福祉センター「ひまわり」の一部を借用する方向で小城市さんとの協議を始めさせていただいたところでございます。

最後になります。佐賀県土地開発公社・道路公社、こちらはいゆる外郭団体ということになるかと思えますけれども、こちらのほうは現在全国高校総体2024推進チームが入っておりますけれども、県庁舎の南館三階への移転としてございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。全体、どのような検討状況か御答弁いただきました。

それでは、この八つのそれぞれの移転につきまして、移転先の選定についていろいろと少し伺ってみたいと思います。

まず、市内の民間ビルへ移転する団体がございます。どのような経緯、あるいは考え方で移転先を検討しているのか、その点についていかがでしょうか。

○植松政策企画監Ⅱ市内民間ビルへの移転についてお尋ねございました。

佐賀総合庁舎内の現地機関等の移転に当たりましては、佐賀市中心市街地の活性化の観点から、市内民間ビルへの移転を中心に検討をすることとしてございます。そういった中で物件の検討に当たりましては、日々来訪者の方と接しています現地機関等と連携をしながら、利用者の実態を踏まえた上で検討を行ってきたところでございます。

具体的に申し上げますと、一般の県民の方が多く利用いただいております佐賀県税事務所ですとか県営住宅佐賀管理室、こちらのほうに身体障害者の方ですとか高齢者の方が多く御利用いただいております。そのため、自動ドアですとかスロープ、そういったバリアフリーの対応が必要と思っております。また、現在、自家用車によります利用、来訪者の方も多々ございます。佐賀市内の民間ビルに移転ということになりますと、路線バス、そういった公共交通機関を利用していただきやすくなるのはいいえ、引き続き自家用車の利用も多いと見込まれます。このため、来訪者用の駐車場、そういった確保も

必要になってくると考えているところがございます。

そのため、バリアフリー化につきましては、既にそういった対応がなされている物件、あるいはそういった対応への改修工事が可能な物件を検討しているところがございます。また、駐車場につきましても近隣の民間駐車場を活用できる物件といったところを考えているところがございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。やはりお客さんがカウンターにお見えになるような施設に関しては、今御答弁いただいたような市民の皆さんへの影響を最小限にとどめるような施設的な整備とか、あるいはスロープ等々、ハード、ソフト面、両方で配慮、対応が必要だと思っておりますので、それらの点についても丁寧に対応していただければというふうに思います。

では次に二番目、佐賀市大和支所への移転がございました。この佐賀市大和支所への移転についてはどのような経緯、また、考え方で大和支所への移転となったのか、その点について御答弁をお願いします。

○植松政策企画監Ⅱ佐賀市大和支所への移転についてお尋ねございました。

佐賀中部農林事務所の場合、ほかの現地機関等と異なりまして防災機能を備える必要がございます。民間ビルではそういった機能を備えることは困難なことから、行政機関が入っている施設が適当ではないかと考えていたところがございます。そのため、今年七月に締結をいたしました佐賀市との連携協定書におきまして、佐賀市が実施または協力する項目の中に、一部現地機関の支所等への移転を盛り込んだところがございます。

最終的には九月、二回目になりますけれども、佐賀市さんとの連携協議会におきまして、佐賀中部農林事務所が佐賀市大和支所に移転することを県と市の両方で確認をいたしまして、その後の具体的な協議を経て、今回の佐賀市さんの補正予算の提案に至っていると認識をしております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。確かに佐賀市大和支所は大変大きな建物で、あれっ、これは全部入っていないよなというのは以前から意識があったので、こういった形で協力、あるいはお互い有効活用というか、スムーズな移転につながったことは大変ありがたいことかなというふうにも思います。

では、三パターン目の芦刈保健福祉センター「ひまわり」への移転については、三パターン目の芦刈保健福祉センター「ひまわり」への移転についてですが、これに関してもどのような経緯、あるいは考え方で移転を検討しているのか、この点についてお願いいたします。

○植松政策企画監Ⅱ小城市芦刈保健福祉センター「ひまわり」への移転についてお尋ねございました。

農業公社が担います農地中間管理事業の制度が令和七年四月から改正をされました、農業公社が県全域の農家さん等の利用者に直接対応する案件が増加すると見込まれることを踏まえまして、案件が多く見込まれます県西部地区、こちらのほうに、現在よりも近い小城市内の要望が農業公社のほうからございました。県のほうから小城市に打診をいたしましたところ、小城市さんのほうで施設の利用状況等を考慮して小城市芦刈保健福祉センター「ひまわり」のほうを御紹介いただきまして、農業公社と農業会議がその一部を借ります方向で、小城市さんと協議を始めさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ小城市のほうともスムーズなそういった協力ができたことは大変ありがたいかなというふうに思います。

以前、何かこういった機関が移転するときは、結構関係団体との調整とかで大変なこともあったということを先輩議員に聞きました。たしか小城市土木事務所がなくなるときとか、いろんな業者さんとかが手続に行かれるところですか、そういったところが統廃合になると、それまで行かれていた方が今後どう

なるのか、手続とか、そういった御案内も変わってきますし、結構そういうのは大変だったというふうなお話も聞きました。

また、大きな引越しとなるとエネルギーがかかると思います。通常の業務をしながら引越しの準備をしなければいけない。そのために業務の中断を最小限に抑えたり、あるいは移転計画を逆算して綿密に策定する、そういったことも必要だと思いますし、物理的に場所が完全に動くわけですから、情報システム、パソコンとか、そういったものも動かすわけですから、その際の情報の漏えい防止ですとか、そういったものにも心がけなければいけないと思います。

最後に、そういった引越し、移転に伴って、職員の方が通常業務にプラスアルファでこういった移転作業のしかかりますので、職員の負担の軽減を図ったり、あるいは移転作業を効率化するそのような配慮がやはり必要だと思います。そういった逆算、また、全体で効率的な移転に向けた準備を周到に検討していただいた上で、それぞれの機関がスムーズに移転でき、そして、新しい場所でもまた成果を、仕事業務をぜひ発揮していただきたいというふうに思っております。

そういったことに心がけていただきながら、最後の問いですが、今後の取組について伺いたいと思います。

県立大学の開学のスケジュールに影響が出ないように、今後、これらの移転についてどのように取り組んでいくのか、その点について答弁をよろしくお願いたします。

○植松政策企画監 今後の取組についてお答え申し上げます。

佐賀中部農林事務所と農業公社・農業会議につきましては、令和八年度中頃までの移転を目的としまして、佐賀中部農林事務所につきましては佐賀市と調整を進め、農業公社及び農業会議につきましては小城市との調整を進められますので、県としてもそれを支援してまいります。

その他の現地機関等につきましては、令和七年度当初予算において予算化を行いました上で、各機関等の繁忙期、そうしたことも考慮しながら、準備が整い次第、令和七年度中の移転を進めていく予定でございます。

県立大学の開学のスケジュールに支障を来さないよう、佐賀総合庁舎内現地機関等のスムーズな移転を図ってまいります。

以上でございます。

○江口委員 ありがとうございます。

あと私、冒頭で各現地機関等の人数を申し上げたのは、これは九月定例会のときに配られた資料の数字を基に申し上げましたので、多少、現況と数人違うことはあると思いますので、その辺のことはぜひ御承知おきいただければと思います。

それでは、二問目のほうに移りたいと思います。

問二は、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応ということで通告をさせていただいております。よろしくお願いたします。

今朝、ニュースを御覧になって驚かれた方も多々と思いますけれども、アメリカ軍オスプレイの飛行一部停止、日本政府にも通知ということで、テレビやネットのニュースにも出ています。中谷防衛大臣や官房長官のほうも発言を多少されているようですけれども、今段階で佐賀県と――概要ですけれども、アメリカ軍は、輸送機オスプレイについて一部の飛行を停止したというようなことを日本政府に伝えた。AP通信によりますと、十一月にアメリカ西部の空軍基地で起きた墜落寸前の事故を受けたものということであります。まだ断片的なニュースではありますけれども、空軍と海軍は訓練を一時停止していると。海兵隊は、緊急性のない飛行に関しては今月六日から九十六時間停止することを決定したというふうなニュースが伝わっております。

今回の飛行停止については、今年の十一月二十日、西部ニューメキシコ州の

空軍基地で、オスプレイが機体内部の部品の金属疲労でエンジンを故障し、墜落寸前の事故を起こしたことを受けたものと伝わっております。ちょうど一年前、鹿児島県屋久島沖で墜落事故が起きて、乗員八名全員が死亡した残念な事故があった後にも飛行をしばらく停止したんですが、それから今回、ちょうど一年を過ぎた頃にこういうふうなニュースが飛び込んでまいりました。

今段階で佐賀県のほうへ、担当課のほうに何か防衛省なり政府のほうから連絡があったり、あるいは県のほうから問い合わせたりしている状況が何かございましたら、その点、まず御答弁いただけませんか。

○田中政策企画監Ⅱ今朝の報道に関する今の情報をお伝えいたします。

今朝方、私も報道を見まして、防衛省の九州防衛局の担当者のほうに情報提供を依頼したところです。情報提供を依頼して、七時過ぎぐらいだったですね、連絡をしたところ、九時前ぐらいに、今のところ報道は防衛省として承知しておりますが、詳細は米側に確認中ですという内容の連絡がっております。

以上になります。

○江口委員Ⅱニュースサイトを見ると、一番早いので午前一時過ぎで、それから断片的に、断続的に、五月雨式にニュースが更新されて、今も随時更新されていると思いますので、だんだんアメリカの状況については伝わってくるんじゃないかと思えますけれども、やはりオスプレイの安全性については、本当にこの県議会でも十年近く、平成二十七年から論議をしてきたところであります。

ただ、一番最初と今で違うのは、今は我が日本の自衛隊も実機を持っているということ。最初は米軍しか持っていなかった。今は日本の自衛隊にもオスプレイがあると。これは二つの面があると思います。だからこそ、オスプレイの安全性、その運用を担当する自衛隊員の安全のために安全性をしっかりと確保しなきゃいけないということ。

それともう一つは、オスプレイというものは、未知のものだったのが現実のもので、それが我が国内で自衛隊の機材として運用されているという、安全対策を日本側が持たなきゃいけないようになっていくこの二つの面があると思います。

いよいよというか、佐賀空港のほうの工事が進んでいる中で状況は刻々と変わってきていると思いますけれども、まさか私もこの質問の朝に、こんなニュースが飛び込んでくるとは思いませんでしたけれども、特にオスプレイの安全対策、そういったものに関しては、これから本当により現実のことになりますので、しっかりとまたこれからも議論させていただきたいと思っております。

まず一問目、オスプレイの安全性についてであります。

申し上げたように、現在、佐賀空港西側の用地で仮称佐賀駐屯地が建設中であり、来年七月から陸上自衛隊のオスプレイを配備していくという計画です。陸上自衛隊のオスプレイの実機が佐賀県内を飛行することが現実味を帯びてきました。

このところ、オスプレイに関するニュースが度々報じられています。まさか今日もこういう展開になるとは予想だにしませんでしたけれども、十一月十三日には山口知事が中谷防衛大臣と面会し、佐賀空港の自衛隊使用要請の経緯を確認したほか、与那国駐屯地での陸自オスプレイ事故に関する対応を要請し、佐賀空港の滑走路延長や平行誘導路整備に関する話が話し合われました。

翌十一月十四日は、佐賀市内上空やみやき町上空を米軍のオスプレイ三機が突如飛行しているところが目撃され、話題になりました。日米韓の共同訓練の一環と見られています。

同じ日、奄美空港では、米軍普天間基地所属のMV22オスプレイ一機が警告灯が点灯したため、緊急着陸しました。整備支援のため、同型機のオスプレイ

が相次いで二機来援し、緊急着陸した機体の左エンジン周辺で米軍関係者が作業を行い、約五時間後には三機全てが飛び立ったということがあります。

同じく十四日、与那国駐屯地での陸自オスプレイの事故に関して、防衛省が調査結果を公表し、佐賀県に対して説明をされた日でもあります。

その一週間後の二十一日には、再び奄美空港に、今度は米海軍のオスプレイが緊急着陸をしまして、この機は現在もたしか奄美空港に留め置かれているふうに認識しております。米軍によると、点検の結果、一部の部品を交換する必要があると説明しているそうです。

こういう報道に接するたびに、昨年十一月二十九日の屋久島沖での墜落事故が脳裏をよぎります。米軍のオスプレイにしろ、陸自のオスプレイにしろ、エンジンやギアボックスなどの駆動系の構造は基本的に同じですので、オスプレイの事故が多発する中、とりわけ陸上自衛隊のオスプレイには決して事故を起こしてほしくなかったものの、今回、与那国駐屯地にて損傷事故が起きてしまいました。

テレビで映像を御覧になった方もいらっしゃると思いますが、あわや大惨事になる一歩手前の状況だったと推察されます。

ちよつとパネルを、(パネルを示す)ちっちゃいんですけど、これが土手の先にオスプレイがまさに離陸しようとしていて、左右にぶんぶん揺れているところの写真ですね。

結局、こちら側の、このナセルの一番下のところが地面にぼんと当たっちゃって、ナセルの下が壊れてしまった。壊れたといっても、これは頑張つて撮られた写真なんですけれども、これはプロペラですね。ナセルの一番下のところ、これが九十度回転して、上向きにヘリコプターモードで離陸するんですけれども、これは、この下がごとんと当たっちゃったもので、だから、オスプレイがこうやって左右にバランスを崩して、こんなに不安定になったところ、地面に

ぶつかってしまったんですね、ナセルの下の部分が。あと何度か、五度か十度、もっと傾斜が強かったら、このローターの端っこが地面にいたら、一気に取り返しのつかない大事故になったんじゃないか、本当にぎりぎりの状況だったと思います。これは映像で見たら、本当にぶんぶんなって、見られた方もいらっしゃると思う。乗っている方は怖かったと思いますけどね。本当に寸前だったと思います。

今回、アメリカが今日、飛行停止にしたのも、やはりそのギアボックスの話で、これが屋久島で去年墜落したときのナセル内のギアボックスの中にハイスピード・ピニオンギアというのが、これはここにプロペラがついていて、これが回るので、この周りの五つがまたさらに補助しながら回るんですけども、これが相当なスピードで回りながら回るんですね。そうすると、これが、これはハイスピード・ピニオンギアがこういうふうな五つに破断しているわけですね、去年の屋久島の事故機は。破断する前に、高速で回っているから、金属の粉みたいなのが発生するわけです。それをエンジン内のセンサーが検知して、いわゆる警告灯が点灯したというのはそういう状況なんですね。それを屋久島のときは一時五十分一回目がついて、それから一分後について、五分後について、十分後について、だから、あつ、またかという感じもあつたみたいですが、演習中だったから、やはりできれば達成したいというのがあつたけど、四回目、五回目で、ついにそのセンサーが壊れて作動しなくて、これもまずいと。最初の三回、四回目のときは、エンジンを見たけど、熱も上がっていないし、振動もなかったから、何とかこれはいけるだろうと優先したものの、四回目であれつ、五回目でセンサーまで壊れて、その後はあと八分後に緊急、そして一分後に落ちたというふうになっているので、後半、ここが急激に状況が変わっているということで、オスプレイのギアボックスの信頼性、ここが非常に問題になっているのは、最近、結構オスプレイ関係ではよく言われていること

になっていますね。

今回、アメリカのニューメキシコ州で、十一月二十日にこういった、まさにオスプレイの機体内部の部品の金属疲労でエンジンが故障し、墜落寸前の事故を起こしたというのは、屋久島のパターンと全く一緒じゃないかと。

実はこれが十一月二十日ですけれども、十一月二十二日のアメリカのネットニュースにあったのが、このギアを作っている会社が二〇一三年にまで遡ると、過去七回、同じような故障を起こしていると、屋久島と同じような。そしてまた、今日——今日というか、十一月二十日にもあっていたから、このハイスピード・ピニオンギアの破壊で、このギアを作っている会社の材質が非常に悪くて同様のケースがいっぱい起こっているというのが最近明らかになってきたので、そういったことを含めれば、やはり部品の問題、設計上の問題、強度の問題ということ、アメリカはやっぱり英断だと思います。やはり隊員をしつかり守るために、隊員の命を優先して飛行停止の措置を取っているのです。そういった中なんですけれども、そういった状況の中で、やはりまずは任務も大切ですから、乗員、隊員の命が最優先という今回のアメリカの措置だと思います。

過去二年間だけでも、オスプレイの死亡事故は四件発生しています。分からないくらいよくありますから。オスプレイの安全性に関する懸念は根強く、米軍でも度重なる事故発生とか、陸上自衛隊でも今回の損傷事故など、その安全性に対する懸念は全く払拭されていません。

そうなった中で、その前提に立って、次の点について質問させていただきませうけれども、まず一点目、陸上自衛隊のオスプレイの事故についてなんですけれども、本年十月二十七日に発生した与那国駐屯地における陸自オスプレイの事故の主な原因は、防衛省の調査結果によると、パイロットによるインテリム・パワー・スイッチの入れ忘れということで報告を受けました。陸上自衛隊のオ

スプレイは、離陸時にはこのスイッチを必ず押すことになっているというふうな説明をしたが、AP通信が報じたところによると、米海兵隊や製造メーカーでは、部品の摩耗の原因につながるため、推奨していないとのことであり、どちらが本当のことなのかという疑問がまだ残っております。

防衛省は当然のこと、県でもこのことについてしっかりと検証する必要がありますと考えますが、これについて御答弁いただければと思います、いかがでしょうか。

○田中政策企画監 Ⅱオスプレイの安全性に係るスイッチの入れるのが正解か、切るのが正解かということですが、このAP通信の記事が報じられたことを受けまして、事実関係について防衛省のほうに確認をしました。それで、防衛省のほうからは、陸自オスプレイについては、米側から提供された操縦マニュアルでは、離陸時には必ずインテリム・パワー・スイッチをオンにするととされていると。AP通信の報道にありますような頻繁な使用を推奨していないとか、そういう指摘は当たらないと認識しているというのが防衛省の考えでした。

さらにインテリム・パワー機能が部品を摩耗させる可能性があるということにつきましては、現時点において米側からはそういった情報提供はありませんということでした。

さらに防衛省としましては、オスプレイの安全性についてはこれまで累次の機会に確認をしていますと、現状では問題がないと考えておりますけど、引き続きオスプレイの運用に当たっては安全の徹底を図っていきますということを聞いております。

念のため、今朝のニュースも含めましてこちらのほうの情報提供もあつたかというのを聞いておりますが、新しい情報については行われていないということでしたので、県としてはこの点についても引き続き情報提供を求めていくこ

とにしております。

以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

ちなみに十一月十四日の防衛省が調査結果を県に報告説明に来られたときは、担当課の皆さんもお話を伺われているんですよ。

じゃ、そもそもインテリム・パワー・スイッチ、パワー機能について、よかつたらさらっと御説明いただけませんか。

○田中政策企画監Ⅱインテリム・パワー・スイッチ、離陸をするときに必要なスイッチということで、なぜ必要かということで防衛省のほうから説明を受けましたが、オスプレイはヘリコプターモードで離陸します。それとあと、上空に上がったら、航空機モードで行きます。このときに必要なパワーというのが違う。ほとんどは推進するときには横向きのパワーで行くんですけど、飛行機と一緒に、プロペラ飛行機みたいに行くんですけど、プロペラ飛行機のプロペラで垂直離陸ができるかというと、心もとないということなので、垂直に離陸するときにはプロペラ自体のパワーを上げる必要がある、離陸時には必ず入れるスイッチだよという説明でした。これで大丈夫でしょうか。

○江口委員Ⅱありがとうございます。ということは、これは離陸時に、特に垂直に離陸するときには常にいつも使う機能であり、操作だと思っんですけども、今回、離陸時に毎回オンにするような手順を何で忘れてしまったのか、非常に素朴な疑問なんですけど、その点について何か言及とか、あるいはお尋ねされましたでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱその点についても、一部報道とか調査報告書のほうにも少し書いてありましたけども、日米共同演習のときの出来事でした。先ほどから話題になっている与那国島のほうで輸送機ですから人を運ぶ訓練をしていた。二十四人乗りなので、二十四人フルじゃなかったんですけども、演習の間の要

するにばたばたしていた、何がばたばたしていたというと、直前に人数の増減とか確認とかが変動したりして、クルーは四人いて、操縦士、副操縦士がメインで前のほうにいるんですけども、飛び立つ前には人数の確認、人数が違っていると、燃料が大丈夫かとか動力がどうか、いろんなチェック項目があるらしくて、通常はそんな変動はしませんので、通常、冷静にやれば流れる手順のところを、そういった変動に合わせたチェックとかをして、演習ですから、いつまでに飛び立たないかとか決まっちゃったんでしょね、そういったばたばたの中で、日頃やっている操作の一つが抜け落ちていた、大まかに言うと、そういう説明を受けております。

以上です。

○江口委員Ⅱまさに演習中ですから、実践に即したまさに状況中だと思います。予定人数が二十人だけでも、その手前で数人がやっぱり負傷したりなんかで乗れなくなったりというのは当然ある、場合によっては銃弾飛び交う中で搭載し飛び立つと、そういった緊迫した状況も当然これは演習だからすると思えます。そういった状況をまさに安全に、日頃の訓練でできることを、よく自衛官の方は訓練でできないことは本番ではできないとおっしゃいますので、徹底してやっていらっしゃると思います。

本当に真に迫った訓練の最中に本当にぎりぎりのというか、間一髪の状態になっちゃったんですけども、ただ、オスプレイのパイロットの方々はまずはシミュレーターで何十、何百時間と訓練をし、実機で訓練をする、相当体にしみついているぐらいだと思うんですね。例えば、いつも使うスイッチであれば、手順でばばばとしなきゃいけない、それができなかったら、死に直結するものですから、我々だって車に乗るとき、ドアの鍵を開けて、座って、シートベルトをして、ブレーキを踏んで、エンジン入れてというのを無意識にできるじゃないですか。だから、そういった実践の状況をやはりぎりぎりのところでやっ

て、かつ今回大きな事故にはならなかったけど、ぎりぎりのところまでやったんだと。しかし、それでもこのボタン一つでこんなに違うというのは本当に大丈夫かと。つまり、車だって、シートベルトをしなかったら、ピンポンピンポンとずっと鳴り続けますから、だから、このスイッチがどれだけ一般的なもののなか、特殊なものなのか分かりませんが、表示をするというふうなところと、パイロットと副操縦士の連携はしっかりやってもらわなきゃ困ると思うんです。本当に命に関わる状況だったと思います。

最後、マニュアルの話を知って、そして、先ほどのアメリカのほうの状況も今問い合わせ中で特段の情報が来ていないということだったんですけども、やはり防衛省のほうとしてはまだ受けてないというのを、佐賀県のほうから常々しっかりと確認の問い合わせをしていただきたいと思っております。

そういう意味で、こういうふうなオスプレイの実機を我々が木更津で視察をしたときに、陸目の担当者は、アビオニクス、いわゆる航空管制のコンピュータシステムがオスプレイはとも優れているから、非常にパイロットの負担も軽減されて安全性がほかの航空機よりも高いんですよと言われたにもかかわらず、一番進んでいるオスプレイがなぜか事故が起きるときはパイロットのミスがほとんどになってしまっていて、先ほどおっしゃったように、機体の問題はなにかという建前がなぜか日本ではアメリカ以上にばっこしているような気がして、とてもそこところは心配するところがあります。

構造的な問題が潜んでいる可能性があるかと、また、情報開示の不透明性に関しても、防衛省ですら、米軍への問い合わせがメインであり、それを第三者による検証といったものは実際のところない、佐賀県だって、防衛省のほうからの連絡、情報を主に受けているような状況であります。

②の安全性の確認についてという問いに入らせていただきますが、このオスプレイの事故が多発している中で、その原因が必ずしもパイロットの操作ミス

に限定されず、機体自体に設計上の問題や部品の強度不足など構造的な問題が潜んでいる可能性があるかと私は考えています。そういった記事も実際多いです。

県として、独立した専門家への検証を求める、客観的な評価を得るような、そういう取組をすべきだと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○田中政策企画監 Ⅱ オスプレイの安全性の確認について独立した機関での調査とかが必要じゃないかということですが。

今までの江口委員のお話にもおあり、オスプレイは特殊な機械で、最先端の技術が入っていると、一般の機体とは大きく異なるということを多々おっしゃっていただきました。逆に言うと、そういうことで一般的な知見が通用するものではなく、それぞれに特殊な知見を有したものでないと根本的なことは分からないということが言えるかと思えます。ですので、それを鑑みたところで、今現在、国内でオスプレイに関する知見を有するのは防衛省のみというふうに考えております。また、その機体の安全性についての法的責任を負っているのも、運用している防衛省というのは間違いなかなと思っております。

こういうことから、今後もオスプレイの安全に関する疑問や不透明については、その都度、私たちは防衛省に確認するというところで、安全対策の徹底については申し入れていくという形を考えております。

以上になります。

○江口委員 Ⅱ アメリカのほうのメディアを見ると、かなりいろんな軍事の専門家、技術系だったり、いろんなジャーナリストの方がメーカーにも取材をしたり、退役軍人の方に話を聞いたり、そして、現役の軍人の方に話を聞いたりというふうなジャーナリズムはたくさんあります。それはこのミリタリーの世界でも一緒です。だから、日本ではそういった軍事に関するメディアはあまりたくさんないかもしれませんが、アメリカのほうはたくさんある。そこから翻訳

すればニュースを我々は取れるんですけれども、当事者じゃなければ分からないというのは、先ほどいただいた答弁はそういった趣旨に聞こえるんですけれども、もちろん当事者は防衛省です。そこが一番詳しいに決まっています。しかし、日本にもいろんな専門家の方、技術者の方、こういった分野に造詣の深い方はたくさんいらっしゃる。オスプレイにしても、いろんな観点から肯定的な見方をしたり、否定的な、あるいは部分的にここはいい、ここは注意が必要、いろんな専門家や詳しい方がいらっしゃる。そういった方々にも佐賀県として知見を求めたりする。そういうふうな防衛省オンリーのニュースソースじゃなくて、佐賀県として独自の知見を深めるそういった対応を幅広くやったほうがいいんじゃないですかというふうなつもりで聞いているんですけれども、そういった中でいかがでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱいろいろな意見を聞くということは非常に大切なことだと思います。そういった信頼できる機関とかがあればそういったことも可能なんでしょうけれども、今、知見を一番有しているのは誰か、それに対して責任を負えるのは誰かということを考えたときに、今現在、防衛省が国内では一番適していると思っておりますので、そこが責任を持って調査をされているということを我々としては確認していくという形で考えているところです。

以上になります。

○江口委員Ⅱ願わくば、県の担当者の皆さんにもいろいろアンテナを立てて情報収集をしていただいていると思います。防衛省の説明も確かに大切ですが、でも、実物がそう遠くない未来に佐賀に来てしまいます。来ます、来る予定になっっていますので、そういった中で、あれっ、この点はどうなんだろう、この点はどがんですかと防衛省の方に、よか質問をされるぐらい、我がこととして、より感度を高めて、関心を払って業務に当たっていただければと思います。その点を申し添えて、午前中の質問を取りあえず一旦中断させていただきます。

○中村委員長Ⅱ暫時休憩をします。十三時十五分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時十五分 休憩

午後一時十五分 開議

○桃崎副委員長 Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○江口委員 Ⅱ午後の質疑に入らせていただきます。

その前に、先ほど最後に取り上げたオスプレイの安全性の確認についてのくだりなんですけれども、やっぱり私はどうしてもオスプレイ等の安全性を追求する県の姿勢が残念ながらとても見えないう。県は、これを受け入れることを決めたんですね。そういった意味では、安全性への不安、県民の不安というのを防衛省の説明責任、それに委ねるだけでなく、佐賀県自身がこの安全性というものをしっかりと追求する姿勢を見せなければ、とても県民の不安の払拭には僕はつながらないと思います。

オスプレイがこの数年間で、機数が増えているのに稼働時間が物すごく減っているんですね。二〇一九年、米軍のオスプレイの総稼働時間は五万八千七百七時間、二〇二三年は三万七千六百七十時間、稼働時間が減っているんです。特に空軍のオスプレイは、十萬飛行時間当たりの最悪の事故発生率が他の米軍の主要航空機よりもはるかに高くて、飛行時間が減っても事故件数は増加しています。こういう軍事的な航空機は、開発段階、そして実用化されて、不具合が最初は多いけれども、使用時間が増えたと事故率や不具合は減っていくというのが一般的であります。にもかかわらず、オスプレイはこれだけ採用されて稼働しても事故が減らない、というよりも、むしろ増えているという状況を県民に成り代わって県がしっかりと安全性を検証していく、防衛省の説明に委ねるのみならず、県自身も自ら安全性について、防衛省、あんた、こういうふうなうに言っているけど、大丈夫ですかと、これはどうなんですかというような姿勢をぜひ見せてほしいと。そういった意味で、私はまるで人ごとのような反応に見えて残念でなりません。

そういった県の姿勢も、事あるごとに防衛省によると、防衛省によるというふうなことを続けていけば、繰り返していれば、私はこのオスプレイの件について、県民は県のことを信用しなくなると、また、諦めの空気になってしまふんじゃないかと大変危惧しております。そういうふうには思いませんけれども、もし何かそれに対して所見があられたら御答弁をお願いします。

○平尾政策部長 Ⅱ江口委員のほうから、オスプレイの安全性について様々な御意見がございました。

確かに最近、オスプレイの予防着陸も含め、不具合等が多いというふうなことは我々も認識をしております。ただ、田中政策企画監のほうから申し上げますと、オスプレイに関する知見を有しているのは防衛省ということは、我々もそこは認識もしておりますし、理解もしております。その防衛省が機体の安全性について法的な責務を持っているというのも防衛省、そこは分かっておりますけれども、ただ、県としてもこれまでも、例えば、屋久島沖のときの防衛省からの報告についても、これまでと違って木更津の駐屯地、あそここのころでヘリコプターの団長をされている方自らが来て、様々な安全対策についても我々いろいろ質問もしました。本当に細かい質問ですね、普通に考えて何でそのスイッチを押し忘れるのという、江口委員が言われたような、まさに本当に初歩的なミスというところも細かくいろいろ、それもマスコミオープンの場で追及もしております。

やはりこうやって事故が起きた際に対応すべきところは、県としても一つ一つ丁寧に対応もしていきますし、防衛省に対しても引き続き、こういった事故が起きたとき、また、様々な事象が起きたときの防衛省からの説明、それはしっかりと求めていきたいし、常々防衛省に対しては説明責任を果たすようにというふうなことも申し上げております。

今日のアメリカ海軍のオスプレイ飛行停止、これについても先ほど田中政策

企画監からお話ししましたけど、朝七時過ぎには防衛省の担当に直接ホットラインで、携帯でどういったこと起きているのかと。我々もやはりオスプレイのこういった事象に関しては緊張感を持って対応している。そこは委員のほうにも御理解をいただければというふうに思います。

引き続き、オスプレイの様々な安全に対する事象が起きた際には、これまで同様、また、緊張感を持って防衛省と対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱアメリカと日本では装備数がかなり違うと思うんですけど、アメリカのほうはこういった事故、事象に対して第三者委員会的な、あるいは専門委員会をつくって、しっかりその検証、技術的なことからメーカーも含めてそういった機関があります。佐賀県も国に対して政策提案というのを常々全ての分野でされていると思います。こういったオスプレイの安全性を当事者である防衛省の管理、あるいは言い分のみならず、それを検証できるような機関を国にも求める、そういったやり方もあるんじゃないかと思えます。

例えば、原子力発電の運営に関しては、原子力規制委員会があるわけですが。原発を持っているのは電力会社と限られたところしかありませんけれども、でも、原子力に関してはそういった国の制度もあるわけで、これは防衛装備品に至っても同じようなことが言えるんじゃないかと思えます。

そういったことを国に要望することだけでも佐賀県の姿勢としては、一つ僕は見えてくるんじゃないかと思うんですけども、そういう点に関してはいかがでしょうか。

○平尾政策部長Ⅱ防衛省への要望というようなことで御質問がございました。

防衛省の陸自オスプレイ、こちらについても、もともと日本で造られたものではないというようなことでございます。そういった中で、日本に専門家がいるかと言われると、私もその部分は、詳しくは防衛省のほうにも聞いてお

りませんが、製造元がやはりアメリカのほうで造られているということなので、委員からお話があった原子力とはそういった点ではちょっと違うのかなというふうに思います。

先ほどの繰り返し答弁になりますけれども、やはり防衛省に対しては安全性、これは常に追求をしていくてくれというようなことをかねてから申し上げておりますけれども、こういったことをしっかりと県としても今後も引き続き主張していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○江口委員Ⅱベル・ボーイングがこのオスプレイを製造しているんですけども、アメリカの企業であります。また、そういうのに関連したコンサルティング等もアメリカにありますけれども、佐賀県だけでできるかどうかは分かりませんが、そういった専門機関やメーカーというのもあるわけで、佐賀県はその製造メーカーにもアクセスしたり、説明を求めたりとか、そういったこともできなくはないと思うんです。

そういったことを含めて、先ほど防衛省にとおっしゃいましたが、私は政府にと。できれば、そういった防衛装備品の安全性を検証するような仕組みを政府につくるべきじゃないか、第三者機能的な安全性を検証する機関を防衛省にじゃなくて、政府に対してそういう行動をするべきじゃないかということを先ほど私言ったつもりだったんですけども、防衛省というふうにおっしゃいましたので、国に対してと、あるいはメーカーに対してという意味でもぜひアクションを取っていただけないかというのが一つの質問です。

○平尾政策部長Ⅱメーカーに直接というようなことでございます。我々のほうから今、防衛省にといったところは、やはり防衛省がオスプレイを飛ばしております。最終的にはやっぱり国の責任において飛行の安全性を担保するという部分は大事なことであるというふうに思います。

委員からのお話等もございました。そういったことも含めまして今後防衛省に対して、安全性の追求の時点で、また、説明があった時点で、こういった意見があったというようなことは申し添えたいというふうに思います。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ オスプレイの運用は防衛省が当事者でありますけども、その安全性を県民に保障するのは防衛省と県は連帯責任、一連託生だと思っております。当事者意識、県もこの安全性の不安を払拭する当事者という意識を持って、ぜひ今後とも対応をお願いしたいと強く訴えるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

では次の、佐賀県有明海漁業振興・補償基金（仮称）についての質問に移らせていただきますと思います。

平成三十年の八月二十四日付で防衛省と佐賀県との合意事項という形で合意をされました。佐賀空港の自衛隊使用要請について、佐賀空港の民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として、防衛省と佐賀県は以下のとおり合意しました。

以下三項目の合意事項として、「一、環境保全保証に関する協議会の設置」、「一、防衛省の着陸料百億円の支払いと佐賀県の基金の創設」、「一、オスプレイの安全性に関する情報共有のルール化」というものです。

さて、この二項目めの基金ですが、この佐賀県有明海漁業振興・補償基金（仮称）について質問いたします。

勉強会資料によりますと、この基金は大きく分けて二つの目的があります。漁業補償と補償金の一部の立て替え、この二つですね。

そこで、伺いますが、この補償基金の規模について質問をいたしますが、先週の一般質問で補償基金の部分については令和七年度に着陸料相当額に加え、一般会計から一定額を追加して積み立てることを検討しているという答弁があ

りましたが、具体的にはどのようなやり方でどのくらいの規模になるのか御答弁をお願いします。

○田中政策企画監Ⅱ 補償基金の規模等についてお答えいたします。

まず、補償基金の国の趣旨ですが、事故等あった場合には、国賠法なり、自衛隊のほうで責任をもって賠償するというのが基本にあります。責任があれば、必ず補償されるんですが、それまでの期間、一時立て替え、当面のお金が必要、運営資金とか、いろんなケースがあるかと思えますけども、そういったお金が必要なときの一時立て替えとして基金から、一旦有明海漁協に対して資金の無利子貸し付けを行うということを想定しております。

ただし、追加の趣旨になりますけども、基金の創設当初、来年度から創設とした場合、年間五億円というふうになっていきます。一年目は五億円しかありません。というふうにならざるに造成額が少ないため、場合によっては、災害とか、そういう被害の状態によっては五億円では足りないとかといったケースも考えられるということから、一時立て替えの額が不足する懸念があるため、そういう不測の事態に対応できるように、来年の基金の創設当初に県の一般会計から一定額を追加して基金に積み立てて、後年度において分割して返還していただくというような仕組みを検討しています。

現在、具体的な姿につきましては、規模とか、どのような手法で積み立てを行うのか、そういったことについては今具体的な検討を行っているところです。

これにつきましては引き続き、有明海漁協などと意見交換をしながら、令和七年度の基金創設に向けて、二月議会に必要な議案を提出できるよう準備を進めていくことしております。

以上です。

○江口委員Ⅱ 繰り返しになるかもしれませんが、今おっしゃった一般会計から一定額を追加して積み立てるということ、どれぐらいの事故や被害、補償

対象を想定しているのか、そのイメージはどういうふうになっているのでしょうか。初年度の五億円といっても、五億円も相当な金額だと思っただけです。五億円以上の被害が出るというのは相当な大事故か、相当な自然災害だと思っただけですが、この基金の趣旨である、防衛省、あるいはオスプレイ等々の原因とする被害に対する補償というのは、今おっしゃった一定額を追加して積み立ててますというぐらいですから、どれぐらいのどういう事故を補償対象に想定しているのか、その点についてお願いします。

○田中政策企画監Ⅱ想定している補償額についてお答えします。

今まさにその点について漁協のほうから協議をしている中で考えているところで、今現在、これくらいというのをこちらのほうから提示する数字は持ち合わせていません。

以上です。

○江口委員Ⅱ場合によっては五億円足りないような事態も起こり得るという認識を持っておられるということですね。

○田中政策企画監Ⅱ金額につきましては、漁業者の不安とか不信感を払拭するためというのが出だしにありますので、そういったところを協議しながら漁協さんのほうと今協議、検討を進めているということになります。

○江口委員Ⅱじゃ、その着陸料を財源とする県の基金についてなんですけども、この問いは一般質問において徳光議員の質問に対する答弁がちょっとかみ合っていないかなと大いに感じまして何度も議事録を読み返しました。

そこで、ニュアンスを共有した上で改めて伺いたいと思います。

今回、防衛省が支払う着陸料を基に、基金を介する形で有明海漁業の振興を行うこととしています。で、県の基金の中で一般財源として受け入れた着陸料全額を特定の目的のために積み立てている基金がほかにあるのかどうかについて、これは財政課のほうですかね、答弁をお願いしたいと思います。

○前田総務部副部長Ⅱ着陸料を財源とする県の基金があるのかというお尋ねでございますが、現在、県におきまして着陸料を財源として何か特定の目的のために積み立てている基金はございません。

以上です。

○江口委員Ⅱないという御答弁を確認いただきました。

着陸料という名目で県が受け入れて、その全額を基金に入れる。普通、着陸料といえば、空港施設整備や空港利活用促進などの用途に使われるのが自然でしょうけども、今回の基金の趣旨、用途は、有明海漁業の振興と環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合の無利子での貸し付け、立て替えが用途になります。

省庁の縦割り行政の論理でいくと、防衛省が直接漁業振興にお金を出せないゆえのかなり異例な性格の基金と言えるのではないかとふうに思います。その手段のよしあしはかなり評価が分かれると思います。これはかなり特殊な基金だと思います。

ただ、佐賀空港は漁業者だけのものじゃなからうという一般県民の方の声もありますし、漁業者の中にはまるで百億円欲しさに漁業者が自衛隊を受け入れたと悪者扱いされるのは御免だ、そんな百億円なんて要らない。それどころか、海の環境悪化リスク要因が増えるだけだから、オスプレイも駐屯地もそもそも来ないでほしいとの根強い意見があるのも事実であります。

今、話しているこの基金、国から補償が行われるまでの間、補償金の一部を一時的に立て替えるというふうにありますけれども、これはあくまで漁業分野に限るという意味と理解してよろしいでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ補償金の対象につきましては、一般質問でもお答えありましたとおり、漁業被害の対応ということを目的としています。

以上です。

○江口委員Ⅱでは、再確認ですが、一般質問でも出しましたが、確認の意味で聞きますが、農業被害や一般家屋、建物被害などの補償はどうなるのか。つまりこの基金の対象とはならないのか、その点については。

○田中政策企画監Ⅱ漁業以外の農業被害とか、一般の被害についての対応ということでお答えいたします。

この基金を使つての対応というのは、先ほども申し上げたとおり、有明海の漁業被害を対象としたもの。その他の部分につきましては、先ほど冒頭申し上げたとおり、国が基本、補償をすると。それに応じて、タイムラグが出る場合とかにつきましては、基金以外の方法で何らかの措置をするという形になるかと思ひます。

以上です。

○江口委員Ⅱその基金以外のというのは、一般財源か何かですか。

○田中政策企画監Ⅱ今現在お答え、今回御説明しているのは漁業被害の対象の基金ということで御説明しておりますが、それ以外の対応につきましては、今現在、これで行きますというふうな形の検討は、手段は持っておりませんので、いずれにしても、何らかの手当では、漁業者も、農業者も、ほかの方もひとしく対応するというのが基本になると思ひますので、何らかの手段という形で実現するようにしたいと思ひつています。

以上です。

○江口委員Ⅱタイムラグとか、時間がかかるから、それを貸し付けとか、補償というふうなことが漁業被害に対して対応というふうな説明ありましたけれども、以前、神埼でA H 64 D アパッチ攻撃ヘリの墜落事故の際、被害を被ったお宅の関係者からお話を聞いたことがあります。事故で家を焼失された後、家の再建までかなりの時間を要したそうです。その間、防衛省とかなかなか話が進まないとお困りの様子と、かなり苦労されていたと聞きました。その間の仮住

まいの家賃負担や生活の不便さも大変気の毒でした。あのとき被害を受けられた方に、大変時間がかかって苦労されているんですが、県が防衛省の補償立て替えとかはしていないですよ。自宅の被害の補償も大変時間はかかりますけど、それについてはどうだったでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ私ちょっと詳しくは存じていませんが、私の知る限りでは県で対応したということはないと思ひます。

○江口委員Ⅱでも、そうすると、今後実際に最大七十機の移駐が視野に入っている中で、どこでどんな事故が起きるか、もちろん分からないわけです。今後と同じような同様の事故というのはもちろん起きる可能性はあるんですけども、そういう視点に立った場合、どういふふうな対応が考えられるでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱそこにつきましては、今回、漁業者に対してそういうタイムラグとかで困らないようにという形で基金を創設するという趣旨は、同じ趣旨で何らかの対応をするべきではないかと思ひつております。

以上です。

○江口委員Ⅱそうすると、またこの基金以外にも何かしらの補償の制度をつくる可能性もあるというふうな受け止めてよろしいんでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ今現在でどういった手段とか、基金をつくるのか、直でするとか、そういった形でのお答えはできかねますが、趣旨としては皆さん同じ、漁業者も農業者も一般の方も同じ対応という形で考えなければならぬと思ひつています。

以上です。

○江口委員Ⅱ基金は条例でつくられると思ひます。それ以外の農業も一般家屋も、そういったものに対しても同じように何かしら対応するということは、やはり何かしらの条例でそういったことを定めるといふふうな受け止めてよろし

いんでしょか。

○田中政策企画監Ⅱ具体的な手段に応じて、条例が必要であれば条例という形もあるかと思えますし、そのときの予算措置とか、いろんなケースがあるかと思えますので、現時点でこういった方法を考えていますというのは、今、持ち合わせておりません。

○江口委員Ⅱ今段階ではそういうことをなかなか明確に言えないということですが、実際、来年の七月から状況が始まるわけですので、この基金案が二月定例会に提案されると。六月定例会もあり、七月の配備開始等に含めて、そういった制度づくりなり、(副委員長、委員長と交代)何かしらの方針というのを近々示す必要があるかと思えます。その点について、受け止めをお願いします。

○田中政策企画監Ⅱ具体的な絵姿を御説明できないのはちょっと申し訳ないですけれども、江口委員の趣旨としては、漁業者以外にも同じだろうという趣旨だと思えますので、そこについてはあらかじめ基金を積むのか、その場でその都度対応するのか、被害の状況にも応じていろいろ考えていく必要があるかと思っておりますので、前もって今の段階で御説明はちょっとできない状況です。以上です。

○江口委員Ⅱ目達原駐屯地を飛び立ったAH64Dは、残念ながら墜落したのは千代田町のエリアでしたけれども、航空機ですから、有視界で飛びますので、佐賀空港からは佐世保のほうにも行くし、目達原のほうにも行くし、脊振の辺で演習することもあれば、日出生台に向かうこともある。どこに行ってもおかしくないわけがあります。佐賀市の、あるいは川副の問題というふうにも歪曲せず、佐賀県全体のこととして、そういう認識で対応を今後ともぜひお願いしたいと思えます。

では、③の他の自治体の事例の有無について伺います。

平成三十年の佐賀県と防衛省との合意による基金のように、防衛省が地元対策として着陸料を支払い、使途の自由度が高い基金を創設している自治体はほかにあるのか、その点についてお願いします。

○田中政策企画監Ⅱ着陸料を元に基金を創設している自治体があるのかということにつきましては、防衛省に確認したところ、県営名古屋空港の使用に伴う滑走路の維持管理に必要な経費として、防衛省が着陸料を支払っている事例があるということでした。

これを受けまして、愛知県に確認をしたところ、防衛省からの着陸料を元にした基金の創設は行っていないということでありました。

以上です。

○江口委員Ⅱちなみに、その名古屋空港、小牧の着陸料というのは、入ったその着陸料はどのような使途で使われているというふうに認識されているでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ愛知県に確認したところ、一般の空港の維持管理とか、特別なそういった何らかの補償に使っているとかいうことではないということでお聞きしております。

以上です。

○江口委員Ⅱということは、つまり、一般財源で受けて、一般財源の中に溶け込んで入っているというふうなことでしょか。

○田中政策企画監Ⅱそうですね、一般的に着陸料という形で受け取っているの、一般財源かというふうに思っております。

○江口委員Ⅱ分かりました。

では、佐賀県のこれから創設する基金なんですけれども、この基金、透明性の確保はとも大切だと思えますね。基金の用途をしっかりと公開し、市民の監視を受ける体制を構築する必要があるかと思えます。一般質問にて、基金の

使途については漁協の主体性を尊重するとの答弁もありましたけれども、それはつまりどういう意味なのか、少し説明していただけますでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ今回、そういう考えに至ったことにつきましては、これまでの経緯みたいなものがあるかと思えます。

佐賀空港の自衛隊使用の以前から、漁協は国に対して諫早湾干拓の問題だとか筑後大堰などでの対応で不信感を強く持たれておったと、そういうのが前提としてありました。そうした中、自衛隊使用という話が持ち上がったまま、平成二十九年七月には何とか先に進めようじゃないかという趣旨の県議会での決議がなされたところです。

ここには、国及び県に対して安全対策や補償の措置、有明海再生や水産振興のために必要な措置を講じるとともに、信頼関係構築に向けた環境整備を進めることを強く要請するものであります。

平成二十九年七月、その当時は県と漁協の間で結んでいる公害防止協定覚書付属資料というのが一番の着目点にありました。これの変更については、漁協の了解がまだ得られていないという状況が長く続いていました。

このような中で、有明海の振興対策を防衛省と何とかつくり上げないといかないということ、そのことが漁協の信頼をつなぐ一つの方策になるのではないかと県のほうでは考えていました。その中で、防衛省と様々な手段について交渉をする中で難しかったのが、防衛省が直接水産事業に予算を投じるということはなかなかつくりづらいということが一つありました。そこで、知恵を絞ってとか、そういった形で、有明海漁業の振興のための基金を県が創設するということが防衛省と県の合意に至っているところなんです。

そういった背景の中で、基金の内容としては漁業振興事業と、あと一時立て替えに使う補償の事業の内容となっているというのが現在の姿になっております。

以上です。

○江口委員Ⅱ御答弁いただきました。答弁の中に出てきた県議会での決議ですが、これも、通常、佐賀県議会でもいろんな決議をいたします。有明海再生に関して全会一致で決議したことも何度もありますけれども、あの佐賀空港自衛隊使用要請に関する決議に関しては、あくまで賛成多数で採決された決議という意味では、ほかの全会一致の決議とはちょっと色合いが違うというふうにおります。そのところは大きな違いだと思っております、そこはぜひ忘れないでいただきたいと思っております。

では、次の農林水産省予算の減額の件についてなんですけれども、有明海再生と漁業の振興、これはもともと佐賀県の主要な県政課題の一つであります。これまでも全力で取り組んできた分野ですし、これから高い優先度であるということは変わりありません。

この件も徳光議員の一般質問の際にちょっと答弁がかみ合っていないかったように聞こえたので、再確認で質問させていただきましたけれども、有明海再生に関するいろんな予算があると思います。例えば、有明海再生対策に関する令和六年度予算概算要求について、これを見ると十七億六千五百万円、令和五年度も同額でした。この基金の勉強会資料によりますと、漁業振興の部分で長年の要望を実現、例えば、活用例としてハード事業で河川のしゅんせつとか、あるいは有明海各地の作滯事業とか、ソフト事業では若手漁業者の育成事業など、こういうふうなメニューが載っているんですけども、本来であれば、まさに農林水産省が、あるいは県の農林水産の部局できちんと責任を持って予算をつけて実施しなければならない事業ではないかと思えます。

そこで、伺いますけれども、着陸料収入として基金として入ってくることで、これまでの農林水産省の有明海再生に関する予算などが減額されてしまうというのを危惧しているんです。農林水産省の予算が減額されていないかどうか

か、どのような方法で検証するのか、再度この件について御答弁をお願いします。

○田中政策企画監Ⅱ基金の活用によって農林水産省予算が減額されるのではないかと尋ねます。

これにつきましては、農林水産省の所管する有明海再生に係る予算につきましては、基金による事業が実施されたからといって、これまでの国の予算が振り替わるものではないという形で一旦お答えをしているかと思えます。

中身的には、先ほど例で示していただいた勉強会資料の絵ですけれども、例として挙げているのは、ハード事業とできますよという形で例を挙げていますが、一つ想定されるのは、補助事業で行った自己負担分について基金を充てるといったケースとして考えられるところです。ということは、補助事業は補助事業で受けた上で、その自己負担分に基金を充当するという使い方が一つ考えられるということもありますので、これまでどおり予算要望は引き続き行っていくということが一つ前提にあると。

その上で、実際今までのところを見ますと、先ほどもおっしゃられたように、有明海特措法に基づく有明海再生事業だとか水産庁の補助事業につきましては、毎年度必要な金額を県のほうから要望しております、今のところ要望どおり措置をされているということがあります。

今後の動きにつきましては、水産振興を担う農林水産部と連携をしまして、有明海再生に係る予算額の推移については注視をしていくという形で考えています。

以上になります。

○江口委員Ⅱ農林水産分野のことについては、農林水産部のほうでもこれまでどおりか、これまで以上か、しっかりと取組をしていただいた上で、それが前提という趣旨の答弁をいただきました。それで、これからの事業費、予算づけ

などしっかりと注視をして、変な動きにならないようにぜひしっかりと注視をしていただきたいと思います。

最後に、(三)のオスプレイ配備に対する組織体制について伺います。

今議会の一般質問においても、オスプレイ配備に対応する組織体制について、駐屯地の開設やオスプレイ配備に伴って様々な対応が今後必要になってくることとが予想されますので、県としてやるべきこと、あるいは対応すべき項目も増えてくるんじゃないか。そういったことについて、組織を含めて精査をしている。まだ結論は出ていないが、組織の体制について庁内で議論している旨の答弁がありました。この点に関して担当する職員を増やすというふうな手法なのか、あるいは空港課などの関係課の職員が兼任のような形で業務に携わるのか、現在の体制からどのように変わるのか、その辺の見通しについて御答弁をお願いします。

○堤行政経営室長Ⅱオスプレイ配備に対応する組織体制についてお答えいたします。

現在、工事が進む佐賀駐屯地(仮称)には、来年七月以降、オスプレイ十七機が移駐される予定となっております。一般質問において知事が答弁したとおり、これまでと局面が変わってくるというふうに認識しております。実際に駐機や輸送、飛行訓練が始まることに伴う業務や、国の機関、各組織、団体との関わりなど県としても様々なことに対応していく必要が出てくるというふうに認識しております。

このため、駐屯地が開設され、オスプレイが配備されることに伴い、県としてどのようなことに対応していくのか、ほかの自治体の組織体制の例も参考にしながら、現在、庁内の関係課において情報交換や精査を進めているところでもあります。

こうした検討を進める中で、具体的な体制の在り方ですとか人員の数をどう

するかといったことについても、当然ながら議論していくこととなります。今後も検討を進めてまいります。

以上です。

○江口委員Ⅱ建設中の佐賀駐屯地（仮称）が稼働して、そこに航空機等が実際に稼働した際には、空港に一番近い集落は川副町の西干拓という地区なんですけれども、行かれてみると、こんなに佐賀空港の滑走路に近いところに家があったのかと思われる方が多いと思います。御存じない方が多いと思うんですけども、小さな集落ではありませんけども、今でもあの辺は農業でハウスの中で作業とかしていると、警察やドクターヘリ、あるいは民間航空機などの音が結構、ヘリの音はハウスの中は響くもんねという声を聞きます。プラス、オスプレイは独特の低周波音、重い機体の割にはローターの直径が短いので、大変独特の音域、ヘルツとデシベル両方ですね、低周波音の健康への影響というのはまだ科学的には完全に解明されているわけじゃありませんが、騒音問題等は必ず出てくると思います。いろんな形で対応することが増えてくると思いますので、そういったところもぜひ丁寧な対応、体制を築いていただきたいというふうに思います。

これが一応用意していた質問を終わるんですけども、この前の一般質問を聞いていて、ただ一点だけ、基金の認識について私が理解できなかったことが一点あって、新幹線建設のスキームの貸付料はJRの新幹線事業収益から建設費に拠出するようなお金だと私は思っていましたけど、固定資産税に代わる貸付料というのは私の認識にはなかったもので、この点についてはもう少しこれからも勉強したいと思いますけども、この基金の運用と透明性、県民の皆さんの理解とこれからの不安の払拭については、これからも不断の努力で格段の配慮をいただいで対応を続けていきたいと思います。そのことを申し添えて、本日質問を終わらせていただきます。

○徳光委員Ⅱ本日最後の質問者になります。県民ネットワークの徳光でございます。

二問質問しますが、その前に、質問通告をしておりましたので、答弁を求めることはできませんが、やっぱり今の質疑を聞いていて、オスプレイ関係でどうも腑に落ちない点がありますので申し添えて、いずれにしても基金条例は二月議会というところで聞いていますので、二月議会ですっかりまたやり取りをやりたいなと思います。

一つはやっぱり安全性に対してなんですけど、確かに陸自のオスプレイだし、駐屯地も防衛省の施設ですので、防衛省がまず第一義的にその説明責任を負うべき、それから、県としてはそこに聞かざるを得ないというのは私も十分理解できますが、先ほど堤室長が答えたように、局面が変わった、フェーズが一つ上がった、そうになると、安全性に対する県の取組もギアをやっぱり一つ上げてもらわないといけないんですよ。

例えば、AP通信が言っていたホワイトハウスの職員、政府関係者が乗ったのが緊急着陸したのだ、それから、あのボタンは摩耗するので推奨していないだの、それから、今朝入ったニュースで私は気になったのは十一月二十日に墜落事故寸前の着陸をしたという、それは今まで全然聞いたことないと思います。日本でも全然報道されていない。防衛省もつかんでいたのかつかんでいないのか分かりませんが、だから、防衛省に幾ら聞いても防衛省がつかみ切れていないオスプレイに関する事故だ何だという情報は幾らでもあるんですよ。だから、そこをどうするかというのは大変難しい問題ですが、ギアを一つ上げてもらって、安全性に対してはしっかり県も今まで以上の取組をしますということをちゃんと考えて、新たな組織なり、そこに引き継いでもらわないと私は困ると思いますので、その点よろしくお願いします。

それからもう一つは、基金の被害補償の一時立て替えの問題で、あの基金に

ついでには、あくまでも漁業被害について、あの基金から無利子貸し付けで立て替えますよと。ただ、ほかに人家の被害とか農業被害があったら、それも当然その基金に倣ったような対応しますよと。それはどこで対応するかというと、やっぱり一般財源しかないと思うんですよね、一般財源しかない。基金をそれに積むわけない。ただ、基金のほうは条例をつくりますので、そこで必ずそんなふうにするというのが担保できるんです。ただ、農業被害とか人家の被害というのは、今答弁いただいただけで、これはどこで担保するのかというのは重要だと私は思います。いや、大丈夫ですよ、もし仮に農業被害があっても、補償が長引けば、その分、県としても無利子で貸し付けをしますよという県の支出行為を、どこで担保するのかというのも仕組みをしっかりと考えないと、それは言っているだけで信用できないということになると思うんです。

何年前か、千代田でヘリコプターが墜落をして大変な被害が出ました。そのとき、特にその無利子で貸与とかいう対応は県ではしていないということですが、つまり、そういうところに思いが行っていませんでした。防衛省というのは割とああいう補償交渉というのは苦手、あまり慣れていないので、かなりその方から不満が出ましたので、私たちも聞いて担当課に言うと、担当課の人は、それは聞いていますので、県の担当を一人張りつけて、そこが交渉がうまくいくように今やっていますということでも私も返事をもらいましたので、県としては相当努力をしていたというのには私も十分分かっていますが、じゃ、その被害が長引く、補償がまだ先になるといったとき、それを無利子で貸し付けますよという発想は当時なかったと思うんです。だから、今回、仮称佐賀駐屯地で基金ができるから、そういうことがありますけれども、仮称佐賀駐屯地由来の事故じゃなくても、そういう事故が起こったら、やっぱり県としてもしっかりとそれはその基金に倣ったような対応をしますよというのを今後しっかりと考えて、それをどこで担保するかというのをしてもらわないと、やっ

ぱり県民としては安心できないというふうに思いますので、その点申し添えて質問に移りたいと思います。

問いの一が情報発信プロジェクト「サガプライズ！」についてであります。県では、平成二十七年より、県外向け広報事業の一環として情報発信プロジェクト「サガプライズ！」に取り組みれております。現在、プロジェクトの一つとして、今年七十周年を迎えたゴジラとのコラボ企画「ゴジラ対サガ」が展開をされています。こういった取組については、いいんじゃないという声と、確かにそういうことばかりやっていいのという声と、いろんな声があると思いますが、私は広報が果たすべき役割、何を目的として広報するのか、何を目的としてゴジラとコラボするのか、そこを明確にすることがやっぱり大事だということふうに思っているんですね。

ゴジラは私も大変大好きです。私の年代ですとゴジラとか、キングギドラとかガメラ、モスラとか、もっと古いと大魔神とかですね。知らない方もたくさんいらっしゃるかもしれませんが、そういったものがあります。ただ、その中で、ゴジラだけがずっと新作が作られてきているんですよね、ずっとこの四十年ぐらい。海外でも新作が作られているということで聞いています。昨今ではシリーズ「ゴジラー1・0（マイナスイオン）」ですか——がアカデミー賞を受賞するというところで、海外での人気も非常に高いというふうに思っています。このような世界的人気のコンテンツであるゴジラと佐賀県が組めたことに驚きも感じております。また、今後どう展開していくのかというところに大変興味があるところでもあります。

最近、様々なメディアで「ゴジラ対サガ」のニュースを聞いております。私の周りでもゴジラダムアートを見に行ってきたという人の話を聞きました。見に行くと、そのゴジラにもびっくりしたんですけど、県外ナンバーばかりの車が物すごく来ていたということにもびっくりしたというふうに言っていました。

できれば、そこで「うれしの茶」を売ればいいんじゃないかなというふうに私ちよっと思っただんですが、それだけ県外からも見に来てみると。私たちはあした、実は視察で見に行くんですが、ユーチューブで私も見ました。壮大なスケールで、すごいアート集団がやっているんだというのがよく分かりました。このようなものというのが、佐賀県の様々な情報が世の中に広がっていることを実感したというふうに思っています。

「サガプライズ！」が広報事業として、どのような手法で、こういった企画プロセスで、これまで四十もの企画を生み出しているということなんですが、その辺についても大変興味深く思っています。

ここでちよっと新聞記事の紹介なんですが、十二月七日の佐賀新聞の記事です。「記者日記」というのがありまして、「コラボ企画」ということで、システム編集部、豊福絵里奈さんが書いていました。詳しくは全部読んでいただければいいと思うんですが、彼女が書いているのは、コラボ企画ということで、「認知や興味においては一定の効果を上げていると思う。県産品の購入や旅行など検討、行動の段階につながれば、さらなる経済効果も期待できるだろう。コラボ企画は興味深いものが多い。地域に及ぼす効果などを含めて細部までしっかり考え、佐賀県にしかできないような仕掛けを続けてほしい。」というふうに書かれていました。まさにそのとおりかなというふうに思っています。

広報というのを、改めてその大切さ、役割というのを踏まえながら、「サガプライズ！」の目的とか目指すビジョンについてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、「サガプライズ！」について、全体的なものをお尋ねしたいと思います。が、この事業の目的について改めてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ「サガプライズ！」の事業目的についてお答えします。

「サガプライズ！」は県外に向けての情報発信事業であり、単なる宣伝では

なく、広報の事業でございます。

広報とは、一般的にパブリックリレーション、パブリックのPとリレーションのRで、頭文字を取ってPRと呼ばれております。パブリック、いわゆる公衆、大衆と、リレーション、よい接点、よい関係をつくる。このことを目的に、官民間わず広く実施されております。

一般的に、消費行動に結びつくプロセスは、最初に知ること、認知することですね。次に、知ること興味、関心を持つこと。さらに行動、検討、昨今でいうとスマホで検索をする。そして、その後初めて消費行動に移すというふうに言われております。先ほど委員から御紹介があった十二月七日の佐賀新聞の豊福記者さんも、まさしく同じようなことを言われていると思います。

これを例えるなら、例えば、全く知らない地域とか、全くイメージが浮かばない地域の物を買うとか、物を選ぶとか、いきなりそこに行くとかというような消費行動を起こすことはなかなか難しいというふうに考えられております。このため、「サガプライズ！」は、佐賀県を知らない、あるいは興味、関心のない県外の方に、佐賀県とのよい接点、佐賀県とのきっかけをつくることを目的に実施しております。その上で、各施策分野における担当課が、例えば、県産品の販売促進であったり、観光客誘客促進であったり、空港利用促進、移住促進、企業誘致など広告宣伝等のプロモーションを行っているということでございます。

そして、「サガプライズ！」が広報として機能を発揮することで、県のそういった各分野のプロモーションがより届きやすい土壌をつくり、様々な消費行動を喚起させていくことを目指しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございました。

まず、認知して興味を持ってもらうというところに広報として一番大きな

役割があるということで、その次の行動というのは、それこそ県のいろんな部署がそれに基づいていろんな施策を展開していくことが求められているというふうに思っていますね。

その情報発信の手法なんですけど、今、私が知らないいろんなものがあります。どんな手法で、今、主に発信をしているのか、その点についてお尋ねをします。

○金子広報広聴課長 情報発信手法についてお答えいたします。

「サガプライズ！」では、多くのファンや顧客を有するコンテンツ企業、ブランドとコラボレーションし、情報発信する手法を用いております。

現在、「サガプライズ！」がオフィスを構え、情報発信を行っております首都圏は、国内最大のメディアの集積地であり、様々な民間企業や自治体、団体が日々膨大な情報を発信する情報の集積地でもございます。そのような苛酷な環境の中で、佐賀県とのきっかけ、接点をつくるということは容易ではございません。

本県の素材や事業がそのまま発信したとしても、メディアに取り上げられ、話題化されるというのは全く未知数でございます。先ほど委員から御紹介があった岩屋川内ダム、これは竣工五十周年です。これを例えば、首都圏のメディアに岩屋川内ダムが竣工五十周年イベントしますとリリースを出したとして、首都圏のメディアだと恐らくなかなか取り上げるのは難しいと思います。この後も御紹介しますが、今、首都圏のメディア、福岡のメディア、関西のメディアがここを多く取り上げているというのは、まさしくコラボレーションというこの手法を使って情報発信しているということが肝になっております。

そのため「サガプライズ！」では、熱狂的なファンや顧客を有する企業やブランドコンテンツとコラボし、ファンに話題化されるような要素を盛り込んだ企画をつくり出し、情報発信を行っております。

また、話題となったコラボは県内にもフィードバックしております。多くの

県内事業者にもコラボ企画に参加いただいております、全国での評価や話題化する手法を体感することで、佐賀県が持つ本物や本質的な価値への自信を深め、県内の様々な地域における自発的な取組につながっていくことを期待しております。

以上でございます。

○徳光委員 ありがとうございます。

当然、全都道府県がしのぎを削って、いろいろ広報をして、自分の都道府県に目を向けてもらうということをやっていると思うんですね。いろんな手法をしているということですが、この「サガプライズ！」の情報発信手法の特徴というのはどういふところにあるんでしょうか。

○金子広報広聴課長 情報発信手法の特徴についてお答えいたします。

この事業の特徴は、インパクトのあるコラボ先と組むこと、そして、佐賀県のすばらしさを伝える企画とのバランスであるというふうに考えております。と申しますのも、認知度や発信力のない相手とコラボしても話題化できないからでございます。このため、これまでのコラボした相手は、その時代における旬なトレンドコンテンツや、今回のゴジラのようなメジャーコンテンツがほとんどでございます。ただし、コンテンツとしてのパワーがあるがゆえに、コラボ相手はコンテンツが持つ世界観をとっても大事にされます。そこに佐賀県がコラボとして、しっかりと自らの伝えたい情報を織り込み、埋没させない企画をつくり出すことは容易ではございません。

また、せっかくコラボができたとしても、佐賀県のことを知ってもらう要素が少なかったり、ただ単純にコンテンツに乗っかっただけでは佐賀県が薄くなり、県との接点やきっかけはつくり出せないと考えております。

このため、県として譲れないことはけんけんがく議論、交渉し、最終的にはコラボ先のファンなどに対してどのように見えるかということを大事にし

つつ、相手をリスバクトし過ぎず、県の主張もしつかりと織り込んでまいっています。

「サガプライズ」のコラボ企画は、これまでメディアやファンに深く刺さり、世の中で大きな話題となっているのは、これらの特徴に加え、企画に携わる人の熱意と創意工夫だと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今、いろんな特徴を持って情報発信しているということなんです、それがどの程度効果があったかという検証の中で、その成果指標というものはどのように考えていますか。

○金子広報広聴課長Ⅱ広報事業についての成果指標についてお答えいたします。

「サガプライズ」の成果指標は、広告換算額を用いております。広告換算額の定義、それを用いる理由と算出方法について御説明いたします。

広告換算額は、マスメディアへの露出状況及びネットメディアへの露出状況をリストアップし、それらが仮に広告掲出した場合に要した費用として算出するものがございます。

広報専門雑誌のアンケート調査結果によりますと、一般的な組織における広報活動の効果測定、この方法の上位二つは、先ほど述べましたマスメディアへの露出状況、これが全体の約七六%です。次に、ネットメディアへの露出状況、こちらが全体の六七%が実施しているということでございます。「サガプライズ」では、その調査結果一位、二位の指標を採用しております。

ただし、全国放送の、例えば、テレビ番組○○でニュースとして報道されましたと露出状況をお伝えしたところ、なかなか成果を実感することはできませんので、この露出状況を数値化させた広告換算額を用いているところでございます。

例えば、ゴジラのコラボでございますが、今、テレビの露出が約一億六千万円です。これは一億六千万円の金額の前に、当然先ほどの件数がございますので、今、テレビ露出の件数でいうと、二十七の件数、番組数はもう少し少ないですけど、二十七の件数が出ております。それが積算ですと足して一億六千万円という広告換算額になるということでございます。

では次に、広告換算額の算出方法についてお答えします。

一般的な広報部門と同様に、メディアへの露出を専門的に調査分析しております。モニタリング会社のサービスを利用しております。対象となるメディアは、在京のキー局及び全国の系列局で放送されたテレビ、全国版の新聞、雑誌、業界紙、紙媒体、そしてラジオ、そして現在主流であるウェブサイトとなっております。ですので、先ほど調査結果の上位に上がりましたマスメディアとネットメディア、両方の露出状況を全て換算額にしております。

さらに、広告に換算する手法は、モニタリング会社が一般的に使われている計算式を使用しております。具体的には、テレビ、ラジオは各局の放送時間帯のCMスポット単価に乗じた時間を乗じております。紙媒体の新聞、雑誌は、掲載記事のスペースの大きさですね。スペース料金に記事掲載スペースを乗じております。ウェブはモニタリング会社、サイト指標ツールを用い、サイトへのアクセス状況などを指数化しております。

以上の方法で算出しているところでございます。

○徳光委員Ⅱあくまでもやっぱり広報なので、単純に言えば、CM効果として幾らぐらい、そのCMを流すとすれば幾らかかったかということでの成果指標ということだと思いませんか。それから先は、何回も言うように、いろんな部署で取り組んでもらうということになっていくんだろうと思うんですね。

じゃ、これまでの代表的な取組というのを教えていただきたいと思えます。

○金子広報広聴課長Ⅱこれまでの代表的な取組事例についてお答えします。

人々の日常生活の中に多くの佐賀県との接点、きっかけをつくるべく、有名な書店、食品メーカー、セレクトショップ、話題のアーティストやクリエイターなど、様々な分野においてコラボを展開してきておりますが、事、反響が大きいのは人気アニメやゲームとのコラボでございます。

例えば、イカが主人公である任天堂の人気ゲーム「スプラトゥーン」との第十弾コラボでは、呼子のイカをメインに県産品の販売促進と佐賀への観光誘客につなげるコラボ企画を実施し、首都圏のテレビ六番組で紹介されるなど、広告換算額は十億三千万円ございました。任天堂と一緒に東京タワーで行ったコラボイベントには延べ約一万四千人が来場、佐賀県産品とのコラボ商品はほぼ完売、呼子でのイベントには一万三千人を超える方が来場していただきました。

また、佐賀県が物語のモデルとなっております人気アニメ「ユーリ!!! on ICE」とのコラボでも、東京と佐賀、それぞれでコラボイベントを実施し、広告換算額は約五億八千万円でございます。コラボグッズやコラボメニューを展開した唐津には、多くのファンが聖地巡礼に訪れ、話題となっております。

また、スクウェア・エニックスの人気ゲーム「サガシリーズ」とのコラボ、「ロマンシング佐賀」も、本情報発信プロジェクトのコラボにより、東京六本木にて四日間のコラボイベントを実施し、世の中に大きな話題をつくり出したことが始まりでございます。

さらに、アニメやゲーム以外では、都内で数々の話題のイベントを手がけたパーティークリエイター「アフロマンス」とコラボし、有明海の干潟を使った潟泥のプールにつかりながら佐賀県の地酒や名産を楽しめる新感覚なバーを南青山表参道で展開し、首都圏キー局のテレビ五番組ほか、多くのウェブメディアで紹介され、広告換算額は六億一千万円となり、当時、大きな話題をつくり出すことができました。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱゲームとか、その辺は私の興味の外なので、よく分からないですけれども、いろんな年代とか、いろんな層を狙って、いろんなコラボをやりながら話題をつくっていく、認知度を高めていく、興味を持ってもらうということだと思っておりますよ。

これまでの取組の評価についてはどのように受け止めていますか。

○金子広報広聴課長Ⅱこれまでの取組の評価についてお答えします。

先ほど答弁したとおり、ふだんは佐賀県との接点が少ない県外の客層が、コラボ企画をきっかけに佐賀県のことを認知し、新しい接点、きっかけをつくり出したと考えております。さらに、県産品を購入したり、県内を訪れたり、消費行動の喚起にも寄与できていると思っております。

また、コラボに参加した県内事業者や市町が地域活性化につながるという成功事例も現れております。例えば、さきに御紹介した「ユーリ!!! on ICE」は、唐津市が引き続き観光事業として展開しております。唐津市によると、累計で六万人の方が唐津市を訪れ、二年間でおよそ四億円の経済効果があったとされております。

さらに、鳥耕作コラボのように、県内のプロスポーツ企業など、民間企業にコラボ事業が引き続き継続される企画も生まれております。

このほか、庁内の関係課が、とあるコラボを参考として、話題化の視点を取り入れた個別のプロモーションを行えるようになったことも「サガプライズ」の成果と言えます。

このように「サガプライズ」は、佐賀県の情報を話題化させ、佐賀県のすばらしさに触れるきっかけをつくり出すとともに、県庁組織や市町、民間企業における新たな展開にもつながっているというふうに考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、今まさに取り組んでいる「ゴジラ対サガ」についてですね。

ゴジラといえば、元プロ野球選手の松井さんもゴジラといえば思い浮かぶので、松井選手にも来てもらったらいいなとはちよつと思つていますが、それはさておき、この「ゴジラ対サガ」の第四十弾の取組ですが、これの目的はどのようなところにあるのでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ目的についてお答えいたします。

二〇二四年に七十周年を迎え、世界的にも絶大な人気を誇るゴジラとコラボし、ゴジラの形と佐賀県の形がほぼ同じであるというファクトを生かしたプロモーションを実施し話題化させることで、ふだんは佐賀県との接点が少ない人たちが佐賀の本物のすばらしさに触れる接点づくりを目的としております。

なお、事業の成果指標である広告換算額の目標額は三億円でございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれじゃ、いろいろゴジラについても取組があつていらっしゃるんですが、今の取組内容についてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ取組内容についてお答えいたします。

ゴジラと佐賀県の形がほぼ同じであることから、ゴジラを「佐賀県かたち観光大使」に任命し、様々な企画を実施しております。

首都圏向けには、令和六年十月三十日に東京都において「佐賀県かたち観光大使」の任命式を行つております。また、プロジェクトムービーを特設サイト、SNS等で公開しております。

佐賀県内における企画では、県庁新館展望ホールに窓の外から建物の中をのぞくゴジラの巨大ビジュアルを出現させているほか、「ゴジラの日」である令和六年十一月三日には佐賀バルーンミュージアムにてゴジラとの写真撮影会を実施しております。

また、ゴジラコラボは他所属とも連携して取り組んでおり、明日も現場のほうを御視察いただきますが、県土整備部においては岩屋川内ダムの五十周年記念イベントの一環として、ダムの壁面に高圧洗浄機を使ったダムアートを制作したところ。さらに、地域交流部においてはゴジラが襲撃しそうなスポットを巡るデジタルスタンプラリーを実施しているほか、ICカードの県内利用エリア拡大を記念して、JR江北駅、武雄温泉駅、有田駅にゴジラスポットを設置するなど、キャンペーンを実施しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今出ましたゴジラダムアートなんですが、岩屋川内ダムという県営のダムですね、よくあんなのを思いついたなとも思うんですね。だから、ダムアートをやろうと思つた経緯とか、このダムアートの狙いといいますか、その辺はどのようなものでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱゴジラダムアートの経緯、狙いについてお答えします。

岩屋川内ダムが竣工五十周年を迎え、県土整備部でダムへの感謝や役割を知っていただくという記念イベントを検討していたところ、「サガプライズ！」から「ゴジラ対サガ」との企画連携を打診しております。県土整備部からダムアートの制作実績を持つ高圧洗浄機メーカーのケルヒャー、これはドイツが本社でございますが、ケルヒャージャパンにオファーし、「サガプライズ！」においてコラボ先である当方との交渉、調整を行うことで、日本初のゴジラダムアートが佐賀県嬉野市に出現したものでございます。

なお、ケルヒャーは自社の文化支援事業としてダムアートを制作しており、事前調査費用以外は、製作費はもちろん、完成のPRイベント——これは私も参加させていただきました——PRイベントの費用に関しても全てケルヒャーが負担していただいたところでございます。

「サガプライズ！」のコラボ企画は、このように連携することで多方面に広

がる可能性を含んでおり、ふだんからその機会を逃がさず捉え、困難な交渉、調整を担当職員たちがたゆまぬ努力で結実させている結果であるということも申し添えたいと思います。

狙いでございます。

「サガプライズ！」としての狙いはゴジラのダムアートという圧倒的なスケール感とインパクトで映える写真が撮れるスポットとして話題化、先ほど申しましたように、情報による佐賀県との接点づくりでございます。あわせて県土整備部はダムの機能や歴史に触れてもらうきっかけをつくりたいという狙いでございます。

佐賀県全体では、嬉野を中心に、先ほど県外ナンバーが多いというふうにおっしゃっておりますが、多くのファンが県内に訪れるきっかけを創出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ私もケルヒヤー日本法人が作成したダムアートをやっているビデオ番組をユーチューブで見ました。それぞれが設計図みたいなのをここにぶら下げて、ずっとやっていたんですが、あれはフリーハンドで描くもんなんですか、その辺分かれば教えてください。

○金子広報広聴課長Ⅱケルヒヤーのドイツから七人のそういった専門のスタッフが来県しております。なので、全員がケルヒヤージャパンではなくて、本国から七人、三週間ぐらいかけて、全員ドイツの方ですね。

私もその工程を二日見させていただいたんですけど、委員おっしゃるように、全員が同じグラフィックといって、ゴジラのグラフィックをこう描くんだというのを共有した上で、岩屋川内ダムの壁面に二千四百ぐらいのポイントを打ち込んでいます、そのポイントを基に、ここから上は削っていいよというか、汚れを落としていいよと、ただ、ここから下は、例えば、ゴジラの顔なので、汚

れを落とさないようにみたいなのを七人の技師さんと言ったらあれですけど、そういった高圧洗浄機を持ちながら作業をしておりました。また明日現場を見ながら詳しく御説明できればと思っております。

○徳光委員Ⅱ聞いただけでは分からない。二千四百であろうがポイントを打って、よくそれでできるなという、まさに芸術家の集団だと思うんですね。

現時点でこのダムアートとか、その他の取組がありますが、評価とか、評判とか、効果についてはどのように受け止めていますか。

○金子広報広聴課長Ⅱ現時点での評価、評判、効果についてお答えいたします。

「めざましテレビ」、これはフジテレビですね。あと、TBSの「ひるおび」など、全国放送のニュース五番組に取り上げられたことにより、ゴジラコラボによる広告換算額は先週十二月三日時点で七億九千万円でございます。単純にテレビCMや新聞広告の枠を買うという手法であった場合に七億九千万円もかけなければ露出できなかったであろう情報量を発信しているというふうに考えております。

さらに、個人の媒体問わず、SNSで大変多く情報拡散をいただいております。国内のあるウェブメディアのSNS投稿は、これは旧ツイッターの「X」でございますが、表示回数が四百万を超えるものもございます。

また、海外在住の個人アカウントによるSNS投稿、これも「X」でございますが、表示回数が四十万を超えるものがあり、その効果は計り知れないものとなっております。

これらSNSでの話題化をきっかけに、逆にマスメディアが取材にしたいというふうにつながっているケースもございます。

また、県内のフィードバックにおいては、ゴジラのフォトスポットを設置しております県庁新館展望ホールは一人を超えております。

先ほどありました岩屋川内ダムにおけるゴジラダムアートの見学者も、完成

から約半月の先週日曜日、十二月八日に一万人を超えたところでございます。

嬉野市内の観光案内所からは、毎日、岩屋川内ダムについて多くの方が訪ねてらっしゃいますと、全国テレビで紹介されたので、これを見るために遠方から嬉野まで来たという方も多い。ダムアートによって観光客が増えているという実感があるといった声であったり、同じく市内のうれしの茶交流館「チャオシル」という近くに交流館がございます、こちらの方からは、ダムアートをきっかけに来館者数が増えていると、これを機会に何か企画を検討したいという声もいただいているところでございます。

このように、当事業の成果指標である広告換算額以外の面においても、多くの人、物、サービスに波及し、県内の活性化に寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○徳光委員 今、課長おっしゃったように、広告換算額以外のところの波及効果というのをやっぱりもつとつとこう高めていくことが必要になってくるかなというふうに思っています。

そこで、この「ゴジラ対サガ」について、今後どのような取組があるのかお尋ねをします。

○金子広報広聴課長 今後の取組についてお答えいたします。

ゴジラ映画をほうふつさせる今回のコラボポスターを新宿駅など首都圏の主要駅に掲出、また、有楽町のビックカメラの外壁に大型ビジョンがございます。こちらに今回のコラボのプロジェクトムービーを放映する予定でございます。これは首都圏にお住まいの方のSNSでの情報拡散を期待しているところでございます。そのほか、首都圏におけるコラボグッズの販売や、今回、佐賀県の地図とゴジラが似ているというファクトを利用して、県内の教育機関向けの取組を予定しているところでございます。いずれにしましても、県内外での接点

やきつかけを引き続き増やしていきたいというふうに考えております。

また、過去に「サガプライズ！」のコラボが他部局などの個別プロモーションとして引き継がれたように、庁内の他部局や県内市町、企業等において、ゴジラコラボを活用して継続していただく団体等が出てくることも期待しております。

なお、情報発信の新しい展望としましては、現在、首都圏のキー局が、全国放送の番組でございますが、このゴジラコラボに対して密着取材をしております。放送日は年明けで調整しているようでありますので、全国に向けて、まだまだ佐賀県のゴジラコラボがきっかけ、情報発信の接点をつくっていくということも期待しているところでございます。

さらに、ダムアートの話題が海外にも波及していることを受け、ケルヒヤーのドイツ本社から今回の佐賀県との取組を非常に評価したということで、ドイツ本社におけるヨーロッパ全土に向けてのグローバルリリースを十二月五日に発信しております。これは、グローバルリリースというのは大変珍しいことでございます。

今後、ヨーロッパや世界においても、佐賀県、嬉野、岩屋川内ダムとの接点がつくられる可能性があり、世界のどこかでさらなる話題化につながることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 ありがとうございます。

じゃ、最後なんですけど、「サガプライズ！」の今後の展望についてですね。

「ゴジラ対サガ」が第四十弾ということ、これまで一定の評価もあるし、もちろんそんなことばかりやってという意見があるのも確かですし、その辺は内部でも結構なので、これまでの四十弾までやってきた取組はどうだったのという振り返りも一回やりながら、今後新たな取組として、「サガプライズ！」は

どう展望をつけていくのということも必要な時期にもなっているんじゃないかなというふうに私自身は感じているんですね。

どうでもいい話なんですけど、佐川急便のトラックが通るたびに私、「SAGA WA」と、あれがよく目に入るんですね。何かコラボできんかなと思うんですが、それ以上は思いつきません。「SAGA」って本当に目立つんですね。何かできればというふうに——どうでもいい話です。

今後、「サガプライズ！」をどのように展望していくのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ「サガプライズ！」の今後の展望についてお答えいたします。

今年度でいいますと、近々、もう一つの新しいコラボ企画をリリースしたいというふうに考えております。

来年度以降の展望としては、「サガプライズ！」はコラボによる話題や評判の連鎖によって、アニメやゲームのファン以外でも知っているような有名なコンテンツとのコラボレーションを多数実現してきたところでございます。多種多様な角度から佐賀の魅力を発信し続けてきたことが功を奏し、佐賀県の情報がメディア等で取り上げられる機会も増え、全国の方と佐賀県との接点の構築や県産品等の販売促進、観光誘客促進などにつながる、いわばきっかけづくりの役割を狙いどおり果たしているものというふうに考えております。

今後、さらに人口減少が加速する中、自治体間の地域間競争に勝っていくためにも、イメージ想起を含めた情報発信を切れ目なく継続して実施していくということは大切だと考えております。ただ一方、昔はメディアもテレビが一つだった、そんな時代がございました。今では多くの人がスマホでコンテンツとかニュースとかを見るように、ウェブやSNSが台頭するメディアや発信ツールも大きく変わっております。

「サガプライズ！」自身も、もちろん時代時代に応じた情報発信手法を多分

取っていかないといけないというふうに考えております。仕組みやスキームを見直し、改善することでさらなる効果が得られるのであれば、その時代に適した広報手法や仕組みに変化し、情報を発信すべきだと考えております。

今後、新たなことに挑戦し続ける姿勢を崩すことなく、その時々々の時流を読みながら、グローバルな視点を持って、引き続き佐賀の魅力ある情報の発信を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

それじゃ、最後の質問、原子力防災訓練についてです。

私の質問になってから随分単調に進んでいますので、少し眠くなった方もいらつしやると思いますが、少し肩などを動かして、最後までよろしく願いをします。

まず、十一月三十日に県の原子力防災訓練が実施をされたところであります。今年一月に発生しました能登半島地震を受けて、地震との複合災害を想定した新たな訓練項目に取り組んだと聞いております。また、九州電力玄海原子力発電所では、令和六年十月三十日から運用を始めた緊急時対策棟を活用して、事故の収束に向けた対処、あるいは情報伝達方法を確認したと報道されております。

原子力防災訓練は、基本的な項目について毎年実施をし、防災業務関係者の技量向上や連携体制を強化することも大変重要だと思っておりますが、その時々で問題となった事象や得られた知見、また、過去実施した訓練の課題に対応して、新しく訓練項目に加えて実施、検証していくことも重要であるというふうに考えます。

佐賀県は、原子力防災訓練も毎年ほぼ実施をしていますので、私も議員になる前、この防災訓練をずっと監視行動というところで見に行ったりしていました、

全国に行ったりしたんですが、ほぼ毎年実施していたのは多分、佐賀県ぐらいだったんじゃないかなというふうに思うんですね。最初は情報通達とか、災害対策本部の設置とか、広報とか、そういうものが中心だったと思いますが、ジェー・シー・オー事故が起こってから、その内容ががらりと変わって、実際に放射性物質が外に漏れたということを想定しながらいろんな訓練がされてきたというふうに思いますし、当然ながら災害対策法、これは自治体が主体となつてやるのが本来だったんですが、原子力災害については国も一緒に絡んでするというふうになりに変わってきたと思っています。

そこで、今年の訓練について何点かお尋ねをします。

まず、今年の原子力防災訓練の概要について伺いたいと思います。

○中路危機管理防災課長 今年の訓練の概要についてお答えいたします。

今年の原子力防災訓練は、十一月三十日、第四十六回目となります。訓練を実施いたしました。佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市の主催で実施をしております。

訓練では、当日の朝、県内で発生した地震により玄海原子力発電所四号機において、全ての交流電源を喪失し、炉心を冷却する機能が失われる全面緊急事態になったという想定の下、実施しております。主な訓練項目といたしましては、災害対策本部等設置運営訓練、緊急時通報連絡・情報伝達訓練、住民避難訓練、離島住民避難訓練など十七の訓練を実施しております。

以上です。

○徳光委員 十七項目の訓練を実施したということなんですが、今年の訓練について、特に特徴的なものというのとはどんな訓練だったのでしょうか。

○中路危機管理防災課長 今年の訓練の特徴についてお答えします。

今年は、一月に能登半島地震が発生いたしました。その地震では、道路の寸断等による孤立集落や家屋損壊が多数発生しております。複合災害時の避難

や屋内退避に不安の声がありました。こうした状況を踏まえまして、今年の訓練では、複合災害への対応力向上を図るために、道路や橋が地震により寸断されたという想定で、道路を通れるようにする訓練、自宅が損壊したときに指定避難所で避難する屋内退避訓練を新たに実施いたしました。また、昨年度までは外国人向けの広報として英語で緊急速報メールを発信しておりましたが、今年からは外国人向けの広報の充実を図りまして多言語での発信を行っております。こういった取組が今年の訓練の特徴と考えております。

以上です。

○徳光委員 幾つか今年の訓練の特徴について答弁をいただきましたので、何点かその訓練の内容についてお尋ねをしたいと思います。

まず、道路啓開訓練、啓開という言葉を私も知らなかったんですが、能登半島地震で道路が寸断されたというのが多発したということで、このような点を踏まえてどのような訓練を実施したのかお尋ねをいたします。

○中路危機管理防災課長 道路啓開訓練についてお答えいたします。

災害によりまして道路が寸断した場合の対応ですが、道路管理者が対応できない場合は、協定に基づきまして、建設業協会等への協力を依頼し、対応することとなります。それでも対応が難しい場合には、自衛隊に災害派遣を要請することとなります。

今回の訓練では、集落に通じる橋と道路におきまして、地震により、橋が崩落し、道路は土砂流入や段差のため、一部区間で車両が通行不能となって、孤立集落が発生したという想定で訓練を行うことになっておりました。

残念ながら、天候不良のため、一部の訓練はやむなく中止といたしました。橋梁の架設訓練につきましては、陸上自衛隊の〇七式機動支援橋により、長さが約三十メートルの橋を設置する訓練を実施しております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ次に、住民避難訓練なんですが、先ほど特徴的な訓練という中でもありました。能登半島地震では家屋損壊が多発しましたが、あそこも原子力災害には至らなかつたけれども、もし屋内退避が必要となった場合は、自宅での屋内退避ができなかつたこと、あるいは避難経路が寸断して三十キロ圏外への避難が難しかったという指摘が当初からされています。

このような点を踏まえて県では、住民避難についてはどのような訓練を実施したのかお尋ねをいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ住民避難訓練についてお答えいたします。

原子力災害が発生しました際に、原子力発電所からおおむね五キロから三十キロの圏内はUPZという区域になりますが、この区域の住民は原則として屋内退避をさせていただくこととなっております。

今回の住民避難訓練の中で、地震により自宅が損壊し、自宅で屋内退避ができなくなった住民の方につきましては、近隣の公共施設に屋内退避をするという訓練を初めて実施いたしました。それとともに、避難バスによるUPZ圏外への避難についてですが、もともと予定している避難経路がごさいますが、避難経路の一部が地震で通れなくなったという情報を事前の予告なしに連絡しまして、避難バスは運行ルートを変更して避難してもらうといった訓練も実施しております。

以上です。

○徳光委員Ⅱでは次に、県の消防防災ヘリ「かちどき」、これは大変頼もしい存在だと思うんですが、この「かちどき」を使った訓練を実施したと聞いていますが、その訓練内容についてお尋ねをいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ消防防災ヘリコプター「かちどき」による訓練についてお答えいたします。

先ほどの答弁で述べました道路啓開訓練では、橋の崩落で孤立地域が発生し

たという想定で行っております。この孤立地域に消防防災ヘリコプター「かちどき」で物資を搬送するという訓練を実施いたしました。それとともに、もう一つ、神集島で今年は離島の住民避難訓練を行っておりますが、神集島の指定避難所で屋内退避中に住民の方の中に急患が発生したということももう一つ想定いたしました。「かちどき」を使い、神集島から海を挟んだ反対側の唐津市浄水センターまで「かちどき」で患者を搬送し、そこで待機している唐津市の消防本部隊員に患者を引き渡すというような訓練も実施しております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ次に、これも特徴でありましたが、外国人の方に対する訓練ですね。午前中の答弁では、日本語学校とか含めて留学生約千人ぐらい県内にいるということもありました。それから、県内で働く外国人労働者も増えているということ、佐賀は外国人の居住がだんだん増えてきているということもこれまでニュースとかにもなっています。そういう方に対応するこれまでの取組は、例えば、大雨のときの災害情報を十数カ国語で発信するアプリを使つてとか、そういうのは私もよく知っていますが、今回、原子力防災訓練の中で具体的にはどのような取組を実施したんでしょうか。

○中路危機管理防災課長Ⅱ県在住の外国人の方への訓練についてお答えいたします。

昨年度の訓練で外国人向けには英語版の緊急速報メールを配信しております。その緊急速報メールでは文字数の制限があるということと、あともう一つは、URLでリンクを張ることが難しいところがありまして、そこが昨年の訓練の課題ということで整理しておりました。

こういった状況を踏まえて、県では佐賀県国際交流協会の協力を得まして、原子力災害時に知っておいてほしいことというA4一枚の「原子力防災パンフレット」を九つの言語で作成しております。この作成したパンフレットは、

訓練と別に、訓練が実施される前ですけれども、玄海町にお住まいの外国人の方を対象にこのパンフレットを使って原子力防災に関する説明会なども実施をしております。また、訓練当日につきましては、「原子力防災パンフレット」の内容はホームページに掲載するとともに、そのURLを「防災ネットあんあん」や「Yahoo!防災アプリ」を使って発信し、原子力防災に関する周知を行っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ訓練が終わってまだ十日ぐらいいかたっていないんですが、今年の訓練全体を通して、評価とか得られた課題というのがあれば、ぜひお答えください。

○中路危機管理防災課長Ⅱ訓練に対する評価と課題についてお答えいたします。

原子力防災訓練の評価につきましては、今後、訓練全体を通した振り返りを実施することとしておりますが、現時点で申し上げますと、先ほどの住民避難のブラインド訓練も含めまして、大きなトラブルなく、避難訓練や各種の訓練が完了したということは一定評価できるのではないかとこのように認識しております。

今回、全体では十七の訓練を行っておりますので、それぞれの訓練に参加された参加者の目線から課題がなかったかということについて、参加いただいた市町、それから、関係機関との意見交換会を実施することとしております。今後、その訓練の振り返りを踏まえまして、改善が必要な点を整理して、また次年度以降の訓練に反映させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ最後の質問になります。

今年の原子力防災訓練の課題等を踏まえて、今後の原子力防災訓練をどのよ

うに取り組んでいくのかということなんですが、私は以前から言っているんですが、例えば、唐津地区というのは、夏は観光客——もちろん冬も多いんですが、特に夏は海水浴客とか多いと思うんですね。だから、そういうふうに、広報訓練とか、情報通達訓練とか、全体的な訓練ではなくて、訓練項目を幾つかそういうのをやるのかということも私は必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

それについて答えてくださいではありませんので、今後どのように原子力防災訓練を取り組んでいくのか、最後にお尋ねいたします。

○野田危機管理・報道局長Ⅱ私から、今後どのように取り組んでいくのかというふうなことでお答え申し上げます。

今年度は、特に能登半島地震で孤立集落がたくさん発生したと、そこに着目しまして、道路啓開訓練を新たに実施いたしました。結構大がかりに実施いたしましたので、孤立地域の解消の手段の一つとして架橋というのが非常に有効性があるなというふうな確認ができたかなと思います。

先ほど徳光委員のほうにもおっしゃっていただいたように、様々な、時期的な問題ですとか地域の問題とかいうふうなところで、いろんな想定というのが今後も考えられるかなと思います。毎年毎年訓練を実施していますが、毎年何らかの課題はもちろん出てまいります。もちろんそういうふうな状況もありますので、実際の災害はやはり想定どおり行かないと、これを肝に銘じて取り組んでいかなくてはいけないなと思っております。現場の状況に応じたオペレーション、そのオペレーション力が強くなるように、本場に、現場で即座に判断して、即座に対応できるように、そういうふうな対応力を上げていくというふうなことに重点を置いた取組を進めていきたいと考えております。

これからも、あらゆる事態を想定した訓練を重ねまして、そこから得られた課題や知見を生かし、より実践的かつ効果的な訓練となるよう、不断の見直し

を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長〓これで質疑を終了いたします。

なお、明日十一日は午前十時に委員会を再開し、視察の後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。皆様お疲れさまでございました。

午後二時五十七分 散会

速記者 井上 琴 葉

令和六年十二月十一日（水）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室

総務常任委員会

委員長

中村圭一

副委員長

桃崎祐介

理事

藤木卓一郎

〃

徳光清孝

委員

土井敏行

〃

原田寿雄

〃

西久保弘克

〃

一ノ瀬裕子

〃

江口善紀

〃

中本正一

午前十時 開議

○中村委員長Ⅱおはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

視察後、委員会を再開し、討論、採決を行います。

では直ちに玄関前にお集まりをお願いいたします。

(午前十時一分から午後四時五分まで現地視察)

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○中村委員長Ⅱまず、甲第四十三号議案中本委員会関係分、乙第五十八号議案から乙第六十二号議案まで五件、乙第六十六号議案、乙第六十八号議案から乙第七十二号議案まで五件、以上十二件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上十二件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十六号議案を採決いたします。

これは、令和六年度一般会計補正予算(第三号)の専決処分について、議会の承認を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、甲第四十六号議案は承認されました。

次に、乙第七十七号議案を採決いたします。

これは、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、乙第七十七号議案は同意されました。

次に、乙第七十八号議案を採決いたします。

これは、収用委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、乙第七十八号議案は同意されました。

次に、請第五号請願「私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。お諮りいたします。

ただいま採択されました請第五号請願「私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書」につきましては、執行機関

に送付し、後日その処理の経過及び結果の報告を求めることを議長に申し出た
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように取り計らいま
す。

○ 継 続 審 査

○中村委員長 Ⅱ最後に、九月定例会から引き続き審議中の

- 一、財政確立について
- 一、政策の企画・調整について
- 一、危機管理・報道行政について
- 一、総務行政一般事項について
- 一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査と
いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上の五件についての継続審
査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な
表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを
行うことに御承認を願っておきます。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲さまでございま
した。ありがとうございました。

午後四時九分 閉会

議事課記録担当主任主査 松 尾 重 治

議事課委員会担当係長	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	総 務 常 任 委 員 長
武 藤 久 祥	田 中 憲 尚	中 本 正 一	徳 光 清 孝	土 井 敏 行	原 田 寿 雄	桃 崎 祐 介	中 村 圭 一

令和六年十二月十日（火）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

富

田

幸

樹

副委員長

石

丸

太

郎

理事

宮

原

真

一

〃

下

田

寛

委員

石

井

秀

夫

〃

大

場

芳

博

〃

定

松

一

生

〃

古

賀

和

浩

〃

武

藤

明

美

文教厚生常任委員会質問者順序

月日 順序	十二月十日(火)	十二月十一日(水)
1	(現 地 視 察)	下田 寛 73 頁
2		武藤 明美 83 頁
3		石井 秀夫 97 頁
4		定松 一生 106 頁
5		宮原 真一 116 頁

午前十時 開会

○富田委員長はおはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○会議録署名者指名

○富田委員長 Ⅱ会議録署名者として宮原真一委員、石井秀夫委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託された全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす十一日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分 散会

議事課記録担当主任主査 松 尾 重 治

令和六年十二月十一日（水）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長

富

田

幸

樹

副委員長

石

丸

太

郎

理事

宮

原

真

一

〃

下

田

寛

委員

石

井

秀

夫

〃

大

場

芳

博

〃

定

松

一

生

〃

古

賀

和

浩

〃

武

藤

明

美

午前十時 開議

○富田委員長 Ⅱただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案、請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と請願及び陳情に対する現状と対策をお配りしております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○下田委員 Ⅱおはようございます。県民ネットワークの下田寛でございます。

本日は大きく三問質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、重度心身障害者医療費助成の現物給付方式への移行についてお尋ねをいたします。

この重心の医療費助成の給付方式、現在は本県では償還払いとなっております。償還払い方式は、重度の障害をお持ちの方やその御家族にとって、経済的、精神的な負担に加えて、後日、市や町の窓口に行くことや申請手続の煩雑さというような負担があります。

子供の医療費は、市や町によって上限年齢の違いはありますが、現物給付方式が導入されていることを踏まえ、この重度心身障害者医療費助成についても現物給付方式への移行が望まれているというふうに感じております。

また、今回も請願が出ております。これは今回だけではなくて、毎回毎回、毎年毎年出ているものであって、私がいる鳥栖市からも県に要望が上がっていますし、佐賀県の市長会からも要望が上がっているものです。以前は、確認できただけでは、例えば、唐津市さんから県に対して要望が上がっていたりとか、各地からどんどん上がっているような状況です。ただし、温度差はあっても上がっているような状況です。

現物給付方式への移行は、重度の障害をお持ちの方の負担軽減、行政の事務効率化、そして、他県で既に現物給付を実施している事例を考慮すると、実現可能な選択肢であるのではないかと考えております。しかし、本県では、財政的な負担やシステム改修の必要性、国保ペナルティーなどの課題があつて、導入にはいまだ至っていない状況です。

県は、国に対して国保ペナルティーの廃止の要望、これも継続的に国に対してやられており、制度改善に向けて様々な取組を行っていることは私も認識をしております。こういったことを踏まえて、お伺いをしていきたいと思っております。

まず、重度心身障害者医療費助成の対象者についてであります。

そもそもこの重度心身障害者医療費助成を受けていらっしゃる方々は、まずどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○田中障害福祉課長 Ⅱ重度心身障害者医療費助成の対象者についてお答えいたします。

本県における重度心身障害者医療費助成の対象は、身体障害者手帳一級または二級をお持ちの方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳一級をお持ちの方、身体障害者手帳三級で知能指数五十以下の方といった重度の心身障害をお持ちの方を対象としております。

令和五年度末時点での対象者数は約一万七千人となっており、直近三年の推移を見ますと横ばい状態でございます。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱ全体で、令和五年度で約一万七千人ぐらいで、横ばいで推移をしているというような御答弁でした。

私もよく相談を受けるんですね。特に福岡県から引越しをしてきた人とか、何で佐賀県はできないかというようなお話とかを結構受けます。重度心身障害と、あとはひとり親家庭ですね、何でここだけできないんだというのは毎

年のように言われていることでもあるんですが、これがなぜ難しい状況にあるのかというところをもう少しお伺いしたいと思います。まず、現状の償還払い方式について、今、そのような形になっていますが、これについて県はどのように考えているのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○田中障害福祉課長 現行の償還払い方式に対する県の認識についてお答えいたします。

償還払い方式は、助成対象者は医療費の自己負担分を医療機関の窓口で一旦支払った後、ひと月分ごとの医療費助成を市町に申請し、ひと月の自己負担額が五百円を超えた部分について助成を受ける制度となっております。

医療機関受診時に一旦自己負担を支払わなければならないといった経済負担や、医療費の助成を受けるために書類を整え、市町に向く必要があり、手間もかかるなど、当事者やその御家族にとって負担があるものと認識しております。

以上でございます。

○下田委員 いや、そうだと思うんですよ。そこは私も一致しております。

今回の請願、これは毎回毎回そうなんですけど、今回は全議員で請願を出させていただいております。やっぱりこれは重要な課題であって、しかも、請願いただいた方々は佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会、まさにこういった重心の皆さん、本当に直結している皆さんからの請願でもあって、大変重たいものだというふうにも認識をしております。

これは利用者側の事情と行政側の事情というので何か相違があって、なかなか行政が動いてくれないのではないかとというふうに率直に感じてしまうんですけども、そういった今の御答弁も踏まえてですが、まずは九州各県がどのような状況になっているのか、重度心身障害者医療費助成の給付方式、九州各県の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長 九州各県の状況についてお答えいたします。

九州各県の中で、福岡県と宮崎県は県内全市町で現物給付となっております。長崎県と熊本県では市町の一部が現物給付となっており、そのほかの市町村は本県と同じ償還払い方式となっております。また、大分県は令和元年十月から、鹿児島県は令和六年七月から県内全域で自動償還払い方式に移行しております。沖縄県では一部の市町村が自動償還払い方式となっており、そのほかの市町村は本県と同じ償還払い方式となっております。

以上でございます。

○下田委員 各県ばらばらであるというようなお話と認識をしたいと思います。

もちろん私もお話をいろいろ伺って、これは果たして県で統一していくべきものなのか、市町で、自分たちで独自にやっていけるものではないのか、そういった視点もあつたりするわけなんですけれども、やはり利用者目線に立ったら全県統一してもらったほうが絶対がいいわけで、様々な議論もなされているものだというふうにも思っております。

(四) 現物給付方式に至っていない理由についてなんですけれども、重ねてですが、当事者の負担を考えたら当然現物給付のほうが利用しやすいというのが現状だと思いますが、なぜ導入に至っていないのか、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長 現物給付方式に至っていない理由についてお答えいたします。

委員おっしゃったとおり、この現物給付方式への移行については、これまで様々な団体から意見が出ているということは認識しております。その上ででございますが、県におきましては、直近で令和六年八月です。実施主体でございます市町に対して給付方式に関するアンケートを実施しております。このア

ンケートは定期的を実施しておりますが、直近では令和六年八月に実施しております。

アンケートの結果では、市町の負担増となっても現物給付がよいと回答した市町が五市町、市町の負担増となっても対象者から市町への助成申請が不要な自動償還払い方式がよいとしたところが四市町、現行どおり償還払い方式がよい、これが二市町、見直しは必要だが、現時点では選択できない、回答できないといった市町が九市町となっております。多くの市町で給付方式の見直しは必要との考えはございますが、現時点では選択できないと答えられた市町が一番多くございました。

このように、給付方式につきましては市町によって意向が異なっております。現物給付方式の導入に至っていない大きな理由といたしまして、市町内及び市町間での議論が進展していないことによるものと認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ現時点でまだ検討できないが九市町、負担増になってもやったほうがいいというのが五、自動償還がいいというのが四、あと、二市町がまたその他ということであったんですけれども、じゃ、県としての役割は一体何なのかというのを物すごく思うんですね。もちろんこれは県が間に入って調整をするものだろうと世間は認識するわけで、そういった現状でもあるからこそ、市や町も県に対して要望を上げるわけで、でも、県からすると、今のお話を伺うと、いやいや、市町さんで話をしてくださいよというような話で、結局、当事者である医療制度を受ける皆さんが県と市町の間でたらい回しにされているような現状と言ってもよいと思います。この状況でいいのかというのはやっぱりこれは県としても考えないといけない部分ではないかなというふうにも思っています。

そこで、(五)なんですけれども、現物給付化に向けて県はどのように考えて、

どのように取り組んでいこうと思っているのかをお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長Ⅱ現物給付化に向けた県の考えや取組についてお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成の現物給付については、先ほども申し上げますとおり、これまで関係団体等から要望や今回も請願が出ており、現物給付化を望む声があるということは十分認識しております。

給付方式につきましては、先ほど御説明を申し上げましたが、市町によって意向が異なっております。県としましては、全市町統一の給付方式にこだわることなく、やはりここは実施主体である市町全体の意向がまとまれば、それぞれの市町の考えを尊重して、医師会をはじめとした関係機関の調整を一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

また、市町の議論が活性化するように、申請者の負担軽減の観点から、現物給付方式に限定せず、自動償還払方式を含めた幅広い検討を市町と一緒に進めていきたいと考えております。

給付方式に関します市町との意見交換ですが、これまでも適時実施しておりますけれども、直近ですと、今月末に予定をしております。

なお、国保ペナルティーの廃止や、医療費助成に係る全国一律の制度創設につきましても、これまでも国への政策提案など機会あることに要望しておりますが、今後も強く国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱまた質問していいですか。であれば、もしかすると、市町は県の立場を分かっているというふうな認識をしてもいいんですかね。

○田中障害福祉課長Ⅱ市町が県の立場をどういうふうに考えているかということのお尋ねだつたと思います。

これにつきまして市町とは定期的に意見交換を行っております。その際に、

県の考え方、立ち位置というところは大きなところで話をしていますので、市町によって、例えば、給付方式が一律でなくても、必ずしも一律でなければならぬという考えではないということの趣旨で話はしております。

そういう意味では、市町さんは県の考え方というのは基本的に分かってらっしゃるということで認識しております。

○下田委員 一つ確認ですけど、当然、利用者からすると、全県統一したほうが分かりやすくいいと思うんですけども、例えば、長崎県さんはたしか長崎市だけが現物給付で、ほかは償還払いという方式ですよ。そういった形で佐賀県内でも自治体ごとに、うちはこれでいくよというふうに言ってもらえれば、それでもいいということですよ。

○田中障害福祉課長 今、市町間によって給付方式の違いがあってもいいのかわからないところでお話だったと思います。

これにつきまして、これまでの議会での答弁におきましても県の立場として必ずしも一律でなければならぬというわけではないということではお答えをさせてもらっております、ここはまず実施主体である市町さんが給付方式に關してどうお考えになるか、そこが一番かなと思っております。

以上でございます。

○下田委員 いや、これで終わりにしますけれど、最後に、これは大分長く議論していると思うんですよ、私が市議会に入らせてもらったときからずっと要望があつていたというふうな認識があります、いつまで議論するのか。利用者目線ということをお考えたら、これは統一といいますか、現物給付のほうがかに望ましいと思うんですよ。そういったところを、今後の意見交換会がどういった形になるのか分かりませんが、県の立場として見れば、市町でぜひ統一した見解を持つてほしいという意向なのかなというふうに思うんですけども、今後の流れとして、この流れをまだまだずっと継続していくべきものなの

かということをお考えすると、もう一歩踏み込んで県も意見を言っていたら、皆さんと意識の共有というのができないものかと思うんですけども、最後にお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長 お答えいたします。

直近ですと、先ほど申し上げました今月下旬に市町との意見交換を行います。委員おっしゃったように、この要望等は長年行われているというのでも十分認識しております。ですので、意見交換の場等を通して市町のこの議論が活性化するように、あとは申請者負担の軽減といった観点から、例えば、現物給付という言葉が一番出てきていますが、現物給付方式に限定せず、例えば、自動償還払いを含めた幅広い検討、メリット、デメリットみたいなものもきちっと御提示させてもらって議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○下田委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。本当長年ずっとやっていますので、特に今回、重心の話でしたけれども、重心の皆さんが安心して医療が受けられるような体制を目指して、前向きな議論を期待させていただきたいと思っております、よろしくお願ひいたします。

では次に、重層的支援体制整備事業についてをお尋ねしたいと思います。

令和二年に改正された社会福祉法で地域共生社会の実現に向けて、市や町において包括的な支援体制づくりを行うための重層的支援体制整備事業が創設されました。で、令和三年の四月から実施をされております。

これによって、今まで相談に来た方が各担当で、これはあの課ですね、この相談事はこっこの課ですねと分断されていたものが、包括して相談にに応じているような体制づくりを国が主導してやっていきましょと、市町に今浸透しているような状況でありました。

これは決算委員会でも議案が出ておりましたので、質問をさせてもらおうかど

うかと思っていたんですが、今後のこともあったので、今委員会で質問させていただくことにしました。

背景としては、少子・高齢化とか人口減少で地域社会の担い手が減少して、家庭、職場、地域などで、人と人、人と地域のつながりが希薄化して、支え合の基盤が弱まっている現状、これに伴って、生活課題を抱えながらも相談する相手がいなくて地域の中で孤立したり、これまでの高齢や障害、子供、生活困窮など、分野別の支援体制では十分に対応できない、そのような課題が複雑化、複合化をしているケースというのがあって、そういうふうにも認識をしております。

これは厚労白書なんかを見ても、地域では形式的な付き合いを望む人が増えており、孤独・孤立問題が顕在化してきているというのが令和五年の厚労白書にも書かれていることもあって、やはりこれは社会情勢として、社会認識として、社会課題としてどう取り組むのかというのは国を挙げてやっているような状況でもあります。

今後、市町でぜひ取組が進んでいくものだろうというふうにも認識をしているのですが、実施主体は市や町になりますので、県としてどのような支援ができるのかということも含めてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、(一)で重層的支援体制整備事業についてであります。

まず、この事業の目的が何なのかをお尋ねしたいと思います。

○三浦社会福祉課長 Ⅱ重層的支援体制整備事業の目的につきまして、事業が創設されました背景を交えてお答えをさせていただきます。

近年、少子・高齢化や人口減少の進行による社会構造の変化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄化したことにより地域社会や家庭において支え合う力が低下し、地域住民の課題も変化してきております。これまでは高齢、障害、子供、生活困窮などそれぞれの福祉分

野において制度が充実をし、専門的な支援が行われてまいりましたが、これまでの分野や制度ごとの縦割りによる支援では対応が難しい課題が多くなってきております。

例えば、社会的孤立やごみ屋敷など制度のはざまにある問題や、一つの世帯の中に介護が必要な高齢者とひきこもり状態にある子供を抱えるといった分野がまたがるケース、こういった複雑化、複合化した課題が増え、支援体制の在り方の見直しが必要となっております。

このような中、令和二年度に改正された社会福祉法により重層的支援体制整備事業、以下、略して重層事業と申し上げますけれども、重層事業が創設をされ、令和三年四月から実施をされております。

この事業は、近年の複雑化、複合化した課題に対応するために、市町村において、分野や制度の垣根を低くして、支援が届いていない方にも必要な支援を届けられるよう包括的な支援体制を整備することを目的としております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱありがとうございます。

では、続いていきますけれども、この重層事業の事業内容はどのようなものになっているでしょうか。

○三浦社会福祉課長 Ⅱ重層事業の内容についてお答えをいたします。

重層事業では、市町村における包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」といった三つの支援を事業の柱としております。

具体的に申し上げますと、一つ目の「相談支援」は、高齢者や子供といった属性にかかわらず、ワンストップで相談を受け、関係機関で解決を図る支援でございます。二つ目の「参加支援」は、支援を必要としている人と地域社会とのつながりを回復するための支援、これは例えばでございますが、ひきこもり

状態にある方を生活困窮者を対象とした就労体験で受け入れる、このような支援でございます。三つ目の「地域づくりに向けた支援」は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくり、地域住民同士の顔が見える関係性を育成する支援でございます。

また、この三つの支援をより効果的に実施するために、さらに二つの支援、一つは多様な支援機関が連携する「多機関協働による支援」、二つ目は訪問支援など「アウトリーチを通じた継続的支援」、この二つの支援を充実強化しまして、さきに述べた三つの柱と一体的に取り組み事業内容となっております。

なお、ただいま申し上げましたアウトリーチについて少し補足させていただきますと、支援が必要な状態にあるけれども、SOSを発することができない、相談をすることができない、あるいは相談をしない、そういった必要な支援が届いていない方を訪問したりとか、電話をしたりすることによって積極的にサービスを提供する、これをアウトリーチと呼んでおります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、次の三にもいきたいと思うんですけども、市町村、市や町がこの事業に取り組みことでこういった効果が考えられるのかをお尋ねしたいと思えます。

○三浦社会福祉課長Ⅱ重層事業に取り組み効果についてお答えをいたします。

市町村が重層事業に取り組みことで、地域住民、支援機関、市町村それぞれに効果があると考えております。

まず、地域住民への効果といたしましては、複雑で複合的な課題の相談でも、市町村の相談窓口が一本化されることなどにより、相談者の負担が軽減をされる。また、訪問支援を行うアウトリーチなどにより、SOSを発信することができない当事者やその世帯に支援の手が届き、課題が悪化する前に対応しても

らえるようになる、このような効果がございます。

次に、支援機関への効果ですけれども、関係者と困難事例への支援を検討するために適時開催される支援会議を通じまして、市町村などの関係機関と顔が見える関係ができることで連携がしやすくなる、このような効果がございます。

それから、市町村への効果といたしましては、一つには、支援体制の整備が進むことで複雑化、複合化した課題に対応することができるようになり、住民サービスの向上が図られるということ。また、これまで高齢、障害、子供、生活困窮など分野ごとに交付されていた補助金から、重層事業では交付金として全て一括交付されることで分野を超えた課題に対応しやすくなること。そして、この交付金の対象事業に、先ほど事業内容で申し上げましたけれども、「参加支援」、「アウトリーチを通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」、これら三つのメニューが追加されたことで新たに補助が受けられる、このような効果が考えられます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、目的と内容と効果についてお尋ねをさせていただきますました。

次の(二)なんですけれども、県内でどれくらいの市町がこの重層事業に取り組んでいるのかをお尋ねしたいと思うんですが、事前に調べたら、これは令和六年度のやつなんですけれども、まだ取り組んでいないところもたくさんあり、佐賀県はまだまだ一〇から一九%の中に入っていて、取組が薄いなどというふうにも思っております。

今、課長から御答弁いただきましたけど、恐らく市町からすると、いやいや、今ある体制の中でこれはもうやっていますよというような認識が非常に色濃くあるのではないかと。では、そこをこの重層事業に変更したらどういったメリットがあるのかというのが、なかなかまだ浸透していない状況というのもあ

るのだろうと思います。

効果としては、様々な補助金ですね、これが一括で交付されるということになるので、支援がしやすい状況になるというのは一つ大きな特徴だなというふうにも思っております。なので、このほうが恐らく支援はしやすいのだろうと思います。今までのやり方に慣れている現場の市町の職員さんにわざわざこれに変更しようよと言っても、いやいや、今ので十分できているよというような認識や声はたくさんあると思うんですが、そういったことも踏まえてなんでしょう、今現在、県内ではどのくらいの市町がこの事業に取り組んでいるのか。また、今後の取組の見込みがどうなっているのかをお尋ねしたいと思えます。

○三浦社会福祉課長 市町の取組状況と今後の見込みについてお答えをいたします。

まず、現在取り組んでいる市町でございますが、佐賀市が令和四年度から実施しております。また、重層事業を段階的に実施して本格実施を目指す移行準備事業、これにつきましては、上峰町が令和四年度から、武雄市が今年度から実施しております。

次に、今後取組を予定している市町でございますが、今申し上げました武雄市と上峰町におきまして、来年度からの本格実施に向けて検討しているというふうに聞いております。

また、このほかにも県が市町を支援するために行っております専門家によるアドバイザー派遣を唐津市、小城市、みやき町の三市町が受けておりまして、今後の事業実施に向けて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。佐賀市と上峰、武雄というお話で、専門家をプラスで三市町が行っているというお話でした。

では、既にこの重層事業に取り組んでいる市や町ではどのような成果があらわれているのか、また、どのような課題があるのかお尋ねいたします。

○三浦社会福祉課長 市町の取組の成果と課題についてお答えをいたします。

まず、取組の成果ですけれども、佐賀市など既に重層事業に取り組んでいる市町での成果としては、事業を始めたことをきっかけに、アウトリーチや参加支援、他機関協働などにさらに取り組むようになり、市町と支援機関の連携も少しずつ進んでおります。

具体的に、例えばですけれども、佐賀市では、事業を委託している佐賀市社会福祉協議会におきまして、市内を三つのエリアに分けて、エリアごとに支援機関との調整を専門的に行うコーディネーターによるチームを編成しております。そして、それぞれのチームがアウトリーチなどにも積極的に取り組み、福祉ニーズを掘り起こして支援を実施しております。

これにより、けがや病気などで就労できず経済的に困窮されていた方ですとか、ひきこもり状態にあつて地域で孤立されていた方などを、自治会長や民生委員、地域住民も巻き込んで地域の中で見守り、交流の場や地域活動への参加、それから、必要な福祉サービスにつなげることができた、こういったケースもございます。

また、上峰町のケースでございますけれども、これまでは小さい町ということもございまして、役場の職員に知り合いがいて役場の窓口では相談に行きにくかった方が、役場と異なる場所に民間に委託して窓口を設置したことによりまして相談に行かれるようになり、支援に結びつけた、こういった新たな相談の掘り起こしができております。

また、これも同じ上峰町のケースですけれども、町内の支援機関が作成する地域新聞づくりに支援対象者に参加してもらって、地域活動を行っている人への取材を一緒にするといったことを通じて、人と人、人と地域とのつながりが

できた、このような成果も出ております。

次に、取組を行っている市町の課題でございますけれども、市町において福祉部局と福祉部局以外との連携をもっと深めることが必要といったことや、関係機関と連携して課題解決に取り組むコーディネーターのスキルの向上を図ることが必要、このような課題がございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。成果について、今、佐賀市と上峰町の事例をお伝えいただきました。課題についても、この福祉部局とそれ以外の連携、コーディネーターのスキルの向上というのがありました。

事前に何かいろいろ全国の事例とかも調べていると、例えば、上下水道課の職員さんが料金が払えないというような相談を受けたときに、その方がたまたま福祉部局に以前いたので、その方と話をしていたら、やっぱり生活が困窮しているということが分かって、そういう福祉部局と連携をして、その課題解決に向けて取り組むことができたというような事例を聞くことができました。

先ほどコーディネーターのスキルと言いましたけど、やっぱり市町の職員さんも当然そういったものは求められてくるわけで、特に市や町の職員さんは一人でも何役もこなしながらされていらっしゃる現状があつて、そこにさらにプラスでその方の背景までをしつかり探るといふこと。いろんな課題というのはあると思うんですけど、窓口に来られた方が、例えば、病気が原因であつたりとか、家計管理ができなかったりとか、家族関係が背景にあつたりとか、そういった背景を窓口で瞬時に察知して支援につなげていくことができるということが包括的にできるのがこの重層的事業のメリットの一つだとも思っております。

そういったところを今のやり方ではなくてこの事業を取り組むことで、住民にとってさらにいいものになるんですよというところをどう認識してもらうのかというのが一つの課題でもあると思っております。

あと、支援の体制整備を評価する仕組みがないというのも一つ課題だと思っております。こういうふうなコーディネートをやるからこそ住民さんがさらに安心して生活できるようになっていきますよというような評価する仕組みづくりというのもあつたほうが、市や町にとつても非常に分かりやすいものになると思っております。これは全国的な課題のようですので、ぜひ深めてまた議論させてもらえればなというふうにも思っています。

(四)に入りますが、この重層支援事業ですけれども、地域共生社会の実現に向けて、私個人的には市町でも積極的に取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

県では、市や町の取組が進んでいくようにこれまでのような取組を行ってきたのか。また、今後どのように取り組んでいこうと考えているのかをお尋ねしたいと思えます。

○三浦社会福祉課長Ⅱ市町に対する県の支援についてお答えをいたします。

まず、これまでの支援についてということで県では市町での取組が進むよう支援に取り組んできております。

具体的には、市町の職員や地域福祉の中核を担っている市町社会福祉協議会の職員などを対象といたしまして、重層事業に先行して取り組んでおります市町からの事例紹介などを行うセミナーの開催や、重層事業を実施する上で、先ほど申し上げましたけれども、スキルの向上が課題となっておりますコーディネーターの育成研修、こういったことを実施しております。

また、既に事業を実施している市町や、実施に向け検討している市町に対しては、市町のニーズに応じたオーダーメイド型のアドバイザーを派遣しております。それぞれが抱える課題について必要な助言等を行っております。

そのほか、今後、個別に市町を訪問いたしましてヒアリングを実施し、課題について把握するとともに、必要な助言や先行市町の取組の紹介を行うことと

しております。

次に、今後の支援についてでございます。

県では、市町において生活にお困りの方の課題に対して関係機関が連携して寄り添い、支え合う包括的な支援体制を整備することが必要と考えております。このような認識に立ちまして、これからも、これまでの市町に対する支援を継続し、さらに取組事例を増やして横展開するなど、丁寧な支援することにより、事業に取り組み市町を増やしていきたいと考えております。そして、こうした市町への支援などを通じまして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。決算の勉強会資料にも載っていたことからも、佐賀県としても重点的に取り組みたい政策の一つであるというふうにも認識をしております。今、課長から御答弁いただきましたとおり、さらに横展開が広がっていくように私も期待を申し上げます、この質問を終わりたいと思います。

では、三問目の県立盲学校・ろう学校についてお尋ねをいたします。今議会、予算が上がっていた件についての質問です。

今年、県立盲学校・ろう学校創立百周年ということで、十一月には両校で記念式典が開催されたというふうにも聞いております。また、「SAGA2024」国スポ・全障スポでは、この両学校に皇室の方々も御視察いただいております。そして、その様子はテレビや新聞などでも報道されて、関心を持たれた県民の方々もとても多くいらっしやっただと思います。

このような中で、今回、備品整備を行う補正予算が提出をされております。全額で一千八十七万円ということで、盲学校とろう学校それぞれに、盲学校五百四十三万三千円、ろう学校に五百四十三万七千円ということで予算が上がっ

ております。この二つの学校、百周年という長い歴史を積み重ねてこられたことというのは大変素晴らしいことであると思っていて、今後、両校のますますの発展を願っているところでもあります。

そこで、お伺いいたしますが、まず、盲学校・ろう学校の概要についてであります。

それぞれの学校は、どういった目的で設置をされて、どのような教育活動に取り組んでいらっしゃるのかをまずはお尋ねいたします。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ質問がございました、まず学校の概要についてお答えをしたいと思います。

設置目的についてですけれども、盲学校は視覚に、ろう学校は聴覚に障害のある幼児児童生徒に対しまして教育を行いますとともに、自立を図るために必要な知識、技能を身につけてもらうことを目的としました県内唯一の視覚障害者、聴覚障害者のための教育機関でございます。先ほどお話がありましたとおり、両校とも今年十月に創立百周年を迎えたところでございます。

次に、教育活動について御説明いたします。

盲学校では、自立と社会参加に向けた力の育成に向けてまして、各教科の指導のほか、点字の指導ですとか、見え方に応じた補助具、例えば、単眼鏡ですとか拡大鏡といったものでもございます、そういったものの使い方ですとか、白杖を用いた歩行などの学習を実施しているところでございます。

なお、高等部の保健療科と専攻科では、はり、きゅう、マッサージ治療を安全かつ有効に行えるよう、体の仕組みや病気について知識を深めながら、実習を通して高い技術を身につけ、就職に結びつけているところでございます。

また、ろう学校では、コミュニケーション力の向上を教育目標としておりまして、聴覚に障害のある幼児児童生徒一人一人の聞こえの状態に応じて、手話ですとか指文字、口話、口で話すこととございますけれども、そういった

コミュニケーション手段を活用した学習を進めているところがございます。
以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、それぞれの学校で学んでいる児童と生徒の数をお伺いいたします。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ生徒数についてお答えをいたします。

令和六年五月一日現在、盲学校におきましては、幼稚部二名、小学部二名、中学部五名、高等部六名及び専攻科五名の計二十名が在籍しております。ろう学校につきましては、幼稚部六名、小学部三名、中学部二名及び高等部八名の計十九名が在籍をしております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。そういった盲学校・ろう学校の中で、今年百周年を迎えて、皇室の皆さんが視察にお越しいただいております。

今回の議案なんですけれども、主に教育資材等の整備を行うと書いていますが、運動に特化したものが結構多いのかなと、それ以外もありますけれども。

書いてあるのを申し上げますと、盲学校がサウンドテーブルテニス用台、楽器等でエレクトロニックパーカッション、電子キーボード、ボンゴ、コンサートバスターン等、あと3Dカラープリンター、点字ディスプレイ端末、点字プリンター、図書再生・録音機、ろう学校がボッチャ用のランプ、エアートランポリン、大型ソフト積み木、ロジャヤ、語音聴力検査オーディオメーターを導入するというような予算が上がっております。

今回予定している備品整備の目的と内容についてお尋ねをしたいと思います。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ備品整備の目的と内容についてお答えいたします。

「SAGA2024」国スポ・全障スポでは、皇族の方々の御視察で一人一

人に声をかけていただきまして、また、報道で取り上げられたことによりまして、その励みや意欲が高まっているところがございます。

また、大会に出場する、応援する、式典でパフォーマンスや手話通訳者として活動するといったことで感じたスポーツのすばらしさと感動ですとか、目標に向けて練習を重ねたり、様々な場面で活躍する子供たちや先生方の様子を知ることや積極的に取り組むことや前向きにチャレンジすることへの共感、そういった気づきを得たところでございます。

今回の備品整備は、「SAGA2024」での成果や気づきなどを新しい取組につなげていくために必要な教育資材等の整備を行い、今後の教育活動の充実資するものがございます。なお、備品整備の検討に当たりましては、教育委員会と両校で意見交換をしながら進めたところでございます。

整備する内容につきましては、盲学校につきましては、先ほどもお話がありましたところでございますけれども、スポーツを楽しむためのサウンドテーブルテニス用の台ですとか、音の幅と深みを出し、多様な音楽を奏するための楽器一式、実物模型で触って感じる学習をするための3Dカラープリンター、読書がより身近になるよう全盲や弱視など見え方に応じた点字ディスプレイ、点字プリンター、図書再生・録音機を整備する考えでございます。

一方、ろう学校につきましては、身体に不自由のある生徒と一緒に活動するボッチャ用の傾斜台、主に幼稚部で仲間と楽しく体を動かすエアートランポリンや大型ソフト積み木、校外活動など人の多い場所でも聞こえをよくする補聴援助システム、これはロジャヤと申しますけれども、そういったものですとか、個々に異なる聞こえを正確に把握し、的確な指導につなげるためのオーディオメーター、これらを整備する考えでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今御説明をいただきました。今年百周年

という記念の年でもありましたので、すばらしい環境をぜひつくっていただきたいというふうにも思っております。

今後の取組についてですが、両校において、今後どのような教育活動に取り組んでいこうと考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○近藤特別支援教育室長 Ⅱ 今後の取組についてお答えいたします。

両校では、百年間の長きにわたり視覚や聴覚に障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指しまして、一人一人の個性や能力を大切にしながら専門的な教育を行ってきたところでございます。今回の整備のきっかけとなりました新しいことを取り入れてチャレンジしていこうという意欲の高まりは、両校が目指す一人一人のニーズに応じた支援をさらに磨き上げ、充実させていくことにつながると考えております。

教育委員会では、引き続き両校の教育活動をサポートすることで子供たちの自立と社会参加を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱ ありがとうございます。

今の御答弁も含めて、重ねてですけども、本当によりよい環境を、最高の環境をつくっていただきたいと要望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武藤委員 Ⅱ おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私、昨日はとてもうれしい日でした。戦後七十九年、来年は被爆八十年を迎えようとしているこのときに日本被爆者団体協議会の皆さんがノーベル平和賞を受賞されたということ、もう核兵器はなくしていこうという思いで体験を語り部として語り継いでこられた方たちの運動が、そして、その思いが世界に認められたということを本当にうれしく、ありがたく感じた一日でした。

私自身、長崎の出身ですので、両親は早くからいなかっただけで、大事

な二人の兄が去年と今年と相次いで亡くなりまして、被爆経験があるわけですが、けれども、それぞれががんだとか血液の病気だとかで亡くなってしまいました。残されたのは私一人なんですけど、それぞれの家族がこれからも暮らしていくことになりましたが、私自身、本当に子供の頃から被爆体験などを聞かされて、戦後の生まれでしたので、現場のことは知らなかったけれども、そういう話を聞いたり、学校でそういう平和教育を受けながら育ってきたので、戦争は嫌だ、原爆は嫌だという思いを強く強く持つて育ってまいりました。それで、今日の私の原点をつくってきたのが被爆地長崎に生まれ育ったということではなかったかというふうに思っているわけです。

本当に世界の人たちに被爆者団体の皆さんの思いが届いて、核兵器のない平和な世界であってほしいなということをつくづく思っているところです。昨日の感激を口に出してしまいましたけれども、そういう思いをまたずと持ちながら暮らしていきたいというふうに思っております。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず一つ目は、子ども施策のこれからについてということですが、

「子ども基本法」第十条に基づいて、今、佐賀県は新たに「佐賀県子ども計画」の策定を進めておられます。これまで佐賀県の子ども政策については平成二十七年から「子育てし大県」が「プロジェクト」に取り組んでこられました。

このプロジェクトは、初めは事業の規模は七事業で三千六百万円だったようですが、現在、約八十事業、十二・四億円へと拡大され、いろんな施策を取り入れてこられました。佐賀で子育てをしたくなるという県であるために、さらなる県民要求をもっと入れていくべきだと私は考えております。

そういう中であって、県では、今回、「子ども基本法」第十条に基づいての「佐賀県子ども計画」の策定ということなんですけど、これによって子ども施策が

さらに充実されるだろうと期待いたしております。一方で、「子育てし大県」がプロジェクト」の取組はどうなるだろうかというふうにも思っております。

そこで、次の点について伺います。

「佐賀県子ども計画」の位置づけです。これはどのように考えておられるのでしょうか。

○千綿こども未来課長 計画の位置づけについてお答えします。

県では、佐賀で生まれ育つ子供・若者が、心身ともに健やかで骨太に育つこと、困難な状況になったときはいつでも相談でき、地域のみなで支え、応援し、乗り越えていけること、自分の将来に夢や希望を持ち、自らの夢をかなえることを目指しております。

この実現に当たり、県の基本的な方針や施策の方向性などを県民の皆さんにお示しし、こども施策をさらに推進していくため、「佐賀県子ども計画」を策定するものです。

なお、この計画は、先ほど委員おっしゃいましたように、「こども基本法」に基づく都道府県計画で、策定は努力義務となります。計画期間は令和七年度から令和十一年度までの五年間を予定しております。

以上でございます。

○武藤委員 今お答えいただきました。

私、さっきも述べたように、現在、県では「子育てし大県」がプロジェクト」にも取り組まれております。今後この「佐賀県子ども計画」を策定されるということなんですけれども、プロジェクトを終わるわけではないというふうに思いますが、この二つがそれぞれどういった役割を図っていくんだらうか、そして、県民にとって分かりづらいいんではないだらうかというふうにも思うんですね。このそれぞれの事業が子供に対する施策を担っていくということでは

当にどういうふうを考えていったらいいんだらうかという頭の整理もしなきゃいけないと思います。

それで、「佐賀県子ども計画」と「子育てし大県」がプロジェクト」、この関係性がどうなっていくのか、それについてお示しいただきたいと思えます。

○千綿こども未来課長 プロジェクトとの関係性についてお答えいたします。

「佐賀県子ども計画」も「子育てし大県」がプロジェクト」も目的は同じです。佐賀で楽しく子育てしてほしい、佐賀の子供たちには骨太で健やかに育ってほしいという思いで取り組むものです。

この思いを実現するために、県のこども施策全般を体系的にまとめるものが「佐賀県子ども計画」であり、この計画における施策を進めるに当たり、重点的に取り組むものを「子育てし大県」がプロジェクト」としております。

以上でございます。

○武藤委員 今、体系的に取り組むのが計画であって、重点的に取り組むのがプロジェクトだというふうに示していただいたので、そういうものかなというふうなことで少し理解が進みました。

「こども計画」の推進についてなんですけれども、「佐賀県子ども計画」に基づいて、どういった具体的な施策を推進していくのか、お示しいただけたらと思います。

○千綿こども未来課長 こども計画の推進についてお答えいたします。

県では、これまでも子供・若者、子育て家庭など当事者や現場の声を聞きながらこども施策に取り組んでおり、今後もしっかり取り組んでいくべきものと考えております。

「佐賀県子ども計画」では、保育の提供体制や子供・若者育成支援、母子保健、社会的養育、ひとり親家庭、子供の貧困など、困難な状況にある子供や若者、家庭への支援など、子供に関する県の施策全般を幅広く盛り込むこととし

ており、こうした施策を推進していくこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ全般を幅広く取り組んでいくというふうなことでしたけれども、じゃ、具体的施策についてお聞きしたいと思うんです。

「こども基本法」そのものではなく、こども施策は今から読み上げる六つの基本理念を基に行うというふうにされています。

一つは、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。」。

二つ目に、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。」。

そして三つ目に、「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。」。

四つ目に、「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのとって最もよいことが優先して考えられること。」。

それから五つ目に、「子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。」。

そして六つ目に、「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。」。

大体この六つの基本的な理念に基づいたいろんな具体化がされていくというふうに思っております。とてもいい内容がこのように規定されているわけですが、これに基づいてこども施策実行計画には三つの基本施策があると思うんですね。

皆さん方が計画しようというふうにしておられる概要を見てみると、骨太な子供の育ちを応援するとして、高い志と佐賀への誇り、優しさを持った子供の

育ちを応援と言っていますけれども、どのように取り組んでいけるのか、お示しただけだとは思いますが。

○千綿こども未来課長Ⅱ高い志と佐賀への誇り、優しさを持った骨太の子供の育ちを応援というところで、どのように取り組むのかということですけど、お答えします。

例えば、子供が自分で決め、いろんなことに挑戦することを応援する体験事業とか、そういったこともあるかと思えます。

また、佐賀に誇りを持つ子供を育てるということで、佐賀のいろんな地域資源というのを感じるような取組というのもあるかと思えます。

また、子供が自分の意見を言える場、子供の意見を聞く機会づくりということで、子供たちが自分の考えていることを周囲の大人に伝える、そういったことを進めていく取組というのも行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱそれからもう一つは、困り事のある子供や若者、その家庭に寄り添った支援というふうなことを考えておられるようなんですけど、これはどんなことに取り組むお考えなんでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ困り事のある子供などに寄り添った施策についてお答えします。

二つ目の施策では、複雑、深刻化する児童虐待や社会的養護が必要な子供たち、ひとり親家庭への対応、不安や心配事がある子供やその家庭に寄り添い、その状況に応じた施策を盛り込むこととしております。

主な取組として、子供の福祉に関して、知識や経験がある者が子供の意見や意向を把握して児童相談所の関係機関との調整を支援する子供アドボカシーなど、子供の権利擁護に関する環境整備があります。また、近年、新たな社会課題となっているヤングケアラーへの支援体制の充実、また、このほか児童虐待

の早期発見や対応、医療的ケア児への支援、子供の貧困対策、不登校対策の強化等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱではもう一つ、将来のライフプランをかなえるために、自らが進む将来のライフプランをかなえる環境づくりというふうにもあるわけですが、それも、それはどんなことなんでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ将来のライフプランをかなえるための施策についてお答えいたします。

この施策では、多様化する価値観や生き方に応じたライフプランをかなえるため、出会い・結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備に向けた施策を盛り込むこととしております。

主な取組として、子育て家庭や子供との触れ合い体験、ライフデザインセミナーなど将来のライフプランを考える機会の提供、また、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアに関する普及啓発、また、夫婦で家事・育児を担う意識を高めるセミナーやワークショップの開催による男女共同参画の推進、このほか母子疾病の早期発見、早期治療による障害や疾病の重症化の予防等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。

その前にお答えいただいた、体系的にまとめていくのがこの計画であって、重点的なのは「子育てし大県」が「プロジェクト」だというふうなことに頭を戻して思ったんですけれども、この三つの観点からの取組、今、課長が述べていただいたわけですが、もしかして民間委託に頼ったりとか地域のほうの委託に頼ったりとかいうふうなことばかりにならないように気がけていた

だきたいなというふうに思っているんですね。

本場に今困っている子供さんたちは多くなっているし、御家庭でも子育てに不安と思われる方たちも多いわけです。本場に重点的な施策で「子育てし大県」の中身も充実していかなきやいけないし、本場に困っている子供さんたちに対応する取組、計画をいっぱいつくっていかなくちゃいけないということで感じたわけなんですけれども、この「こども計画」作成に当たっての進め方として、こども施策に関する方針ですが、パブリックコメントを前に実施されたわけですが、どういった意見が寄せられたのか、これをお示しただけならというふうに思います。

そして、集められたパブリックコメントについてはどのように対応しているのか、そのことも併せてお答えいただけたらと思います。

○千綿こども未来課長Ⅱこども計画策定に当たっての進め方についてお答えいたします。

こども施策に関する方針のパブリックコメントについては、十月二十二日から十一月二十二日まで実施いたしました。

寄せられた御意見としては、子供たちの未来ではなく、今に希望を持って楽しくしてほしいというメッセージにしてほしい。また、子育てには、家族だけではなく、NPO活動やボランティア活動など地域の人も関わっており、仕事と子育ての両立ができる社会づくりには社会全体での環境づくりが必要といったものがございました。

現在、この意見への対応について検討しております。年内をめぐって対応方針をホームページ上に掲載したいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ年内をめぐって対応方針をホームページに掲載するということなので、これはどういったことになるのか楽しみにしておきたいというふうに思い

ます。

それから、今回、子ども施策実行計画でもパブリックコメントをまた実施されるということになると思いますが、どのようなスケジュールになっていくのかをお示しいただきたいと思えます。

○千綿子ども未来課長 〓 子ども施策実行計画のパブリックコメントのスケジュールについてお答えいたします。

子ども施策実行計画につきましては、有識者の方や関係機関・団体の皆様、また、これまで県で把握した現場の方々からの様々な御意見なども参考とさせていただきますながら、現在、パブリックコメントに向けて実行計画案を取りまとめているところでございます。

今月末をめぐりにパブリックコメントを開始予定であります。県民の皆様から御意見をいただき、その検討などを踏まえ、今年度末に子ども施策実行計画を策定予定です。

以上でございます。

○武藤委員 〓 今お示しいただいたように今月末からのパブリックコメントということなんですけれども、この県の「子ども計画」は本当に必要だ、大事なことだというふうに思っています。

五年間の計画期間というふうなことを初めのほうにお答えいただいております。この五年間が終わったら必要な支援も終了というふうになっていくのではないかとことも心配しておりますし、そうなるてもらいたくはありません。それで、計画期間が終了したとしても、子ども施策はきちんと進めてもらいたいというふうに思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○種村男女参画・子ども局長 〓 計画終了後の子ども施策の進め方についてのお尋ねだったと思います。

私は、この佐賀で生まれて育つ子供たちには、佐賀に誇りを持って骨太に育つ

てほしい、そして、佐賀で生まれてよかったと思つてほしい、そして、佐賀の将来を担つてほしいと、そういう思いでこの子育て支援策に取り組んでいるところでございます。計画期間五年間ということなんですけれども、これは当然、その後は見直しを行うなり、それから更新するなりして、支援は続けていきます。これはしっかりとやっていきます。

委員は子供の貧困とか、不登校問題とか、困難を抱える子供さん、それから、御家族のことをかなり御心配されていると思えますけれども、そういったこともしっかりと現場の声、当事者の声を聞きながら充実させていきたいと思つております。

引き続き、市町とか、CSOとか、そういったところとしっかりと連携をしながら、必要な支援策は充実させていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○武藤委員 〓 局長の力強い御答弁、ぜひぜひよろしく願いたいというふうに思っています。ありがとうございます。

次に、医療費助成制度について質問いたします。

県は、これまで子供医療費の助成とか、ひとり親家庭等医療費助成、また重度心身障害者医療費助成を行つてこられました。

子供医療費助成は、保護者の願いと県や市町の努力で、今、現物給付方式になっております。残されたひとり親家庭と重度心身障害者も、かねてから早く現物給付方式にしてほしいという声が上がつておりました。どちらも償還払いのまま、手持ちのお金がないときとか、それから、何度も市町の窓口に足を運んで手続をしなければならぬとか、そういったいろんな不都合があったり、利用する人にはとても不便になっているわけなんですけれども、そこでまず、ひとり親家庭等の医療費助成についての現物給付方式に関して質問したいと思います。

何度も質問する中で、市町で独自に検討するとの答弁をいただいております。佐賀市が中心に行ってもらっているとのことなんですけれども、私もこの前、ある団体の佐賀市への要請行動に同行いたしました。こういった話もお聞きしてきたわけなんですけれども、市町が行っている検討状況、これ大体何回ぐらい開かれているのかということをお聞きしたいと思います。

○末次こども家庭課長 現物給付方式への移行に向けた市町の検討状況についてお答えいたします。

まず、ひとり親家庭などの医療費助成につきましては、議員が今御紹介いただきましたとおり、市町が実施主体であり、現在、全ての市町で償還払い方式で行われております。

現物給付方式への見直しにつきましては、実施主体である市町の意向が重要であります。県と市町でこれまで意見交換を行ってきました。また、令和四年七月からは、まず市町間で意見調整をしたいとの意向により、佐賀市が中心となり、二十市町で意見調整の協議が行われているところであります。

市町の協議会につきましては、令和四年度に二回、令和五年度に一回開催され、令和六年度も二回、現物給付方式へ移行する場合の移行時期や、ひとり親家庭の負担額などについて、佐賀市が主導し、具体的な調整が前向きに行われていると聞いております。

以上、お答えします。

○武藤委員 今の御答弁だと、現物給付方式を前提に進んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○末次こども家庭課長 現物給付方式を前提に進んでいるのかというような御質問についてお答えします。

県のほうにおきまして市町のほうから聞いておりますのは、現物給付方式に向けた検討を具体的にしているということでお伺いしております。

以上、お答えします。

○武藤委員 それでは、県は市町その検討に対してどう関わってこられているのでしょうか。

○末次こども家庭課長 市町の検討への県の関わりについてお答えします。

県は、これまで市町と共に現物給付方式への移行について検討してきました。既に現物給付方式に移行した他県の状況を市町へ共有したり、二十市町への個別訪問を通じ、各市町の意向を確認したところです。また、市町間の協議会にオブザーバーとして参加したり、市町と医師会や審査支払機関との意見交換に同行するなど、現物給付方式の実現に向け、協力してきたところでございます。以上、お答えいたします。

○武藤委員 県も市町の意向に沿った形で協力をしてきたというふうにおっしゃったんですけど、現物給付方式の実現に向けて、まだしばらくはかかるのか、もうそろそろ取りまとめ、方針としては固まってきたのか、そのあたりをお示しく下さい。

○末次こども家庭課長 市町におきまして方針というのが固まっているのか、そろそろなのかということをお尋ねだったと思います。

県のほうで伺っておりますのは、繰り返しになりますが、市町のほうで前向きに検討されているということで、具体的な時期についてはまだ正式には決まっていないと認識しております。

以上、お答えします。

○武藤委員 これまでも、子供医療費の現物給付方式のときもいろいろお願いしながら、時間がかかったとはいえ、こういったひとり親家庭とか、重度心身障害者の医療だとかに比べてずっと早く決まったわけなんです。それはもちろん子育て応援という位置づけもあったと思うんですけどね。しかし、やはり国保ペナルティーの問題があつて、それでも何度も何度も国に要請をされ

たりする中で解決策も見いだされたわけですが、このひとり親家庭の現物給付方式の実現に向けて、やはり同じような課題があると思うんですけど、それは県はどのように考えておられるんでしょうか。

○末次こども家庭課長 現物給付方式の実現に向けた課題についてお答えいたします。

現物給付方式への移行に伴う課題につきましては、移行時期をいつ頃にするのかをはじめ、移行に伴い増加が見込まれる医療費や新たに発生する国保ペナルティー、審査支払機関への事務費の負担、また、ひとり親家庭の負担額を据え置くのかどうかといった課題がございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員 じゃ、こういういったことのクリアを目指しながら、もうそろそろやっというふうな方向で進んでいるというふうな認識でいいですか。

○末次こども家庭課長 市町におきましては、今申し上げました課題につきまして具体的に検討されており、一部につきましては県のほうにも相談なりありしております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員 もちろん県は、ひとり親家庭の医療費助成について、現物給付方式について進んでいくことを実現したいという思いで市町の協議会や検討に大いに協力をしてこられているんだというふうに思うんですけども、市町もこの前、先ほど佐賀市でもお話を聞いたように、ほぼ固まってきたとのことなんですけど、県がその実現に向けてどう取り組んでいくのか、そのところも明らかにしていただけだと思います。

○末次こども家庭課長 県において、今後どう取り組んでいくのかという御質問についてお答えいたします。

まず、県の認識としましては、委員御指摘のとおり、ひとり親家庭の医療費

助成も現物給付方式が実現しましたら、経済的に厳しく、多忙なひとり親家庭にとって利便性が高まるものと認識しております。

県といたしましては、給付方式につきましては、佐賀市が中心となり、全市町が現物給付化の方向で調整が進められると聞いております。

県として、二十市町の調整結果や県議会における議論を踏まえ、現物給付方式の実現に向け、市町間協議へのオブザーバー参加や、医師会や審査支払機関との調整への同行支援など、引き続き市町を支援していくこととしております。

また、ひとり親家庭などの医療費につきましては、全国どこで生まれ育っても同様の支援を受けられることが望ましいと考えており、国による全国一律の制度創設や国保ペナルティーの廃止について、あらゆる機会を通じて国へ提案を続けていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○武藤委員 今、大体ひとり親家庭の医療費助成が現物給付方式に向けて進んでいて、想像するにはもうそろそろ決着がついて、実現が可能になってきたというふうな段階だということふうに受け止めました。

それで、もう一つ、重度心身障害者の医療費助成についてなんですけれども、先ほども質問があつていたように、該当者の皆さんに本心に御不自由をおかけしているんですね。子供医療費は早くから現物給付になっている、そして、ひとり親家庭もめどが立ちつつあるという中で、重度心身障害者医療が取り残されるというわけにはやはりいかないというふうに思うんですね。

先ほどいろいろやり取りがあつておりましたので、私も多くは申しませんが、私も重度障害者の方と一緒に申請手続に同行したことがあるんですけど、本当に大変だなということを実感しました。健常者でも、駐車場から役場に歩いていくのも大変なんですけれども、普通に歩いていきます。そして、役場の中で手続とかできると思うんですが、障害をお持ちの方たちが駐

車場で車を止めて、障害者用の車に乗っておられる方とかもそうなんですけど、やっぱり窓口まで歩く、そして、そこで手続をするというのが何度かしなきゃいけないというふうになってくるわけですね。しかも、先ほどもおっしゃっていただいたように、五百円負担し、その後かかった医療費が戻ってくる。手持ちのお金がないときというのは、本当に病院に行くのを諦めんばいかぬねというふうなこともおっしゃったりしておられて、そして、少し悪くなつてからまた行きよるよというふうなこともかもおっしゃったわけですけども、そういうハズレをお持ちの方にそんな思いをさせちゃいけないということをおっしゃいました。

私、先ほどの御答弁お聞きしておりましたのは、市町によって現物給付方式がいいといったところが五つと、それから、見直しは必要だけれども、ちよつと今答えられないというのが九つあったりとか、自動償還払いのほうがいいみたいなこととおっしゃっているのが四自治体とか、今のままでいいというのが二自治体あるわけですが、今のままでいい二自治体というのは、現実的に障害者の方たちの思いが分かっておられないのかなという疑問もあるわけですから、そういう市町の対応がまとまってきていないというのは、やはり県が決断し、やろうと呼びかけない限り、市町のほうはどうしたらいいもんかというふうな思いでおられると思うんですよ。やはり県がきちつと皆さんたちで話し合つて頑張つてくださいなというふうな投げかけをするとか、あるいは県がやりましようというふうなことを言っていたら、こういう市町の悩みというのが少なくなるんじゃないかというふうな思うんですね。

ひとり親家庭のように市町に検討してもらつたというふうな手法を取れば、まとまってきつたあるわけですから、利用者の方のお気持ち、それから、お立場に寄り添うということで、県が重度心身障害者の方の現物給付、これをやはり実現していこうと呼びかけを市町にしていたら、よくないかと思うん

ですけど、どうでしょうか。

○田中障害福祉課長 現在、償還払い方式になってはいますが、給付方式への見直しに関して市町に対して呼びかけていたらどうかという趣旨のお話だったと思います。

先ほど下田委員の御質問に対しても答弁させていただきましたけれども、給付方式の見直しにつきましては、実施主体でございます市町がまずもって主体的に考えて判断していくものということで認識しています。

ただ、その上でですけども、市町の議論が活性化するように、県のほうからも様々な給付方式のメリット、デメリット、そういったものをきちつと御提示させてもらつたり、あとは他県の動きですね、他県で先行して給付方式を見直されたところの考え方や具体的な費用面での話とか、そういった具体的な話もさせていたいただきながら議論が活性化するように、そして、その議論も一緒になつて取り組んでいきたいと思っております。

そういう意味で、今月下旬にも県内全市町の障害関係の担当課長が集まつて議論する場がございますので、そこでしつかり議論をして、その議論を活性化させていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員 子供の医療費の現物給付化を最初に議会の中でも訴えたときに、隣の福岡県は子供医療費とひとり親家庭と重心医療と、本当に三点セットという位置づけで福岡県は頑張つてきておられました。そういったことも言いながら、まずは子供医療費の現物給付からということで取り組んでこられたんだと思うんですけど、やっぱり他県では三点セットという思いが多いわけですよ。それを佐賀県が今日まで遅らせてきたというのは、ちよつといかがなものかなというふうにも思っております。

井上部長にお尋ねしたいんですけど、これまでの議論、今朝も含めて議論を

お聞きになって、請願も出ているということもあるんですけども、これまでの県の在り方ではなくて、もっと一歩も二歩も踏み込んで前進をさせる、そういう立場で市や町に声かけもしていただきたいというふうに思っているんですけど、部長、いかがお考えですか。

○井上健康福祉部長Ⅱ委員のほうからは、重心医療の今後のことについてのお尋ねだったと思います。

繰り返しになりますが、重度心身障害者の医療費の助成事業、ここはあくまで市町村が実施主体ということになります。そういう意味で、そこは市町村のほうに責任を持って主体的に判断をしていただくということが大前提というふうに思っております。

そういう意味で、ここも重ねてですけども、我々としても他県の状況、これはどういった形で、先ほど下田委員の中で御説明した状況とか、それぞれのメリットとかデメリットなんかも提示しながら、客観的にいろんな議論ができるように、そこは資料提供なんかもしたいと思いますし、また、そういう場を設定して、議論というものが市町の中で行われていくように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ市町が主体的にやるどころだというふうに、これまで何年もそういう言葉が返ってきておりました。しかし、それでもアンケートを取ったり、県の担当者の方たちも努力をなさってきたというふうに思っております。

これは、やはりひとり親家庭のほうもまとまりつつあるという中で、絶対に重心の医療の現物給付化を取り残してはいけないと思いますので、県もそのことを重々受け止めていただいて、やはり実施主体である市町にそういう立場に立って呼びかけていただけたらと思っております。本当に県のイニシアチブが今発揮されるときではないかなというふうに思います。これまでの実施主体

が市町だからというだけに終わらずに、そういう気持ちを表明していただきたい。

今後の話し合いに任せるということは、先ほど課長も、それから部長もおっしゃっておりますけれども、やはり一歩二歩進んで県が前に足を進めていくという立場をお示しいただく必要があると思いますので、いかがでしょうか、もう一度お願いします。

○井上健康福祉部長Ⅱ委員のほうから重ねてのお尋ねですけども、ここも繰り返しになりますけれども、あくまで実施主体は市町ということでありまして、市町のほうで責任を持ってそこは判断をしていただくということになると思います。

我々のほうとしても、いろんな情報提供、そして、そういった議論ができる場の提供などはしっかりとしながら議論を進めていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○武藤委員Ⅱあまり一歩も二歩も進んではない御答弁だったんですけども、それでも、この後に議会が終わってからでも会合を持つということですので、そのお気持ちを私は信頼していきたいというふうに思っております。ぜひ井上部長、これは絶対取り組んでいただきたいことを重ねてお願いしておきたいと思えます。

次に、三つ目の質問になります。高等学校の入学者選抜、つまり、高校入試の業務の簡素化について質問したいと思います。

いつも私は教育条件や環境等をよりよくしてほしいと願って質問をしております。子供たちの教育を豊かなものに充実してほしいという願いからです。同時に、それは先生たちの働く時間等を見直して子供たちと触れ合う時間を増やし、子供たちの成長を学校現場から支えていくことが大事だというふう

に思っているからなんです。今日はその働き方をよりよくしていくための一環として、高校入試業務の簡素化について改善してほしいという立場から質問したいと思います。

一つは、高校入試に関わる業務、多岐にわたると思うんですけども、どんなことがされているんでしょうか。

○山口学校教育課長 高等学校入学者選抜に係る業務内容についてお答えいたします。

まず、高等学校入学者選抜は、公平公正かつ確実にを行うことが重要でございます。県立高校に在籍する生徒のうち九割以上が県内の市町立の中学校から進学しており、高等学校入学者選抜の業務は、従来から市町教育委員会及び市町立の中学校と連携を取りながら実施してきたところでございます。その主な業務として出願手続きがございます。

まず、中学校のほうでは、各生徒の入学願書や検定料、入学者選抜手数料のことでありますが、これを生徒から集め、中学校長が作成する調査書を添えて出願書類一式として取りまとめております。その後、出願書類一式を教員が手分けして各志望校に持参しております。なお、遠方や離島などからの出願は、持参によらず、郵送することも可能としております。また、高校のほうでは、中学校から提出された出願書類一式を受領後、内容に不備がないか確認するとともに、検定料を収納し、受検票を発行いたします。その後、出願書類の内容をデータ化するという業務を行っております。いずれも生徒の進路に関わる非常に重要な業務であります。中学校、高校ともに慎重かつ確実な手続きに努めているところでございます。

以上です。

○武藤委員 今御答弁いただきました。確かにいろんな煩雑なお仕事もされているというふうに思います。

願書提出のほかに調査票の記入、これがなかなか大変だというふうに向っております。現場の先生たちの声として、記入事項の内容が多くて、小さな欄に小さな文字を詰め込む形で書き込んでいるということですね。また、これは大事な子供の進路のことだから、間違いは許されないというプレッシャーも重いというふうなことです。それから、教科学習の記録も観点別に一学年、二学年、三学年分の記入がありますけれども、せめて三年生の分だけでもいいのではないかと聞いた声もあります。確かに大事な子供たちの進む道ですから慎重な記入が必要です。しかし、もう少し簡略できないのかなというふうに思うんです。

例えば、私立学校では簡素化が進んで、成績は中学三年生の分のみ記入でいいとか、文章表現も簡潔な例文があるので、記入する側にとっては簡素化ができるというふうにお聞きしています。やろうと思えば県立でもできるんじゃないでしょうか。しかも、願書は、私立ではオンラインで出願できるということなんです。データによる提出などができるというふうなことなんですけど、できることを参考にして簡素化に取り組んでほしいんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○山口学校教育課長 高等学校入学者選抜に係る業務の簡素化への見通しについてお答えしたいと思います。

まず、県教育委員会では、慎重かつ確実な手続きに努めながら、中学校、高校、双方の業務負担を軽減するために出願手続きをインターネットで行えるよう、段階的に準備を進めております。

まず、今年度から新たな取組として、県立中学校四校の入学者選抜でインターネット出願と検定料のオンライン決済を導入したところでございます。このことにより、県立中学校のほうでは、受検票発行の作業がなくなり、検定料の収納手続きが大幅に軽減されました。

また、受け付けた願書の内容をデータ化するという事務負担の軽減も図られております。高校は県立中学校と比べて受検者数が多く、また、選抜の種類や出願書類が多岐にわたることに留意する必要がありますが、市町教育委員会や市町立の中学校と意見交換を重ね、協力しながら、インターネット出願の確実な実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 県立中学校は今度から改善をしていくというふうなことをおっしゃいましたけれども、やはり働き方改革の観点から見直しが必要なので、県立高校の分についても取り組んでいただきたいというふうに思っております。ぜひよろしく願います。

もう一つは受検料の納付についてです。

受検料は中学の担任が生徒から集めて集計し、志望校ごとに仕分けをして出願のときに高校に納付することになっています。点検を受けて領収書を受け取っているということなんですけど、その手続が終わるまで結構時間も、それから手間もかかるというふうにお聞きしています。

全日制の受検料が二百円ですか、それから、定時制が九百円、お金の問題ですから、本当に気を使われるというのも当然のことだと思います。これも私立学校のように、コンビニ等で保護者が直接納入できるようにしてほしいといった声も上がっております。振込方式に改善できないのでしょうか、どうか考えかお聞かせください。

○山口学校教育課長 受検料の決済についてお答えしたいと思います。

先ほど委員がおっしゃったように、受検料二千円、定時制については九百円、こちらのお金が検定料として必要になっております。こちらのオンライン決済については、今年度、中学校のほうでもいたしております。このことによりまして、今、高校のほうでも検討を進めておりますが、今後そのようなオン

ライン決済に向けて進めていく予定でございます。

○武藤委員 今後というのは、つまり、来年の受検からという意味ですか。

○山口学校教育課長 今、県立中学校は四校でございます、県立高校は三十二校でございます。また、人数も多くなりますし、学科数も非常に複数にわたります。そこに至っては、非常に緻密な設計が必要になりますので、時期については、今後検討は進めますけれども、来年ということは今ここではちょっと申し上げることはできないかなと、確定はしておりません。

以上です。

○武藤委員 検討を進めていただくということで分かりました。

本当に現場の先生たちにとってはこのシーズンがすごく大変で、日頃の仕事も抱えておりながら、こういった受検期というのは特に教え子が大事な進路を決めていく時期で、自分自身も責任感が強い方は心配でたまらないというふうなこともおっしゃっています。間違いがないようにしていきたいという思いから、これを何とか簡素化してほしいという思いからです、ぜひぜひよろしく願います。

最後に、高校の定員割れについてお聞きします。

全国的に高等学校の定員割れが増えているというふうに聞いております。佐賀県内ではどうなっているだろうかと思っております。

まず初めに、県内の高校での定員割れについてお聞きします。

佐賀県立の全日制高校三十二校ありますけれども、定員割れをしている学校ありますか。あるとしたら、何校くらいあるんでしょうか。

○山口学校教育課長 定員を満たしていない学校数についてお答えしたいと思います。

四月に入学者数が確定した時点でお答えいたしますと、定員を満たさなかった高等学校は、全日制三十二校中十六校、定時制が六校中全六校というふう

なりません。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ全日制の十六校の定員割れの主な原因についてお聞きしたいんですけど、これは受検生が少なかったのか、それとも、受検生はいたけれど、定員内で不合格になったのか、その内訳をお示しください。

○山口学校教育課長Ⅱその内訳については、例えば、両方の要因がございますので、今ここで一つ一つは述べるできませんが、その両方の要因があると考えております。

○武藤委員Ⅱじゃ、定員内の不合格がいたというふうに認識していると思うんですが、じゃ、不合格の理由は何だったんでしょうか。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、定員内での不合格があつた場合の理由ということの御質問にお答えしたいと思います。

佐賀県立高等学校入学者選抜において、「選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査して行う」と定めております。各学校では、これに従って選抜を行っており、不合格とするのは総合的に審査した結果であると考えております。

なお、令和六年六月の高等学校入学者選抜に係る文部科学省通知にも、志願者が定員に満たない場合の対応等について言及されております。「定員内不合格自体が直ちに否定されるものではないこと、定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切であること、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要であること」などの考え方が示されております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ定員に余裕があらながらも不合格になった人たちの進路、それはどのようなになったかつかめていますか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

定員内不合格になった生徒の進路については、これは個人のことでございますし、こちらは各中学校のほうでその後もサポートされているものと考えております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ定員に余裕があらながらも不合格になるということ、子供さんはどういうことで不合格になったかは知らないかもしれないけれども、あの学校は何人しか入っとらんやったということの後で聞いて、やっぱり嫌な思いもされたり、あるいは十五の春に不合格になるということで本当につらい思いをしているんじゃないかというふうに思うんですね。

定員に余裕があらながらも不合格にするというのはあまりにも子供たちにとつての配慮が足りないんじゃないかなというふうにも思うんです。定員よりオーバーして不合格になる場合は、それは仕方がない面もありますけれども、定員に余裕があらながらも不合格になっている人たち、しかも、学びたいと思う生徒に対してそういうことでいいのだろうかというふうに思うんですね。定員までしっかり合格させて学校に通えるようにすべきなんじゃないでしょうか、どう思われますか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

県教育委員会では、学ぶ意欲を有する生徒に対して学びの場が確保されることは重要であると考えており、特段の理由がない場合には定員内不合格を出さないように校長会等で指導をしております。しかし、各学校において総合的に審査した結果、定員内不合格が生じることもあると考えます。ただし、定員内不合格が生じる場合には、前もって県教育委員会に報告するとともに、その相

当性を確認することとしております。

これまでも各県立高校では、可否決定の判断に際して、十分に審議を重ね、不合格の判断をする場合においても慎重に取り扱いを行っております。県教育委員会としては、今後も学校としっかり協議を重ね、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 東京都では、定員内なら、入学を許可すると、入学後に社会に出ていく力をつけるように指導していくというふうな方針を持っておられるそうです。埼玉県では、不合格にする理由はない、県民ニーズには応えていくんだという立場だそうです。定員いっぱいを受け入れている奈良県は、適格者主義というのをやめているというふうなことです。

先ほど文科省の通知のことも言われましたけれども、学ぶ意欲を持つ生徒に学びの場がきちっと確保されるということは非常に重要だということにも思いますけれども、定員割れをしているということが口実になって、定員を削るとか、近隣の学校と統廃合するなどその地域の疲弊にもつながっていくのではないかと心配も持っておりますので、ぜひとも定員いっぱい合格をして学校で学ぶということにしていきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○山口学校教育課長 学びの保障の観点ということで定員内でも合格させるべきではないかという御意見だったと思います。

これについては、先ほど他県の例も出していただきましたが、やはり公教育の役割という観点から、定員内不合格を出すべきではないということについては、これから社会全体での議論がさらに必要であると考えております。

以上でございます。

○武藤委員 今、課長さんのトーンが少し下がったんじゃないかと思うんですよ。さっきは定員内不合格者を出さないような努力をしようとしゃって、今

回はまた社会的に議論をするというふうなこと。それは違うんじゃないかと思うので、今の答弁は社会的に議論するのではなくて、やはり定員内でも不合格者を出さないように努力をするという立場でいてほしいと思うんですが、どうでしょう。

○山口学校教育課長 答えいたします。

今、県の選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書、その他必要な書類、選抜のための学力検査及び面接の結果等を本場に総合的に審査して行うというふうになっておりました、慎重に審議しております。

今、定員全て取るべきではないかということがございましたが、これも今、各県が様々な取組をされているところがございますので、そういったところも見ながら、今後も、これは引き続き検討は進めていく必要がありますので、課題としては認識をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員 他県の例もおっしゃるけれど、やはり佐賀県が子供たちの学びをきちっと保障する、その立場に立っていただくべきだと思うんです。それはどうでしょう。

○山口学校教育課長 答えいたします。

学びの保障を確保していく、これは大切なことと考えております。県のほうでは、最終的に不合格が出た生徒さんがいらした場合は、その後、もう一つ、通信制の高校のほうに出席することができることとなっておりますが、これについては本人が希望されたら、進路選択の一つとして考えております。

以上でございます。

○武藤委員 先般の答弁とほとんどすり替わっていくような気がしてお聞きしているんですけど、教育長、すみません、言っていないかったんですけど、定員内不合格者の対応ですね、今後、学びたい子供たちの気持ちを配慮して、やは

り定員内いっぱい合格させていくという、そのところのお気持ちをぜひひかえていただきたいと思います。

○甲斐教育長Ⅱお尋ねがございましたので、お答えをしたいと思います。

武藤委員おっしゃるように、学ぶ意欲を有する生徒に対して学びの場が確保されることは重要であると考えております。そのため、私も県立高校におきましても多様な学びということであるいろいろな高校にもコースなどを設けて用意をしております。特段の理由がない場合には定員内不合格者を出さないようにということ、基本的に私もそのように考えておりますけれども、学校におきまして総合的にやはり審査した結果、定員内不合格というのが生じることもございます、そこはございます。ただし、先ほど課長が答弁申上げましたように、定員内不合格が生じる場合には、前もって私も教育委員会のほうにも報告が来ますし、その相当性というのでも確認をしております。

これまでも合否判定に関しては、各県立高校は十分に審議を重ねてきております。慎重に取り扱ってまいりました。ですので、県教育委員会としてはしっかり今後とも協議を重ねて対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○武藤委員Ⅱあくまで定員があるわけですから、その定員内に子供たちを合格させて、そして、学びをしてもらって、学校の中でしっかりその子供たちが社会に対応できるような学びを保障していくという形であってほしいということをお願いしておきたいと思えます。

最後に一言申し上げますけど、県教育委員会におかれては来年度の予算編成の時期を迎えて本当にお忙しいというふうに思います。九月議会でもお願いした少人数学級の前進をということ、それから、特別支援学級の編制基準が今八人ですけれども、これを五人もしくはせめて六人にして子供たちへの適切な目配りや対応ができるようにしていただきたいというふうに、私は願っております。

ます。

そういったことも申し上げまして、改めてこういう思いもお伝えして、この質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○富田委員長Ⅱ暫時休憩いたします。十三時をめぐりに委員会を再開いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○石丸副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○石井委員Ⅱ私は、二項目質問をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず最初に、教職員の不祥事についてお伺いをいたします。

わけせつ事案、飲酒運転事案といった教職員の不祥事が続いております。教職員の皆さんは児童生徒の模範となるべき存在であり、不祥事が発生した場合には世間からの厳しい批判にさらされることを常日頃意識しながら行動しなければならぬと、そういうふうに思っています。不祥事が続けて発生したことは大変残念ですし、遺憾に思っております。

不祥事を起こした教職員は、全体から見ればほんの一握りかもしれません。当該教職員が所属する学校の児童生徒や保護者、地域の方々、それから、同僚の教職員等に対する影響というのは大変大きいものがあるんじゃないかと思えます。また、県の教育行政に対する信頼も大きく揺らぐことになるかもしれません。不祥事による懲戒免職となれば、退職手当の不支給ですとか教員免許の失効など、本人だけでなく、家族、それから、その後の生活に多大な影響が生じるのは想像に難くありません。

佐賀県教育委員会では、不祥事の発生防止に関して様々な取組をされていると思いますが、今回のように不祥事が続けて発生したことで、これまでの取組を見直す必要があるのではないかと思っています。先月の教育長の定例会見では、飲酒運転を防止するための具体的な対策を考えて定着させたいと甲斐教育長が述べられておりました。県教育委員会として今回の不祥事をどのように捉えているのか、また、今後どのように取り組んでいくのかをお尋ねしていきます、そのように思います。

まず最初に、懲戒処分状況についてでありますけれども、過去五年間ににおける教職員の懲戒処分状況についてお尋ねをいたします。

○岡教職員課長Ⅱ過去五年間の懲戒処分状況についてお答えいたします。

まず、県内公立学校の教員による不祥事が続けて発生したことにつきましては、大変残念に思っているところであり、県民の皆様方に教育行政の信頼を損なう結果となっていることについておわびを申し上げます。

県内の公立学校における教職員の懲戒処分状況は、令和二年度から本日までについてお答えさせていただきますと、十四件発生しております。そのうち、懲戒免職が八件、停職が三件、減給が一件、戒告が二件となっております。ところでございます。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ懲戒免職が八件ということで、これは大変数字的には大きいんじゃないかなと思っています。

それでは、懲戒処分の状況を受けて、不祥事の発生防止について、県教育委員会ではこれまでどのような取組を行ってこられましたか。

○岡教職員課長Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

教職員の不祥事発生を防止するためにこれまで教育委員会として、まず人事異動により新たな職場環境となる毎年四月に各県立学校長及び市町教育長に対し、服務規律の保持を強く求める通知を发出するとともに、学期末の節目——七月と十二月でございますけれども——にも、改めて服務規律の保持について徹底するよう通知をしているところでございます。

また、教職員としての心構えや服務規律、懲戒処分の指針を示した資料を毎年四月に发出しております。それから、全職員がオンラインで視聴できる服務研修動画というのをつくっております。それから、その活用の周知しております。それから、初任者研修の中で初任者、それから、多くの職員、管理職に至るま

で、それぞれの各種の研修会、各種会議等の中で機会を捉えて服務に関する講義、服務指導の周知、こういったことを実施しているところがございます。

それからまた、各学校においては次のような取組を行っているところがございます。

不祥事ゼロを目指して、服務指導の日を毎月設けて研修を実施していること、それから、事案が続く際には学校長に全職員との特別面談の実施等を行っているところがございます。

以上でございます。

○石井委員 様々いろんな取組をされているというのはよく分かりました。そういう状況の中でこういう事案が度々起こってくるというのは、大変危惧をしているのと同時になぜだろうと思うわけですね。

そこで、この事案が発生した要因ですが、今、るる取組を話していただきましたけど、今回のようにこういう事案が続けて発生した要因をどういうふうに捉えておられますか。

○岡教職員課長 事案が発生した要因についてお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、服務規律の保持については、折に触れ指導に取り組んできたところがございます。ですが、不祥事が再び発生をしております。

不祥事が発生をした最大の要因は、県教育委員会からの通知や学校長の指導内容などが、自分ごととして教職員個人に捉えられていないことであるというふうに考えているところがございます。

また、飲酒運転については、飲酒、アルコールの摂取により、その場で適正な判断ができなくなってしまうことがこれらの不祥事の発生につながっていると考えております。

以上でございます。

○石井委員 自分ごととして捉えられていないということですから、これが非

常に問題だと思えますよね。自分はどこかあるのかもしれない。今、いろんなことをやっておられるし、自分ごととして捉えられていないという、そういう話もありました。

この不祥事の発生を防止することについて、指導体制の強化、これは見直しが必要じゃないかと私は思っております。また、文書だけではやっぱり足りないのかなという感じがしています。そういう意味では、教育長をはじめ、管理職の方が手分けしてでも各学校に向向いて、今答弁をさせていただいたような話をするのも、一つの方法かもしれないなと私は思ったりしております。ですから、今までどおりやっていたくのもいいのかもしれませんが、これだけやっぱり出てくると、それだけでは足りないのかなというのが本当に率直な感想であります。

ですから、不祥事の発生防止に向けてどんな対策を取っていかれようとしているのかお尋ねをいたします。

○岡教職員課長 不祥事の発生防止の対策についてお答えいたします。

不祥事の発生防止に向けては、委員御指摘のとおり、服務規律の保持を自分ごととして教職員一人一人が理解、自覚し、高い倫理感を持って行動する必要があります。そのことを市町立小中学校教職員の服務監督者である市町教育委員会とも連携しながら、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

特にこれから年末年始を控え、忘年会や新年会といった飲酒の機会が増えることから、飲酒運転根絶に向けての取組体制の強化をしたところがございます。

具体的には、まず組織の取組として、「飲酒運転をしない・させない・許さない」の実行宣言を作成するように指導いたしました。不祥事を自分ごととして捉え、未然防止の具体的な取組を各学校の所属職員全員で整理をして、各教職員の目にとまりやすい場所に掲出することとしております。

また、所属で懇親会を開く際にはリーダーを指定して、懇親会の前、また、その後において、飲酒する者、また、飲酒した者に車を運転させないと、そういう取組を参加者全員で実行することというふうにしております。

そして、職員個人の取組として、飲酒運転を引き起こした場合どうなるのかということを確認するためのチェックリストを作成しまして、職員がそれぞれ個人でそれを実施することで、飲酒運転が重大な影響を及ぼすということを教職員一人一人が理解をして、未然防止の意識を高め、行動につなげるよう指導をしているところでございます。

教職員一人一人が不祥事をしない、させない、許さないという自覚を持つとともに、全員が共通の意識で取り組むことによって不祥事の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱありがとうございます。

飲酒運転の話も出ました。せんだって、これは教育委員会じゃなかったと思いますけど、出ておりましたけれども、そういう飲む場所、あるいは時期によって、今、忘年会、新年会のシーズンに入っています。当然飲む機会が増えますよね。そのときは最初から車に乗らないと。かつて交通安全の標語であったじゃないですか。乗るなら飲むな、それから、飲むなら乗るなかな、そういう標語もありました、最近はまだ見かけなくなりましたけど。今日も改めて思いましたが、交通安全の年末ののぼり旗が各市町にいっぱい立っていますよね、あれも一つのそういう大きな交通安全のためのアピールになっていると思います。ああいうものも含めて、先ほどの繰り返しになりますけど、今までとはちよつと違うやり方というのが本当に大事になってくるのかなという気がします。

倫理感の話も今出ました。これは言ってみれば、教員の採用試験を受ける前、

受けた後、合格した、赴任した後も、これは言われなくても先生そのものがしっかりと心の中に秘めながら教育をやっていたきたいというのもあるわけですから、改めてそういうことをまたやるのもいいことだと思いますけど、何回も申し上げておきますが、今までとちよつと違う方法を工夫するなり何なりしながらやっていただきたいと思います。

それで、飲酒運転については何も教育委員会だけじゃなくて、知事部局もそうですよ。それから、我々議会もそうです。ひいては佐賀県民全員がこの飲酒運転だけはやめようということをどこかの機会、何かの場で佐賀県としてやったらどうですか、そういうことも一つの方法だと思いますよ。それがやっぱ抑止力なんかにつながっていったって、本当に交通事故・飲酒運転ゼロになっていくということになればこれにこしたことはないわけですから、そういうのを含めてぜひ考えていただきたいなと、そういうふうに思います。

最後に、教育長にお伺いしますけれども、この間、それこそ記者会見で述べられました、教員向けの相談窓口を開設するとか、それから、具体的な対策を考えるって。具体的にどういふものを考えておられるのか、分かっておればぜひお話をいただければなと、そういうふうに思っております。

ですから、これは本当に県民挙げて、このシーズンだけではなくて、ずっと毎日毎日、そういうことの意識は、常に私も含めて持つておかないといけないと思っております。そういうのを含めて教育長の意気込みというか、こういうものがなくなるようにやっていただきたいと思えます、いかがですか。

○甲斐教育長Ⅱお答えをいたします。

このたび、不祥事の発生につきましては、本県教育に信頼を寄せてくださっている多くの方々に対して本当に申し訳ないことだというふうに思っております。

これまで課長から答弁申し上げましたように、様々な機会を捉えて服務規律

の保持に努めてまいったんですけれども、なお一層の取組とその定着が必要というふうに考えております。対策をしっかりと定着させるためにはということを考えますと、服務規律の徹底とか懲戒処分による厳正な対処を説くだけでなく、仕事に対する誇りというものを改めて意識すること、高めること、また、発生した事案を人ごととせず、自分の職場から起こさせないという当事者意識を持つこと、そして、そのために必要な対策を考えて具体的に行動することが重要というふうに考えております。

今回の飲酒運転再発防止につきましては、こうした観点を踏まえて、課長からも申し上げましたが、各学校において、一人一人が自分のこととして考えた上で具体的な取組を職場として宣言するという仕組みを取り入れました。懇親会における具体的な行動の取組例としましては、会場までの移動手段、帰りの手段を参加者同士で事前事後に確認をします。公共交通機関で帰宅できるような終了時間を設定するといったこと、そういった具体的な方法を整理して職場全体で共有して実行するということ。このように飲酒後に車を運転する機会そのものをなくす、声をかけ合うという取組を文化として根づかせていきたいと考えております。

こうした皆が自分のこととして一つのことについて話し合ったり、声をかけ合ったりするということは、風通しのよい職場づくりにも通じると考えております。日頃から抱える不安や悩みについて、ハードルを感じずに同僚や上司に相談できる、愚痴も言える、一緒に取り組む同僚がいるということ、一人ではないということが実感できるような、そういった風土というのが大事だと思っております。また、教職員という仕事の尊さを改めて自覚することで、何か判断を誤りそうなときに一歩踏みとどまる、そういう力になるというふうに思っています。

やはり心に秘めながらというお話もございました。人というのは、いつも強

くて正しい姿勢で物事を判断できるとは限らないというふうに思っています。取り巻く環境とか心身の状況によっては判断が鈍ることもあります。時に自分の都合のよいように解釈してしまう、これぐらいだったらかという弱さがあり人間にはあるのだというふうに思っております。一人一人が教職員としての矜持を持ち、子供たちのために力を発揮していくべきだし、いってほしいと思っております。

県教育委員会として不祥事に対して厳正な姿勢で臨むとともに、市町の教育委員会ともしっかりと連携しまして、風通しのよい職場環境づくりを進め、今後とも一人一人に響くような再発防止というところに意を置いて力を尽くしてまいりたいと思っております。

○石井委員 教育長、ありがとうございます。やっぱり不祥事が子供たちに与える影響というのは計り知れないものがあると僕は思っているんですね。ですから、そういう観点からもぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、懇親の場、これは絶対必要なですね。だから、萎縮しないようにしていただいて、そういうルールをしっかり守っていただくというのが非常に大事だと思っております、そのルールを守るために日頃からいろんな意味での研さんを含めてやっていただきたいと思っております。

教員の五大不祥事という形で出ておりましたけれども、これは飲酒運転、わいせつ行為、個人情報漏えい、体罰、公金の横領、その他常識に欠ける行為、こういうものがあるんだそうですけれども、さつき教育長がおっしゃっていただきました、常日頃からやるというのは、またこれも非常に重要になってくると思えます。そういうものを含めてこういう不祥事がないように、佐賀県教育委員会として、また、知事部局等とも連携を取りながら、各市町の教育委員会ともそういう意味では情報の共有等も含めてしっかりと連携を取っていただいで、こういう不祥事が起きないように頑張っていただけだと思います。

これで教育委員会を終わります。

次に、児童虐待の防止について質問をしてみたいです。

児童虐待は、少子化にもかかわらず、増加傾向にあると言われております。実際あると思います。「こども家庭庁」によりますと、二〇二〇年度、十八歳未満の子供が親などの保護者から虐待を受けたとして、全国の児童相談所が相談を受けて対応した件数が約二十二万件だというふうになっております。これは二〇二〇年度ですから、今はもつと増えていると思います。だから、これは十年間で三倍以上になっているんですかね、そういう記事も出ておりました。

この虐待の本身というのは、心理的虐待とか、身体的虐待とか、育児の放棄とか、性的虐待とか、いろんなものがあると思います。子供の安全・安心を守るための体制の強化は本当に不可欠だと思います。

日々多くの案件があると思いますが、市町、警察をはじめ、関係機関との連携を図りながら、しっかり対応していただきたいと思っています。

また、全国では児童虐待により貴い命が失われる事件が相次いで報じられております。心を痛めておるところであります。この児童虐待死のうち半数近くを占めるといってゼロ歳児のケースについては、周囲のサポートによって避けることのできるケースも多いのではなかったのかなと考えることもあります。何とも言いようがない感じがいたします。

そこで、県内の児童虐待の発生状況についてでありますけれども、発生件数の動向について、傾向はどういうふうになっているんでしょうか。

○末次こども家庭課長 県内の児童虐待の発生件数の推移についてお答えいたします。

児童相談所が虐待として対応しました虐待相談対応件数の五年間の推移につきましては、平成三〇年度三百五十一件、令和元年度七百七十七件、令和二年度八百九十八件、令和三年度九百八十七件、令和四年度千八十五件と一貫して増

加しており、令和四年度に初めて千件を超えたところです。この千件といいますのは過去最高となっております。

以上、お答えいたします。

○石井委員 令和四年度の千八十五件、いよいよ千件を超したということになります。

これは、どういうものが増加の要因ということで挙げられますか。

○末次こども家庭課長 児童虐待の増加の要因についてお答えいたします。

虐待相談対応件数が増加しているということは、必ずしも虐待そのものの増加を意味するものではありません。その原因としては、虐待に対する県民の意識、関心の高まり、虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」など相談方法の周知が進んだこと、警察による通告の徹底などにより、これまで気づかれなかったものや見過ごされてきたものなどの相談が増えてきたことが一因と考えられます。また、相談への対応は、保護者への助言、指導が最も多く、相談件数の増加によって、早い段階での対応が可能となり、重症化の未然防止につながる面もあると考えております。

以上、お答えします。

○石井委員 ありがとうございます。

この増加の要因は分かりましたけど、虐待の種別ごとの発生状況というのはどういふふうになっていますか。

○末次こども家庭課長 虐待種別ごとの発生状況についてお答えいたします。

児童虐待には四種類あり、令和四年度で多い順に、心理的外傷を与えるような言動を行う心理的虐待が七百二十三件で約六六％、暴行を加える身体的虐待が二百二十九件で約二一％、身の回りのお世話をしない、食事を十分に与えないなどのネグレクトが百二十二件で約一一％、わいせつな行為をする、またはさせる性的虐待が十一件で約一％となっております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ分かりました。

そしたら、その児童虐待に対応しなければいけません。その対応の仕組みについてでありますけれども、虐待情報が寄せられた後の経過についてであります。

児童相談所に虐待に関する情報が寄せられた場合、子供はどのような経過をたどっていきますか。

○末次こども家庭課長Ⅱ虐待情報が寄せられた後の経過についてお答えします。

児童相談所は、児童虐待に関する通告を受けた場合、子供の安全確認を四十八時間以内を実施の上、状況によっては一時保護を行います。一時保護の後、さらに情報収集や分析を行い、その結果、子供の安全に関し保護者などが家庭内で守るべきルールを確立していること、親族や保育所、学校などで家族援助のためのネットワークができていること、在宅支援のために利用できる保育所や放課後児童クラブ、ショートステイなどがあることなど、児童虐待を二度と起こさせない状況や仕組みが確認できれば子供は家庭に復帰することとなります。この場合でも、児童相談所は継続的に指導を行っていくこととなります。

また、家庭復帰が適切でない場合、保護者の同意の下、あるいは法的手続に基づき、子供は児童養護施設や里親の元で暮らすこととなります。こうした子供は、安全・安心な環境の下、生活習慣や心身の健康などについてサポートを受けながら生活することとなります。

児童相談所は、施設入所や里親委託後も定期的に子供と面会しながら、家庭復帰や親子関係の再構築、自立などに向け、支援を行っているところ です。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱこの支援もいろんなことが多岐にわたっているようで、なかなか

難しいのかなという感じがいたします。しかし、そこは本当に親身になって、いろんな機関とか、関わりのある人たちがお世話をしていかなければいかなうまいかなのかなと、今ちょっと直感的にそういうふうに思いました。

そこで、非常に重要になってくるのが児童福祉司の存在といえますかね、その仕事が大変重要になってくると思います。この児童相談所における児童福祉司の数はどういふふうになっていますか。

○末次こども家庭課長Ⅱ児童相談所における児童福祉司の数についてお答えします。

現在、児童福祉司として中央児童相談所に二十六名、北部児童相談所に七名の計三十三名が配置されております。国の配置基準に基づく児童福祉司の数は、佐賀県の場合、令和六年度で三十九名であり、現状では六名不足しております。その理由といたしましては、令和五年度実施の職員採用試験で辞退者が出たこと、早期退職者などが出たことなどが挙げられます。

児童福祉司が不足すると児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの負担が大きくなることにもなり、必要な児童福祉司の確保は重要と考えております。

そのため県では、令和六年度から新たに社会福祉職の試験区分を設け、児童相談所に加え、本庁での企画立案など幅広い分野で活躍できることとし、職の魅力をさらに高めることで多くの人材を募集する、児童福祉司以外の職員を児童相談所に配置し、実務経験と研修により児童福祉司の資格を取得するといった工夫も行いながら、児童福祉司の確保に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱいづれにしても六名不足ということで、様々な手を打って、いろんなことをやっているということですけど、これは急いでほしいと思いますね。やっぱり急いでこの辺の体制を充実して、子供が安心して生活できるような方

向になるようにやっていただきたいなど、そういうふうに思います。いずれにしても数が足りないということですから、数が十分になるようにいろんな努力をぜひしていただきたいと、そういうふうに思います。

関係機関との連携ですけれども、児童相談所と関係機関との連携協力、この体制についてお尋ねをいたします。

○末次こども家庭課長Ⅱ関係機関との連携についてお答えします。

児童虐待は、保護者の心身の問題、経済的事情、あるいは子供の障害や疾病による育児負担など、様々な問題を背景として起こりますことから、児童相談所と関係機関との連携は重要と認識しております。

児童相談所のほか、住民に身近な存在である市町や児童虐待の重要な通告元である警察、多くの子供と触れ合うことがある保育所や学校、医療的な支援を行う医療機関など関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において情報を共有したり、支援内容を協議するなど連携を図っているところでございます。こうした場を活用しながら、関係機関との協力関係をさらに深めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱぜひ強力に進めていただきたいと思えます。

そして、早期発見、早期対応に向けた地域の見守りについてでありますけれども、この児童虐待の早期発見、早期対応には地域の人たちの気づきが大変重要になってくると思えます。このことについてはどういうふうに思われていますか。

○末次こども家庭課長Ⅱ早期発見、早期対応に向けた地域の見守りについてお答えします。

全国的に核家族化や地域のコミュニティの弱体化、声かけ事案への警戒感の高まりなどから、保護者や学校以外の大人が地域の子供と触れ合うことが以

前よりも容易ではなくなってきました。こうした中でも児童虐待防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であり、児童虐待への地域の大人の理解がより一層浸透し、児童虐待の早期発見、早期対応につながるよう、児童虐待防止キャンペーンなどにより周知啓発を図っていききたいと考えております。

また、地域の見守りを強化するには、民生委員の方が兼ねられている児童委員との連携が必要と考えております。民生委員、児童委員の方々には地域の児童に対し、より気にかけていただき、異変を感じたら小さなことでも関係機関に相談するようお願いしていききたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ地域の気づきといますかね、最近といますか、もう随分なるわけですけど、かつては同じ地区に住んでいたら、大体どの方がどこの家とか、みんな分かっていたじゃないですか。今は私もそうなんですけど、極端に言えば、お隣はどなただったかなとか、名前はどうか、なかなか知っている人ばかりじゃないんですね。お互いに何か知られたくないというのがあってもいいかもしれませんけど、そういうのが本当に昔に比べて希薄になっているという気がしますよ。それは皆さんも多分そうだろうと思います。やっぱりそういうことがあるからなかなか難しいんですね。

今、民生委員の話が出ましたけど、民生委員も今、全国的に成り手の人がいなくて困っているという状況でしょう、そういう状況なんです。それはなかなかやっぱり昔と違って、付き合いの仕方から何から全部変わっているわけですから、本当に難しいと思えますよ。そういう中でこういう児童虐待とかなんとかがありますから、常日頃、これもさっきの教育委員会の話じゃないですけど、連携を取るといいますかね、御近所付き合いというのはそういうところで本当に生きてくるわけですね。それが今、希薄になってきているということは、これは間違いないと思います。ですから、そういうものをしっかり頭に入れなが

ら取り組んでいただきたいなど、そういう気が改めていたしました。

言うのは易いんですけどね、実際実行していくとなかなか難しいんですよ。だから、これは本当に地域の方たちの連携、交流、常日頃の生活の在り方、そういうのもひつくるめてやらないとなかなか難しいと思いますので、ぜひその辺も頭に入れて頑張っていたければと、そういうふうに思います。

そして、これは何とも取り上げるのが忍びなかつたんですけど、この児童虐待による死亡事例、全国及び県内の状況について、発生状況をお聞きしたいと思います。

○末次こども家庭課長Ⅱ全国及び県内の児童虐待死の発生状況についてお答えします。

「こども家庭庁」が把握した令和四年度に発生した児童虐待による死亡事例は五十六人であり、全国は例年五十人程度の子供が虐待により命を落としております。

委員御指摘のとおり、年齢別ではゼロ歳が二十五人と最も多く、県内ではここ数年、死亡事例はございませんが、令和元年に自宅のトイレで新生児が産み落とされ、そのまま遺棄されたことにより死亡してしまう事例が発生しております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ今のお話のとおり、本当に聞くに忍びないような話ですよ。こういうのはあっちゃいけないし、そのためにどうするかと本当に知恵を出して、情報交換しながら、付き合いをしながら考えていく以外ないのかなと思ったりもしておりますけれども、ゼロ歳児の虐待死を防ぐための取組について、未然防止がうまくいくかどうか分かりませんが、どういう取組をされていますか。

○末次こども家庭課長Ⅱゼロ歳児の虐待死を防ぐための取組についてお答えします。

ゼロ歳児の虐待死事例の加害者は実母が過半数を超えていることから、ゼロ歳児の虐待死の防止には母親が追い詰められる状況をつくらないことが重要と考えております。

そのため市町において、乳児のいる全ての家庭を訪問する事業を実施されており、気になる家庭があった場合には訪問による相談対応や家事支援を行う事業なども用意されているところです。

県としては、これらの事業が必要に応じ活用されるよう、市町に対し、引き続き事業説明や助言などを行っていきたいと考えております。

また、今年度から市町の母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターが制度化されました。「こども家庭センター」においては、妊娠届時の面談や各種健診などの機会を通じて様子が気になる家庭を把握し、これに対する支援を一体的に行うことが可能になります。現在、四市町がセンターを開設しており、全市町で設置されるよう状況を確認しつつ、促していきたいと考えております。

また、ゼロ歳児の虐待死を防ぐには、若年妊娠や家庭の事情、経済的事情、心身の状態などから困難を抱える特定妊婦の支援も重要と考えております。佐賀県では早くから特定妊婦を支援するための事業を開始し、電話やメール、LINEによる相談支援や居住支援を実施しているところです。事業開始以来、相談支援、居住支援とも利用者が増えており、必要な取組と思っております。引き続き、県や市町のホームページなどを通じて広く周知し、出産前後の支援を行い、ゼロ歳児の虐待死の防止に努めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱありがとうございます。

市町と情報を交換する、徹底してやるんだとおっしゃいましたけど、これは頻度としてはどれぐらいの間隔でやられていますか。

○末次子ども家庭課長Ⅱ今回、この市町の事業については、法が施行された後に強化されたものもございますので、今年度も市町に対してそういった説明会を開催したり、こちらのほうで児童相談所などが各地域の要対協に参加するなどして情報交換などしておるところです。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ分かりました。ありがとうございました。

最後に、男女参画・子ども局長にお伺いをしますけれども、今まで児童虐待についてや児童福祉司の現状、それから、課題としての対応、能力の向上、それから、より効果的な連携の在り方とか被害を受けた子供たちへのケア、それから、安心して暮らせる場所の確保はどうなんだ、できていますか、そういうことですね。こういうものについては、やっぱり切れ目のない支援体制の整備が求められていると思うんですね。当然考えていただいていると思いますけど、その辺の徹底をぜひお願いしたいということ。

そして、子供は本来に将来の担い手です。子供がすくすくと成長していった健康で、大きくなっていったって、そして、この佐賀県をしつかり背負っていたら、それから、日本を背負っていただくということにつながっていくわけですから、非常に大事な施策だと思えます。やっぱり子供が健康で本当にすくすく育っていきける環境の整備、これも必要だと思えます。

それから、今まで議論してきました児童虐待、いじめ、貧困、これは本当に深刻な問題で、全国からいけばすごい数が上がってくると思えます。佐賀県も少しずつではありますが、増えている状況にあるということでもありますので、ぜひその辺もしつかり取り組んでいただきたいと思えます。

「こども家庭庁」も発足をいたしました。いろんな形で、予算の問題もありますけれども、国に申し上げるべきことはしつかり申し上げる、要望することしつかり要望していただくことをぜひやっていただきたいと、そういう

うふうに思っております。

いろいろ答弁をしていただきましたが、いろんな問題点も出てくるかもしれませんが、これも教育委員会と一緒に、各市町との連携とか各機関・団体との情報の共有を含めて、しつかりした取組をしていくことで立派な大人に育っていくんだらうと思えますので、どうかよろしくお願いを申し上げて、答弁をお願いいたします。

○種村男女参画・子ども局長Ⅱ私のほうから、児童虐待の防止に向けた思いということで答弁させていただきたいと思えます。

委員おっしゃったように、これからの佐賀を担っていただく子供たちなので、本当に大事な、大切な存在だと思っております。そういう子供たちが虐待を受けていることがあるということは本当に胸が痛いです。必要なのは、やっぱり周りの大人がいち早く気づいて、未然防止、早期発見につなげることで、それともう一つは、虐待を受けて施設で過ごすことになった場合でもしつかりと寄り添って支援をしていくこと、ここが大事だと思っておりますのであります。

何で児童虐待が起こるんだらうと、そういうこともちょっと考えたりいたします。背景はいろいろ様々あって、多様な問題が複合的、連鎖的に作用して起こっているんだらうとは思いますが、例えば、母親が孤立して、どうしても手を上げてしまうと、そういう育児の孤立化というんですかね、そういったものも一つあるのかなと思えます。

こういったところに関しては、市町が行っております産後ケア事業の中でレスパイトをしてもらったり、身体的、それから、精神的なケアに取り組んでもらったりしています。こういったものを十分活用していただければと思いますし、それから、育児をやっている中でどうしてもいろんな悩みが出てまいります。そういったときには、いつでも相談できるように「ママリ」というア

プリを活用して相談体制も整えたりしております。

また、母親だけではなくて、父親が手を上げるといふことも多々聞きます。佐賀県は、妊娠期から父親にも育児について勉強してもらおうような「マイナス一歳からのイクカジ」にも取り組んでおります。そういったところにも工夫はしております。

それからもう一つは、連鎖というのがあると思うんです。自分が育てられた環境、要するに虐待を受けた環境の中で、それが当たり前と思つて自分の子供にも虐待をしてしまう。そういったことが実際に一時保護などをきっかけにかつたケースというのもありました。こういったときには、保護者に対してこういうものは虐待に当たるんだよとか、それから、子供との向き合い方とか、そういったものについて助言を行つたりもしております。

このようにいろんな様々な取組を行つてはおりますけれども、やはり児童相談所だけとか、市町だけとか、そういう単独機関だけでのアプローチにはどうしても限界がございますので、委員おっしゃったように、学校、警察も含めた関係機関としっかりと連携をしながら、そして地域全体で取り組んでいくことが大事だろうというふうに思っています。

社会全体の風潮として、委員からお話がありましたコミュニティの希薄化ですとか、気軽に声をかけられないというふうな、そういう風潮とかもあるように思います。そういうところは、佐賀はまだ地域コミュニティが残っているとは思つてはいるんですけども、いま一度地域のつながりのところ、そういういったところも考えながら、地域の大人たちが子供を見守り、虐待の防止につなげていくということも考えていきたいと思ひます。地域全体でより一層意識を高めて児童虐待を防止し、一人でも多くの子供たちが夢や希望を持って生きていけるように、そういった取組をしっかりと進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○定松委員 定松一生でございます。今日の文教厚生常任委員会の質問四番目の委員でございます。

私は今回、三点について質問をさせていただきます。

今議会、知事の演告の中にも子供の居場所づくりの予算が出ておりました。私も期待するところでありますけれども、この子供の居場所づくり、特に子供食堂についていろいろお伺いをさせていただきたいと思ひますが、子供の貧困、そしてまた孤立というのが社会問題となつております。志を持った地域の方々が子供たちのことを思つて、様々な活動が行われております。子供食堂をはじめとする子供の居場所、その活動もその一つでありまして、県内様々な地域で運営されておると聞いております。

私は、子供の大事な成長期、この成長を妨げてはいけなとかねがね思つておりますし、今現在、ボランティアによって成り立っておりますが、二〇二三年の全国の調査において、現在、子供食堂が全国で九千三百三十二カ所において活動がなされております。会食による地域交流活動、これは直接費用、間接費用、そして現金や物資寄附を含めて七十三億円というふうに試算がされております。

また、現在のこの活動全般、要するに食事だけではなくて、お弁当のお持ち帰り、そしてさらにはフードパントリー、宅配ですね。そしてまた、イベント等を含めると、これは総額二百十六億円というふうに推計がされておりました、これにマンパワーを加える、いわゆるボランティアでありますけれども、それを最低賃金の人件費を含めると、何と会食運営だけでも百四十三億円、またお弁当等の持ち帰り、フードパントリー、宅配、イベント、その運営総額というのは三百四十九億円との推計が出ております。

これは全国の状況であります。要するにこれを公共事業としてやった場合はそれだけ高額になるということの試算でありましょうから、ボランティアで

やっていたかどうかというのは本当にありがたいことだなというふうに思っているところであります。

子供食堂を運営していくには、子供たちへの食事提供のために食品を調達しなければなりません。近年の物価高騰で、食品価格が大きく上昇しています。そして、昨今の米不足も続いておりまして、子供食堂を運営する方々は、物資の調達を含めて、運営を維持していくのに大変苦労されているというふうに感じております。

物価高騰の中でも子供食堂の活動、これを継続できるように、寄附食品などの支援を呼びかけ、子供食堂の運営者と支援者をつなぐような後押しが大切だというふうに考えているところです。

こうした中、県では新たに子育て支援CSO配送拠点整備費補助に取り組み、子供食堂などの活動を後押ししていくというふうに聞いております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

県内での子供食堂の開設状況はどのようになっておりますでしょうか。

○末次こども家庭課長⇨子供食堂の開設状況についてお答えします。

子供食堂は、信頼できる大人の見守りの中で、地域の子供たちが安心して集える子供の居場所の一つです。

開設状況につきましては、県の把握では、月一回以上開催されている子供の居場所は令和五年度末で県内十七市町に七十九カ所、そのうち子供食堂は十七市町に六十六カ所ございます。これは年々増加しております。

以上、お答えします。

○定松委員⇨大変頼もしい限りであります。私は全国の、先ほど九千三百二十カ所と言いました。これは人口の対比からすると、佐賀県の場合でもごく全国平均程度の開設ではないかなというふうに思っておりますのでございます。

それでは、子供食堂の運営実態というのは、全国の調査にありますように、

いろんなサービス事業、そして週に一回程度、月に一回程度と。月一回以上を子供食堂というふうに定義がなされておりますので、そういったものの運営実態はどうかということをお伺いさせていただきます。

○末次こども家庭課長⇨子供食堂の運営実態についてお答えします。

子供食堂の運営主体は、NPO法人や地域のボランティア団体など、様々な運営主体によって行われております。

開催頻度につきましては、月一回以上開催しているものが四十二カ所、隔週開催されているものが七カ所、週一回以上開催されているものが十七カ所となっております。

また、提供される食数につきましては、一回で二十食程度を提供されるケースが比較的多く、中には百食以上提供されているところもあると聞いております。

運営につきましては、スタッフはボランティアが比較的多く、必要な食品などの調達につきましては、民間の助成金でできることもございますが、基本的には寄附で賄われており、運営を持続するには寄附食品の確保が不可欠となっております。

以上、お答えします。

○定松委員⇨どうもありがとうございます。

子供食堂をたまに新聞等で取り上げられたときも私見ておりまして、細部までの実態というのがなかなか見えにくい部分があります。

私の白石町においても一カ所ありまして、聞き及んでいるところによると、月に一回から二回程度食事を提供していると。そしてまた、いろんなイベントといましようかね、話しかけたり、それから子供たちにクイズをやったりとか、いろんなコミュニケーションができるようなスタッフ体制でやられているというふうに聞いておるところでございます。大変子供たちの反応もいいとい

うふうに聞いておりました、あと少し充実させんばいかぬねというふうな、スタッフの方々、張り切っておられるということで、頼もしく感じているところでございます。

それでは、子育て支援CSO配送拠点整備費補助ということで今回挙げておられます二百万円の予算でございますね。これはいろんな配送に関わるものとか、その細部についてお伺いをさせていただきます。

○末次こども家庭課長 〓 今回の子育て支援CSO配送拠点整備費補助事業の目的についてお答えします。

子供食堂などの運営には寄附食品が必要なことから、県では企業などからの寄附食品を子供食堂へ提供するフードバンク活動を後押ししてきました。令和四年十月にCSOと力を合わせ、「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」を設立し、その後、食品を一元管理するセントラル倉庫の整備を支援するとともに、県民や企業に対し、フードバンク活動への協力を呼びかけてきたところであります。

このような取組の結果、寄附食品の受け入れ量が増加するとともに、寄附食品を活用される子供食堂も増加してきましたところです。

そのような中、子供食堂等へ寄附食品を配送する子育て支援CSOが県全域の子供食堂などへいかに効率的に寄附食品を届けるかが課題となっております。

そこで、本事業では、こうした課題を解決するために、子育て支援CSOの取組を後押しし、増加する寄附食品を子供食堂などへミスマッチなく、しっかりと提供できるようにすることで、物価高騰で生活に困窮する子育て家庭などを支援するものが目的となっております。

以上、お答えします。

○定松委員 〓 今回、二百万円の予算を投じて、県内一円にそういった心ある方々

の食品が届くというふうになればいいんですが、まだまだ県内でもばらつきがあるのではないかなというふうに考えます。県内で、何とかな、全県区を網羅するような形になっているのかどうか、そこら辺、お答えできればお願いします。

○末次こども家庭課長 〓 県内のばらつき、県内での広がりについてお答えさせていただきます。

県内には子供食堂は十七市町にございます。ただ一方で、子供食堂がない三市町もございまして、こちらのほうにも子供食堂のほう広がるのが大切だと考えております。

県では、子供食堂を始めたいと思われる方に立ち上げに、必要な情報を提供したり、支援企業などを紹介したりして子供食堂の数を増やしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○定松委員 〓 全ての市町にそういった支援の輪といましようかね、広がればいいなというふうに思っております。

それでは、子供食堂をはじめとする子供の居場所の活動を、県として今後どのように後押しをしていくおつもりなのかお伺いさせていただきます。

○末次こども家庭課長 〓 今後の取組についてお答えします。

先ほど委員からお話がありましたように、物価高騰の中でも子供食堂が活動を継続できるよう、支援物資を寄附する企業と子供食堂をつなぐことが重要と考えております。

これまで県では、そのための支援を行ってきました。子育て支援CSOと連携し、子供食堂と寄附を行う企業とのマッチング支援を行うなど、その結果、子供食堂の活動に対する支援の輪が広がっているところです。

今後も、子供食堂の活動やこれを支える子育て支援CSOの取組など、子供

たちに思いを寄せ、志を持って活動される皆さんと力を合わせて、地域全体で子供を見守り支える環境づくりを進めていくこととしております。

また、子供食堂が持続していくことができるよう、子供食堂を運営する方々の声を聞きながら、子育て支援CSOと一緒に寄附食品のさらなる確保に努め、しっかりと後押しし、子供たちの健やかで骨太な成長につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱ県としてしっかりと後押しをしていただきたいものだなというふうに思います。

今回の二百万円で集まったものを配送するという業務なんだろうと思いますけれども、例えば、私のところの白石では、タマネギとかキャベツ、レンコンとか、そういったものは集まるんだけど、あまりにも集まり過ぎて、ほかのところにもやってよかよというふうなことになるんだろうと思うんですね。実際集めて、配送はするんだけど、そこで余ったものはまた持っていったらいい、それをまた、ほかの地域へも再配分をするというふうな活動も一緒になされたらいいのかなというふうに思います。

まだまだ県民の皆さん、例えば、私どものような農業法人とか、そういったものへの呼びかけというのがさらになさなければならないというふうに感じたところでもありますので、そういったものも含めて御検討いただきたいというふうに思います。これは要望として伝えておきます。

それでは、次の項目に入ります。

グローバル人材の育成ということで質問をさせていただきますけれども、近年、介護や農業分野をはじめ、就労のために来日する外国人、そして、観光のために日本を訪れる外国人が増えているというふうにご実感しております。昨今のコロナのときにしばらくインバウンドも低迷をしておりますけれども、

かなり最近増えてきたなど。そして、私の住んでいる白石町のような農村地帯でも外国人の方が非常に増えてきたというふうに思います。最近の農業分野でも人手不足が続いております。直接雇用を外国から求めるというふうな動きになっております。

そういう中、グローバル化が進展する昨今、子供たちが外国の方々にも臆することなく、世界の中の日本を意識しながら、広い視野を持って世界で活躍できるような人材として成長してほしいというふうに願っております。

ちなみに私も小さい頃、外国の人をぼんと見た瞬間に、そのときは佐世保だったと思うんですね。その当時、今から六十年ぐらい前ですよ。六十年前に日本に外国の方というのはいなかったでしょう。僕は修学旅行で佐世保に行っただけですけど、そのとき外人がいらっちゃって、びっくりした思いがあります。佐世保のたしか玉屋さんに行ったというふうに記憶しておりますが、とても話しかけられるような状況ではなかったと思います。大変身長も大きくて、ワオツという感じだったと思うんですが、今の子供たちにはそれはさすがにないと思うんですけども、ただ、こちらから話しかけるといいうふうなところまではまだいっていないのかなという気がするんですね。最近では声かけ事案とか、親としてもいろんな心配な面もありますが、外国の人にも臆することなく話しかける子供たちに育ってほしいというふうに思う限りであります。

それで、次の点についてお伺いをいたします。

小中学校におけるグローバル人材の育成の現状で、このグローバル人材の資質、そして能力、グローバル人材に求められるそういったものをどのように考えておられるのか、学校教育課長にお伺いします。

○山口学校教育課長Ⅱグローバル人材の資質能力についてお答えいたします。

県内の在留外国人の数が今年七月には一万人を超え、その後も増え続けております。海外へ行かずとも、子供たちは学校や生活の中で外国の方や外国につ

ながりのある人と接する機会も増えてきております。

このように、グローバル化する社会を生きる子供たちには、一つ目として、広い視野を持ち、異なる文化を持つ人々や異文化を受容し、共に生きていくことのできる態度や能力が必要と、二つ目としまして、自分の国や郷土の伝統文化を尊重し、それらを育んできた我が国や郷土への愛着、三つ目としまして、国際社会において相手の立場を尊重するとともに、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力などの資質能力が求められております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、各教科での具体的な取組について教えていただきたいと思いますが、学校での教科として具体的にどのような取組を行っておられるのかお聞きます。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、各教科での具体的な取組についてお答えしたいと思います。

まず、小中学校では、グローバル人材に求められる資質能力を育む取組をそれぞれの学校の教育計画の下、教育活動全体の中で取り組んでおります。

例えば、小学校の社会科では、子供の身の回りにある製品のタグを見て生産国を調べたり、夕食のメニューから食材輸入国を調べたりするなど、子供の身近なところにある題材に目を向けた授業が行われております。このような学習を通して、子供たちは日本とつながりが深い国々の経済や文化、生活の様子などについて調べ、日本の文化や習慣との違いなどへの理解を深めております。

また、中学校の道徳では、留学生と関わる中で文化や習慣、言葉の違いに戸惑う中学生の心情を考える題材を使って、多文化共生について考える授業を行っております。

また、小中学校の英語教育では、外国語によるコミュニケーション能力を育成することを目指して、話す、聞く、読む、書くなどの言語活動を授業の中心

に位置づけた学習を行っております。現在は、小学校三年生から英語に慣れ親しみ、小学校五年生から教科として取り組んでおります。

中学校三年生では、地域で暮らす外国の方が災害時でも安心・安全に生活するために必要なことを考え、英語の防災パンフレットを作成する活動など、目的や場面、状況に応じたコミュニケーションが図れるような工夫がなされております。

さらに、外国の方とのオンライン英会話を授業の中に取り入れている小中学校もございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、教科の授業以外での取組がなされておるところがあれば御紹介をいただきたいと思えます。

○山口学校教育課長Ⅱ教科以外での具体的な取組についてお答えいたします。教科以外の学習では、学校行事や探求的に学ぶ総合的な学習の時間などで取組が行われております。

まず、外国の中学校と姉妹校を締結している中学校の例では、姉妹校から生徒を迎え、互いに歌や楽器演奏などを披露し合い、ゲームや日本文化を体験する活動を通してお互いの違いを認め、尊重し合う姿勢を育成しております。

ほかにも、給食の献立に日本の伝統料理や世界の国々の料理を出して食文化に触れたり、地域にホームステイしている外国の方を学校に招いて交流活動を行っている学校もございます。

また、異文化理解を深めるためには自国の伝統や文化への理解を深めることも重要であるため、小中学校の総合的な学習の時間では、佐賀の伝統文化、歴史、自然、産業など、自分たちが暮らすふるさとのことについての学びも深めております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ 今後は地域と連携してといましようかね、そういったことも必要になるだろうと思っています。

これは私のすぐ近所なんです、三十年ほど前に鹿島高校にALTで来たんですね。ピーターさんといいます。このピーターさんが、学習塾をしておられる私の親戚になるんですが、クニコちゃんとかついついちゃったんですね。それで、結婚しまして、かわいいアメリカ混血のハーフが生まれまして、今楽しくやっています。そのハーフちゃんは何と考えることは英語なんです。英語で考えていて、日本の学校に通っています。アメリカと日本を行ったり来たりして学習していますので、国際的な社会人になるんだらうなというふうに思っていますけれども、そういった教育のためにアメリカから来たALTの方が現在、鹿島のほうにも塾や喫茶店をしておられるということで、だんだんと国際化は進んでいるなというふうに思うんだけど、実際、子供たち全般に広がっているのかなというのが一つ心配になってきておったところであります。

そして、昨今、国際化が進んでくる、そして、外国人が就労や観光でどんどん増えてくるということになりますので、県の教育委員会の取組について、こういった取組を充実させる必要があるのかなというふうに思うんですが、そこから辺について、教育振興課長にお願いします。

○笹谷教育振興課長Ⅱ 県教育委員会の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校での教育活動をより充実させ、子供たちがグローバルな視野や外国語によるコミュニケーション能力などを身につけることができるよう様々な取組を行っております。

具体的な取組としまして、ALTや留学生など複数名の外国人講師を学校に派遣し、子供たちが講師の出身国の伝統、習慣、食文化等を実際に体験することで外国の文化を身近に感じることができるような取組を実施しております。

日頃の授業で身につけた英語を実際に外国人講師に対して使用することで英語学習の意欲を高めるとともに、外国文化に直接触れることで異文化への理解や興味、関心を高めております。

また、子供たちのグローバルな視野を育むことを目的に、海外での経験を生かして国内外で活躍されている方々を講師として学校へ派遣しております。グローバル社会においてどのような力が必要とされているかをテーマに講話を行っていただき、子供たちがこれからのグローバル社会のために何をすべきかということについて考える契機となっております。

このほか、英語力の向上や韓国全羅南道との交流促進を目的とした、県内の中学生と韓国の中学生が参加する一泊二日の英会話サマーキャンプを県内で実施しております。このキャンプの期間中、韓国の中学生や外国人講師との英語のみを使用した様々な交流活動を通して、それぞれの国の考え方や文化を知り、理解し合うことの大切さを学んでおります。学校での取組に加えまして、このような取組に参加し、取組を行うことで、児童生徒の視野を広げるだけでなく、多文化共生の時代に生きていく資質や能力の向上を目指しております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ それでは次に、これから国際化が進んでいくわけでありましてけれども、県教育委員会として今後どのように取り組んでいくのか、学校教育課長にも伺いさせていただきます。

○山口学校教育課長Ⅱ グローバル人材の育成に向けた今後の取組についてお答えいたします。

各小中学校では、グローバル人材育成のために学校の教育活動全体の中で学校内外の人材や団体など地域の特色を生かし、工夫しながら、様々な取組を行っております。県教育委員会といたしましても、これらの取組をさらに充実させていくために、各学校の好事例を周知したり、役立つ情報を発信したりしながら

ら、学校の取組をリードしていきたいと考えております。

グローバルな社会は、人と人の相互理解、相互交流が基本となります。そのため教育が果たす役割は大きいと考えます。異なる文化を持つ人々との日常的な交流が拡大する中で、お互いの文化や違いを理解するだけでなく、違いを受け入れながら共生できる力を子供たちが身につけていくことができるようにこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○定松委員 Ⅱグローバルな佐賀県になればいいというふうに思うわけであり、ます。今後とも、私ども地域でもそういったグローバル化、子供たちの国際化といましようかね、かく言う私たちの社会も国際化が進んでいかなければならない、子供たちばかりに押しつけるんじゃないですね。まだまだ私たち、何というかな、成人男性、成人女性、高齢者の方も国際化については、まだおっくうなどころがあるのではないかなというふうに思いますし、そういった国際化に向けて佐賀県全体として取り組まれることを期待しております。

それでは、三問目に入らせていただきます。がん対策についてであります。私も健康には自信がりましたが、過去においてC型肝炎を患ったり、がんざりざりのところまで行ったりと、そういった健康被害がございました。

起因するものは何かというと、分かっているものの中には、酒とたばこかなというふうに思っておりますが、私たちリスクを負いながら生きているわけでありまして、今や日本人の二人に一人が、がんにかかる。そして、三人に一人ががんで亡くなるというふうに言われております。

全国では昭和五十六年から、佐賀県では昭和五十三年から、がんは死因の第一位でありました。医学、医療の進歩により、がんは不治の病でもなく、珍しい病気でもなくなってきたというふうに感じております。

最近では、直接本人にあなたはがんですというふうに告知をされた上で、治療

方法を先生としっかりと相談をして、治療方針、がんと闘うという姿勢を患者さん自らが持つように、そういった告知もなされると、積極的に告知をしながら治していくというふうに変わってきたかなというふうに感じております。

先ほど、私がA L Tのお話をしましたけれども、その家系のお母さんは、私ちよつと親戚なんです、今現在、がんの闘病中でもあります。その方は、黄疸が出て、よく調べてみれば肺がんを患っておたし、肝臓にも転移をしておたし、そして腺がんという、いろんな転移をするがんでありました。

それで、もうそろそろ終末治療なのかなというふうなところまで行っておりますけれども、体力がまだあるので、新たな治療に専念するというふうになっております。頑張ってくればいいかなというふうに思っております。

また、先月、私の昔からの大先輩でありました方が、六十七歳という若さで亡くなりました。がんの治療をしながら働いておられましたけれども、六十歳代というところががんの進行が早いんでしょうね、転移をして帰らぬ人となってしまわれたわけがあります。

私もお見舞いに行った折には、いややっぱり七十までは生きたかったなとしみじみと話されたことが、今でも言葉の響きとして覚えておるところであります。

また、治療をしながら働いている後輩、そして、がんの治療を終えて、治療前と変わらずに家事や子供のお世話をしておられる奥様あたりも周りにいらっしやいます。がんと共生をしている人たちというのが増えているのが実感できると思います。

早期のうちに発見して、早期に治療できれば、約九割が治ると。私自身、死ぬ間際まで元気で健康でいたいというふうに願ってもおりますし、がんが見つかれば、すぐにでも治療をして、それを取り除く。いわゆる死ぬまで元気で、ピンピンコロリというふうに死んでいきたいというふうに願っております。

あります。

十年ほど前には、私も胃がんのリスクを減らすために、ピロリ菌、これはピロリ菌の検査をしたら、私も御多分に漏れずにピロリ菌を持っておりまして、先生から、あなたの胃ですよというふうに提示をされました。ごま柿を見るような赤い点々がいっぱいあって、これは出血しよるもんねというふうな感じで、明らかにピロリ菌、これはもうきれいにピロリ菌ですよと言われてまして、一週間薬を飲んで、一週間で治りました。で、ピロリ菌はありません。何かふつと、息で分かるみたいなどころでして、吐く息で分かって、ピロリ菌はないということ、八割程度、そのピロリ菌から起因する胃がんというのが、ピロリ菌の中の八割ががんになりますよということですので、それは一応はクリアできたのかなというふうに思っているところがあります。

現在、県では、昨年度末に策定した、第四次佐賀県がん対策推進計画に基づいて、がんにならないようがんのリスクを下げる一次予防、がんを早く見つけて早く治療するためのがん検診といった二つの二次予防ですね、がんになっても安心して暮らせる社会づくりといった三つ目のステップで、がん対策に取り組んでおられます。

私としては予防、早期発見、早期治療、がんとの共生、いずれも欠かせない重要な取組であると考えておりますが、県には総合的にがん対策を推進してもらいたいというふうに考えております。

そこで、次の点についてお伺いをします。

佐賀県におけるがんの罹患及び死亡の現状についてお伺いいたします。

がんは、かかっても治る病気になっていはいえ、がんは我が国の死因第一位でありますから、我が国全体で毎年新規に百万人ががんにかかり、四十万人近くががんで亡くなっているというのが現状なんです。

県内のがんの罹患及び死亡の状況というのはどのようになっておるのか、が

ん撲滅特別対策室長にお伺いをさせていただきます。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ佐賀県におけるがん罹患及び死亡の状況についてお答えします。

まず、罹患の状況です。

国立がん研究センターが公表する全国がん登録によると、佐賀県のがん罹患者は、直近の令和二年で六千四百六人となっています。

罹患の状況を長期で見ると、二十年前は四千五十七人、十年前は五千七百九十六人で、この二十年は高齢化を主な要因として増加しています。

一方で、高齢化の影響を除いた年齢調整罹患率は、平成二十二年頃から増加し、その後横ばいとなっています。

次に、死亡の状況です。

厚生労働省が公表する人口動態統計によると、佐賀県のがん死者数は、直近の令和五年で二千六百七十四人です。先ほどと同様に長期で見ると、二十年前は二千五百八十人、十年前は二千七百五十八人と、ほぼ横ばいとなっています。

なお、高齢化の影響を除き、壮年期死亡の減少を高い精度で評価する七十五歳未満年齢調整死亡率は、直近の令和四年で佐賀県は七二・四、ちなみに全国は六七・四となっています。これを長期で見ると、二十年前は佐賀県が一〇一・七、全国は九七・〇、十年前は佐賀県が八六・九、全国は八一・三と、佐賀県、全国的においても減少傾向にあります。

以上です。

○定松委員Ⅱ七十五歳未満の年齢で、がんが起因する死亡の割合といいたしうかね。

これは、ここにグラフを頂いております。私も拝見させていただきましたけれども、ここ近年といましようか、昔から佐賀県は、がんにかかる人が多

いんですね。特に、有明海沿岸に何か多いというふうに聞いておりました。

私は、C型肝炎の検査をしたら、定松さん、C型持っつよというふうに言われました。元来、酒が好きなので、酒を飲むために治療したようなものなんです。きつぱりとC型肝炎、完璧によくまりましたと思っていれば、また出たんですね。そういうふうなものなんです。二回治療をいたしまして、今度は鉄の肝臓になって帰ってきたわけですが、今のところまだ出ておりません。ガンマGTPはこの間の検査の結果五十ぐらいで止まっておりますのでね。ただ、ほかのガンになるのではないかとというふうに考えておりますので、見つかったときには、また闘いたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど申しました佐賀県には大変高いのがんの発症といましようかね、全国平均よりかなり高いんですね、このグラフを見ても、このがん撲滅の歴代の室長さんたちが頑張っていたでいて、今これだけ減っているのかなというふうには見て取れます。

ただ、これは全国的にもずっと減っているんですね。要は全国にも負けないくらいの減少率を出していかなければならないと思っておりますし、これだけ人口が高齢化していく中で、若い人たちの働き手になってももらいたくない。それと、ガンになっても、しっかりと治療をして、企業戦士として闘っていただきたいというふうな思いであります。

佐賀県における予防できるがんへの取組、毎年六千人以上がガンにかかっておられます。六千四百六人ということでございますから、がん対策としては、まずはガンにならないようにすることが重要。そして、県では予防できるがん対策について、どのような取組をなさっておられるのかお伺いします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長 佐賀県における予防できるがんへの取組についてお答えします。

県では、がんの発症要因とされる喫煙、食生活、運動不足などの生活習慣の

改善の取組のほか、細菌やウイルス、具体的には、胃がんにおけるピロリ菌や肝がんにおける肝炎ウイルスなどの感染状況に応じた取組を実施しています。

まず、胃がん対策として、中学三年生を対象にしたピロリ菌検査及び除菌治療という事業です。事業開始の平成二十八年年度から令和五年度末までに累計で千七百七十一人が除菌治療を行い、将来の胃がん発症リスクの低減を図りました。

次に、肝がん対策です。佐賀県はかつて、B型、C型肝炎ウイルスを主な原因とする肝がんの粗死亡率がワーストワンという状況が続いていました。こうしたことを受け、平成二十四年度から、同年佐賀大学医学部附属病院に設置された肝疾患センターを中心に、医師会、医療機関や市町などの関係者と連携し、肝炎ウイルスの無料検査から治療、そして治療後のフォローアップまで、切れ目のない総合的な肝疾患対策に取り組んでいます。

先ほど委員も二度肝を患われたということですが、一度痛めつけられた肝というのは、頑張っていくんですけれど、やはりフォローが必要ですので、今後とも定期的なフォローを続けていただければと思います。そういった定期的なフォロー、まず早期発見、早期治療へつなげる取組や、近年の治療薬の進歩もあり、肝がんによる死亡率は減少傾向となっておりますが、おっしゃるとおり、全国に比べ、まだ依然として高い状況が続いておりますので、引き続き取り組みこととしていきます。

以上です。

○定松委員 私の家内と同じようなことを言っていました。私もそう心がけております。

この予防できるガンというのも、これはもう立証できているんですから、県民の皆さんに、そういったものをしっかりと伝えていかなければいけないというふうに思います。

山口県政になりましたから、私、テレビでよく拝見しているものの中に、「い

肝ばい肝！というふうなことで、そのモデルになったのは私の同級生で福富の漁業会の組合長だったんですね。おりよつ何でトオル君が出とるかなというふうに思いましたら、「い肝ばい肝！」というふうなところで、テレビに出とったということ、そういったものを含めれば、やつぱりずっと浸透はしているんでしょねというふうな感じがいたします。

ピロリ菌にしても、先ほど数字を言っていたきました千百七十一人、これはもつと説明をすれば、この分母が増えていくんだろうと思っすよね。今現在でも親の承諾を得んといかぬとか、それから、職場においても、ピロリ菌を持つている方の検査の頻度、そういったものも上げていかなければならないだろうし、いろんな取組をまたさらにしていきたいというふうに思います。それはお願いとして、次に最後の質問になりますが、がんとの共生についてお伺いをさせていただきます。

現在の医療、医学の進歩は著しいものがありますけれども、がんにかかっても治る病気というふうにだんだんと捉えられておるのも事実であります。

この治療を終えたがん経験者、サバイバーというんですが、この方たちが増えていく、そしてがんとの共生、これも重要だと思っす。がんを治療しながらも、現役の仕事に復帰をしていくということでございす。がんの共生の重要性が増しているんだろうというふうに思っすけれども、共生していくためにどのような取組を行っておるかお答えいただけます。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱがんとの共生についてお答えします。

がんは不治の病ではなく、長く付き合ひ、共に生きていく病気になってきています。がんと共生していくためには、誰もががんやがんと共に生きてる患者のことを正しく知り、職場や地域で共に支え合ひ、がんになっても安心して暮らせる社会づくりに取り組む必要があると考えています。

具体的な取組として、まず、主にがん患者やその家族に対する相談支援や情

報提供です。

県内四方所のがん診療連携拠点病院などにある「がん相談支援センター」が中心となり、診断から治療方法のこと。また、その後の多様化する療養生活や社会復帰に至るまで、患者やその家族などの不安や悩みに対応しています。また、センターでは、ハローワークの職員が出張して就労相談を受けたり、患者や家族が集い、自身の体験や情報を共有するサロンなども開催されています。

次に、広く県民に向けたがんに関する普及啓発です。

がんになっても働きやすい職場や、がん検診を受けやすい職場の環境づくりを宣言していただく「がん検診向上サポーター企業」の登録事業や、県が開設する専用ホームページ「がんポータルさが」を活用した、がんや市町ごとのがん検診の実施日などを紹介している情報を提供しています。

そのほか、若い世代、若い時期からがんに対する正しい知識やがん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めてもらおうと、小学校、中学校、高等学校においてがん教育が実施されています。教師や医師のほか、がんを経験したサバイバー自らも講師となり、がん検診の大切さや、たばこを吸わない、バランスのよい食事をするなど、がんや健康に関する正しい知識などを伝えています。

今後、予防、早期発見、早期治療により、がんになる人を減らし、治る人を増やすことを目指し、また、がんとの共生に取り組むことで、がんになってもこれまでと変わらず暮らせるよう、引き続き対策を講じていきます。

以上です。

○定松委員Ⅱがんとの共生、二人のうちの一人ががんになるんですから、私も御多分に漏れず、覚悟をしておきたいというふうな思っす。告知を受けたときには果敢に治療をするということが大切でしょうし、また県民の皆さんにも、やつぱり僕らからも検診に行かんばいかぬよというふうな啓蒙をして

いかなければならぬだろうというふうに思います。

要は、初期に治療ができれば、治療費も大分安くなるだろうと。医療費の削減にもつながることですから、これは県こそやってどうか、県を挙げて、そういうがんにならないため、なったときの治療、早期治療というのには心がけたいというふうに思っているところでございます。

御主人ががんになって、そして心のケアといましようかね、周りの方々、奥様にどういったフォローが必要なのかというふうな、家族の会——昔はがんというのは絶対死ぬみたいな感じで、奥さんたちは半分泣きよんさったですね。最近はそうでもないのかなと思うんですが、その家族へ向けたサポートは何かありますか。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ 家族の方を含むフォローなんですけれども、先ほど申し上げました「がん相談支援センター」というところは、がん診療連携拠点病院、県内四カ所、県病院ですとか佐賀大学医学部附属病院、唐津日赤、嬉野医療センターと四カ所なんです、そこに通院している方に限らず、がんと診断された方、御自身だったり、家族だったりとか、そういった方の相談を受けたりできます。あと、「がんサロン」のほうも、電話だとか、メールだとか、直接対面しなくても、ちょっと悩みを抱えたときにでも接触できやすいようなアクセスを取っておりますので、気軽に相談していただける場所というのがあるということをお紹介することも我々必要だと思っております。

以上です。(「終わりました」と定松委員呼ぶ)

○宮原委員Ⅱ ありがとうございます。それでは、御指名いただきましたので、早速質問させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、食育について質問させていただきます。

食育という言葉がここ二十年ぐらいで使われるようになったわけでございますけれども、食育基本法が制定されて、その試み、その進めがなされてい

るわけでありませう。

先ほどはがんの話もあつておりましたが、がんを食い止める一つの要素ではなからうかと思うわけでありませう。バランスのいい食事を取りながら、やっぱり健康を維持する。食育基本法にも、生き生きとした健康で生活をするというふうなこともうたわれておるわけでございますけれども、そういったことをしていきながら、皆さん方が元気に、にこやかに、そして生活をしていただければ幸いに存ずるところでございます。

まずは、国においてどのような食育の考え方、そして基本法等も説明をいただければと思ひませう。よろしくお願ひします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ 国の考えについて、それから基本法についてお答えいたしたいと思ひませう。

国におきましては、食育基本法に定める基本理念にのっとりまして食育を推進しております。基本理念では、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを目指しております。そのためには、食に関する感謝の念と理解が必要であること。多様な主体の参加と協力を得ながら連携し、推進すること。子供の食育には、保護者や教育関係者の役割が重要であること。そして、食に関する体験活動を行ったり、生産者と交流を図ることなどにより食育を推進することなどが定められております。

また、食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、農林水産省は食育推進基本計画の作成及び推進に関する事務を担っており、食品安全委員会、消費者庁、「こども家庭庁」、文部科学省、厚生労働省など、関係各府省庁などが連携を図りながら、基本理念に基づき、国として一体的に食育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱありがとうございます。

国からこういった示しがなされているわけであります。県もそれを受けてやらなければならないところがあるんだろうと思います。まずは考え方もお伺いさせていただきながら、そしてまた、その取組についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、基本理念があるのかと思いますけれども、そこについての考え方をお示しく下さい。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱまず、県の考え方についてお答えいたします。

食育は健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるもので、私たちが生涯にわたって生き生きと暮らしていく上で重要なこととさせていただきます。

県では、県民の方々が様々な経験を通じて食の知識と食の選択の力を習得し、健やかで豊かな食生活を実践することができるよう、食育基本法に基づきまして、国の食育推進基本計画を踏まえ、佐賀県食育推進計画を策定し、食育を推進しているところでございます。

また、子供の頃から身についた食習慣を大人になってから改めることは困難でございますので、特に子供への食育は重要と考えております。そうしたことから、佐賀県食育推進計画では「保育・教育機関などでの食育の推進」を柱の一つに位置づけまして、食育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれは確認ですけれども、推進計画、国として定められているんですが、県内の二十市町、それぞれちゃんと出されていますよね。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ食育推進計画の市町での策定のことについてということでございますけれども、県内におきましては二十市町で策定がなされているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ県内、しっかりとその推進運動もされているということでございます。計画されていけば運動がなされるんでしょうから、そうなっているんだろうと思っております。

また、取組についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

具体的な例も挙げながら取組をお示ししていただきたいと思えます。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ県の食育の取組についてお答えいたします。

食育につきましては、教育や保健医療、生産といった各分野でその推進に努めているところでございます。

現在取り組んでいる事業について、幾つか御紹介させていただきたいと思えます。

まず、県民環境部におきましては、小学生を対象に食育標語コンクールを実施いたしました。その入賞作品を掲載した食育カレンダーを作成しております。このカレンダーにつきましては、新一年生に配布をしているところでございます。

また、保育園や幼稚園など、あと保護者の方に対しまして、学校などにおきましても食育に関する講師を派遣しているところでございます。

それから、食育を推進する人材の育成、食育関係者のネットワークの構築、連携を図るために、西九州大学とともに食育推進交流会なども開催しております。

そのほか、食育の取組をさらに県内各地に進めるために、県内で食育の推進に功績がありました団体や個人を表彰する「佐賀県食育賞」を設けまして、令和五年度までには百三十四の団体、個人を表彰しているところでございます。

農林水産部におきましては、保育所等での農業体験活動を増やす取組といたしまして、農業や農産物の魅力を多くの子供や保護者に伝えるため、地域の農業や食材、郷土料理などに詳しい県内の農業者を「ふるさと先生」といたしま

して、保育園、幼稚園、小中学校等に派遣しております。

それから、男女参画・こども局では、保育者を対象とした食育に関する研修などを通じた、保育施設での食育の取組を促進しているところがございます。

健康福祉部におきましては、生活習慣病予防を目的といたしまして、「さが健康維新県民運動」の推進に取り組んでおりまして、歩く・身体活動、それから食と栄養、それから歯と口の健康、卒煙の四つを柱にして普及啓発を行っているところですので、その一つである食と栄養の取組におきまして、野菜から食べるなどをテーマにしており、県内の小学校や保育所等での食育活動に活用してもらうために、オリジナルの絵本「いただきますはやさいから」というものを配布しております。

また、教育委員会におきましては、健康であるためには食事は大切であると考え、小学生、中学生の割合を増やすために、食育月間であります六月におきまして、県内の小・中・高の児童生徒全員に、バランスのよい食事についてなどを解説した食育月間リーフレットの配布を行いまして、食事の大切さを伝えるというところでございます。

県におきましては、このように県民環境部をはじめといたしまして、農林水産部、男女参画・こども局、健康福祉部、教育委員会など、それぞれの部局が事業を行っております、組織横断的に緊密な連携の下、食育に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそれぞれに各部署でも取り組んでいただいているということでございます。県民がそれをしっかりと受け取らないと何もならないわけでありまして、食育の理念というものもしっかりとお伝えいただきたいと思っております。また、そのことによって何となく食育運動があっているなど、食育って何だろうというふうなことではいけないだろうと思っております。

食で育てることもあれば、食を育てもしなければなりません。やっぱり飲食店とか、それから農業分野——農業分野だけではなく、漁業分野の第一次産業については、その食をちゃんと育てることも大切だということも伝えていかなければならないわけであろうかと思っております。栄養の分もしっかりとしなければなりません。

御承知の方は多いだろうと思っておりますけれども、私も農業を営んでおります。そしてまた、農協青年部にも入っておったときに、この食育基本法ができました、その活動をしてくださいということでもございました。どんなことが食育なんだろうかと私の中では思ったところでございます。また、文化も変わってきました。右で箸を持つとうと左で箸を持つとうとどうでもいいような感じ。そして、スプーンを持つとうとフォークを持つとうとどうでもいいような感じの文化になったときに、食育って本当に何なんだろうなというふうな思いがしております。

その中でまた、農業分野においては、健康を維持管理するためにはやっぱり季節のものを季節のときに食すのが一番いいわけでありますけれども、皆さん御承知のように施設栽培が横行しておるわけでございます。これは収入を多く得るために、基本的な露地の季節をずらしながら栽培をしていくわけであります。やっぱり季節のものでなくなってきたのが事実であって、イチゴは本当は春先の食べ物なのに冬から食べられる、どうにかいうと一年中食べられるものになってまいっております。また、キュウリもそうでありまして、あれは夏食べて体を冷やすようにしているわけでございますけれども、当然ながら一年中キュウリはあります、施設が行き届いているからまた、それがそれなりに栄養があるんだろうとは思っています。しかしながら、その価値というものをしっかりと分かって食しているならともかく、冬に体を冷やす必要があるのかなというふうな思いがしております。

また、全国を見渡してみますと、今や北海道にも焼酎が当たり前のようになります。焼酎は大体体を冷やす飲み物であって、暑いところで体を冷やしなから何とかその地域で生活ができるような、そういうものであるかと思えます。当然ながら、ロシアはウォッカを飲みます。寒くて寒くてたまらないから体を温めなければならぬ。あそこで焼酎を飲む人なんているのかなと思えますけれども、日本人が行けば多分飲むだろうと思えます。そういうことも、何のためにそのものがあるのかということ、そして、それを体に何で入れているのかということをしつかりとわきまをさせることも食育なんだろうと思えます。それが行き届いているならば、多分、北海道にはそんな焼酎はなかったのかもしれない。でも、行き届かなかったからこそ、焼酎も当たり前に北海道にある。いや、寒いからお湯割りにすればいいだろうと、そういう問題じゃないだろうと私は思うわけでありませうけれども、そういう考えた違いがなされることも多いわけでありませうので、食育をしつかりとさせていただきながら、本当に皆さん方が健康を維持管理していただいて、暮らしを真っ当にさせていただくことがいいわけでありませう。また、佐賀県内においては、今、例を挙げていただいたようにしつかりとされているということがございますので、これをよく推進していただきたいと思うところであります。

また、学校内でもリーフレットを配りながら、しつかりと覚えていただくようにリーフレットの配布もあるということがございますので、またその子供たちが成長していただきながら、本当にしつかりとした食育を学んだ大人になっていただければ、先ほどのようながんも減ってくるのではなからうかと思っております。

今までそのような取組がされたわけでありませうけれども、課題も今までにも幾つか出てきたんだろうと思えます。そしてまた、こういうこともありまして、たよという気づきもあつたんだろうと思えます。その問いについて分かる範

囲で結構ですので、お示しをしていただきたいと思います。

○大野くらしの安心安全課長Ⅱ食育の取組を通じての課題や気づきなどについてお答えしたいと思います。

まず、課題のほうなんですけれども、食育の重要性というものは理解されているのかなというふうに、浸透ができていくのかなと思うんですけれども、食に関する価値観、それから、ライフスタイルなど多様化が進んでいるということの背景もございまして、生涯の健康づくりにつながるような食生活を実践、それから、習慣化するというところまでには至っていないのかなというふうに感じております。

栄養面から見えますと、例えば、主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を一日二回以上実践している人というものは、今、調査では四割以下というふうになっております。また、野菜の摂取量につきましても、一日三百五十グラムという目標を食育推進計画の中で立てているんですけれども、一日三百五十グラムの目標に対して摂取量が約八十グラム不足しているという状況がございます。これらの課題を解決していくためには、県民一人一人が食に関する正しい知識を習得し、望ましい食生活を実践し、食習慣を定着していくことができるように充実をさせていくことが重要というふうに考えております。

その他の気づきといたしましては、よい点というところで挙げさせていただきますと、県内には熱心に食育活動を行っている方々がいらつしゃるということとでございます。先ほど取組の中で「佐賀県食育賞」というものを御紹介いたしましたけれども、受賞された皆様は、地域の食文化を守り、継承したい、それから、健全な食生活を確立したい、そういういった意欲を持って取り組まれております。こうした方々が地域に根差した地道な活動を続けられているからこそ、佐賀の食の豊かさですとか健康を支える食の大切さ、そういうものが、県民の理解を促すような働きかけをされているのかなというふうに思っております。

ます。食育の取組が県全体に広がっていくには、こうした食育に対して主体的に取り組まれている方々と相互に連携しながら推進していくことが大切というふうに思っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱもう皆さん見かけられたこともあるかと思いますが、これは国がつくられた食事のバランスガイドという三角柱を逆にしたバランスシートなんですけれども、(資料を示す)これを見ながらちゃんと食せば健康体でいられるよということなんだろうと思います。やっぱり飲食店も栄養バランスを考えたい食事を作っていますよとか、そういうたところをしっかりとやっていただくようなところで取り組んでいたければ、食事は好みでしょうから、好みは好みであるでしょうけれども、いや、私たちはあなた方に、皆さん方に、お客様たちに栄養を考えてちゃんと提供していますよとか、そういうた取組がなされているようなところも私は必要になってきたのではなからうかと。たまにカロリーを書いてあられるところもあります。カロリーだけが指標なのかどうかは分かりませんが、そこも食育の一つではなからうかなと思っております。

それぞれに取組を多くなされて、本当に健康体を皆さんで維持していただけたらと思うところでありますし、また、これからはミカンの季節になります。しっかりと佐賀県民の皆様方はミカンを食べただきながら、ビタミンCを取って風邪にならないような、そういうたことも必要なだろうと思っております。それが食育なんだろうと思えますよ。

今は世の中の消費者に合わせているのか、それから、流通業者に合わせているのか、糖度ばかりで甘いミカンもめちゃくちゃ出るようになってきたけど、あれはビタミンCを取る食べ物なので、そういうたこともしっかりと分かっていたきながら食していただければと。おいしいことにこしたことはないんで

しようけれども、甘いことがおいしいのかどうかということ、私は疑問に思うところでもあります。

コンビニでもよく皆さん方がサンドイッチを買われたり、あえてエネルギーを取るためにとっておにぎりを買われたりしています。健康を考えて、少し野菜が多めのサンドイッチを取られていますけれども、あのサンドイッチ、バター、マーガリンも塗られているでしょうが、大体工場で作られていますから、あの食パンはめちゃくちゃ食用油が塗られていて、めちゃくちゃな油の量で大変後に残るのではなからうかと。当然コンビニのおにぎり、工場ラインに乗せられたのも米一粒一粒に大変油がついております。だからこそ、おいしいのかもしれない、食用油で。でも、そのこともちゃんと分かって食していただくというようなことも、私は必要なんだろうと思えます。

皆さん方、気になられば、今度コンビニ——コンビニと言ったらいけないのかもしれないけれども、工場ラインに乗ったそのサンドイッチのパンの三角の端つこのところをコップの水の中に入れていただければすぐ分かれると思います。しばらくたったら油が浮いてまいります。おにぎりもそうです。おにぎりの何粒かぱっと入れていただければ、多分油が浮いてきます。そんなの当たり前の話で、それを不思議に思う必要もない。だって、工場できていますから。じゃ、それが食として安全か安全でないかといえば安全なんだろうと思えます。でも、食育の面においてはどうかというところも、それぞれの価値観で考えていただくことが大切ですよということを伝えていくことが食育なんだろうと思えますので、そういうたところも多く広めていただくこともここにお願ひするものであります。

それでまた、今後取組をしっかりとさせていただかなければなりません。食育の基本的な考え方をしっかりと持っていただきながら、そこを推進していただきたいと思っておりますので、今後についてお伺いをさせていただきます。

○大野くらしの安心安全課長 〓今後の取組についてお答えいたします。

私たちが生涯にわたって健康で暮らしていくためには、毎日の食が大切でございませぬ。特に子供の頃から望ましい食習慣を実践していくことは重要でありますので、今後とも子供への食育の充実を図っていきたくと思っております。

また、食べることは生涯にわたって続く基本的な営みでございますので、食育は各ライフステージに応じて推進していくものでございます。広く子供から高齢者までを対象に効果的に啓発するには、県だけではなく、様々な関係団体との連携が欠かせないと思っております。

このようなことから、消費者、生産者、教育、社会福祉、医療、CSOなどの関係団体によるネットワーク、「食育ネットワークさが」というものを組織いたしましたして、相互に情報交換、連携しながら、食育に関する啓発、情報提供、食育活動への支援を行っております。また、「食育ネットワークさが」の構成団体におきましては、各委員がそれぞれの特性を生かしまして、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校などで講演会や料理教室、農業体験など様々な食育に取り組んでおられます。

今後とも、こうした地域における関係者との連携を緊密にいたしまして、食育の大切さが県民全体に浸透し、一人一人に望ましい食習慣が定着するように、積極的に今後も食育を推進してまいります。

以上でございます。

○宮原委員 〓しっかりと頑張っていたいただきたいと思ひます。

皆さん御承知のとおり、佐賀県は米どころとよく言われるんですね。その米どころは、おいしい米が取れるんだらうと思ひます。おいしい米を提供していただかなければ、佐賀県のよさは出てこないと思ひます。せっかく農家が作られたおいしい米を、また、品種改良もいっぱいされて、なるべくおいしい米をとというような形になっているわけでありませぬ。だったら、

そのおいしい米を御飯として提供していただく飲食店にお願いをしなければなりません。昨日の米がおいしかったかどうかは、人それぞれ思ふこともあるかも知れませぬ。しかしながら、なるべくおいしい状態で提供していただかないと、佐賀県のよさが出てこないんだらうと思ひます。

よく県の方針で、いい佐賀県を見せようとか、佐賀県を自慢できるようなところにしようとか言っているけれども、そうなるように仕向けていかないとそうならんんだらうと思ひます。そういった取組も、できれば運動としてしていただきたいなど。そのために何でも選別をしながら、よりいいものを提供するようにしているわけでありませぬので、それが最終的に現場で提供していただかなければ何もならんんだらうと思ひます。

「佐賀海苔[®] 有明海一番」というのがあります。それと一番ノリがありますよね。有明海一番と一番ノリと、なかなか両方理解されていない方たちもいます。有明海一番イコール一番ノリと。一番ノリは一番ノリで、取れただけの話です。有明海一番は品質が全然違います。

私も県の視察で行かせていただきました。そのときに食べてみてくださいと言われました。比べないと分からないんじゃないですかと私は言いましたら、そのときの流通課長が食べていただいたらすぐ分かりませぬと言われました。私、食させていただきました。もう口の中で解けます。もう色鮮やかだし、真っ黒だし、そしてまた、そこにはもう日に照らせば、その濃さが全然違うのは明らかであります。それだけいい品質のものをつくっていただいている。

じゃ、それを広めていかなければ何もならない。だって、今コンビニのノリ、もう黒いノリじゃないノリがおにぎりの中で提供されていますけれども、佐賀でそれをされたらちよつと困るなみたいな、佐賀のコンビニのノリだけは、やっぱり佐賀県のいいノリを使っていたくような、じゃ、福岡県の皆さん、長崎県の皆さん、熊本県の皆さん方が、佐賀にせっかく来たからコンビニに寄って

おにぎりでも買おうかと、ノリがいいからとか思っていただけのようなところも一つの運動なんだろうと思いますよ、佐賀県独自のですね。

そういったことも、妙に思うこともあろうかもしれませんが、やっぱり佐賀をPRしないと、佐賀県はなかなか分かっていただけない。佐賀県がPRしようと思っても人口八十万人、そして、県外にみんなが出て行ってPRするならいいけど、なかなか出ていかない人たちがばかり。じゃ、PRはどうやってするんですかという感じ。佐賀県が生き残るためのことも考えていかなければならないし、佐賀県が佐賀県として存在価値を生み出すようなこともしていかなければと、私はそう思います。

佐賀県が一番誇れるその食材はノリです。ノリがいつも一番だから。ノリが可能性が一番高いんだろうと思います。ノリをやっぱり多くPRしていただくことも大切なんだろうと思います。

先日、全国の会議に行って少しびびくりしたのが、一時期はイチゴの生産が大体「とちおとめ」が一番多くて、その次が「さがほのか」だったんですけど、今もう「さがほのか」がそれだけ生産されなくなって、もう「あまおう」が断トツの二番になっています。もうなかなか佐賀でPRするものがなくなってきたのも事実で、いや、いいものがありますよ。「佐賀牛[®]」がありますよ、もう牛——牛というか、肉は全国でつくられて、全国でも品質のいいものがつくられているんですね。ただブランド化されて名前が売れているというだけで、じゃ、ほかの県に行つて、その産地の肉でA5がないかといえばほとんどがあります。だから、そこまで自慢するようなものじゃない。そこにはそこできているものがある。でも、ノリはなかなかできないから、ノリだけはやっぱり私たちの誇りとして持つておくべきところなんじゃないかなと思いますので、またノリ産業の皆さん方に拍手もいただきたいところですけど、あんまりアピールし過ぎて申し訳ないですけども、私たちが誇れるものをしっか

り持つていきながら、ノリのよさも推進していただければと思うところであり
ます。

これから本当に食育をもつて、皆さん方が健康に暮らしていただける、そのことを心から願ひながら、これからも推進を願うものでありますので、課長さんも部長さんも、そして、所属のそれぞれの県の職員さんたちにも心からお願ひするものでありますし、そしてまた、それが県民理解を得ながら運動としてなされ、そして、しっかりと県民の皆さん方がその食育を学ばれて、健康体でおられることを心から祈念して、食育の質問は終わります。

○石丸副委員長 〓 暫時休憩します。十五時二十分をめどに委員会を再開します。

午後三時四分 休憩

午後三時二十分 開議

○富田委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○宮原委員Ⅱそれでは引き続き、質問をさせていただきますと思います。

それでは、二項目ですけれども、学校における感染症対策についてでございます。

これまでも感染症対策、六月にも九月にも質問をさせていただいたところでございます。感染症、多くがよく語られるのが、子供がうつってきたから、孫がうつってきたから私がかかったとかよく言われて、もう学校が悪いような表現がよく聞かれるわけです。じゃ、学校で広がらないようにすれば全体に広がらないのかなというような思いがするわけですけれども、多分そうではないんだらうと思います。何かの言い訳かもしれません。しかしながら、やっぱり学校現場でそれだけ感染が広がっているということも、事実の現れなんだろうと思います。そこで、私も質問をさせていただきたいと思っております。まず、今の現状についてお伺いをしますけれども、今どのような状況にあるのかお伺いさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ現在の学校の感染状況についてお答えいたします。

学校における新型コロナウイルスの感染状況は、六月から七月にかけては多かつたものの、現在は落ちついている状況であります。

一方、季節性インフルエンザは十月二十五日に今期初の学級閉鎖の報告があつて以降、感染者が、昨年ほどではありませんが、増加傾向にあります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱとなれば、もう対策を打たなければならないわけでありまして、そこについて、また頑張っていたかなければなりません。

また、今年度の状況も、まずは把握させていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ今年度の学級閉鎖等の発生状況についてお答えいたします。

昨年四月から十一月と、今年四月から十一月の同時期の学校における学級閉鎖等の状況を比較してみますと、今年、学級閉鎖は五十三件、昨年は三百九十九件、今年、学年閉鎖は十七件、昨年は百六十七件、今年、学校閉鎖は一件、昨年は十件でございました。いずれも大幅に減少している状況でございます。減少した理由につきましては、県内全体の季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染者が少なかったことによると考えられます。

しかし、大幅に減少しているとはいえ、季節性インフルエンザの学級閉鎖等の状況は、先月の十一月には七件であつたものが、十二月、これは九日現在でございますが、既に三十五件と増加しており、今後の感染拡大が危惧される状況でございます。

県教育委員会としましては、今年十一月二十五日付で、「インフルエンザ流行期における感染予防について」の通知を、県立学校及び市町教育委員会に通知し、注意喚起をしているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ今、通達はされているということでございます。もう即座に実行していただいているものだろうと私は思うわけですけれども、これから本当に季節が来るわけです。感染症、年二回の波もあるということでもあります。もうその二回の波が徐々に迎えられていることは、ここに如実に現れているわけですので、その波が大きな波でないことを祈らなければならぬし、大きな波にならないようにしなければならぬと思っております。その御努力をお願いするものであり、この質問をさせていただいております。で、また、県教育委員会として、学校に対してどのようなことを行っているのかを改めてお伺いさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ教育委員会の学校に対する指導についてお答えいたします。

継続的に市町教育委員会や県立学校へ、文部科学省の通知や資料等を発出することにより、児童生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生指導、せきエチケットの指導、抵抗力を高めるための生活習慣指導といった基本的な感染症対策等を周知、啓発しております。

また、学校内で児童生徒の健康保持増進や環境衛生を主として推進するような役割を持つ保健主事や養護教諭を参加させた学校保健担当者研修会や養護教諭研修会等において、国や県の感染症対策の指針にのっとり、感染症対策に取り組むよう、直接指導しております。

なお、季節性インフルエンザの感染が拡大した場合は、注意報、警報と、感染状況の変化に合わせまして、レベルを上げた感染症対策を行うよう指導してまいります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ指導はされるというところがあります。

じゃ、指導の結果、学校でどのようなことが行われているか、もう一度確認させてください。

○江口保健体育課長Ⅱ学校におきましての指導内容につきましては、感染状況が落ちついている平時におきましても、児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等、基本的な感染症対策を行っております。

また、地域や学校において、感染が拡大している状況などには、必要に応じたり、活動場面に応じた感染症対策、これにつきましては、マスクの着用を促したり、身体的距離を確保したり、集合形式での集会や行事などの時期をずらしたり、オンラインを活用した配信による集会を行うなど、一時的に対策を講じることが検討しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱさつきと同じような感じで報告を受けたわけですが、実際、手洗いはどのようにされているのかをお伺いをさせていただいているところですので、じゃ、休み時間に必ず手洗いをさせているか、それから、それを確認しなければならぬだろうと思います。手洗いをした人数がどのくらいなのか、マスクを促していますと言いますけれども、マスクはどのくらいをしたらこのくらいになっていましたとか、やっぱりデータを取っていつて、感染が広がらないように、次のときに備えなければならぬだろうと思います。

そこら辺、どのようにされているのか、じゃ、手洗いはどの周期でされているのか、学校内にいるときにですね。休み時間にはみんな手洗いをさせていますよとか、そういったことがどのようにして確認されているのかお伺いをしたいと思います。

○江口保健体育課長Ⅱ手洗いについてお答えいたします。

手洗いにつきましては、具体的に、登校時や外から教室に入るとき、トイレの前後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要であることを指導しております。

この手洗いについては、三十秒程度をかけて、流水と石けんで丁寧に洗う、また、手を拭くハンカチやタオル等は個人持ちとしまして、共有しないことについても指導しております。

なお、手指消毒用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものでありますので、基本的には、流水と石けんで手洗いを行うよう指導しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱだから、手洗いの指導はされている、それは分かりました。じゃ、手洗いはどのくらい学校内でちゃんとされているのか、どのくらい把握されて

いますかということもお伺いをさせていただいているところでもあります。みんなちゃんと手洗いしているんですかというところを聞きたいところですよ。みんなが同じ時間帯に休み時間を取るんだろうと思います。それやったら、水道は足りるんですかというところなわけですよ。だから、そういったことをこれからちゃんと手洗いをさせるその準備が整っているかどうかということだし、今、現時点でちゃんとできているのかと。指導はされているのは分かりました。じゃ、ちゃんとその手洗いがされているのかどうかは、どうやって確認をされていますかと。

○江口保健体育課長Ⅱ各クラスに担任がおりますので、担任が指導をしておると考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ指導はしておると。だから、全員目の前で、一回洗ってくださいとされているんですか。

○江口保健体育課長Ⅱそこまでの確認はいたしておりません。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそういったことが大切なんだろうと思います。学校内では休憩になつているかもしれない。しかし、それを休憩とするんじゃないくて、感染予防対策時間だというような時間をつくって、しっかりと手洗いをするようなことが私は大切なんだろうと思いますよ。で、そうやって感染を防ぐということなんだろうと私は思います。マスクもマスク着用を指導していると言いますけれども、指導しただけで、する、しないは自由ですよというわけにはいかないんだろうと思います。やっぱりこれだけ広がったならば、必ず全員するとか、ここらまでの人数になつたらとか、隣の教室が閉鎖になつたらこの教室はちゃんとしますよとか、そういったことが私は大切なんだろうと思います。広がりを防ぐということだろうと私は思うんですけれども、そういった考えをしつ

かりと持っていたきたいなど私は思っています。

手洗いも本当に今、うつらないようにと言われましたので、自己のハンカチ、自己のタオルでやっていたかどうかという指導がなっている。じゃ、ハンカチを持っていない人、タオルを持っていない人はどうするのかと。

一時期、コロナ対策のとき、ここでもしゃべったかどうかは分かりませんが、空港で話があつておりました、アナウンスが。自分で持たない人でも、必ず洗って、自分の服で拭いてくださいと。内側で拭いてくださいというアナウンスがあつていました。私はそれが正解だろうと思いました。必ず手を洗って、必ずほかに散らばらせないような試みをちゃんとしていただくことが大切なんだろうと思いました。手洗いをすることが大切だろうと思いますので、私はそういったことを、しっかりと学校内で徹底していただくことをお願いするものであります。またそういった試みを、しっかりとしていただければと思いますが、そういった指導までしていただけるのかどうか確認を取らせてください。

○江口保健体育課長Ⅱめり張りの効いた指導をしてみたいと思っております。

これまでも新型コロナウイルス感染症の経験から、学校は感染症の流行に、これまで以上に敏感になっておりますので、今後、しっかりとした感染対策等を行う、また、こちらのほうでも指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱしっかりとその行動がなされるようにお願いをするものでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

それでは次に、やっぱりこれはなかなか感染された方が、対応はできないんだらうと思います、学校では。医療に従事していないから。医療従事者との連携も取っていかなければならないと私は考えるわけでありまして、その点は

それぞれの学校において、医療従事者との連携がどのように取られているのか確認を取らせてください。

○江口保健体育課長Ⅱ医療の専門家との連携についてお答えいたします。

各学校には、学校医、学校薬剤師、学校歯科医という、地域の病院や薬局等に勤務しております専門家がそれぞれ配置されております。学級閉鎖等の相談も含め、感染症対策について、専門的立場から御指導、御助言をいただいております。

また、場合によっては、保健福祉事務所からも指導、助言をもらっているところがございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱもう本当に、波を小さくする、波がなくなるように、いずれしていただかなければならないと私は考えています。そこまでやっていかないと、波は多分小さくならないだろうと思います。

交通事故でも私は伝えていきますけれども、交通事故ゼロを目指さないと、そうならないんじゃないですかと。やっぱりゼロを目指すことによって減っていきんです。減ったから喜んでちゃいけないです。事故はあっているんです。

で、感染者がゼロにならないと、感染は起きているので、減ったから喜んでいや何もしないんだらうと思います。目指すものは違うところにあるんだらうと思いますので、しっかりと目指すものを、目標を変えていただきながら、感染ゼロを目指していただきながら取り組んでいただくことが大切だらうと思いますので、そういった試みを持ってしっかりと今後取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○江口保健体育課長Ⅱ今後の感染症に対する教育委員会の対応についてお答えします。

今後も、学校における感染症の状況の把握に努めまして、関係部局と連携を図りまして、めり張りのある感染症対策を行っていくこととしております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ佐賀県内においては、学校で多く流行しなかったと言われるようなニュースになれば、私は幸いに思うところでありまして。これが改めて、ならなかったからニュースになるということはなかなか難しいかもしれませんが、でも、やっぱり広がらなかつたら、その成果はあっているわけですので、その成果がニュースの中で取り上げることが私はいいのではないかなと思っております。しっかりと感染予防対策を取り組んでいただいて、感染者がないような形を取っていただきたいなど。感染と言うから、誰かがあつて、ほかに感染しなかつたからそれはゼロだということもあるかもしれません。これは考え方なんですけれども、とにかく世の中からその被害が少なくなることで、そして、なくなることを期待するものでありますので、学校の中でもしっかりとその取組をしていただくように心からお願ひするものであります。よろしくお願ひしておきます。

それでは、次に移らせていただきたいと思ひます。

次は、栄養教諭についてお伺いをさせていただきます。

今、栄養教諭という立場の方がおられます。栄養教諭の職務について、まずはお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教諭の職務についてお答えいたします。

栄養教諭は、学校教育法に、「児童生徒の栄養指導及び管理をつかさどる」とされており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員であります。

栄養教諭の職務は大きく、食に関する指導と学校給食の管理の二つに整理をされております。食に関する指導では、全体計画の作成、児童生徒への給食指

導、各教科等における食に関する指導への参画、食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導を行うことです。学校給食の管理では、栄養管理及び衛生管理を行っております。この二つの職務を果たす栄養教諭は学校における食育の中心的な役割を担っているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ 栄養教諭ですけれども、これはどういった資格を持っていれば栄養教諭に採用されるのか、基準があればお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ 栄養教諭につきましては栄養教諭の免許を有することになっております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ 単独で栄養教諭という免許があるわけですか。

○江口保健体育課長Ⅱ はい、ございます。

○宮原委員Ⅱ 分かりました。

先ほど、食に関する指導と、それから、給食に対する、献立なり、そういうことなんでしょうけれども、栄養の管理ということでございました。やっぱり役割は大きいんだろうと思います。先ほども食育とか、ああいう話もしていました。栄養管理がしっかりなされて、子供たちがすくすく育つ、生徒さんたちが育っていく。そして、そこに心も育むというところをしていただかなければならないんだろうと思います。

そこに向けて、まず、食育について、学校なりの考え方もお伺いをさせていただきます。ただきたいと思えますけれども、学校ではどういった形で食育を考えられているのかお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ 学校における食育の考え方にお答えいたします。

教育委員会では、食育を推進することで、子供たちに健全な食生活を送るための食に関する正しい知識と、望ましい食習慣が身につくことを目指しております。

ます。

その上で、学校における食育の推進については、栄養教諭だけでなく、全教職員が十分に連携協力して取り組むべきものと考えております。そのため、各学校において、食に関する児童生徒の実態や目標、指導内容等について全教職員で共通理解が図れるよう、食に関する指導の全体計画の作成について指導をしております。また、各学校の食育を担当する教職員を対象とした食育推進研修会の実施や、食育の取組が充実している学校を食育推進優良校として表彰をしております。

さらに、学校におけるさらなる食育の推進を目指して、令和四年三月に、学校全体で食育に取り組むよう、「学校における食育の手引」を作成いたしました。この手引につきましては市町立学校と県立学校の全てに配布をいたしました。各学校で食育の推進に活用していただいているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ 表彰も行われているというところですけども、それは一定の基準を超えたら表彰されるのか。先進的なところだけを表彰されているのか、どういった形で表彰をされているのか、基準を教えてください。

○江口保健体育課長Ⅱ ある一定の基準がありまして、またそれから、それぞれの地区から推薦をいただいたり、そういう形で、募集をかけた上で、それで出てきたものを審査しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ できるだけ優良地域といえますでしょうか、優秀なところが出てくれば、それがいいわけでありますので、そこにも皆さん方が向かっていただければと思うところであります。よろしくお願いをしておきたいと思えます。

栄養教諭なんですけれども、じゃ、栄養教諭はどういった形で取り組まれているのかお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教諭の具体的な取組についてお答えいたします。

先ほど述べた栄養教諭の職務のうち、食に関する指導の具体的な取組といたしまして、関係する教職員と連絡、調整を行い、食に関する指導の全体計画を中心となって作成いたします。

次に、給食の時間に教室を訪問し、その日の給食に提供される食材や栄養についての指導を行っております。また、教室訪問ができないときには、学級担任が指導できるよう資料を作成したり、家庭科や生活科、保健体育科など、食に関わる内容がある学習において、学級担任や教科担当と一緒に授業づくりなどを行っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ給食時の話をされましたけれども、栄養教諭がするか、それか、担任がするかというようなお話がありました。これはどのくらいの間隔でされているんですか、毎日されているんですか。

○江口保健体育課長Ⅱこれにつきましては毎日ではございません。行ける……

(「それはまた質問するけん、よか」と宮原委員呼ぶ)

○宮原委員Ⅱ毎日じゃないということですのですけれども、じゃ、先ほどタマネギとかレンコンが白石でよく取れると。今日はタマネギが出ているけど、タマネギにはこんな栄養があつてねというようなお話がされているのか。レンコンはレンコンでこういったところで、白石のレンコンは八つの穴じゃありませんけど、もつとありますけれども、多くは八つの穴があつてですね、これが末広けりの意味なんだよとか、縁起担ぎのものがあつてよとか、そういったお話がされているのかどうか分かりませんが、どのぐらいのペースでされるのか、学校それぞれで任せているので、把握できていないのか、そこら辺を教えてください。

○江口保健体育課長Ⅱそれぞれの学校で年間計画を立てまして、計画的に実施

をされております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱその計画、それぞれなのかもしれません。でも、一定の基準はあるんだろうと思いますけれども、じゃ、一週間に一回は必ずそういったことがなされているんでしょうか。

○江口保健体育課長Ⅱ一週間に一回等のそういう決まりはございません。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱいや、決まりはないんでしょうけれども、計画はそれぞれなっているんでしょかとお伺いしたところで、できれば毎回毎回、教員の皆さん方が、給食と一緒に食べられることがあれば、そのときの気づきを語っていただくとか、そういったところがなされればいいのかなど。改めて多く、十分も二十分もかけて言うところではなく、今日このようにして給食に出されている、これなんだけどとか、そういったお話を簡単にさせていただくことも食育の一環なんだろうと思いますので、そういった取組が多くなされるようにお願いできればと思います。そうやって子供たちは学んでいくんだろうと思います。

そこら辺も教えていただくことも大切かと思っておりますので、そういった試みができるだけやっていただくように、また、栄養教諭の皆さん方にもそうお伝えさせていただいて、それぞれの担任の皆さん方もその試みをしていただければと思うところでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

また、これは栄養教諭の免許を持たれているので、一定のレベルの方たちだろうと思います。でも、やっぱり向上していただかなければなりません。佐賀県の栄養教諭は立派な方たちばかりですと他県から言われるような、その仕組みもつくっていただければと思うところでありますので、その資質向上に向けてどのような取組がなされているのかお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教員の資質向上についてお答えいたします。

教育委員会では、栄養教諭等を対象に資質向上のための研修会を実施しております。今年度は文部科学省の食育調査官を講師として、国の動向などを踏まえた研修を行っております。また、昨年度は、公認スポーツ栄養士の資格を持つ大学准教授を講師といたしまして、食に関わる課題を抱える児童生徒の相談、指導についての研修を行ってまいりました。

また、栄養教諭の免許を持つ保健体育課の指導主事が、学校給食の調理施設を計画的に訪問しまして、学校給食法に定められました衛生基準に基づく指導を行うことで、栄養教諭の衛生管理に関する理解を深め、危機管理意識の向上を図っております。

教育委員会としましては、栄養教諭の資質向上のために、今後も研修内容の充実や衛生管理等に対する指導、助言に努め、その職務を十分果たせるよう支援してまいります。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ今日も言いましたとおり、食で育てるといふ観点があるんだろうと思いますので、そういったところで、しっかりと栄養教諭が献立等もしっかりとしたものをつくっていただきながら、そして、佐賀県の子供たちが本当に健康体であることを願うものであります。よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それで、栄養教諭はそれぞれ佐賀県内にいらっしゃるんだろうと思いますけれども、その役割を果たすためにしっかりと配置されているんだろうと思いますが、その配置状況についてお伺いをさせていただきます。

○岡教職員課長 Ⅱ栄養教諭の配置についてお答えいたします。

まず、学校給食は、学校で給食を調理する自校方式と、それから、複数の学校の給食を調理する給食センター方式がございます。各市町により、いずれか、または両方の方式が採用されているという状況でございます。そういう中で、

栄養教諭の配置は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で配置数の標準が定められているというふうなことでございます。

具体的に申しますと、自校方式による栄養教諭の定数は、児童生徒の数が五百五十人以上の学校は一人、児童生徒の数が五百四十九人以下の学校は四校に一人というふうな標準になっております。

また、給食センター方式による栄養教諭の定数は、給食を提供する児童生徒の数が千五百人以下の場合は、一つのセンターに一人、それから千五百人以上、六千人以下の場合は、一つのセンターに二人の配置というふうになっております。

こういう中で令和六年五月一日現在、各市町における給食調理の状況は、全て自校方式となっている市町が三市町、それから自校方式と給食センター方式を併用している市町が五市町、全て給食センター方式となっている市町が十一市町というふうになっております。

ここ数年、県内では、自校方式から給食センター方式を採用する市町が増えっております、栄養教諭の定数は減少しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ標準と言われて、基準を述べていただきました。

今の配置をお伺いすると、その前の栄養教諭の配置の食に関する指導をするという観点ではなく、学校給食の管理についての割り当てでなされているというところなんだろうと理解しましたけれども、それに合わせて配置されているんですね。

○岡教職員課長 Ⅱ栄養教諭の職務に関しては、先ほど保健体育課長が述べましたとおり、食に関する指導と給食管理と両方を栄養教諭が担うことになりました。したがって、食に関する指導は、教室を訪れての指導——複数の学校を兼務している栄養教諭の場合には、食に関する指導は、毎日、学校を訪れてとい

う形ではない形で食に関する指導を行うことになります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱだから、対応については、配置については、学校給食の管理に對しての配置なんだろうと、私、理解したものでありますし、そうお答えになりましたので、もう確認は改めて取りませんけれども。そして食に関する指導については、代理の方たちにお願ひしながらもやっていくということで理解をしました。

やっぱり、役割は役割としてあるんだろうと思います。どっちを強く持つかなんだろうと思います。給食について役割を果たすならば、それはもう栄養士さんなんだろうと思います。

その役割も一つ。そして、もう一つ、もう一つ。でも志をどこに持つていくかなんだろうと思います。

当然ながら、私も存じ上げていますけれども、生徒数、かなり減少をする中、本当に個別にやっていくのもどうかなというように思っています。すけれども、うーん、多分それぞれ、昨日ですけれども、玄海原子力発電所のほうに視察に行つてまいりました。肥前町を通りましたので、肥前町の小学校はどうなつていゝるかとお伺いすると、切子と合併したよというお話でありました。(131頁で訂正)

やっぱりそれだけ生徒数が減つて統合がなされている。私は本当はあるべき姿だろうと思います。学校というのは、やっぱり多くの人とコミュニケーションを取る、その一つの場所なんだろうと思います。それはね、昔、何とか分校とか、もう山奥に生徒数六、七人でのどかにやつていゝ風景も見られて、それもいい環境なのかもしれません。でも、やっぱり社会に出る上においては、私はやっぱり学校は多くの生徒がいるからこそ学校になるんだろうと思うし、また、それぞれの考え方が違ふことによつて、社会へ出る、その一つ手前を学ん

でいくんだろうと思つていました。

私の例を挙げると、私は北茂安小学校を出て、北茂安中学校に行かせていただきました。同窓会をしても、中学校の同窓会と多分なるんだろうと思います。小学校の同窓会をしてもいいんですけども、ほとんどメンバーは変わりませぬ。隣に三根町がありました。三根町は三根西小学校と三根東小学校があつて、二つで三根中学校になります。私は大変勉強になつていゝんたろうと思つて、彼らのほうが必ず大人になるんたろうと思つていゝました、中学校のとき。また隣に久留米市があります。久留米市は本当に多いところは小学校六つで中学校になる。もうそれは本当に学びのところなんだろうと思います。

だからこそ、高校もできる限り大きなところにしていかなければならないと思つていゝますし、先日視察にお伺いさせていただきました鹿島高校、今もう現在、たしか一学年三クラスになつていゝというような話だつたかと思つていゝます。学年で一クラス減つてきました。そして、三クラスの高校が増えてまいりました、一学年百二十人。私の経験から言わせていゝと、私、三養基高校を卒業させていゝました。一学年二百七十人でした。今一学年二百名になつていゝます。活気があるかといゝえば、もう大変申し訳ない、もう本当にこゝでも申し上げたかもしれませぬけども、真面目でしつかりとした生徒たちさんたちばつかりなんたろうと思つていゝます。でも活気は、また別なんたろうと思つていゝます。

私は、多くの生徒が受け入れられるような学校を整えるべきだろうと思つていゝすし、教育委員会には、またお願ひするところでありませぬけれども、やはり市町のそれぞれの教育委員会並びに市町の行政にお願ひしながら、小学校、中学校、大きなものにしていゝだきたい。いや、そこに子供がいゝないんですよつて、いや、合併すればそうなるんじゃないですかと私は思つていゝので、できるだけそういった環境を整えていゝだくようにお願ひしたいなと。

では、どうやつて通わせるんですか。通わせるのはあなたたちが考へるんで

す——というところをやっぱりしていただきたいと思えます。そういったことをしていきながら、やっぱり、それぞれの教員の役割が果たせるんだろうと思います。場所、場所、それぞれに行くんでは大変きつうございますし、またやっぱり一遍に大きなところをしたほうがいいんだろうと思えます。

最近よく、いじめの話、まあ昔からあるんでしょうけれども、大きなところでは、いじめは多分大分少ないんだろうと思うんです。今生徒数を減らされていますけれども、生徒数を減らさずほど、いじめは本当にひどくなっています。これはいじめられたことがない人は分からないかもしれませんが、いじめられた者からすれば、生徒数が減れば、それはピラミッドは簡単にできやすいんで、私は大きなクラスをつくり、大きな学校を造っていくことがいじめの解消になるんだろうと思います。

大学に行つていじめがあるかといえば、いじめはありません。それは多くを支配できる人がいないから。それぞれで、それぞれのグループがいっぱいあるから。そういったことも考えながら、環境を整えていただくことを教育委員会にはお願いするものでありますので、今後また改めてこういった質問をさせていただきますますけれども、そこに向けて改めて考えをさせていただいておきたいと思えます。

今は栄養教諭でございますので、栄養教諭について、また改めて戻らせてお伺いをさせていただきますけれども、栄養教諭、これからの業務に専念していただくかなければなりません。

じゃ、合併したところをお伺いしますけれども、今、視察で、昨日お伺いしましたけれども、唐津とかは、本当、それぞれの学校、遠くにあるわけでありまして。じゃ、栄養教諭の指導が行き届いているかどうかという不安になるわけです。

先ほど述べられました、その基準四校につき一人の栄養教諭となされています。

すけれども、唐津においては、そういったことがちゃんと整っているかどうか、お伺いをさせていただきます。

○岡教職員課長Ⅱ唐津市につきましては、給食センターでやっているところでございますので、給食実施校数、四十七校ございますけれども、七人の栄養教諭がそれを担当している状況でございます。

○宮原委員Ⅱそれは給食センターもあるから給食センターには一人で四校のところ、一人ちゃんと配置して、その基準は満たしていますというお話なのかどうか、確認を取らせてください。

○岡教職員課長Ⅱ基準に基づいて配当しております、一人当たりの校数は六校ちよつとというふうになっております。兼務している学校の数が六・七校となっております。

○宮原委員Ⅱ大変スキルが高い、栄養教諭が担当されて、基準は四校ですけれども、六校を担当されているということだろうと思えます。

その方は、その方でできるんでしょうけれども、もし違う方が行かれたら、そのスキルがなかったら大変になるわけでありまして、そこら辺、今後は考慮していただきながら、しっかりとした配置をお願いするものでありますので、その点、了解していただけるのかどうか確認をしたいと思えます。

○岡教職員課長Ⅱ配置については、県内の状況に基づいて、基準に基づいて適切に配置をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ適切にされるといふことでありますので、今後ちゃんとしっかりと見届けていきたいと思えます。

すみません、さっき申し訳ありません。肥前小学校が、切子と申しましたけれども、肥前に切子があって、大変申し訳ない、竹木場でした。あの唐津の竹木場と一緒に学校が淘汰されたそうであります。

多分私は、それは唐津市が頑張られて、そうやって学校なりに維持するために、そういった生徒数を集めて、しっかりとした学校として成り立つようになっているんだろうと思います。県内もそういった取組がなされることを願うものでありますし、もう皆さん十分に御承知かと思えますけれども、中学校段階では、もう部活動ができないような状況になってまいりました。

私の頃は、本当に野球が基本で、野球がなかなかできない子がほかに行くというような感じでありましたけれども、今、野球チームはもうほとんどできなくて、一時期は私の地元でも部員数が二人で、もう部活はやめようというような状況になって、今は合同してつくられていますけれども、もうなかなかその部活が成り立たないような状況の学校ばかりになってきているわけでありま

す。
学校自体が大きくならなないと、その部活動も成り立たない。で、隣の学校と、じゃ一緒にやってやるのも一つのこれは対応策であって、学校のあるべき姿じゃないんだろうと思います。

だからこそ、改めて申し上げますけれども、県教育委員会から、それぞれの市町に大きな学校をちゃんとしっかりと造っていく、学校たる学校を造っていただくということを、できればお願いするものでありますので、今後の課題として持っていたら幸いに存ずるところでありますし、ぜひともしていただきたいと私は願っています。よろしくお願いをしておきたいと思えます。

これから本当に未来ある子供たちをしっかりとした大人につくっていき、そしてこの佐賀県が本当に皆さん方が、本当に佐賀県っていいですねと言われるような佐賀県をつくっていきたいと思っておりますので、また皆さん方の御協力も心からお願いするものでありますし、皆さん方の御努力を重ねてお願い申し上げますながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

終わります。

○富田委員長 〓これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。十六時二十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後四時四分 休憩

午後四時二十分 開議

○富田委員長 Ⅱ 委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○富田委員長 Ⅱ まず、甲第四十三号議案中本委員会関係分、甲第四十四号議案、乙第六十三号議案及び乙第七十三号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長 Ⅱ 全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第七号請願「小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長 Ⅱ 起立者少数と認めます。よって、本請願は不採択となりました。次に、請第六号請願「重心医療の現物給付に関する請願」を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長 Ⅱ 全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。お諮りいたします。

ただいま採択されました請第六号請願「重心医療の現物給付に関する請願」につきましては、執行機関に送付し、後日、その処理の経過及び結果の報告を

求めることを議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長 Ⅱ 御異議ないものと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○ 継 続 審 査

○富田委員長 Ⅱ 最後に、九月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長 Ⅱ 御異議なしと認めます。よって、以上の四件について継続審査を議長に申し出ることいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後四時二十四分 閉会

速 記 者 吉 末 久 子

議事課委員會担当副主幹	議 會 事 務 局 長	同	同	同	會 議 錄 署 名 者	同 副 委 員 長	文 教 厚 生 常 任 委 員 長
原 康 祐	田 中 憲 尚	武 藤 明 美	下 田 寬	石 井 秀 夫	宮 原 真 一	石 丸 太 郎	富 田 幸 樹

令和六年十二月十日（火）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長

古川裕紀

副委員長

野田勝人

理事

留守茂幸

〃

酒井幸盛

委員

八谷克幸

〃

石倉秀郷

〃

岡口重文

〃

田中秀和

〃

古賀陽三

農林水産商工常任委員会質問者順序

十二月十一日（水）	十二月十日（火）	月日 順序
八谷 克幸 145 頁	(現 地 視 察)	1
留守 茂幸 154 頁		2
酒井 幸盛 172 頁		3

午前十時一分 開会

○古川委員長はおはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○富田委員長は会議録署名者として田中秀和委員、古賀陽三委員、酒井幸盛委員、以上の三人を指名いたします。

次に、十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。す。

なお、あす十一日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。なお、視察の出發時刻は十時三十分となっておりますので、それまでに玄関前へお集まりください。

午前十時二分 散会

議事課記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

令和六年十二月十一日（水）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長

古川裕紀

副委員長

野田勝人

理事

留守茂幸

〃

酒井幸盛

委員

八谷克幸

〃

石倉秀郷

〃

岡口重文

〃

田中秀和

〃

古賀陽三

午前十時二分 開議

○古川委員長Ⅱただいまから農林水産商工常任委員会を開催します。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○八谷委員Ⅱおはようございます。今年も、米、麦、大豆の収穫が終わりしました。収量については、まあ、中くらいなりおらが冬といった感じであります。ただ、野菜につきましては、今、夏の終わりから九月の初めにかけて暑さで冬の野菜の生育が非常に悪くて、この冬は野菜の価格が大分高くなるんじゃないかという気がいたしております。

前置きはいたしまして、早速質問に入ります。三つの項目を通告いたしました。

まず一番目は、美の「コスメギフト」事業の展開についてお尋ねいたします。

昨今の物価高騰が続く中で、食料品をはじめ、もろもろの生活関連物資の値上がりが著しくなっております。さらに、光熱費や人件費が高騰するなど、物だけではなく、様々なサービスにおいても料金が上がっております。このことは、一見、産業の視点からいえば、価格転嫁がしっかりできてきているという点では、いい面もありますけれども、一方で食品や日用品を買うにも困窮している、生活が厳しい御家庭も増えております。最近では、そういった御家庭に食品を定期的に届ける「こども宅食」などの活動が県内でも広がっております。

そのような中で、今議会の補正予算に上程されております美の「コスメギフト」事業は、経済的な事情で化粧品に手の届かない御家庭に笑顔を届ける、まさに人に優しい取組でありまして、受け取る方々に経済的な支援だけでなく、

心のサポートもできるものとして、何としても継続的に展開してほしいと願っております。

本事業の資料を初めて見たときには、まず三百万円で果たして何ができるかなというような印象を受けました。よく聞いてみますと、化粧品業界には余剰品という問題を恒常的に抱えておるといふようなこともございまして、品質的には問題ないものが在庫としてたくさん残っているような状況があると聞きまして。また一方では、子供の卒業式などに口紅一本もなくマスクで顔を隠して参列したという報道もあつておりました。

最初に、三百万円の事業の中身についてお尋ねいたします。

まず、このコスメギフトの取組を行うに至った経緯についてお尋ねいたします。

この取組は、新聞報道によりますと、都道府県単位では初めての取組と紹介されております。これまでコスメティック構想に取り組んできた本県ならではの取組だと思っておりますが、どのような経緯でこの事業を行うに至ったのかお尋ねいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱコスメギフトの取組を行うに至った経緯について御説明いたします。

まず、本事業に取り組む背景といたしまして、コスメ産業におきましては、季節ごとの商品の入れ替えなどから、余剰在庫として行き先の決まっていない化粧品が廃棄されているといった問題を抱えております。また一方で、化粧品は贅沢品とみなされがちなこととございまして、食費や教育費などと比べて後回しになり、経済的な理由で化粧品に手が届かない御家庭も多くございます。

今回の事業につきましては、全国のコスメ企業から余剰在庫の化粧品の寄附を受けている一般社団法人「バンクフォースマイルズ」という団体より無償で化粧品の提供を受けまして、これを「コスメギフト」として個包装し、支援を

必要としておられる御家庭にお届けするものでございます。

コスメギフトの取組につきましては、これまで県内で一般社団法人「ジャパン・コスメティックセンター」、通称JCCと我々は呼んでおりますが、この藤岡事務局長を中心に有志の方々の御協力を得て、県内でこれまで四回の配布がなされております。そういった中で多くの喜びの声、また、感謝の声が聞かれているところでございます。

しかしながら、この「コスメギフト」に関しましては、ニーズが拡大していく一方で作業を担う人手不足の課題がございまして、活動の継続が懸念されましたため、今回、ギフトセットを作るという作業を県で障害者就労施設に委託いたしました。継続的に担うことが可能であるかの検証を行います。

また、佐賀未来創造基金と連携いたしまして、この活動費を確保するための寄附を受ける民間主体の基金の設立を支援いたしまして、県が、この活動や基金の存在を広く周知すること、この取組の自走化を図っていくものでございます。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱ先ほど、JCC——ジャパン・コスメティックセンターの話がございました。これまでに県内で「コスメギフト」の配布が行われてきたのとこととありますが、これまでどれくらいの数が配布されたのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱこれまでの「コスメギフト」の配布実績についてお答えをいたします。

これまで県内におきましては、JCCを中心といたしまして、経済的な事情で化粧品を手に入れることができない御家庭を対象に、二〇二二年の十二月から半年に一回の頻度で計四回の配布がなされております。活動に合わせて、このニーズが拡大しているところでございまして、具体的に数を申し上げますと、

まず初回の二〇二二年十二月の配布においては、約四百世帯に配布を行いました。そして、その半年後の二〇二三年の五月におきましては、約五百世帯に配布しております。そして三回目、二〇二四年の一月の配布におきましては、約六百世帯に配布。そして、直近の二〇二四年七月の配布におきましては、約七百五十世帯に配布と、配布ごとにその数が増えているというふうな状況でございます。

今回の配布数につきましては、およそ千世帯程度を想定しているところでございますが、具体的な配布数につきましては、今後、支援団体と必要な数の個数を調整しながら配布を行っていくこととなります。

なお、これまで支援団体が行ってきたアンケートの中では、再度利用したいという声であったり、今回、化粧品をもらうことで子供も一緒に喜んでくれたというふうな声もいただくなど、この取組の継続を願う声が非常に多く聞かれているところでございます。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱこの配布される化粧品がありますが、受け取った方々に喜んでいただくためには、消費期限が過ぎたような古い化粧品を渡すことは避けるべきだと考えますけれども、これらの化粧品はどのようにして集めるのか、また配布する化粧品はどのようなものが含まれているのか、例えば男性も使えるようなものなのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ配布する化粧品についてお答えをいたします。

化粧品につきましては、季節ごとの商品の入れ替えなどから余剰在庫の廃棄といった問題がある中で、「バンクフォースマイルズ」では、全国のコスメ企業から、そういった行き先の決まっていない化粧品の寄附を受け取りまして、これを経済的な御事情で化粧品を購入できない御家庭に届ける取組を行っていると

ころでございます。

今回の事業では、「バンクフォースマイルズ」から無償で化粧品の提供を受けまして、シャンプーやリンスといった日用品、そしてスキンケア、メイクアップといった十種類ほどのセットをそろえた形で化粧品の配布を行うものとなっております。

先ほど委員から御質問がありました。男性でも使用できるのかということですが、コスメギフトの中でもシャンプーやリンス、またスキンケアといったものについては、男性も含め、家族全員で使っていただけるものとなっております。

なお、化粧品の使用期限につきましては、薬機法という法律の中で、特に表示のない場合につきましては、通常の保存状態で三年以上使えなければならぬというふうに定められております。「バンクフォースマイルズ」から提供いただく化粧品につきましては、一年以上の使用期限があるもの、安心して使えるものという形で御提供いただくものとなっております。

以上になります。

○八谷委員Ⅱそれはまだ一年以上使えるもの、本当に安心して使用できるものが配られるということで安心をいたしました。

この配布方法ですが、いわゆる経済的な事情で化粧品が手に入らないといった家庭に、どういうふうな経緯で配布をされるのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ「コスメギフト」の配布方法についてお答えいたします。

今回の「コスメギフト」の配布に当たりましては、「子ども宅食」や社会福祉協議会、ひとり親家庭の支援団体など経済的に困窮する御家庭を日頃から支援している団体を通じて、その数を把握し、対象となる方にお届けするものがございます。

なお、このうち「子ども宅食」を行っている団体につきましては、一般社団法人「子ども宅食応援団」に登録を行っている団体だけでも県内に十八団体ございまして、約六百世帯の支援を現時点で行っております。そういった形で取組が広がっていると聞いております。「コスメギフト」に関心のある方がいらっしゃれば、こういった支援団体であったりJCCのほうにお問い合わせをいただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱそれで、この配布時期についてですが、今回の予算が議決されまして、年明けてから入学式や卒業式といったイベントが開催されるということになりますので、このような機会に使っていただけると、より意味深いものになると考えますが、この配布はいつ頃を予定されているのかお尋ねをいたします。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ「コスメギフト」の配布時期についてお答えいたします。

「コスメギフト」の配布時期につきましては、議決をいただきました後に「バンクフォースマイルズ」とも調整をいたしました。二月中の配布を予定しております。日常使いに加えて、委員御指摘のとおり、卒業式や入学式など家族にとって記憶に残る、そういうイベントにおいて、ぜひ御活用いただきたいというふうにご考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱせっかくの機会ですので、そういった時期に配っていただくようにぜひお願いいたします。

また、当初申し上げました事業費が三百万円ということになっております。これを全体的に行き渡らせるためには、もう少し事業費が必要ではないかなという気がいたしますけれども、実際に配布する段階では経費がどのような形で

かかるのか、そういった経費をどのようにかけて実際に配布を行うのかお尋ねいたします。

○東コスメティック産業推進室長 具体的な事業内容、そして経費の内容についてお答えをいたします。

本事業における事業費といたしましては、「コスメギフト」を個包装いたしまして、配布場所へ発送する作業を障害者就労施設へ委託するための経費、これに加えて化粧品を御提供いただく「バンクフォースマイルズ」の代表理事をお迎えしての講演会、また、「コスメギフト」の取組を周知するためのメディアによる情報発信に係る経費を予定しているところでございます。

なお、本事業で配布する化粧品につきましては、先ほどもお答えしましたが、「バンクフォースマイルズ」より無償で提供されるものであるため、この部分については、事業費は発生しないものとなっております。

先ほどの御説明のうち、障害者就労施設への委託につきましては、「バンクフォースマイルズ」から提供される化粧品が商品ごとに箱詰めされた状態で送ってまいります。これを受け取って、その箱から一つずつ取り出して十種類ほどのギフトセットを作るといった作業が発生いたします。これが単純な作業でありまして、事前に障害者就労施設に伺いまして、この作業が受託可能であるかといったところを御相談しましたところ、この作業は受託可能であるというふうなことを伺っております。ただ、初めての取組でありますので、作業マニュアルなどを作るといったことをしながら、実際にどれだけできるのか、作業が実現可能であるかといったものを検証していきたいというふうに思っております。

事前に施設に御相談に伺った際には、受託できる作業が増えるというふうなことに喜んでいただいております。また、当事業の目的を御説明したところ、社会的に意義が深い事業に自分たちも参画できるところで喜んでいただ

いております。

次に、情報発信におきましては、「バンクフォースマイルズ」の代表理事による講演会等のイベントを開催しますとともに、「コスメギフト」の取組だけではなく、今回の事業に関わっていただく障害者就労施設の皆さん、そして、「こども宅食」や社会福祉協議会等の支援団体の皆さんが現場で活躍しておられる、そういった方たちの活動も交えながらメディアで広く紹介してまいりたいというふうに思っております。

今回の「コスメギフト」の活動を広く知っていただくことで、支援が必要な方にその情報が届くように、そして、この活動が持続可能なものとなるよう、この活動費となる基金への寄附につながることも目的として情報発信を行ってまいります。

今回の事業における主役は、これまで「コスメギフト」に取り組んできたJCC、そして現場で支援を届けていただいている支援団体だというふうに我々は思っております。これらの方々としつかり連携して取り組むことで効果的な事業になるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 三百万円以外に実際の経費については、やっぱり障害者就労支援施設、社会福祉関係の方々との協力をいただいていることとなります。ただ、そこへの寄附金をやっぱり集めていかなければなりません。そのためには先ほど講演会だ、メディアの活用だ等いろいろありましたが、いろんな関係の方を増やしていくって、これを広めていく、その中で寄附金が集まって、こういうことが行き渡って継続できるようなことになればというふうに思っております。とにかく障害者就労支援施設の方々も喜んで作業を受け、単純作業ということでありましたが、そういった取組ができるということは、いい取組だなというふうに思っております。

この「コスメリフト」の取組につきましては、先ほど申しましたように社会的に非常に意味のあるものとしてぜひ継続してほしいと考えておりますが、今回の事業を今後どのように展開することを期待しているのかお尋ねいたします。

○東コスメリフト推進室長 今後の展開についてお答えいたします。

今回、「コスメリフト」をお渡しすることで、その方が抱える問題全てを解決できるわけではないというふうには思っております。ただ、このコスメリフトを利用することで気分を上げていただいたり、家族で笑顔になることができたり、受け取った方が輝ける時間ができればというふうには我々は願っております。このことが将来的にはコスメリフトの振興であったり、我々が取り組んでおりますコスメリフト構想の推進にもつながっていくというふうには考えております。

また、この「コスメリフト」を通して支援を必要とする方々が支援団体とつながっていくことで、今後も継続的に必要な支援を受けることができる、そのきっかけづくりになればというふうには思っております。

今回の事業におきましては、「コスメリフト」の活動を継続していくための仕組みをつくり、そして、それを回していくために必要な活動費を確保するための基金を設置するというところで、人にやさしい「コスメリフト」の取組を自走させたいと思っております。そして、これが行く行くは佐賀県型のモデルとして全国的に広まっていくようにしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 Ⅱコスメリフトバレーで二〇一三年に始めた、当初に申し上げましたような佐賀県らしい取組ということで、これが全国に広まっていけばいいなという気がいたします。改めてこの継続についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の二項目めの質問に入ります。二項目めは、農業機械の導入支

援と米麦のトレーニンングファームについてお尋ねいたします。

全国の農家の状況を見てもみすと、人口減少と同時に高齢化が進行しております。特に農業集落は、小規模化が進行し、これらの活性化を図るためには、地方への移住、定住を促進して、都会から地方への人の流れを生み出すことと、多様な農業者を増やすことが重要でございます。

さきの国勢調査によりますと、二〇二〇年の人口は二〇一五年に比べて年一・六％増に対し、農村では五・九％減少という結果が出ております。また、十五歳から六十四歳までの生産年齢人口と十四歳以下の年少人口を見ますと、農村では大きく減少しておりますが、逆に六十五歳以上の高齢人口を見てみますと、都市の二五％の割合に対して農村では三五％となつて高齢化が非常に進んでおります。今後、この緑豊かな農地、実り多いこの農地をしっかりと守っていくためには、大規模農家だけではなく、中小の家族農業や移住者など、多様な担い手の確保が必要であります。

国では、担い手対策の一つとして、親元就農への支援を手厚くいたします「新規就農者確保緊急円滑化対策・世代交代円滑化タイプ」、この事業を新設して、今年度の補正予算に盛り込む予定ということで聞いております。

親元就農につきましては、ハードルが非常に高かったと。これまでも長い経過で要望を出してございましたけれども、なかなかありませんでした。ここにきて初めて親元就農へのハードルを下げて農業を始めるのにかかる費用の三分の二を助成すると。しかも、その対象は、施設や農機の修繕、撤去費、税理士への相談料など、今までにないメニューが含まれておりますので、私がこれを見たときには、本当に国も担い手対策として思い切った事業を展開するんだなという印象を非常に重くいたしました。

本県におきましては、圃場整備された水田や大規模な共同乾燥施設を有効に活用して、米や麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い水田農業が行われてお

ります。この水田農業では、食料の安定供給だけでなく、大雨による災害の防止、水源の涵養や国土保全といった多面的な機能に加え、農業の営みによる農村や集落の維持など、大変重要な役割を果たしていることは、これまでも私も何回も申し上げてまいりました。

しかしながら、この水田農業を担っている農業従事者は、先ほども申し上げましたように、高齢化が非常に進んでおります。さらに、生産資材の高騰や台風や異常高温などの相次ぐ気象災害などにより厳しい状況が続いております。

こうした中、県では、水田農業を支える農業者に対して、国の事業の活用や県独自の事業を実施して、米、麦、大豆づくりに必要な農業機械の整備をされており。県単事業におきましては、低コスト化や省力化、高品質化を可能とする機械の整備に対する支援が行われておりますけれども、導入できます農業機械については、同規模・同能力への更新や、過去に補助事業で導入した農業機械の更新ではないことが要件として課せられており、その対象者も一定規模以上の農家や組織であるというふうに認識しております。

経営規模がそれほど大きくない中小規模農家からは、老朽化した農業機械を導入することができず、更新ができなければ農業を諦めざるを得ないという声を聞くこともあります。補助事業におきまして、単純更新が制度上難しいことは理解しておりますけれども、今の生産資材の高騰だけでなく、農業機械の価格も上昇している情勢であることから、農業機械の導入における支援については、要件緩和をする時期が来ているのではないかと思っております。担い手の確保のためにも、ぜひということでは思っております。

また、今申し上げましたように、農業従事者の減少、高齢化が進む中、新たな水田農業の担い手の確保、育成として県も大変重要な課題と考えておられると思います。

園芸部門では、近年、トレーニングファーム等の担い手を育む仕組みづくり

が進み、成果を上げているというふう聞いております。米麦や大豆、露地野菜など、水田を活用した土地利用型作物においても、このような取組ができないものかと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、農業機械の導入に対する支援策についてであります。県単で実施いたします「さかの稼げる水田農業推進事業」による支援の対象及び内容はどのようなものかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長 農業機械の導入に対する支援の内容についてお答えします。

「さかの稼げる水田農業推進事業」については、本県水田農業の担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立を図るため、取組内容を四つのタイプに分けて支援を行っております。

四つのタイプのうち、主に集落営農法人及び集落営農組織を対象とするものが三つございまして、一つ目は、大幅な省力化・低コスト化を可能とします革新技術に必要な機械、例えば育苗や田植えが不要となる水稻直まき用機械などの導入を支援します「超省力・低コスト化タイプ」。

二つ目は、環境に配慮した米、麦、大豆の高品質・安定生産に必要な機械、例えば排水対策用機械などの導入を支援します「環境保全タイプ」。

そして三つ目として、収益性の高い露地野菜の導入拡大を行うために効率的な生産体制の確立に必要な機械、例えば防除用ドローンとか、そういったものの導入を支援します「888推進タイプ」を設けております。

また、中山間地域等の農業者が組織する団体を対象としました「中山間地域等担い手育成タイプ」を設けております。ここではトラクターや田植機など、中山間地域での営農に必要な機械の導入を支援しているところでございます。

以上、お答えします。

○八谷委員Ⅱ今の事業支援について、最近の実績ではどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ支援の実績についてお答えいたします。

本事業は、令和五年度から実施しておりまして、令和五年度から令和六年度までの二カ年間の機械の導入実績を申し上げます。

「超省力・低コスト化タイプ」では、大豆のコンバインだとか、圃場の均平をとりますレーザーレベラー、こういったものの合計十八台の導入がなされております。

また、「環境保全タイプ」では、乗用管理機だとか排水対策用機械が八台導入されております。

「中山間地域等担い手育成タイプ」におきましては、田植機やコンバインなど合計十一台が導入されている状況です。

以上が実績でございます。

○八谷委員Ⅱ超省力化とか、いろいろな要件がつけの事業だと思います。この農業機械におきます要件緩和についてお尋ねをいたします。

農業機械の導入につきましては、これまで支援対象とならなかった中小規模農家や、担い手の減少が著しい中山間地域では、機械の更新を認めるなど、要件の見直しが必要だと思いますけれども、県ではどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

担い手、認定農家、あるいは営農組合がしっかり組織されておるところはいわけです。その数字を見せられました。全体の七割近くが、そういった組織化なりされておるようでありますけれども、それ以外のところの部分、先ほど申し上げましたように、更新をせんばいかぬ時期に来とるばってん、その基金が、積立金がなくて更新ができない、いよいよ農業をやめんといかぬというふうなところが出ておる。そういうところの部分への細かい配慮をする時期

に私は来ておるといふふうに思います。それがいわゆる担い手の確保につながっていくというふうに思いますので、そういった要件緩和について改めて見直す考えはないのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ農業機械の導入支援におきます要件の緩和、見直しについてお答えをします。

「さかの稼げる水田農業推進事業」につきましては、地域農業や集落機能の維持発展が将来にわたって図られるとともに、米、麦、大豆の安定生産が継続されていくよう、担い手の経営基盤の強化、それと効率的で安定的な生産体制の確立を図る目的で実施しております。

このため、支援対象については、集落営農法人・組織や認定農業者、こういった方、中山間地域にあつては平坦地域の要件を緩和し、機械の共同利用組織や地域の農作業を請け負う農作業受託組織などとしているところです。

中小規模の農家の方におかれましては、地域農業の将来を見据えて集落営農組織に加入いただくのか、認定農業者になっていただくなど、対応をお願いしたいと考えているところでございます。

また、機械の導入についても同様に、経営規模の拡大だとか経営発展、他地域の農作業請負などに必要な場合に限っております。既存の機械、設備の代替として同規模、同能力のものを再度整備する、いわゆる単純更新になりますが、これについては対象としていないところがございます、今のところ、見直しは考えていないというところでです。

ただ、機械の導入に当たっては、地域農業の将来を見据えて低コスト化が図られる機械の共同利用組織や農作業受託組織の立ち上げを話し合っていたりなどの対応をお願いしたいと考えているところです。

ただ、地域の実情や農業情勢の変化などもあると思いますので、そういったことも注視しながら、そのとき、そのときで、どのような支援が適切なのかは

検討してまいりたいというふうに思っています。

以上、お答えします。

○八谷委員Ⅱ要件がいろいろあつて、その要件の緩和について言いましたけど、見直す考えはないときっぱりとお断りをされました。ただ、最後のほうで答弁いただきましたように、やっぱり年度によっての変わり、あるいは地域ごとの実情、そういったものをよく見ていただいて、要件緩和が少しでも新しい取組とか、そういったものになれば対象とするようなこと含みを持たせて、しっかりと実情を見て事業を展開していただきたいというふうに思っております。

その担い手の関係で、米麦のトレーニンングファームについてお尋ねをいたします。

施設園芸、特にキュウリではキュウリの神様と言われております武雄市の山口仁司氏の全面的な支援により、トレーニンングファームの成果が非常に上がっているというふうに聞いております。この成果を米、麦、大豆プラス露地野菜のトレーニンングファームに生かしてはと考えますけれども、この設置についてどう考えるのか、県の考えをお尋ねいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ米麦のトレーニンングファーム設置への県の考え方についてお答えいたします。

施設園芸で成果を上げているトレーニンングファームの考え方や手法につきましては、担い手の減少が著しい米麦、大豆、露地野菜といった土地利用型作物においても活用できるのではないかと私も以前から考えておりました。土地利用型農業において、実践で栽培技術や機械操作方法を学び、模擬経営も行える研修は、こういった形がよいのか、そこについてしっかりと検討することが必要と考えております。

こういったことから、今年度からになります。土地利用型農業を大規模に経営している農業法人の皆様は今意見を聞いております。土地利用型農業版の

研修制度の導入の可能性や課題の抽出作業を現在進めているところでございます。現時点で整理できている点を申し上げます。

まず、研修の仕組みについてですが、独自に研修施設や講師を設けるという形ではなくて、法人が就農希望者の方を雇用して数年かけて研修を実施するといった研修体制を構築できるのではないかとイメージしております。

一方で課題といたしましては、研修生のスムーズな就農、出口対策だと考えております。土地利用型農業で就農時から一定の所得のめどを立てる、このためには少なくとも数ヘクタール、できれば十ヘクタール規模の農地が必要と考えています。就農希望者が就農時からある程度の農地を集めるというのは、現実的には非常にハードルが高いと考えております。また、複数の大規模な農業機械の導入ですとか、農業倉庫の整備、こういったものにも多額の初期投資が必要となります。こういったことが研修だけではなくて就農まで考えたとき、一貫通貫の仕組みを作る上で課題と整理をしております。

改めてになりますが、土地利用型農業の研修体制の構築は必要と考えております。先ほど申し上げた課題がどのように解決できるのか、関係者で知恵を絞る、また、実際に研修を行っていただくということになりますと、大規模経営体の方であつたりとか、集落営農をされている方、そういった方々の御協力が必要になります。こういった方々と協議しながら、土地利用型農業版のトレーニンングファームの検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員Ⅱぜひ米麦のトレーニンングファームを。ただ、今はいろいろ問題があります。やっぱり農地を十ヘクタールぐらい確保せんといかぬというような問題があるということでございます。私は、これまでもずっと言っています。認定農家、大規模農家だけでは集落の維持ができない、集落を維持するためには小規模の家族経営の農家もしっかりかばっていかねばいけないと

同時に、新たなそういった担い手を確保するというのが必要でございます。

そういった意味で各施設、例えばよその県のことを言っても非常に申し訳ありませんが、福島県では五つのJA全部にトレーニンングファームを整備するということが同時に、県、農業振興公社、農業会議、JAの四団体で県農業経営就農支援センターを立ち上げてワンストップの支援をします。そういったことで新規就農者が三年連続で三百人を超えているというような成果を上げております。そういった意味で非常に手っ取り早いというか、そういった意味での就農者ができればと。

特にそういった中で、農業は非常にきつかよ、大変だということじゃなくて、楽しい意味での農家ができればということでもあります。昨日もキュウリ農家を見せていただきました。非常に明るい表情で就農されている状況を見て本当に安心したところであります。そしてまた、経営面についてもよく聞きますと、六千万円近い規模の金がかかっておりまして、その返済を考えると大変だなと思いますが、今、あの成績を上げておられる中を見ると、そう心配するような返済ではないという気がいたしました。

そういう意味で、本当に楽しい農業ができるような成功事例を何としてもつくっていただきたい。そのために米麦トレーニンングファームもして、これだけのことをやればできますよ。確かに、初期投資の問題があります、機械の導入が必要であります。でも、その辺は貸付料とかの利用で各団体の協力を得ながら、昨日のキュウリ農家のように、いろんな資金の手当てができれば難しい問題ではないんじゃないかと。いろんな方が知恵を出し合った中で、そういった取組ができればというふうに考えますので、前向きにこの米麦のトレーニンングファームをぜひとも検討していただきたいと思えます。

次の質問に入ります。次の質問は、軽油引取税の免税措置の恒久化についてであります。

おさらいをいたしますと、軽油引取税につきましては、昭和三十一年に揮発油自動車と軽油自動車間の税負担の不均衡を是正するため、道路特定財源として創設されております。これに伴い、道路とは直接関係ない農業等に使用される軽油の引き取りについては、課税免除の措置を取られました。いわゆる免税軽油ですね。そして、平成二十一年に道路特定財源から普通税として一般財源化をされました。このときに基本原則としては、全ての軽油の引き取りについて課税対象とされましたが、免税軽油については、平成二十一年の制度改正で平成二十四年三月三十一日まで免税の延長、三年間の延長がされて、その三年間の延長がずっと続いております。今、令和六年度の税制改正によって令和九年三月三十一日までというのが現在の措置の状況であります。この問題につきましても、農業をはじめ林業、水産業、工業、いろんな関係団体の要請がございまして、三年ごとの免税措置は延長されましたものの、これについては恒久化についての要望が出されております。

今、世界的な原油高、物価高が進行する中で、農業の生産資材も高騰いたしております。課税免除の特例措置がなくなるようなことになれば、農業者の経営が一層厳しさを増すこととなります。今申し上げましたように、令和九年の三月末までは、取りあえず特例措置がなされておりますけれども、平成二十一年から取られたこの措置も、十五年以上経過し、大型農業機械の導入も進み、燃油の高騰が農業経営を大きく圧迫している状況にある中では、この軽油引取税の免税措置について恒久化をすべきだというふうに思います。

そこで、まずは現在の免税軽油の使用状況についてお尋ねをいたします。本県におきます農業用の免税軽油の使用量と使用者数と使用量はどのようになっていのかお尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長 免税軽油の使用状況についてお答えいたします。

県税政課の直近のデータでございます。令和五年度実績で見ますと、使用者数

についてですが、使用者数につきましては、この免税措置の申請が使用者ごとではなく、機械利用組合ですとか集落営農など組織でまとめて手続をされている場合がございますので、人数ではなくて申請単位でお答えさせていただきます。その件数は、農業を用途とした件数として四千三十二件となっております。また、その使用量は六千三百四十六キロリットルとなっております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 軽油引取税の免税額そのものはどのようになっていきますか、お尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長 軽油引取税の免税額についてお答えいたします。

県内の直近の十一月の店頭軽油小売価格が、調査によりますと、今、一リットル当たり百五十五・三円となっております。この価格には軽油引取税が一リットル当たり三十二・一円が含まれております。この三十二・一円というのは、小売価格に関係なく、一リットル当たり三十二・一円がかかっているという状況です。

この三十二・一円に、先ほどお答えいたしました令和五年度の使用料六千三百四十六キロリットルを乗じました額、約二億四百万円が県全体での農業関係の免税額となっております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 やはり二億円という金が農業の手助けになっております。そういった意味で、この免税措置をぜひとも続けていただきたいと思っております。こういった中で免税措置の恒久化、これは団体もずっと要望してまいりました。先ほど申しましたように、十数年続いている中で、農業機械の大型化、そして燃油の高騰がある中では、特に国に要望していただきたいと思っておりますけど、どういったことを県として考えるのかお尋ねをいたします。

○佐伯農業経営課長 免税措置の恒久化に向けた国への要望についてお答えい

たします。

物価高騰が続いている中、免税措置が継続されないことになると、農業経営に与える影響が非常に懸念されます。県では、これまでも免税措置について国に働きかけてきたところでございまして、本年五月末に行った国への政策提案におきましても、農業で使用される軽油引取税の免税措置については、恒久的な制度とすることを要望したところでございます。今後とも、国の動きを注視しながら、引き続き恒久的な制度となるよう、しっかりと働きかけていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○八谷委員 恒久化についての要望を、政府予算の要望のときに限らず、いろんなところでぜひとも声を出していただきたいと思っております。

また、先ほど、昔の名前の青年就農交付金の問題、それから昔やった農地・水の問題は、制度が非常に複雑で大変だという要望をずっとしてきました。青年就農交付金、名前が変わっていますけれども、ハードルを下げてくださいということもずっと言ってきたものが、改めて、今、形として国を動かしたわけですね。これは今の石破総理が農林水産大臣として千代田町にお見えになったときにも、そういったことを強く、もうちょっと簡素化してくださいとか、それから、青年就農交付金をもっとハードルを下げてください、いろんな条件で、そのままの引き継ぎは駄目でしたね、今まではね。そういった制度が改正されております。いわゆる農業をする方が非常に減ったという中で多様な担い手の参加ということがありますので、そういった意味での制度改正を含めて、ぜひとも要望していただきたいと思っております。その要望が形になった部分が今までありますので、今後とも要望をぜひ続けていただきたいと思っております。

そういうことで質問を終わります。

○留守委員 久々の委員会質問でございます。しばらくお付き合いいただきました

いと思います。

私は、四項目ほど質問項目を挙げております。農業情勢は大変厳しい情勢が続いておりますが、佐賀県は従来から基幹産業として佐賀県農業を位置づけられております。そういう中でいろいろ課題がある中において、三つほど、喫緊の課題ともいべきものを抽出して皆さんとやり取りしたいと。議論については、私が質問したことにかみ合うような答弁をいただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

まず、農地利用の将来像を描く地域計画についてです。

これは、令和五年四月一日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行されて、御案内のように、来年三月末までに将来の農地利用の姿を示す地域計画を策定しなさいという、これは義務づけであります。このことで今動いております。

この地域計画なるものは、農地の将来の在り方、そして、農用地の効率的かつ総合的な利用に関するということで、目標の設定、あるいは農業を担う者ごと利用する農用地等を表示した、まさに十年後を見据えた目標地図を作成するということになっております。

私は、この地域計画で描いた目標地図の実現については、農地の受け手を幅広く確保して、地域農業を担う者への農地の集積、あるいは集約を図ることが肝要になってくるというふうに思っております。

この地域計画の策定は、国が言っているのは、原則として各種補助事業の採択要件にすると。まさにひもづけの要件になっているということに対して私は危惧しているものであります。

質問に入りますが、今の地域計画の策定単位、二十市町ありますが、どのような単位で策定作業をされているのか、まずお伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画の策定の単位についてお答えいたします。

地域計画の単位は、計画の策定者である市町が地域の自然的、経済的、また社会的諸条件を考慮して、話し合いの合意形成がしやすく、計画の実現の可能性が高いと見込まれる範囲で策定しているところです。

現在、全ての市町において地域計画の策定を進められており、計画の数は、全体で三百八十一となっております。

その三百八十一の策定の単位を、範囲の大きな順に申し上げます。まず旧市町とか旧JA支所といった単位で計画の策定エリアを設けているところが四十八地域で全体の一三％となっております。次に、学校区ですとか大字といった単位で策定しているのが百三十六地域で全体の三六％。さらに、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の単位が五十一地域で全体の一三％。そして、集落単位が百四十六地域、全体の三八％、そういった内訳となっております。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ今、策定作業の単位が示されました。今の答えでは、旧市町等が四十八地域、そして校区、中山間、集落単位ということで披瀝されました。今、市町で策定作業、集落に下ろすなり、農家との話し合いがあつている状況が今日の状況かなと思えますが、今の進捗状況をお示しく下さい。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

地域計画の策定手順を大きく四つの段階に区分して、三百八十一地域の令和六年九月末現在における策定の進捗状況を申し上げます。

まず、第一段階、農業者へのアンケート等による農地利用の意向把握をしている地域が三百七十四ということで、ほぼ全地域でこの第一段階というのは終えております。次に、先ほどの第一段階から進捗を進めまして第二段階、アンケート結果などに基つき目標地図の素案を作成、農業者等による地域での協議に進んでいる地域が三百一地域、全体の七九％、全体の八割で地域での協議に

進んでいる状況にございます。さらに、第二段階から進み第三段階、先ほどの協議結果をまとめまして地域計画の案を作成している、そういった段階までいつている地域が六十一地域、全体の一六％。そして、第四段階、地域計画を策定し、公告まで終了した地域が三地域となっております。

今申し上げたデータは九月末現在ということで、これは二、三カ月に一回の国からの調査に基づきまして調査を実施しております。九月末から既に二カ月たっておりますので、改めて現在の状況を各市町のほうに聞き取りを行っております。その直近の状況を踏まえると、三百八十一地域でございますが、その全てにおいて、来年一月末までには地域計画の案が策定される予定でございます。三月末までには全地域で策定、そして公告されることを見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ今お示いただきました進捗状況では、かなりスムーズに行っているかなという感じがいたしております。

私がここで問いたいののは、心配するのは、この地域計画なるものが行政主導で進めていくという姿が一番駄目な状態なので、十年後の目標地図ですから、本当に集落、あるいは農家が、十年後にこの目標地図に基づいて農地の有効活用、あるいは集団化、そういうことに寄与するような目標地図でなければならぬというわけですね。

そんなことを考えると、今度の補助事業とのひもづけというものがどのような作用するかといいますと、行政側からすると、例えば今、補助事業で申請しているときに、これはやっぱりある程度目標地図を先行して作らなければいけませんというものがあって、それが本当に農村集落の中、あるいは中核農家あたりが本当に理解して目標地図が示されないと、これはもう絵に描いた餅ということで、十年後、我々はそんなことは知らなかったよということになる要素もあるわけですね。

だから、私はそれを危惧しているんですが、もう既に策定の最終段階にきているところもあるということでありますが、そこらあたりを考えると、実際アンケートは実施したそうですが、本当に今、この話が農家に下りている現状がつかめますか、その点、課長、どうですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ実際の現場のことをどの程度把握しているのかというような御質問かと思えます。

私ども、今年の四月になって地域計画を今年度の三月までに完成させると。なおかつ、農家の皆さん方の意見をしっかりと踏まえたものにしようと、そういう思いもございましたので、三百八十一の地域計画全てに県の担当者を配置して、必要に応じて現地の話し合いにも入って、その状況を把握するように努めております。

地域によって格差といいますか、差はございます。議論が非常に活発にされているところもありますし、なかなか意見が出なかつたりとか、そういうところもあります。全体的に言えるのが、これまでこういう話し合いが全くなかつたと。今回、地域計画を契機にテーブルをつくることができた、そこはよかつたねというような声を聞いております。現時点ではそういうふうに認識しております。

○留守委員Ⅱ課長、今の答弁はよく分かりますが、市町が下に下ろして作業をやっているか。それで本課として追跡せるとは言わぬけれども、ある意味、本当に農村集落に下がっているかどうかの検証ぐらいはできると私は思うんですよ。それが将来的に策定された暁には十年後に実効を現すというゆえんになるわけだから。先ほど、三百八十一の中で、もう作業が終了に近いというようなところを、あなた、言ったよね。そういうところは、そういう手順を踏んで、本当にこの目標地図を策定したのかというところ、やっぱり少しは追跡しないと、後々、出してしもうてから、我々は、と言われんようにしなきゃ

いかん。その点どうですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ進捗状況については、もう少し丁寧に把握することができるとは思いません。

私の先ほどの説明が不十分でした。御答弁した第四段階、それぞれ段階、ステップを踏みながら計画を策定していきますが、時期、時期に応じて、その三百八十一がどのステップにあるかというのは、報告をいただきながら進捗を把握しております。

そういった中で、例えば話し合いが十分ではなかったりとか、進捗が遅れていると、そういう市町だったりエリアについては、農業振興センターの職員または県の農業経営課の職員が話し合いの中に出向きまして、話し合いのやり方とか、ほかの集落の状況、そういうものを説明しながら取組を進めております。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ説明はちゃんと分かっているよ、分かっているけどね、本当に末端の農家に浸透とは言わないけれども、アンケートだけじゃなくて、この目標地図なるものを行政で作ったとすると、それが本当に下に下りているのかということを私は危惧しているわけだから。そこらあたり本課として最終的に策定を終えるときには、大なり小なりありますよ、これは集落によっては、むらだちのいいところと言っちゃいかんけれども、本当に集会なんか重ねるところもあるし、いやいや、役員でちゃんところもある。これは濃淡ありますよ。しかし、その濃淡があっても、やっぱり集落には下りている姿を見せないといけないということを私は言っています。

それで、第三問目ですが、地域計画と連携している補助事業の状況についてです。

この地域計画の地区、または目標地図に位置づけられたものが、要件としてポイント加算というのがあると聞いていますが、このポイント加算なるものが

来年度以降どのように見込まれているのか、それをお聞きしたい。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画と国の補助事業の要件などとの関係についてお答えいたします。

まず、令和六年度、今年度におきましては、担い手の農地の集積を支援する地域集積協力金という事業がございます。こういったものなど把握できている範囲で四十四の国庫事業で要件化など、何らかの形で地域計画と関連づけられているところでは。

令和七年度以降につきましては、現在、国のほうで検討されているところではございますが、令和七年度農林水産関係概算要求を見ますと、重点項目の一つとして、「地域計画を核とした施策の構築」、こういったものが打ち出されております。こういったことから、農地や担い手に関わる補助事業はもとより、他の農業関連の補助事業においても、地域計画の地区であることや目標地図に位置づけられた者——農家であることが、要件化や優先採択とされることを見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱ課長、よく分かりました。それで最初の設問でも言いましたが、地域計画の策定なるものは、おおむねひもつきなんです。次に中山間地域等直接支払制度の問題を問いますが、この中でも地域計画策定がなっているか、なっていないか、もうひもつけ、要件に明記してあるということですよ。だから、おおむねこれ、地域計画と農林の国の補助事業は、ひもつけと言って過言でないと思います。

そういうことを考えると、行政主導で行われて、もし下に下りてなかったとすると、本当に将来的に実効性を現さない結果になるということを私は危惧するわけね。だから、策定作業されている今、汗をかいて本当に実効性のある地域計画、目標地図を策定して、ああ、佐賀県としては、十年の利活用がスムー

ズにいつているという立派な姿を私は想定しているんですよ。

そういう意味で、これを実効性のある地域計画とするために、県はどのように取り組めますか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ実効性のある地域計画とするための県の取組についてお答えいたします。

まさに今、地域計画の最終版といえますか、詰めの段階に来ております。そういう中、事業があるから、まず計画を急ぎましょうという思いも市町のほうには出てきているかと思えます。そういったことがないよう、まずは計画の策定段階においても、しっかりと農家の意見を踏まえた上で策定するよう、改めて連絡はしたいと思っております。

それと、地域計画の策定は来年三月末までになりますけれども、その策定というのはゴールではないと考えております。地域農業の未来を考え、それを実現していくためのスタートであるとも認識しております。計画策定後も地域での話し合いを継続しまして、状況に応じて適切に計画を見直すといったことで実効性を高めていきたいと考えております。

御指摘のとおり、補助事業が要件化されたことにより、中身の伴わない計画になることはあってはならないと、私もそのように思っております。このため、推進する際は行政からの押しつけではなく、未来に向けた地域の話し合いを尊重し、丁寧に進める必要があるとも考えています。

地域計画の策定をきっかけに、地域で将来の農業に関する議論が深まることで担い手への農地の集約が進み、農地を着実に次世代につないでいく、このように計画の実効性がしっかりと確保されるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○留守委員Ⅱとにかく、この地域計画なるものは、全国的に作業を進めてお

られますので、佐賀県は行政主導の目標地図であったと言われんように、ひとつしっかり汗をかいてください。

次に、二番目の中山間地域等直接支払制度についての質問に移ります。

中山間地域等直接支払制度は、ずっと進んできておりますが、これがずっと見直されて今日に来ております。御案内のように、中山間地域というのは、日本の国土の七割を占めておるわけでありまして、ある意味、佐賀県の農業ももちろんですけれども、日本の農業の衰退は、中山間地域の衰退につながると言っても過言でないというふうに私は思っております。

そういう中で、中山間地域等直接支払制度は、来年度が第六期ですね、見直し作業が進められております。県内における中山間地域等直接支払制度の取組状況について、まずお聞きいたします。

○江口農山村課長Ⅱ中山間地域等直接支払制度の県内における取組状況についてお答えいたします。

当制度は、中山間地域におきまして、集落等を単位に農業者等が農用地を維持管理していくための協定を締結して、活動や取組を行う場合に、面積や取組の内容に応じて一定額が交付されるものでございます。

その構成は、集落等の農業生産活動などや、その体制整備を対象とした基本部分、それから、超急傾斜地農地の保全などの地域農業の維持発展に資する前向きな取組を対象とした加算部分との二階建てとなっております。

県内における取組状況につきましては、今年度、十九の市町の中山間地域におきまして、農業生産の基礎的な活動に取り組んでおります集落協定の数は四百六十四、約六千六百九ヘクタールの農地で取り組まれております。

また、本制度に取り組む集落には、農地の種別や取組面積、取組内容に応じまして、原則、国が国が二分の一、県と市町がそれぞれ四分の一を負担した交付金が交付されております。その金額は、県全体で十一億二千万円となっております。

ります。

集落におきましては、この交付金を活用いたしましたして、農道や水路、畦畔の管理ですとか、ドローンなどの共同利用機械の購入、それからイノシシを防ぐための侵入防止柵の設置などの農業生産を継続するための活動に取り組みれております。

特に第五期対策、今年度までの対策ですが、第五期対策におきましては、農業生産活動等の体制整備のための「集落戦略」の作成が本制度に位置づけられましたことから、県も積極的に作成支援を行いました結果、農用地の現状や将来像などの集落内の話し合いを通して、この取組を行った四百十六全ての集落で「集落戦略」が作成されております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ「集落戦略」が四百六十四、全地域ということですか。

○江口農山村課長Ⅱ取組を行った集落協定数は四百六十四でございます。「集落戦略」を作成した集落は四百十六でございます。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ今、取組状況が示されました。先ほど設問で言った今回の見直しが第六期対策、令和七年度からスタートするわけですが、この来年度からの第六期対策に向けての制度の見直しは、内容的にどのような内容になっているのかお示しく下さい。

○江口農山村課長Ⅱ第六期対策の制度の見直し内容についてお答えいたします。

概算要求の内容につきまして、十月に国から説明会があっております。その際、農林水産省から示された資料によりますと、第六期対策における制度内容のうち、基本的な部分である対象地域や対象者、農地の種類や傾斜度に応じて支払われます交付単価等については、従来どおりで変更されておりません。

一方で、基本部分の交付単価に上乘せして交付されます加算部分につきましては、第五期対策における五つの加算措置のうち三つが変更されております。

具体的には、集落協定広域化加算というもの、それから集落機能強化加算、それから生産性向上加算、この三つに代えまして、集落間のネットワーク化を行う場合に加算されます「ネットワーク化加算」、それからスマート農業による作業の省力化などを行う場合に加算されます「スマート農業加算」、この二つが新たに盛り込まれております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ見直しの新たなものとして「ネットワーク化加算」と「スマート農業加算」が加えられたということであります。

この見直しの中で、今、全国的に非常に問題になっているのが、本県はあんまり該当していない部分があるかと思いますが、地域機能強化加算なるものがあったんですが、それが「ネットワーク化加算」に置き換えられるというようなことが、新聞等でもいろいろ報道されて、全国の町村会、あるいは第三者委員会などから問題視されて、今、見直しをされるかどうか。つい先日の江藤農水大臣の記者会見でも取り上げられて、実態なんかを把握するということが会場で言われておりました。

では、本県がどのように今までの加算措置等を受けてきたのか、そこあたりを示してください。

○江口農山村課長Ⅱ県内の加算措置に取り組んでいる状況について、令和六年度、今年度現在でお答えをいたします。

加算措置には、先ほど御答弁申し上げました見直しの内容のほかに、あと二つございます。棚田地域振興活動加算というもの、それから超急傾斜農地保全管理加算というもの、それから先ほど御答弁いたしました集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算、この五つになります。

それぞれに県内の加算の取組、協定数を申し上げますと、最初の棚田地域振興活動加算が五協定、超急傾斜農地保全管理加算が五十九協定、集落協定広域化加算が五協定、集落機能強化加算が五協定、生産性向上加算が三十二協定、それぞれ延べになりますが、百六協定、取り組んでおります。

以上です。

○留守委員 今、中山間地域等直接支払制度の中で加算制度を本県がどう活用しているかということが課長から示されました。加算措置が五つありまして、それぞれ地域性等もあると思いますが、機能強化加算が五協定、二市町と私は把握しております。こういう加算制度をフルに活用しながら、見直しの中で、特に「ネットワーク化加算」ということになってきておるわけですから、そういうものは本県としても複数の集落で広域的に取り組んできたのは事実ですよね。その延長線上で、この「ネットワーク化加算」ということになると思うんですが、やっぱり制度の見直しがあったとすると、この制度を活用する上で、課題が生じてくるのではないかというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○江口農山村課長 Ⅱこの制度を活用する上での課題ということでお答えいたします。

中山間地域におきましては、農業従事者の減少ですとか、高齢化による担い手不足が進んでおります。集落協定で定められた活動や取組の実施が困難となる集落が増えてくるのが今後も予想されると考えております。

このため、それぞれの集落協定におきまして、引き続き本制度を積極的に活用して農地の維持・保全、農業活動の継続が図られますよう、地域での話し合いを基に、地域に合った活動体制づくりが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○留守委員 Ⅱ課長から答弁いただいておりますが、中山間地域等直接支払制度が中山間対策の全てじゃないということは分かっております。じゃ、こういう制度を活用しながら中山間地域が衰退しないように、今まさに県内随所で限界集落なるものが生じておるところもあります。私は、限界集落とは言いたくないんですけどね、衰退する一方ということになりますから。そういうことじゃなくて、今、ここで手を打つべき有効な手段は、やっぱり中山間地域等直接支払制度の中でも加算措置が五つあるわけですから、加算措置をフルに活用して、そして中山間地域に活を入れる、あるいは直接支払を受けるのは集落協定と個別協定がありますよね。だから、両方をフルに活用して、そして、これから第六期対策がスタートするわけけれども、これをフル活用することによって中山間地域が、活力とまでは言わないけれども、元氣を取り戻すというようなゆえんになってもおかしくない、なさなければいかんというふうに私は思っております。そんなことを思うと、中山間地域をどう農業農村地域として維持していくか、非常にこれは、本当に全国で軒並みに喫緊の課題だと思えます。

その点、本県は特に、山口知事は山が大好きと、「山の会議」をずっとやってきましたね。そういうことを捉えると、担当課として課長、いや、これからは中山間地域等直接支払制度だけじゃないですよと、県単でもしっかりやっていきますよというようにあつてしかるべきと思うんですが、今後どのように進めていくんですか。

○江口農山村課長 Ⅱ中山間地域農業・農村の振興についてということでお答えしたいと思います。

委員からお話がありましたように、中山間地域は、県民の豊かな暮らしを守る上でも非常に重要な地域だということで認識しています。中山間地域の農業・農村が抱える課題といえますのは、地域によって様々でございますので、特効薬となるような対策を見出すことは非常に難しいかなと考えております。

こういうこともありまして、先ほど委員から御紹介がありましたように、県では、平成三十年から中山間地域のそれぞれの集落や産地における課題解決の検討ですとか、目標実現に向けて関係者が一体となってプロジェクトを進めてきております。これは県単の事業なども含めてプロジェクトを進めてきております。

今後も、中山間地域に暮らす方々の声に耳を傾けまして、市町や関係機関・団体と連携を取って、一つでも多くの成功事例をつくりながら、それをほかの地域へ広げていくなどして中山間地域に対する支援にしっかり取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ しっかり頑張つて、激励ばかりしているようですが、頑張つてく
ださいね。

次に移ります。果樹の振興についてです。

果樹の振興の中で特に露地ミカンについて触れたいと思います。

本県も農業県佐賀の中で露地ミカンを含めてミカン産業については、かつてかなり貢献してきました。まさに今、「さが園芸888運動」も展開されており
ますが、こういう中でミカン産地としては傾斜地という立地条件を生かして果
樹、ミカン等いろんな経営パターンがあるかと思いますが、経営パターンを
確立しながら今日まで頑張っている姿があります。

かつてミカンの生産額は、愛媛県が一番で、愛媛、静岡、そして佐賀という
順位づけがありました。今はもう和歌山が抜いて、和歌山、静岡、愛媛、佐
賀というふうにならぶと落ち込んでおる状況であります。これもいろんな要
因があると思いますけれども、昔から言われてきた言葉に、産地は動くとい
言葉があります。産地が動くというのは、旧産地と新しい産地が入れ替わる。
産地が動く象徴が和歌山ですよ。今、和歌山がすごい力の人れようで、急傾斜

の山地を切り拓いて樹園地になして量的には非常に、特に有田地区がしっかり
頑張つておる姿があります。佐賀県も一時的にはそういうときがあったんです
ね。

ところが、いろんな条件がありまして、高齢化の問題、あるいは急傾斜であ
るがゆえに効率性がないとか、いろいろな要因があったと思います。ただ、こ
ういうことに手を打たないで、本来持つておる佐賀県の立地性からすると、もつ
ともっと伸びる要素はあるというふうには感じております。

そこで、幾つか聞きますが、まず、露地ミカンの生産動向、これも全国的な
ことで気候変動、温暖化のせいで非常に不安定になっているのは事実です。今
年はどういう症状が出たかという、日焼けで外のあれの分は全部駄目だと。
それから、直近では夏の高温に耐えておつて、今度は初霜が降つて果皮がや
れたとか、そういう状況も出ております。それから、中晩柑については劣化症
状、これも高温が災いしたのか、中身と果皮の生育のバランスが取れない場合
に、ぱりつと果皮が割れる症状が出ておるのが現実です。そんな状況が今の佐
賀の状況です。

まず、今、露地ミカンの生産をどういうふうにして上げていけばいいのかと
いうことを聞くんですが、今取り組んでいることをお示しください。

○川崎園芸農産課長Ⅱ 今、露地ミカンの生産に向けた取組状況ということのお
示しでした。

先ほど、委員からも紹介があったように、農業者の高齢化等も進んでおりま
す。特にミカンは、中山間地域にあるということで高齢化等も非常に進んでい
る状況にあります。

そういった中で、新しい農業者の方を育成していくということも大事ですの
で、新規の担い手を確保する取組あたりも進んでいるところです。

あと、ミカン産地が中山間地域にあるということで傾斜地での栽培が非常に

多く、傾斜地で作業が大変だということもあります。そういったことで防除作業が楽になるようなドローンの導入も今研究なり実証あたりを進めているところですので。

そういうふう主にに労働力の軽減と担い手の育成という観点で、農業振興センターを中心に、JAと連携しながら取組を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ今、取組状況が示されましたが、最近の生産量を、五年間程度でもいいから生産量の推移をお示しく下さい。

○川崎園芸農産課長Ⅱ露地ミカンの生産動向についてお答えします。

本県の直近五カ年の露地ミカンの生産量を国の統計データで見ますと、令和元年産が四万九百五十トン、令和二年産が三万八千四百トン、令和三年産が四万三千六十トン、令和四年産が三万二千七百二十トン、令和五年産で四万四百トンとなっております。

温州みかんは、生産量が多い表年と少ない裏年が一年置きに生じる品目ではございますけれども、近年は夏場から秋口にかけて異常な高温や長期的な乾燥が続くことが多くて、令和四年産のように裏年でも極端に生産量が減少したり、あるいは表年であっても春先に見込んだ収穫量を下回ったりするというような年が見られるようになってきている状況にございます。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ今年の今の状況は、この前の勉強会資料で十一月十日までの販売実績を見ると、販売量が三千三百二十三トン、前年同期比で六八%と、単価で三百三十九円、これは同期比で一二八%ということでありまして、今年は裏年かわかりません。単価においては三割近く高くなっております。甘味は非常によろしいということでありまして、売れ行きは堅調に推移していると思えます。

露地ミカンを安定生産する上において、先ほどから言っているように異常気

象が続いておるわけですね。その中でどうやって生産の安定を図っていくか、これも喫緊の課題です。

どのようなことに取り組んでいくのかお伺いします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ露地ミカンの生産安定に向けた取組についてお答えします。

先ほども異常気象の影響ということで委員から御紹介がありました。今年もですが、強い日差しを受けて果実の皮が変色する日焼け果の発生だとか、期間の高温乾燥や少雨で樹勢が低下するといったことで翌年の着果数が減少したり、あるいは果実の肥大不足などが見られております。

このため県では、まず日焼け防止としまして、成りすぎたミカンの果実を取り除く際――摘果ですが、この際に葉の下に実が極力残るような調整の実施だとか、果実ができるだけ直射日光に当たらない樹形にするための剪定だとか、日焼け防止剤の散布。そして、高温乾燥や少雨に対しましては、木の状態に応じたかん水の実施といった指導情報あたりを発出したり、技術対策を呼びかけているところです。今後も、JAと連携して各種研修会や営農指導を通じて普及指導の推進を図ってまいることとしております。

ただ、露地ミカンにおいては、先ほど、かん水と言いましたが、かん水設備がない園地も多いところですが、異常気象はこれからも続くということが想定されますので、今後の安定生産のために、今、国の事業とか県単事業もそうですが、かん水設備の導入が補助事業でできるようになっていますので、今まで雨を待つという状況が当たり前だったと思いますが、これからはかん水施設が必要になるよというところも訴えかけながら、そういった設備の導入を推進していきたいと思っております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ生産安定に向けた取組の中で、JAとも連携しながらという課長

の言葉がありました。これですね、やっぱりこういう異常気象が続く中で、生産農家も手探りで肥培管理、あるいは剪定なり防除なりやっている向きが非常に多いんですよ。後もって触れますけれども、これは技術的な指導等々が非常に問われるところがあります。ここらあたりをしっかりとやっていかないと生産安定につながっていかないということが危惧されますので、そのところは頭に置いておいてください。

次に、生産者数の推移ですが、これはもう農業後継者が不足しておる、あるいは高齢化しておるという状況の中で、全体的に生産者数が、激減とまではいかないにしても、減少しているのは事実です。

露地ミカンの生産者数の推移は、今、どうなっているんですか。

○川崎園芸農産課長Ⅱ露地ミカンの生産者数の推移についてお答えします。

露地ミカンの生産者数をJAグループ佐賀のデータで見ますと、令和六年度は千二百三十戸となっております。これを十年前でございます平成二十六年度と比較しますと、平成二十六年度が千八百七十一戸でありましたので、六百四十一戸減少という形となっております。話を聞きますと、やっぱり高齢化というところが影響が非常に大きいかと思っております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ今、数字が示されましたが、約三割減ということですよ。その中でミカン産産を伸ばしていかなくやいかんわけです。

では、担い手確保について、県はどのように取り組んでいくんですか。

○川崎園芸農産課長Ⅱ露地ミカンの担い手確保に向けた取組についてお答えをします。

最近の露地ミカンの販売環境は、先ほども委員から単価のお話がありました。が、以前と比べて非常によくなっているという状況にございます。ただ一方で、先ほど数字を示しましたが、担い手の高齢化によりまして生産者数は減少して

いるという状況にございます。

このため、今、「さが園芸888運動」を展開しているわけですが、その中において担い手の確保、育成に向けた取組を各産地に働きかけております。そういうこともありまして、最近では産地見学会だとか就農セミナーを開催して、果樹での就農希望者を掘り起こしたり、そういった希望を持たれた就農希望者に対しましては、先進的な果樹農家——トレーナーですが、こういった者を部会で用意いただいて栽培技術指導を行う体制を整備されるなど、将来の担い手の確保に積極的に取り組まれる産地が見られるようになってきたところでございます。こうした取組が県内各地に広がるよう、今後も引き続き働きかけてまいります。

あと、産地が掘り起こした就農希望者の方が、研修後すぐに経営を始めるためには、就農一年目から収益を確保できる園地を前もって用意することが有効というふうにも思っております。そういったことで、今後、利用される方とか、規模を縮小される方で栽培を中止する生産者の園地をアンケートなどで前もって把握して、それをリスト化して、耕作放棄地となる前に就農希望者に円滑に継承していくという取組を強く働きかけてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ手をこまねいている状態じゃないということで捉えていただきましたと思います。

三番目の質問に入りますが、果樹の指導者の確保、育成についてです。

先ほど、肥培管理、あるいは技術的な指導のことに触れました。また、JAと連携しながらという課長の言葉もありました。今の状況、気象変動もそうですが、技術指導、生産指導というのは、今、非常に大事になってきておるわけですね。

最後に、佐賀県の農業産出額に触れますが、ここはJAさんとの連携が非常

に大事なところであって、全ての農家が系統に参加されているとは言いませんが、ほぼJAと共存共栄ではないんですけれども、JA系統で農家が営農にいそんでいる姿が本県の姿です。

そういう状況の中で営農指導員の役割というものが非常に高くなってきております。昨日、白石のハウスの部長も一緒に行きましたが、JAさかの北村課長さんと別れ際にちょっとこの話をしました。本当にもう危機的状況ですよ、営農指導員が足りないとい。そして、本当に我々はあえいでおるとい言葉まで出ました。分かったということで受け止めてきました。この営農指導員を何とかして確保して、そして、後に触れますけれども、県の技術者協議会なるものがあります。その中で研修を積んで営農指導にいそんでいくわけです。

では、県内JAの果樹の営農指導員の十年の推移はどうなっていますか。

○川崎園芸農産課長ⅡJAの果樹の営農指導員数についてお答えします。

JAグループ佐賀の果樹の営農指導員数は、十年前の平成二十五年度が三十七名いらっしゃいました。それが徐々に減少しております、令和五年度には二十六名ということで十一名減というような状況になっております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ今、お示しされたんですが、私が把握しているのは、令和五年度段階で果樹指導員が二十六名まで減っております。水田とか野菜の営農指導員もおられるわけで、全体でも百九十六名で二百名を切った。果樹指導員は特に削減がひどくて六八%まで落ち込んでおるとい状況です。これが生産地にも響いているのは事実です。さて、どのようにして営農指導員を確保するか、これは喫緊の課題です。

それぞれの分野で人材不足が問われておる中で、さきの九月の定例議会で同僚議員から奨学金の返還支援制度なるものが問題提起されました。他県の実況は、福井県が先進といましょるか、取り組んでいる姿が九月の議会でも議論

されておりました。聞くところによると、この返還支援制度を前向きに捉えていると。これは産業人材課ですが、そういうことを聞いております。

例えば、JAの営農指導員を目指す新規学卒にまで行く課程の中で、こういう制度を対象にすれば、後年度までちゃんと支援しますよというような姿が出てくると、そういう制度を利用して俺も頑張ってみようかなということになると思います。

ここで園芸農産課長にお聞きしたいんですが、JAが利用できる支援があるのかどうかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長ⅡJAの営農指導員の確保のための支援についてお答えします。

現在のところ、JAの営農指導員の確保に関する支援とか制度というのはないような状況でございます。ただ、委員からお話がありましたように、奨学金の返還支援制度については、産業労働部で制度導入に向けて検討されていると聞いていますところでございます。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱそこで、産業人材課長にお聞きしたいんですが、奨学金返還支援制度は、民間の企業を対象に、今、人材不足で悩んでいる姿の中で、一つの起爆剤になさうという意味だと思えますが、返還支援制度を前向きに検討しているというようなことを聞いています。産業人材課長、どうでしょうか。今、私は問題提起していますが、どうぞ。

○野崎産業人材課長Ⅱ奨学金返還支援制度の支援対象として、JAをはじめとした農業の分野について対象になるのかというお尋ねかと思えます。

この奨学金返還支援制度につきましては、今現在、まさに導入に向けて検討を進めているところでございまして、この支援対象の範囲も含めまして、制度内容の詳細について現在精査を進めているところでございます。

現在、あらゆる産業、あらゆる分野で人材不足の状況にございます。県といたしましては、本制度を活用して一人でも多くの人に佐賀県で働いてもらいたいと考えておりました、できるだけ幅広い分野を支援の対象とする方向で検討を進めております。農業も含めまして、あらゆる分野で人材が不足しているという状況をしっかりと念頭に置きながら、引き続き制度内容の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ幅広い分野でということでありました。まさに農業分野もその一つだと思います。これはぜひ奨学金返還支援制度、JAさんがその気にならんと、これは笛吹けど踊らずじゃないですが、そのようになっていくので、園芸農産課長、JAに働きかけて、こういう制度も県は積極的に考えているから取り組むべきじゃないですかというぐらい言って、これ、本当に真剣にやってほしいんですが、園芸農産課長、どうぞ。

○川崎園芸農産課長Ⅱ奨学金返還支援制度のJAの活用について、どう働きかけていくかということについてお答えします。

JAの営農指導員の数が、果樹に限らずですが、しっかり確保されるということは、県の施策を進めていく上でも必要なことだと思っております。JAで話を聞くと、他企業との競合もあって職員の採用に苦慮しているということも聞いています。先ほど、産業労働部から紹介がありました、検討されている奨学金返還支援制度においてJAが対象になるのであれば、JAの人材確保の手段として活用されるということも当然考えられるところでございます。

そういったことで、今後、JAとも意見を交換しながら、JAを支援対象とすることなどについて産業人材課とも話をしていくとともに、JAに対して人材確保の手段としての制度活用や、それと必要な営農指導員の確保という

ころをしつかり働きかけていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ課長、横断的に産業人材課とやり取りをして、前向き、積極性は課長の答弁で分かったわけだから、ぜひひとつ横断的に連携を取って具体的に行動してください。

じゃ、新規学卒でJAに入った後、どうやって営農指導力を強化していくかということになります。本県には、佐賀県果樹技術者協議会なるものがありまして、総勢七十一名です。それぞれのJA職員と農業振興センター、普及センター、それから園芸農産課のメンバーも入った組織があります。これ、研究会等々をかなり開いて、技術者、あるいは指導員養成に取り組んでおられることは私も承知しております。ぜひ今後とも、こういう果樹の指導者の育成に積極的に取り組んでいかなきゃいかんと思うんですが、課長、どうでしょうか。

○川崎園芸農産課長Ⅱ果樹の指導者の育成についてお答えします。

JAの営農指導員数が減っている状況にございます。また、近年は県の普及員も含めて果樹の指導経験年数が浅い指導者が多くなっている状況にもございます。そういったことで委員が御指摘のとおり、果樹の指導者の技術力を上げていくということが非常に重要と考えております。

このため、これも委員から御紹介がありました、県の果樹の普及員とか果樹試験場の研究員、あるいはJAの営農指導員が会員となっております佐賀県果樹技術者協議会がでございます。これは歴史ある会でございますが、こういったところで研修会の開催や先進地視察、あるいは地域の課題解決に向けた研究だとか、その成果の発表など、そういった指導者相互で技術研さんを図るための取組を現在も行っているところでございます。そういったことで技術研さんが図られるように取り組んでいきたいと思っております。

特に、この技術者協議会の中では、近年、先ほど申しましたとおり、若手の

指導者の育成が急務ということもありまして、指導経験年数が五年以下の者を対象とした基礎的な果樹栽培技術だとか経営指導知識を学ぶ研修会を近年は重点的に開催しているところでございます。

こういったことで、今後とも、限られた人員の中で現場での充実した指導の継続が可能となるよう、JAとも協力しながら、果樹の指導者の育成に取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○留守委員 ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

農業分野について三つ触れましたが、農業分野の質問の最後に島内部長、決意をとということですが、その前に、来年の一月二十二日でしたか、「全国農業担い手サミット」が開かれます。これ、全国から認定農業者千五百名が相集って「全国農業担い手サミット」を本県でやると。今、元気がないような農業県佐賀に活を入れる意味でビッグイベントじゃないかと思えます。聞くところによると、一日目は全体会をやつて、二日目は千五百人の認定農業者が県内二十五カ所を、二十五カ所だったら県内をくまなく視察できることになると思えます。

私がここで申し上げたいのは、今、佐賀県が置かれておる状況、産出額は言いたくなくつたんですが、農業産出額を見ますと、平成七年が千五百億円程度の産出額だったのが、今はもう千二百億円ぐらいまで落ち込んでいる。落ち込んでいると言っても過言ではないでしょう。産出額が全てじゃないんですけども、この落ち込んでいるのを、あなたたちが示した「佐賀県『食』と『農』の振興計画」、これはマスタープランだけでも、この振興計画を見ると、二〇三二年には、また千五百八十億円に戻しますよという産出額の目標を設定しておりますね。中間目標が二〇二六年に千四百八十億円ということですよ。

こういう目標を設定している中で、現状をどう打破していったら、この産出額を右肩上がりにするのか。非常に至難の業だと私は思います。ちょっとしたて

こ入れでは、なかなか、園芸産出の八百八十八億円だって、そう簡単にはいかない現状です。

そういうことを考えると、あなたは、まさに農業土木分野で部長になった。農業土木というのは形に返るわけですね。形に返る部長が誕生した。ぜひこの農業振興計画を打ち立てたなら形に変えていただきたい。そのために今後の佐賀県農業をどう導いていくのか、その決意をひとつ述べてください。

○島内農林水産部長 〓私のほうから、今後、佐賀県農業をどう導いていくのか、その決意についてということでの質問にお答えいたします。

先ほど委員がおっしゃられたとおり、佐賀県の農業という現状で言いますと、それこそ昭和四十年代からの佐賀段階、新佐賀段階、これはもう全国に誇れる我々の先輩方が築き上げたものがございます。また、昭和四十年代、五十年代にかけては、ミカンの生産もかなりございました。その後、オレンジの自由化、あるいは輸入等がございまして、日本農業は、もちろんそこは佐賀県農業も担い手の減少、あるいは高齢化という部分がございまして、産出額が表しておりますとおり、縮小傾向にございます。

そういった中で、我々、佐賀県農業をどうしていくかという中にありまして、土地利用型農業、米、麦、大豆に軸足を置きつつも、やはり稼げる農業を目指していかなければならないというふうなことがございまして、六年前に「さが園芸88運動」なるものを立ち上げまして、佐賀県農業の再興といひましようか、新たな目標を掲げて現在取り組んでいるところでございます。

ただ、その後の状況で申しますと、産出額は伸びていない。これ、言い訳はしたくないんですけども、やはり燃油の高騰、あるいは資材の高騰、こういったものが追い打ちをかけるような形で、産出額もなかなか伸びてきていないというふうな現状にございます。

ただ、そういった言い訳ばかりすることではなくて、前向きに捉えますと、例

えば、昨日現地を見ていただいたようなキュウリ農家の森さんのような方の数もかなり増えてきておりまして、うちでいいますと、今後、産出額を伸ばしていくためには、タマネギ、露地ミカン、イチゴを岩盤品目といたしまして、それぞれ百億円を目指していくためにトレーニングファーム等にもしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

また、キュウリにつきましても、今、四十億円に満たないぐらいの数字ですが、こういったものにつきましても若手の就農者も結構増えてきておりますので、そういった方についても着実に支援をしていきながら伸ばしていきたいと思っております。

その中でもやはり一番厳しいのは、中山間地域だと思っておりますので、ここに対しても国庫事業の中山間地域等直接支払制度等も活用しながら、加算措置といったものも有効に活用し、また、県単事業についても、できる限り地域の方の御意見を聞きながら充実させていければというふうな思いでございます。

農業面でいいますと、生産の面ばかりではなくて、農村地域をいかに維持していくか。この二つの面につきまして、私もでき得る限り現地に足を運びながら、いろんな方の意見を聞きながら、佐賀県農業・農村の振興について取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○留守委員Ⅱ決意を述べていただきましたが、私が部長に決意の一端を触れていただきましたかったのは、国の事業じゃないのよ。県単でしっかりやるということでない、これはやっぱり財政課との戦い、私は戦いと言うけど、知事部局と、例えば予算査定です。かつて予算査定は、農業県佐賀のときは、県単事業でぼつと手を打っていた。今言われたけれども、トレーニングファームだって、考えれば大きい予算をして、しかし、マンパワー的には、人材的には一部です

よ。これを全体的な底辺を広げて産出額を増やしていくという姿にならないと、なかなか目標達成はならん。平成七年で千七百億円ありました。思い出しました。井本県政だったときに、井本元知事に、千七、八百億円あるのを二千億円まで伸ばしましょうよという議論をしたこともあります。今、千二百億円まで落ち込んだ要因は、米麦がごとんと落ちたのは事実です。それはもう、どこもかしこも一緒だけれども。じゃ、米麦主体から、農地を生かして複合経営なりやって伸ばしていかなきゃいかんわけだから、こういうのをしっかりと受け止めてください。もう答弁は要りません、決意は述べられましたから。

農業分野の質問を終わります。

○古川委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時十分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時十一分 休憩

午後一時十分 開議

○野田副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○留守委員Ⅱ私の最後の質問ですが、県の産業団地（佐賀コロニー跡地）活用についてです。

皆さん方も御案内のように、かつて佐賀コロニー、福祉施設で大変な貢献をした施設でありまして、佐賀コロニーには利用者が約三百名ほどいた時期もありました。まさに障害を持った人たちの就労を支援すべく頑張っておる姿を思い浮かべておったところです。その佐賀コロニーが鳥栖市に移転して、さて、佐賀コロニーの跡地をどういうことに生かしていこうかということが議論になって、平成三十年に遡りますが、地元自治会から要望書が提出されました。まさに県の産業団地の立地ということで要望書の提出があつて、今日まで来ております。コロニー跡地が九・四ヘクタール、それプラス近隣の農地の五・一ヘクタールを加えて十四・五ヘクタール規模の県の産業団地を整備するということが今日に至っております。

令和二年六月には、佐賀コロニー跡地開発検討委員会、これは校区自治会中心であります、その検討委員会なるものが設立されました。そして、地元の開発検討委員会と地域住民、県、佐賀市と協議をしながら今日まで整備を進められてきた経緯があります。

この地域の拠点の環境なるものは、コロニーはちょっと高台にあります、その周辺は、特に水害が頻繁に起こるような低平地でもあります。そういうようなことから近隣住民からすると、排水問題を非常に敏感に捉えざるを得ない地域性があります。

そういうところで、今、造成工事が進捗いたしておりますが、まず、今の産業団地の造成事業の進捗状況はどうなっているのかお聞きいたします。

○西田企業立地課長Ⅱ造成事業の進捗状況についてお答えいたします。

約一年前の令和五年十二月の佐賀市との開発協議の成立を受けまして、現在、当該産業団地の造成工事をまに行っているところでございます。

産業団地整備に伴って変更となります敷地内の農業用排水路の付け替え工事、宅地の外側に付け替えるということですが、こちら、令和六年八月に完了しております。また、企業に分譲する区画の造成、そして調整池の北側擁壁工事について、令和七年二月までの予定で実施しているところでございます。今年度、調整池の南側の擁壁工事、そして団地内を通る道路の改良工事、こちら十二月に発注いたしました、今後、実施することとしております。

以上になります。

○留守委員Ⅱ今の進捗状況をお示しいただきました。これは今ずっと造成工事がなされておりますが、遡ると平成三十年から要望して、そして令和元年度に基本設計、次年度に実施設計ということで、用地買収も一部ありましたので、着工が昨年の後半からだったと思います。ここまで来るのに、もう五、六年たっております。

それで、佐賀コロニー跡地の県営産業団地と川上校区の検討委員会がずっと検討を重ねてきておられます。どれくらいやっているのかなと思っていたら、今年の九月二十七日の検討委員会が第十一回ということで、十一回に及ぶ検討委員会が行われてきております。これはまさに県、市の行政が入って地元を経過説明をしながら、折々の問題点がないかという聞き取りも含め、頻繁に、親切に検討委員会を開かれた結果だと思えます。

この十一回をひもといてみると、地元から意見が出ているのは、調整池の容量とか排水対策が、その都度、問題提起なり指摘がされております。先ほど課長の答弁にもありましたように、農業用排水路にも着工しているということですが、先ほど申しましたように、低平地がゆえに、特に下流住民からす

ると、十四・五ヘクタールが開発されて、雨水処理が本当にこれで大丈夫かというの、いまだに心配が付きまっております。

そういう中で今進んでおるわけですが、この造成事業の今後の予定並びに造成完了時期はいつ頃になるんですか。

○西田企業立地課長Ⅱ造成事業の今後の予定、そして造成の完了時期、この団地の完成時期ということでお答えいたします。

引き続き、調整池、そして団地内を通る道路の改良工事を進めまして、来年度、残りの事業として上水道、そして広場・緑地、道路舗装の工事を予定しているところでございます。工事を完了いたしますと確定測量を行いまして分譲となります。

分譲開始の時期については、令和七年度中を目標としておりまして、現在取り組んでおるところでございます。

以上です。

○留守委員Ⅱ造成完了時期は、令和七年度中ということでした。ここまで調整池の問題、それから調整池の余水吐きの問題、それから、佐賀市が隣接地にかつて都市公園事業で整備した中央公園、その南に調整池があるんですね。そういうものは佐賀市で手当てをしておる状況です。

ここでちょっと聞きたいのは、課長が言うように、県としては十四・五ヘクタールの域内のことではなくちゃんとやっていると。それから、排水路の問題も手だてしておるとのことでした。佐賀市がやるべき手だて、中央公園の南側の調整池を、さらなる調整池整備でやっておるんですが、その西側には都市公園事業でやった花しょうぶ園なるものもあります。あの辺一帯を県の佐賀市と連携を取ってやってくれないと、住民側からすると、県は県のことしかしてくれんもんねとか、県のことしか考えたらんもんねという意見があります。やっぱり住民からすると、県がしようと、市がしようと、やっぱり不安払拭にならない

いと、そこは住民が納得しないわけで、そういうものが心配の具になっているというのがあります。

検討委員会を十一回重ねてきておるわけですから、恐らく産業団地の南側に調整池を設けて、そこから余水吐きで、聞くところによると、毎秒〇・八トン放出するというようなことですが、それでも、それで本当に排水が、道路沿いに排水路がありますけれども、あの排水路の許容量は大丈夫かなということも指摘がされております。

そういうのは、技術的、構造的な計算でもって今手だてをしておると思いますが、そこあたりは完成したけれども、またずいぶん浸かったということになっては、ほら見ろということになりますから、そこらあたりの手だては排水問題も含めて県と佐賀市は連携しながら事に当たっているんですね。課長、どうですか。

○西田企業立地課長Ⅱ委員から御案内いただいたとおり、産業団地内の排水計画については、都市計画法に基づいて定められた技術的基準に従って、この区域内に降る雨水が下流に一気に流れないように調整池を設けております。こちらも委員からお話がありましたとおり、地区の検討委員会のほうからもいろんな声が聞かれたことから、令和元年の豪雨データなども参考にさせていただきながら、開発に伴って周辺の浸水被害が大きくなるように調整池の容量を計算して、端的に言うとき大きめに取っているところでございます。

佐賀市におきまして、周辺の浸水被害の軽減対策として、団地南側の大和中央公園に隣接する市管理の真手川の水位が上昇した際に、公園の南側の一部を活用しまして、こちらに一時的に雨水を貯留できるように遊水地の整備が進められているところでございます。佐賀市からは、現在整備中の遊水地で一定の浸水被害軽減につながると聞いています。

周辺地域の浸水被害の軽減、こういう環境については、企業さんを誘致する

ときにすごく大事な話になってますので、我々としても市とよく話し合いながら進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○留守委員Ⅱ特に先ほどから申しますように、排水問題が後々禍根を残さないような手だてをひとつ市と連携してやっていただきたいというふうに思います。

さて、造成が完了した暁のことですが、ここはもともと、校区住民もそうではありませんけれども、あのサイドを見ると中山間・山麓地帯、佐賀市の北部と、それから小城市北部のエリアの産業団地は、若手の人口流出を食い止める、そして雇用労働力をとどめるというようなことで、住民として非常に期待感があります。そういう中でここまで来たわけです。

さて、この産業団地への企業誘致は、それこそ県内のエリアごとに産業団地があるんだけど、この産業団地はまだ名称も正式にはついていないということだが、この産業団地は、どのような業種と申しましょうか、どういう格付、概念というとコンセプトになるんですが、ここの造成、企業立地をどのように図ろうとしているのか、そこらあたりどうですか。

○西田企業立地課長Ⅱ企業誘致の考え、現状についてお答えいたします。

当該産業団地は工業用水の供給地ではないため、供給可能な水量が限られておりますが、佐賀大和インターチェンジからも近く、一定規模の用地を求め企業のニーズに対応できる面積を有しております。そして、県内で最も人口の多い佐賀市内にあるということも利点になっております。人材確保の観点からも企業の進出先として魅力的な産業団地となっております。

昨年十月に決定されました地区計画で、製造業、そして試験研究施設、それに付随する施設などが対象となっております。例えば、大量の水を使わないような機械組立て工場ですとか、また、研究開発施設などが誘致のターゲット

になると考えております。

造成中ではございますが、パンフレットにも掲載いたしましたして、各種広報を活用しまして、分譲予定時期を示しつつ、今、誘致活動を行っておるところでございまして、既に何件か、お問い合わせをいただいているという状況になっております。

以上、お答えします。

○留守委員Ⅱ何件か引き合いもあっているということですが、地区計画を策定して、それに合った企業を誘致するということがあります。今、企業誘致を県内で考えると、それぞれに地域性も違うし、それぞれの産業団地の特性といましようか、そういうものがあつてしかるべきと思います。そうしたときにこの大和の産業団地は、名称すらついてないんですが、今言った地区計画に基づいてということだけでも、県にとっては、例えば業種的にいうと、どういう業種、製造業と言ったけれども、例えば自動車産業なんか含まれるのかどうなのか。それと、十四・五ヘクタールの中で核となる工場があつて、その周りに中小の企業が立地するのか、その辺の考えはどうですか。

○西田企業立地課長Ⅱ人口減少が進行する中で、企業誘致に取り組むに当たっては、若者が佐賀で働き、活躍したいと思えるような企業、また、付加価値の高い企業ということで、我々、重点分野ということを定めていますので、そちらの中で、例えば自動車関連でいいますと、次世代モビリティとか、そういった先端の製品をつくって付加価値が高いような企業、賃金も高く保つていただけるような企業ということターゲットに、今、誘致をしているところです。半導体もその重点産業の中に入ってますし、化粧品も入っています。ただ、水を大量に使えないというところで我々も誘致を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○留守委員Ⅱこれはもう条件が限られていますから、熊本の菊陽町のようにはいかないと思います。TSMCじゃないんですが、頻繁に半導体、半導体と言っているんですが、どこかで頭打ちになるということも想定されるわけですし、そこを狙っているというこの考えを私を持ってませんが、やっぱり沿線住民からすると期待感が非常に大きいというのは受け止めていただきたい。まさに首都圏本部なんかでも営業等々やっておられると思いますが、早い時期に核となるような企業が明らかになることを地域住民は期待をいたしております。そうすることによって操業開始までの期間というものが出てくるんですけれども、いつ頃、操業開始というところまでこぎ着けられるんですかね。これはスケジュール感になりますが、いかがですか。

○西田企業立地課長Ⅱ操業までの期間についてお答えいたします。

企業様がここに進出するというのを決められてから操業開始までの期間につきましては、各企業様の事業計画により異なるので一概には言えないところでございますが、本県の過去十年間の進出企業の平均値を取りますと、操業開始まで大体一年半程度という形になっております。企業様が決められてから、それぐらいの期間で工場が建って操業に結びつくという形になっております。以上です。

○留守委員Ⅱおのずとこのスケジュール感が出てくるんですが、令和七年度後半に分譲が可能となった場合、一年半後ということになります。やっぱりここまで年月を費やしたわけですから、これから先は近隣住民、あるいは開発検討委員会の了解が得られると、今度は住民の皆さん方も早く操業せろということは大合唱になっております。不安は付きまといっておるわけですが、これはもう、排水問題は課長が言ったように、構造計算等々もしながら余裕のある排水ということでありますから、それを信じて早く造成を完了して、次世代を担う若者が、あそこに働く場として定着して、そして中山間地域も含めて、あの一帯が

過疎化にならないような期待を我々は持つておるわけです。

そういう意味で、手は打っておるでしょうけれども、今後、どのように企業誘致に取り組んでいくのかお伺いしたい。

○西田企業立地課長Ⅱ企業誘致の今後の取組についてお答えいたします。

今年度、当該産業団地をPRするための広報事業をこれから予定しております。立地環境としての強みをしっかりアピールしながら、首都圏事務所や関西・中京事務所とともに企業への訪問活動を行うなど、積極的に企業誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○留守委員Ⅱ課長から答弁いただきました。この産業団地、コロナ跡地の関わり合いは、光武企業立地統括監は一部始終分かっていると思うけれども、あなたじゃなくて部長に聞きます。(笑声) トップにやっぱり聞かんとき。これ、部長は知っているように、東部からずっと産業団地が、林立という言葉は適当ではないかも分かんけれども、立地しました。

そうしたときに、この大和の産業団地がどういう位置づけで地域の雇用、労働力を生み出すかという期待感というのが住民には非常にありますよ、佐賀市もそれは思っている。

そういう意味では、期間は経過し過ぎたけれども、本当に喫緊の課題として、企業誘致に部長自ら命を懸けて取り組んでほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○井手産業労働部長Ⅱこの佐賀の地で生まれ育ち、学んだ方々の就職先、もちろん活躍の場として、または外から呼び込むための場所として、地場企業さんを盛り上げるのももちろんですけれども、こうした付加価値の高い企業誘致を進めることは、とっても大切なことだと思います。

この団地につきましては、先ほど課長が答弁しましたが、インターに近

くて、なおかつ約十ヘクタールほどの規模感があつて、なおかつ佐賀市で人材確保にも有利だと思います。そうしたアピールポイントですね、貴重な団地でございます。そうしたアピールポイントを十分駆使して企業誘致に取り組みまして、地元の皆さん、県民の方々にぜひ喜んでいただくように全力を尽くします。

私からは以上です。

○留守委員Ⅱこれ、十五ヘクタール近くです。これは五・一ヘクタールほど樹園地がありました。優良農地がどうしても必要ということで地権者も実は協力した経緯があるんです。そういうことで協力しながら今造成を図っておるわけですから、そういう意味では、もうちょっと、企業次第では拡張の余地だって実はあるんですよ。今の形状を見ると変な形状になっているんだけど、なぜこういうことをしたかという、こつち側に家が一軒あるのをかけずに、ぐりぐりぐりと曲がつたような形状になっております。ここはあなたが言ったように、交通の利便性はすごくいいんだよね。だから、相手さんからすると、そこあたりをにらんで来られた場合は、企業にも非常に貢献できる要素が多分にあると思います。ですから、そこらあたりをぜひひとつ捉えていただいて、光武統括監も一緒になって汗をかいていただきたい。よろしくお願いします。

終わります。

○酒井委員Ⅱ皆さん、こんにちは。最後の質問者になりましたが、今日は三問ほど質問いたしますので、よろしくお願いたします。

一問目が、主要農産物の近年の生産状況と今後の展開について、二問目が畜産振興について、三問目が新規就農者の確保についてお尋ねしますので、答弁をよろしくお願いたします。

私は、現在、農業、食料、農村が非常に厳しい状況にあると思っております。農業と農村を守るためにはどうすればいいんだろうか。二〇五〇年には農業経

営体が二〇二〇年に対して約八〇％減少すると言われております。農業産出額が半減し、人口も約二〇％減ると予測されております。農業従事者の確保と所得水準の向上は必須であると思っております。また、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れた担い手の確保、育成、SDGsや環境保全に資する取組などが必要になってくると思っております。

佐賀県の農業が将来にわたり発展し続けるためには、県民はもとより、市町、農業団体と一体となって振興に取り組みが必要であると思っております。

このような中で、佐賀県では令和元年度から農家をはじめ、JAや市町など、関係者と一体となって「さが園芸888運動」を展開されております。この運動では、平成二十九年に六百二十九億円であった園芸産出額を令和十年までに八百八十八億円とするという、極めて高い目標を掲げられております。

私は、先月の決算特別委員会において、令和五年度の「さが園芸888運動」関連事業の取組状況について質問をいたしました。そこでは、県は、農家経営の発展や産地の維持拡大に必要な施設や機械の整備などのハード面に対する支援と、収量、品質の向上や新たな産地づくりに向けた取組などのソフト面に対する支援を実施しているとの答弁をいただいております。

「さが園芸888運動」は、開始から五年を経過し、生産面積の拡大や担い手確保の面から、いろいろな成果が出てきているところですが、目標を達成するために、水田農業を大切にしつつ、直面しておる課題を解決しながら、取組をさらに加速させていくことが重要であると思っております。

そこで、次の点について伺います。

まず、野菜の中でタマネギについてお尋ねをいたします。

タマネギの生産状況についてですが、近年のタマネギの生産状況はどのようになっているのかを園芸農産課長にお伺いいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱタマネギの生産状況についてお答えします。

国の統計資料においては、直近の令和五年産の作付面積について二千三百三十ヘクタールとなっております。これは五年前の平成三十年産と比較しますと、約三百ヘクタール減少しております。また、収穫量につきましては、令和五年産は九万七千六百トンとなっております、これも平成三十年産と比較すると約二万一千トン減少している状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ五年前と比較して約三百ヘクタール減少しているというふうなことでございます。その生産状況を踏まえて、こういうふうな減少するという課題があると思います。その課題と今後の展開について伺います。

県では、露地野菜の作付面積の拡大やタマネギの振興に係る推進体制の整備及び省力集出荷貯蔵システムの実証試験などに取り組まれております。

そのような中で、タマネギの生産における課題はどのようなものがあるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされているのか伺います。

○川崎園芸農産課長Ⅱタマネギ生産の課題と今後の展開についてお答えします。

まず、課題ですが、タマネギにつきましては、収穫機など省力化機械の導入が進みまして、一戸当たりの作付面積は拡大してきております。ただ、農業者の高齢化などによりまして栽培をやめる小規模農家が多く、全体の作付面積が伸び悩んでいることが主な課題として挙げられます。

それを踏まえた今後の展開でございますが、農作業の軽減が図られる機械化一貫体系の推進を引き続き行っていきますとともに、さらなる省力化が可能となる大型鉄製コンテナを用いた収穫・出荷体制の整備や、小規模農家の作付面積維持のための農作業受託や農業機械の共同利用の仕組みづくりなどに取り組んでまいり、本県の主要品目であるタマネギの作付面積拡大を図ることとしてお

ります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今、課題を言われましたが、そういうふうなことで特に農家の生産安定のために指導等をよろしくお願いいたします。

次に、イチゴについてお尋ねいたします。

近年のイチゴの生産状況はどのようなようになっておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱイチゴの生産状況についてお答えします。

タマネギと同じく国の統計資料で御紹介いたします。直近の令和五年産のイチゴの作付面積は百五十八ヘクタールとなっております、平成三十年産と比較いたしますと、約三十八ヘクタールが減少している状況でございます。

また、収穫量につきましては、令和五年産は六千六百二十トンとなっております、平成三十年産と比較しますと約千三百トン減少している状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたように、作付面積は約三十八ヘクタール減少し、収穫量は約千三百トンも減少しておるということでございます。こういうふうな減少している課題があると思いますので、県では、イチゴ産地の振興を図るために大規模経営体の育成とか、高収益栽培技術の普及、出荷期の前進技術（トンネル栽培）の実証・普及、パッケージセンターの活用モデルの実証の四つの取組を実施されております。

そのような中で、イチゴ生産における課題はどのようなようになっておられるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱイチゴ生産の課題と今後の展開についてお答えします。

まず、課題でございますが、イチゴにつきましては、栽培面からの課題がございます。夏場の育苗時期の異常な高温の影響もありまして、定植前の苗の

花芽のつきとか苗の定植、その後の生育の遅れが見られております。そういったことで高単価での販売が見込まれます年内の収量の確保が難しくなっていることが挙げられます。

また、人のところで言えば、高齢化に伴いまして生産者数は減少し、産地規模が縮小していることが主な課題として挙げられます。

今後の展開でございますが、夏場の高温への対応としましては、定植前のイチゴの苗そのものを冷やすことが効果的でございますことから、育苗期に使う苗の容器を、従来、ビニール資材が多うございますが、従来のビニール資材から気化熱による冷却効果がある紙製の資材へ変更することを推進しているところでございます。

加えて、今年、JAの冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する「株冷処理」技術の現地実証を行っておりまして、一定の効果が見られていることから、来年度での取組拡大の方策を検討しているところでございます。

また、産地規模の縮小への対応としましては、技術を新たな農業者に教えるトレーナー制の拡大や、トレーニングファームを核とした新規就農者の確保対策はもとより、今後、産地を支えていく中堅農業者による規模拡大が進むよう、労働力確保や中古ハウス活用に関する働きかけなどを行い、産地の維持拡大につなげていくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員 Ⅱ天候に左右されて全体的に定植が遅れたり、いろんな課題があるようございます。そういうようなことを含めて生産が安定するように農家の指導を行っていただきたいと思っております。

次は、果樹についてお尋ねいたします。

露地ミカンの生産状況についてです。

近年の露地ミカンの生産状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたしま

す。

○川崎園芸農産課長 Ⅱ露地ミカンの生産状況についてお答えします。

これも同じく国の統計資料で言わせていただきます。直近の令和五年産の栽培面積、これは結果樹面積ですが、千五百八十六ヘクタールとなっております。平成三十年産と比較すると約四百ヘクタール減少しております。収穫量については、令和五年産は四万四百トンとなっております。平成三十年産と比較すると約千二百トン減少している状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員 Ⅱ露地ミカンにいたしましても減少しておるような状況でございます。露地ミカンの栽培面積は年々減少しておりますし、生産量も少なくなってきました。露地ミカンの生産における課題は、先ほども出ておりましたが、どのようなものがあるのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいくかとされているのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長 Ⅱ露地ミカンの課題と今後の展開についてお答えします。

露地ミカンにつきましては、近年、単価が高値で安定しており、規模拡大を図る好機ではございますが、やはり傾斜地での栽培が多いということ、それと機械化も進んでいないことなどから、防除等に多大な作業時間を要することが課題として挙げられます。あと、人口減少や他産業との競合によりまして雇用労働力の確保が難しいということなどで、容易には規模拡大ができない状況にあることが主な課題として挙げられます。

こうしたことから、県としても農業者の規模拡大が進むよう、果樹団地や水田など、作業性の高い平坦地域での園地の拡大、また、防除作業へのドローン活用などスマート農業の導入、あと農福連携や農業者と求職者を結びつけるマッチングアプリの活用など、省力化や雇用確保のための取組の拡大を推進していくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたように、人口減少で雇用の問題とかいろんな課題が出てきたようでございます。その課題について農家やJAあたりに指導していただきたい、そして農家の生産力を高めたいと思っております。

次に、米についてお尋ねいたします。

近年の米の生産状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ米の生産状況についてお答えします。

直近の令和五年産の主食用米の栽培面積につきましては、二万一千七百ヘクタールとなっております。これは平成三十年産と比較しますと二千三百ヘクタール減少しております。また、収穫量につきましては、令和五年産が十一万三千百トンとなっております。これは平成三十年産と比較すると約一万四千トン減少しております。

なお、この主食用米につきましては、国からの需給情報等を参考として、県やJAで構成します農業再生協議会で設定します生産の目安に基づいて、各地域では需要に応じた生産が行われているところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ米についても同じように約一万四千トンの減少ということ、ずっと減少しておるような状況でございます。

そうしたことを踏まえて、令和六年産米のJAグループ佐賀の相対取引価格——一等米、六十キロ——を見ると、「さがびより」が前年産より六千三百円増の二万一千円、「夢しずく」が前年産より六千三百円増の二万五百円、「ヒノヒカリ」が前年より六千五百円増の二万四百円となっております。作柄は平年並みと公表されており、生育期を通しておおむね天候に恵まれたことや、生産者の細やかな肥培管理によるものと思えます。

このように、今年は順調な生産販売となっておりますが、米の生産における課題はどのようになってきているのか。また、課題を踏まえて今後どのように取り組んでいこうとされておられるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ米の生産に関する課題と今後の展開についてお答えします。

米につきましては、国では、需要が毎年十万吨程度減少していくと試算されておりまして、今後、作付を大きく伸ばしていくことは想定できませんことから、限られた作付面積で、より多くの所得を確保するためには、先ほど委員から紹介があったように、価格が上がるといったことに加えまして、生産コストをできるだけ低減していくということが主な課題として挙げられます。

また、生産者の高齢化が進みまして担い手の減少が進む中においては、農業の省力化が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、まず、生産コストの低減につきましては、機械作業や栽培管理の効率化を図ることで、人件費や資材費などを抑える取組としまして、作付品種ごとの団地化や作業の共同化、箱苗の数が少なく済み、育苗に要する期間も短くできます短期苗技術、こういった省力技術の普及拡大などを進めていくこととしております。

また、省力化につきましては、田植え等の必要がない直播栽培技術の導入、ドローンとか直進アシストを利用した田植機、トラクターに装着する自動操舵システムなどのスマート農業技術の導入などを推進していくこととしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱるる課題を言われましたけれども、そういう課題を農家とかJAあたりといういろと話し合いをしながら、生産が安定し、向上に向けて取り組

んでいただきたいと思います。(副委員長、委員長と交代)

次は、農家負担軽減対策についてお尋ねをいたします。

農産物は、なぜ価格転嫁しづらいのか。農産物は一般的に生産者からJAなどの出荷団体から卸売市場、仲卸業者、小売業者、消費者と流通する過程で多くの売買が発生しております。消費者は、より安い店を探し、小売業者は、より安く仕入れようとすることから、価格競争が起きやすいためと考えられます。

一方で、農家にとつては、肥料や飼料を節約することは困難であり、メーカーが価格を上げれば、高くても購入し、使わないといけないといった構造になっております。

このため、県外では、農家の負担を少しでも軽くするための取組を行っている地域もあります。例えば、この前、新聞に載っていましたが、宮崎市にあるJA宮崎経済連では、県産ピーマンを対象に、ビニールハウスで使用する重油価格の変動分を出荷価格に反映させ、サーチャージ制度を導入して重油価格が基準範囲を上回れば出荷価格を引き上げ、下回れば出荷価格を引き下げるといった取組をされているようです。

佐賀県では、県内の農家の負担軽減に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

○川崎園芸農産課長 農家の負担軽減対策についてお答えします。

委員御指摘のとおり、肥料や燃料などの生産資材価格は高止まりしております。農業経営へ与える影響は大きいものと認識しております。

このため県では、農家の負担が少しでも軽くなるよう、国の事業を活用した支援や県独自の支援を講じているところでございます。

具体的には、肥料の高騰対策としまして、肥料使用量の低減に取り組む農家の肥料購入費用に対する助成だとか、堆肥等の地域資源の活用に必要なとなる機械、施設等の整備への助成、こういったものを実施してきたところでございます。

また、燃油の高騰対策としまして、重油や灯油などを使用する園芸農家の燃料購入費用に対する助成。それと燃油使用量の削減につながりますハウスの多重ビニール被覆だとか、循環扇、あるいは電力で加温するヒートポンプなどの省エネ装置・機械の導入への助成。あと、JAなどの園芸用集出荷施設等の省エネ能力の高い冷蔵設備の再整備への助成などを実施しているところでございます。

依然として、肥料や燃料など農業資材の価格は高い水準にございますことから、今後も農業経営者の経営状況や農業資材価格の動向を注視しながら、農業者の負担軽減につながるような取組を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員 先ほどから、農家の負担軽減を、肥料の購入等いろいろとしておるといことですが、こういうことは農家あたりには徹底しているんでしょうか、その辺はどうですか。

○川崎園芸農産課長 こういった支援策については、令和四年度からやっております。各地域でもJAなり市町等を通じて、各種事業がございますけれども、この事業は浸透していると思います。特に、重油の高騰対策というのは、対象者の方も一件一件、リスト化して整理しているところでございますので、重油を使う生産者の方は、こういった支援策を御活用しているというような状況でございます。

以上、お答えします。

○酒井委員 支援策によって農家の負担をなるべく軽減していただきまして、こういうのをどんどん取り入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

次は、二問目の畜産振興についてお尋ねをいたします。

今年、本県産の黒毛和牛が「佐賀牛[®]」として販売を開始されて四十年目の記念の年であります。「佐賀牛[®]」は、生産と販売が一体となったブランド化

に向けた取組の結果、現在では、全国でも高い評価を受けております。特に近年、佐賀県や農業団体では、輸出にも力を入れて取り組まれており、令和五年には、香港や台湾、タイなどへ過去最高の約八十五トンが出荷されております。

そこで、肥育牛のうち和牛の販売状況についてですが、令和六年四月から十月の肥育牛の販売状況はどのようになっておられるのか伺います。

○石松畜産課長 肥育牛のうち和牛の販売状況についてお答えいたします。

令和六年四月から十一月までのJAGグループ佐賀の販売実績を見ますと、出荷頭数は九千五百九十二頭、これは前年同期比で九九%となります。枝肉単価は一キロ当たり二千二百八円、これは同じく前年同期比で九八%です。販売額は百三億九千万円、前年同期比で九七%となっております。

以上、お答えします。

○酒井委員 先ほど報告をいただきましたが、出荷頭数が九千五百九十二頭、販売額が百三億九千万円となっておりますということで、本当によく頑張っておられるということに感心をいたしております。

そのような販売状況を踏まえて、今後、どのように展開していかれるのか伺います。

「佐賀牛[®]」の肥育素牛については、その多くを県外からの導入に頼っておるようでございます。また、経営コストに占める割合が高い飼料の多くを輸入に依存しております。

私は、本県肉用牛の持続的な発展のためには、肥育素牛の県内での生産拡大や、飼料自給率の向上が重要であると考えておりますが、県では今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長 肉用牛生産の今後の展開についてお答えいたします。

本県の肉用牛を持続的に発展させていくためには、海外でも高い評価を得ております「佐賀牛[®]」のブランド力をさらに高めていくとともに、肥育素牛や

飼料の県内自給率を向上させるなどの取組を進めていくことが重要と認識しております。

こうしたことから県では、委員の御質問にあった肥育素牛の県内自給率向上に向けましては、優良な繁殖雌牛の導入や牛舎などの施設整備の推進、繁殖農家の規模拡大や、繁殖と肥育の一貫経営の取組推進、また、肥育素牛の生産拠点となるキャトルステーションやブリーディングステーションの整備の推進などに取り組んでいくこととしております。

また、飼料自給率の向上に向けましては、牧草や青刈りトウモロコシなどの飼料作物や、耕種農家でも栽培しやすい稲発酵粗飼料、いわゆるWCS用稲や、飼料用米等による自給飼料の生産拡大と利用の推進などに取り組んでいくこととしております。

県としては、こうした取組を、生産者をはじめ関係団体など一体となって進めることにより、「佐賀牛[®]」をはじめとする本県肉用牛の持続的な発展を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員 今、報告を受けましたように、すばらしい生産活動をしていただいております。本当にありがとうございます。

次は、新規就農者の確保についてお尋ねをいたします。

佐賀県の農業・農村の維持発展を考えたとき、作物を作る以前の問題、農業の担い手、新規就農者の確保が一番大事だと私は思っております。

農業の生産技術は、日々進歩しております。農業機械の自動化やドローンを活用したスマート農業などが農業の現場に普及しつつあります。しかし、そういった技術を利用して農業生産を行っていくには人が要るわけです。作物は人間が作るわけですから、作り手がいなければ、いくら、どの作物が良いとか悪いとか、この技術が良いとか言っても仕方ありません。

行政としてしっかり取り組んでいく必要があり、新たに農業を担う人材を増やしていく、新規就農者の確保や取組が何よりも重要ではないかと私は考えております。

現在、佐賀県では新規就農を促進するため、実践研修施設や園芸団地の整備、トレーナー制の導入など様々な取組が行われております。今後も、そういったことをどんどん取り入れていただいで、若い世代の方々が農業をやってみようと思うような取組を進めていただきたい。

そこで、次の点について伺います。

県外、県内各地域での就農啓発セミナーの開催状況についてですが、幅広いルートから意欲ある人材を確保する必要があると思っております。佐賀県農業の魅力や就農支援策を発信するためには、就農相談特設ホームページを開設し、県内各地で開催される就農啓発セミナーの開催情報や研修施設の紹介など、就農支援情報を提供する必要があると思っております。

県外や県内各地域での就農啓発セミナーの開催状況について伺います。

○佐伯農業経営課長 県外や県内各地域での就農啓発セミナーの開催状況についてお答えいたします。

まず、県外での開催状況については、今年度、首都圏など大都市で開催されております就農イベントですとか、佐賀県への移住促進セミナーに参加しております。十一月までに既に七回開催しております、佐賀県農業や就農情報の紹介を行っております。

次に、県内での開催状況ですが、各地域におきまして、市町や農協、生産部会と農業振興センターが連携し、その地域の主要な園芸品目を中心に啓発イベントを実施しております。

イベントでは、栽培概要や収益性、経営開始に必要な経費の説明のほか、先輩農家からの体験談や実際に栽培されている圃場やハウスの見学、作業体験な

どを行っております。

今年度、令和六年度はキュウリ、イチゴ、アスパラガス、ミカン、シャインマスカットなど、これらにおきまして十一月末現在で計十六回実施されております。延べ百四十八組百五十九名が参加されております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員 今言われましたように、これについては本当によく頑張っておられるなど。これは佐賀新聞の十一月三十日の新聞ですが、(資料を示す)「白石町で実証実験 ドローンで輸送」、「新規就農者ら雇用管理学ぶ」とか、「農福連携の技術支援者育成」とか。「新規就農者の経営力向上へ」とかは白石町でセミナーを開催され、よく頑張っているなど思っております。

それでは、新規就農者の状況についてお尋ねします。

近年の新規就農者数の推移を見ますと、平成三十年が百六十一名のうち女性が三十人、令和元年が百七十二名のうち女性が四十五人、令和二年が百六十六名のうち女性が四十四人、令和三年が百六十人のうち女性が三十九人、令和四年が百八十三人のうち女性が四十八人、令和五年が百六十二人のうち女性が四十人です。

令和六年の新規就農者数は何名であったか。また、その年代や営農部門はどのような結果であったのか伺います。

○佐伯農業経営課長 令和六年の新規就農者の状況についてお答えいたします。

佐賀県における令和六年の新規就農者数は百六十二名となっております、そのうち女性の就農者は四十二名となっております。

その百六十二名を年代別に見てみますと、十五歳から二十歳までが十五名、二十一歳から三十歳までが四十名、三十一歳から四十歳までが四十九名、四十一歳から五十歳までが四十一名、五十一歳から六十歳までが十三名、そして六

十歳以上が四名となっておりまして、五十歳までに就農された方が全体の九〇%を占めている状況です。また、平均年齢は三十六歳となっております。

次に、経営部門ごとに分類いたします。多いものから申し上げますと、まず施設野菜が八十一名で全体の五〇%を占めております。次いで米麦が二十七名、果樹が二十四名、露地野菜が十五名、畜産が十名などとなっております。施設野菜、果樹、露地野菜などの園芸部門の占める割合は全体の七六%となっております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ今、報告をいただきました。令和六年の新規就農者が百六十二名、そのうち女性が四十二名と言われましたけれども、これが多いと思うのか、少ないと思うのか、その辺はどういうふうな判断か。

それから、いろいろな営農部門の中で何名という数字を言われましたが、それ自体が多いのか少ないのか、これは県はどういうふうに感じてありますか。

○佐伯農業経営課長Ⅱまず、女性の四十二名が多いのか少ないのか、あと、営農部門の状況をどのように捉えているのかという二点を御質問いただいたと思います。

まず、女性の四十二名ですが、ここ数年、二五%前後が女性の就農割合となっております。トレーニングファーム等を整備して研修等をやっておりますが、その中を見ても女性の研修生も少しずつ増えているという実感があります。女性の農業分野での進出というのは、さらに進めていきたいと思っておりますので、現状の二十五、六名ではなくて、その数値は高めていきたいと考えております。

あと、営農分類ごとですが、県では、今、米麦を基軸にしながら、「さが園芸888運動」を進めております。そういった中において園芸部門が全体の七六%を占めると、その中でも施設野菜が五〇%となっております。運動の成果が

十分出ているかと思っております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ先ほども言われましたように、就農者数は女性は少ない。それから、営農部門についても少ないということですが、これに対して増えるような努力を何かやっておりますか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ女性農業者を増やす取組というところの御質問かと思えます。

今、若い女性を増やすために、先ほど、各地域で就農イベントを開催していると申しましたが、都市部でもやっております。その中で農業のイメージを変えろという意味で、農業のすばらしさ、農業もかっこいいんだということを御紹介するという意味で、昨年、県内から若手の女性も含めた二十名の農業をされている方々を紹介する冊子を作成して、広く就農イベント等でも紹介しております。その中で女性の方にも佐賀県の農業に関心を持っていただくこと、そういう取組を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱそれでは、新規就農者を育成、確保するためのシステムについてお尋ねいたします。

唐津東松浦地区では、令和六年度にイチゴとアスパラガスのミニトレーニングファームを整備し、就農希望者に対し、県やJA、生産部会等と連携して、野菜栽培の知識、技術などの研修を実施されております。令和六年度には、さらにキュウリと中晩柑のミニトレーニングファームの整備が計画されており、地域で新たな担い手を確保、育成する体制の構築が進んでおります。

そこで、県全体では、新規就農者を確保、育成するシステムとしてどのようなことに取り組まれているのか伺います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ県全体で、新規就農者を確保、育成するシステムにどの

ように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

県では、新規就農者を確保、育成していく仕組みとして、就農希望者の呼び込みから、栽培技術や経営ノウハウを習得するための実践研修、さらに、就農する際の農地の確保や栽培施設・機械の整備まで、切れ目ない支援に取り組んでおります。

具体的に幾つか取組を御紹介いたします。

まず、就農希望者の呼び込みにつきましては、先ほど御紹介した就農啓発セミナーを県内外で開催しております。

また、研修関係ですが、平成二十九年度から、学びながら模擬経営を行うことができるトレーニングファームの整備を進め、現在、県内に園芸で五カ所、畜産で一カ所の計六カ所を設置しているところでございます。

また、生産部会内の優れた農家の方を指導者として位置づけまして、新規就農者を育成するトレーナー制の推進にも努めております。

令和五年度からは、トレーナーの圃場の近くに小規模な研修ハウスを整備し、就農希望者に対して研修を行うミニトレーニングファームの整備に取り組んでおりまして、先ほど委員からも御紹介がありました。令和五年度は四カ所、今年度は三カ所の整備を進めているところでございます。

このほかにも、営農開始に必要な園芸ハウス・機械導入や農地の取得に対する支援、園芸団地の整備、また、高騰するハウス建設費への対応といたしまして、農業をやめられる方の中古ハウスを新規就農者に継承する仕組みづくり、こういったことにも取り組んでおります。

本県農業が将来にわたり持続的に発展していく上で、意欲ある新規就農者を確保、育成していくことは、極めて重要な取組です。引き続き、市町、JANAなどと連携し、しっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱいろいろと取り組まれております。しかし、なかなか後継者ができない。なぜだろうか。やっぱりもうひとつ内容を考えていろいろしてもらって、若い世代の方が農業をやってみようと、そういうふうに思うような取組を今後進めていただきたいと思っております。

これで終わります。

○古川委員長Ⅱこれで質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後二時二十四分 休憩

午後二時二十五分 開議

○古川委員長 Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古川委員長 Ⅱまず、甲第四十三号議案中本委員会関係分、乙第六十四号議案、乙第六十七号議案、乙第七十四号議案及び乙第七十六号議案、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長 Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○古川委員長 Ⅱ最後に、九月定例議会から引き続き審議中の

一、産業労働行政について
一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○古川委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正な

どを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。どうも御苦
労さまでした。

午後二時二十七分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子

農林水産商工常任委員長	同	副委員長	同	同	同	同	同	同	同	同	同
古川裕紀	野田勝人	田中秀和	古賀陽三	酒井幸盛	田中憲尚	森山誠之					
會議録署名者	會議録署名者	會議録署名者	會議録署名者	會議録署名者	會議録署名者	會議録署名者					

令和六年十二月十日（火）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長 青木 一功

副委員長 猪村 利恵子

理事 指山 清範

〃 藤崎 輝樹

委員 木原 奉文

〃 池田 正恭

〃 弘川 貴紀

〃 坂口 祐樹

〃 木村 雄一

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

十二月十一日(水)	十二月十日(火)	月日 順序
藤崎 輝樹 193 頁	(現 地 視 察)	1
木村 雄一 201 頁		2
弘川 貴紀 215 頁		3

午前十時二分 開会

○青木委員長Ⅱ皆さんおはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○青木委員長Ⅱ会議録署名者として池田正恭委員、坂口祐樹委員、藤崎輝樹委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。す。

なお、明日十一日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。す。

本日はこれで散会いたします。玄関前にお集まりください。

午前十時三分 散会

速 記 者 木 村 佐 知 子

令和六年十二月十一日（水）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長 青木 一功

副委員長 猪村 利恵子

理事 指山 清範

〃 藤崎 輝樹

委員 木原 奉文

〃 池田 正恭

〃 弘川 貴紀

〃 坂口 祐樹

〃 木村 雄一

午前十時二分 開議

○青木委員長Ⅱ それでは、ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○藤崎委員Ⅱおはようございます。藤崎でございますけれども、まず質問に入る前に、「SAGA2024」国スポ・全障スポ、本当にお疲れさまでございまして。私自身、時代の一ページに立ち会えたような気がいたしまして、本当に大変感激いたしました。体育からスポーツへ名称が変わる、その意義も私なりにしっかりと受け止めることができました。

県議になって一ヶ月の頃ですけれども、今でも覚えているのが、スポーツの振興ということで、それこそ同委員会の指山議員さんのほうからスポーツへの支援ということで話がありました。当時はなかなか私自身、どうしても体育、支援するのであればクラブ活動というような、そういった切り口でしか見ることができませんでしたが、こういった時代の趨勢の中で、今回、やっとその意義、スポーツのすばらしさというものを感ずることができました。そういった意味でも、これからの佐賀県政を引っ張っていくSSP構想というものに大きく期待をしているわけでありまして。

そういったことを申し上げて、今回、本来一点のみの質問にしようかなと思っております。知事の演説でありまして、一月には空港条例の改正と申しませうか、提案をするということで、基金を積み上げるということであります。要は防衛省からの着陸料、本来であれば、受益と負担ということでは、当

然着陸料はしっかりと一般財源に受け入れた後に使うべきところに使っていくべきであろうというふうに考えているわけでありまして。当然、執行部のほうにおかれても、着陸料に関しては一般財源として受け入れ、その使途につきましては、予算整理上、佐賀空港の滑走路や航空灯火など空港施設の維持管理に使用しているということでもありましたから、私は本来、しっかりと空港の維持管理、また、これからの発展に向けて使っていただきたいというふうに感じているわけでありまして。

特に空港は非常に運営が難しい、特に地方管理空港は大変厳しい状況にあるわけでありまして。コロナであったり、また外交の影響というものを受けて、いつどこが路線が撤退するかも分からない、そういう大変難しい、民を抱えた中の事業でありますから、それこそしっかりと財源を確保していただくことは本当に頼もしく思うわけでありました。それが今回、意図せぬ、私自身、唐突感というものを覚えておりますけれども、一定の形で使われるということが前もって定められていると、しかも二十年間。十年後、二十年後、我々県議はそこにいるかどうか分からないし、知事もそうでありましょう。そういった中で、果たして縛っているのか。単年度会計の予算をこの先ずっとそういった形で決めつけておいてよいのであろうか。もっと言えば、であればもっとほかにも、漁業の振興ということであるならば、農業の振興もありましょうし、地域の振興もあるわけでありまして、もっと言えば防衛省としてそういったための交付金もあるわけでありまして、本来あるべき形で予算というものは受け入れ、執行していくのが正しいことであらうというふうに思うわけでありまして。

そういったこともあって、数年前からの議論というものに対して非常に違和感があったものから、今回、そこをしっかりとただしておきたいというふうに考え、質問しようと思いました。

そこで、早速質問のほうに入らせていただきますけれども、改めてあります。佐賀空港の建設費について、事業費はどのようになっていたのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○田中空港課長 九州佐賀国際空港の建設費、事業費についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港建設工事に係る事業費は、約二百五十一億円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員 Ⅱそれでは、これまで実施してきた施設機能強化、しっかりとやってきていただいたというふうに理解をしております。その事業費についてお伺いいたします。

○田中空港課長 Ⅱ施設機能強化の事業費についてお答えいたします。

これまで九州佐賀国際空港の施設機能強化といたしましては、駐機場、いわゆるエプロンの拡張ですとか、第四駐車場の造成、また、ターミナルビルの拡張補助など、合計で約九十五億円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員 Ⅱでは、その佐賀空港の収支であります。

本来空港は、やはり交通の要、拠点として、しっかりインフラとして、その機能を多面にわたって発揮してもらわなきゃならない。要は収支で議論するよりも、むしろしっかりと支えていく、そういった切り口で本来議論するべきであらうと思うんですが、やはりここは私は、そこに税金を投じているという観点からいえば、佐賀空港の収支についてもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中空港課長 Ⅱ九州佐賀国際空港の収支についてお答えいたします。

令和五年度についてでございますが、歳入が約一億三百万円、歳出につきま

しては約四億二千七百万円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員 Ⅱありがとうございます。

ちょっと急ですけれども、平成十年に開港して、これまでの累計がもし分かれば教えていただきたいんですけれども、大丈夫ですか。

○田中空港課長 Ⅱこれまでの累計ということについてお答えいたします。

歳入につきましては二十八億六千万円ほど、また、歳出につきましては九十三億六千万円ということになっております。

以上でございます。

○藤崎委員 Ⅱということは、差額でいえば大体六十四億円ほどの手出しかなというふうに思うわけがあります。

そうすると、当然これを開港した年数で割れば、大体年間どのくらい要するというのは分かるわけでありましてけれども、いろんな事業をやっている中で、野田理事さんが空港課長の頃、議論させていただいた記憶があるんですけれども、例えば、給油タンクですね。給油タンク、これに絡んでも当然予算を執行されてきたし、また、その給油タンクを担う人件費等についても補助をやってきたかと思うんですね。こういったことについては、いわゆるこれから発展すればするほど、また増設しなきゃならないかもしれないし、今あらゆる面、ところで人材不足ということが生じています。

特に危険物を取り扱うという意味においては、当然しっかりとした給油体制を取っておかなければならないわけでありまして、これがまた、要はいつ何どきその委託金が減るかも分からないということを思うと、やはり佐賀県としてはしっかりとした財源を持って支えていくことも大事だろうというふうに考えていますけれども、その大事な部分といえは、やはり収入をいかに増やしていくかということだろうというふうに思います。路線、そして増便、そういっ

たことに取り組んでいくことが大事だろうというふうに思うわけですが、現在の利用状況について、令和五年度の利用状況について、平成三十二年と比べてどうであったのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 令和五年度の利用状況について、平成三十二年との比較ということでお答えいたします。

令和五年度の利用者数につきましては約五十三万二千人となり、平成三十二年の約八十一万九千人と比べますと、約六五%の回復率となっております。

この内訳でございますが、国内線が約四十四万三千人、国際線が約八万九千人となっております。平成三十二年からの回復率で申しますと、国内線全体では約七五%、そのうち羽田便が約九二%となっております。また、国際線につきましては、全体で約三九%の回復率となっております。そのうち台北便が約一〇七%などとなっております。

以上でございます。

○藤崎委員 コロナ以前は本当に大変勢いを持って利用者が増えている、伸びているというものを実感できました。コロナで大変厳しい状況になりました。ただ、その間、機能強化というものをしっかりやっていただいたことによって、これからが楽しみなわけです。

じゃ、その利用の促進についてであります。

現在の利用促進の取組とその費用はどうかお伺いをいたします。

○田中空港課長 利用促進の取組とその費用についてお答えいたします。

主なものでございますが、事業者や住民等の九州佐賀国際空港への積極利用の意識の醸成ですとか、また、路線の認知度向上を図ります。マイエアポート運動推進事業といたしまして、令和五年度決算額で申しますと約五千五百万円となっております。

また、国際線の利用促進を図る九州佐賀国際空港国際線広報事業といたしましては、令和五年度決算額で申しますと約二千四百万円となっております。以上でございます。

○藤崎委員 いわゆる好循環をこれからつくっていただきたいと、やはり東京便の増便化を図れば、利便性が上がってより多くの方が利用すると。そうすれば利用率が上がってまた次の便へとつながっていくというような、そういう好循環を生み出していきたいというふうに考えていますけれども、その路線の誘致についてであります。

既存路線の増便や新規路線誘致にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 既存路線の増便ですとか路線誘致についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港や佐賀県、福岡県南西部、九州、こういった魅力を発信しながら利用促進を行っているところでございます。

運航会社に対しましては、既存路線の増便や新規路線誘致、そういったものについて魅力を発信しながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 今、佐賀空港を使ってある方は確実に次も使われると思うんですが、やはりまずは使っていただくことが大事だろうというふうに思います。特に、有明海沿岸道路がつながって延長していく中で、福岡南西部は、以前お聞きしたら、四割ぐらいの方が今使われて、六割ぐらいの潜在需要があるというような意見を、これ何年前だったから今がどうなのかちょっと正確じゃないかもしれませんが、要は潜在需要が多くある、そこにいかに売っていくかということも大事だろうというふうに考えております。

その佐賀空港が目指すその将来像についてお伺いしておきます。

現在の佐賀空港の姿というものを県はどのように評価しているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 佐賀空港が目指す将来像についてお答えいたします。

二〇一五年に策定いたしました「佐賀空港がめざす将来像」に沿いまして、利用促進、機能強化に取り組んだ結果、平成二十九年度には需要予測である七十三万七千人を突破いたしました。また、翌年である平成三十年には過去最高となる約八十二万人の利用者数を記録したところでございます。

また、施設の機能強化にも計画的に取り組ましまして、九州におけるゲートウェイ空港としての役割を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員 今年二月にこの新たな資料を頂きまして見せていただいて期待をするところではありますが、その実現というものはなかなか容易ではなからうというふうに思うわけがあります。

それでは、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 佐賀空港がめざす将来像二〇二四」を実現するための取組についてお答えいたします。

九州のゲートウェイ空港として九州佐賀国際空港が発展することが、九州の発展につながるものと考えております。既存路線の増便や新規路線就航に向けた滑走路延長と、全ての航空機の円滑な運航を可能とする平行誘導路の整備、こちらにセットで取り組んでいくところでございます。

また、引き続き、国内外のハブ空港との路線を強化いたしまして、「持続可能な空港運営体制の構築」にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員 将来像については具体的にしっかりと一問一答で議論を詰めていくべきでありますけれども、今日はそこは省いてやらせていただきたいという

ふうに思います。

では、佐賀空港条例の改正についてであります。

改正の内容について、二月議会に上程を予定している条例改正の内容はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 佐賀空港条例改正の内容についてお答えいたします。

防衛省が支払う着陸料のほか、滑走路を占有する行為の明確化について改正を検討しているところでございます。

後者につきましては、本年二月に発生いたしました米軍ヘリによる佐賀空港滑走路上空の低空飛行、いわゆるローパスについて、条例違反はなかったのですが、事前連絡がない施設の占有行為に当たりましたので、空港の安全管理上問題だと認識しているところでございます。今回、ローパスやローアプローチ、そういった滑走路を占有する行為の明確化を図るべく、改正を検討しているところでございます。

また、前者につきましては、「民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、着陸料を合計百億円（年五億円を二十年間）支払う」という県と防衛省との間の合意事項につきまして、防衛省が支払う着陸料に係る改正を検討しているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 ちよっとイレギュラーであれですけれども、要は応分の負担として着陸料をいただくということだと理解をしますけれども、県は着陸料として受け入れるわけですよ。防衛省はどういう目的でこれを支払われることになるのでしょうか、その理解についてお尋ねいたします。

○田中空港課長 この応分の負担として防衛省がどのような形で支払われるかという御質問でございました。

こちらの御質問につきましては、何分相手が考えることであると思っております。

ますので、私のほうからどういったものかというのをお答えすることはちょっと難しいかなと思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ受け入れる側は着陸料、では、防衛省はどういう目的で支払われるのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

○引馬地域交流部長Ⅱ今の御質問に対して私のほうからお答えを申し上げます。

今、田中課長のほうから県と防衛省の合意について御説明をさせていただきます。防衛省が支払う着陸料について年五億円を二十年間、百億円というところでありますが、この合意の中で、あわせてこういった内容が合意されております。すなわち、「佐賀県は防衛省が支払う着陸料収入をもとに有明海漁業の振興を行うための『漁業振興基金』を創設する。」ということ。それから、「環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合に、国による補償等が行われるまでの間、必要な費用を無利子で貸し付けることなどができるようにするため、『補償基金』を創設する。」ということが併せて合意をされているわけでございます。

こういった合意に基づきまして、今後、防衛省のほうから支払われる着陸料について具体的に検討していくというふうに承知をいたしております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ引馬部長さんが言われたとおりなんですけれども、ここが非常に分かりにくくて、防衛省は本来、漁業の振興のための事業資金として着陸料を払うことはできないというような理解を私はしております。だから、要は、防衛省は着陸料を払う目的は、あくまでも着陸料として、それを佐賀県が一般会計として受け入れて、そして、基金として積む。だから、その内容については、防衛省は何ら縛るものではなくて、むしろ佐賀県側がそういう使い道をする

るといふふうに定めているのであって、私は防衛省の目的は、決して漁業の振興ということで着陸料を払うものではないというふうな理解をしているわけがあります。このところが、実は以前から議論をされていてなかなか合わないとどこでありました。

防衛省が漁業の振興を目的に支出するのであれば、初めからそういう目的で払えばいいものの、しかし、使途として事業をすることができないということだから着陸料として払う、そういった議論があったと思うんですね。だから、ここのところは非常に私は県のありようとして議論をしていかなきゃならないと。無論、今、部長がおっしゃるとおり、当然地域交流部としてはそういう理解であるかもしれませんが、山口県政においてこういったやり方というのは、私は非常にまずいというふうに理解をしております。

それで、改正の役割分担、そのところの議論、どうしても地域交流部としての議論と政策部としての議論、ある意味、同じ山口県政とはいえ、やはり立ち位置があるかと思うわけでありまして。条例の改正について、空港課と政策部との役割分担はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ条例改正の役割分担についてお答えいたします。

空港課につきましては佐賀県佐賀空港条例の改正、また、政策部につきましては基金条例の創設という役割分担をしております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱでは、その着陸料について改めてお伺いしますけれども、現在の着陸料は空港条例で航空機の重量などで決められておりますが、防衛省の着陸料はどのような基準で決められるのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ着陸料についてお答えいたします。

佐賀空港の自衛隊使用要請に関して、県と防衛省との間で、「民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、着陸料を合計百億

円（年五億円を二十年間）支払う。」と合意したものと承知しております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱでは、その防衛省が支払う着陸料について、改めて聞いても答弁は分かっておりますが、防衛省が支払う着陸料を空港の維持管理費に充てる、そういった考えはないのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ先ほどの繰り返しになりますけれども、佐賀空港の自衛隊使用要請に關しまして、平成三十年八月に知事と当時の小野寺防衛大臣との間で、「民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、着陸料を合計百億円（年五億円を二十年間）支払う。」ことを合意したものと承知しております。

あわせて、「佐賀県は、防衛省が支払う着陸料収入をもとに、有明海漁業の振興を行うため、『漁業振興基金』を創設する。環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合に、国による補償等が行われるまでの間、必要な費用を無利子で貸し付けることなどができるようにするため、『補償基金』を創設する。」ことを合意したものと承知しております。

このような経緯を踏まえて、今後検討されていくものと承知しております。以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ補償基金については私は理解をいたします。これはむしろ漁業に限らず、漁協に限らずですね。陸地においても事故があるかもしれない。あつてはならないことですが。もちろん、先日、一般質問の中で古賀陽三議員さんが質問された中で、同様にそれは行うんだというふうな答弁がありました。ただ、それは、私はそれこそ基金を積んで、そこからやるべきだろうというふうに思うわけでありませう。

ちよつと確認をしたいんですけれども、今現在、着陸料は何に使用しているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ現在の着陸料についてでございます。

現在の着陸料につきましては、空港の維持管理に充当しているものでございます。以上でございます。

○藤崎委員Ⅱそうあるべきであろうというふうに思うんですけれども、一次的にはそうあるべきだと。二次的に地域の振興であつたり、もちろん海の環境であつたり、そういったことの振興であつたり、そういったことは理解できなくもないんですね。

では、今回防衛省が支払う着陸料も、本当であれば今言われたそういった使途に使うべきであろうと思うんですが、そういう維持管理に今現在使っている着陸料を防衛省に限っては使わないというのであれば、私はこれは着陸料と言ふべきではないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ先ほど藤崎委員から、今回の防衛省の着陸料については着陸料と言ふべきではないのかという御質問でございました。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、佐賀空港の自衛隊使用要請に關しまして、県と防衛省との間で合意したものと承知しております。以上でございます。

○藤崎委員Ⅱその防衛省の配備ということでありませうけれども、では、防衛省の配備に關して、これからどういった準備が必要となるのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ防衛省の配備に対する準備についてお答えいたします。今後、自衛隊の運航計画が具体化していくと考えております。その具体化していく中で精査していくものと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱそういうことであれば、追加で見込まれる費用という質問に対してもさほど変わらないのかなと思いますが、防衛省配備により追加で見込まれる費用、ハード、ソフトを含めてどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ追加で見込まれる費用についてお答えいたします。

今後、全体の離着陸回数が増えていくことから、維持管理についても増えることは想定しております。しかしながら、その程度というのは小さいものと考えております。

具体的には、旅客機と自衛隊機との重量差を考慮いたしますと、自衛隊機が滑走路の維持管理に与える影響は小さいものと見込んでおります。追加で見込まれる費用につきましても、自衛隊の運航計画が具体化する中で精査していくものと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ私は無論、高度な政治判断がある中で、担当課としては非常に物が言いづらい、当然公務員としての組織としてもやむを得んのかなというふうな気もいたしております。されど、私は矜持を見せていただきたいというふうに思うわけであります。

防衛省は漁業の振興の事業はできないですね。佐賀県としては漁協の国に対する不信を除きたい。そういった思いの中でつないだのが着陸料なわけであります。

しかし、本来着陸料というものは、先ほど言っていたように、空港の維持管理、安全面、そういったところにしっかり充てていくと。そして、佐賀県勢の発展につなげていく。そういった固有の財源であるべきであろうというふうに私は思うわけであります。それを私は、知恵を出して、要は何とかつなげられないかということでもって無理やりつなげたというふうに受け止めざる

を得ない。そうすると、一番の問題は何かというと、私は県民の理解は絶対に得られないというふうに思うわけであります。

一つには、佐賀県議会は、当然行政は単年度会計、毎年度毎年度審議をして、そして、徹底的に議論して議会が議決をする、そして執行していく。そういった単年度会計の中で、二十年にわたって一般財源のうちの五億円を固有の財源として使っていくことを約束するというのは、私はどう考えてもおかしい。

そして、議論の中で質問させてもいただきました、要は空港を運営するというのは非常に難しい。名古屋空港もそういった意味では防衛省から着陸料を取っております、しっかりと。そういった中で、佐賀県としても本当であれば累積として六十四億九千万円、これを埋めていくというのは正直難しいわけです。よね。というのは、やはり民間航空機をいかに引つ張ってくるか。そして、人口が減っていく中で交流人口をいかに増やしていくかが求められている中で、佐賀空港には大きな期待をされている。そうすれば、やはり着陸料を減免はできても、なかなか上げていくことは難しい。だから、経営が厳しいのが実情だと思っております。

そういった中で、今回、防衛省の着陸料をしっかりと一般会計で受け入れて、そして、本来あるべき空港に充てていくことができれば、言葉は正しくありませんが、一石二鳥。つまり、どんなときも、いつ何どき路線が撤退しても、便数が減ったとしても、これは県がどう努力してもできない場合があります。コロナがそうでありました。また、外交の影響もありました。そういったときでも安定して安全面を確保できる、維持費をしっかりと保っていきける。民間の企業がそこで仕事をしている、そういった人たちが職員を減らさなくて済む。つまり、どんなときもしっかりと維持していける、そういった財源がまず一つできる。

もう一つは、一般会計から毎年四億円から五億円当然入れているわけですよ

ね。これを入れなくて済むとなれば、その事業は県民福祉の向上に回せる。つまり、そういった意味で今回、防衛省からの着陸料の収入というものは、私は佐賀県にとって非常にありがたい事業となるなということを期待したわけであります。

そして、漁業の振興というものに関しては、これは物すごく大事ですから、本来あるべき農水省、そして、しっかりとまた官邸と立ち会って議論をして、佐賀県も応分の負担をして、一般会計の中から毎年度毎年度、長期的視点、中期的視点も大事でしょう。そういった観点からも予算をしっかりとつけていく、それを県議会に求めていく。無論、我々県議会は、有明海だけじゃありません、玄海もそうであります。やはりそういったところをしっかりと守っていく、そういった観点で議論をしていくべきであつたらうと私は思うんですね。

私はこうあるべきだということを壊されたような気がして非常に残念だし、何よりもこの佐賀空港は、池田県政のときから香月県政、そして井本県政へと三十年かけてつくり上げた、本当に佐賀県の矜持としての空港であります。私も議員になる前、実は佐賀空港の駐車場の現場で働いたことがあります。あそこで仕事をしながら、上を見て、ああ、ここに飛行機が飛んでくることなるばいねと二十代の私は期待をしたわけでもあります。

多くの方が佐賀空港に期待をして、何よりも、私は県のOBの方と話をすることがたまにあります。そういうときには、本当にこの佐賀空港をいかに自分たちが信念を持って、これからの佐賀県のためにはこの佐賀空港は絶対に必要なんだと、小さな佐賀県だけど、引けを取らない交通の拠点として、この佐賀空港を何としても造りたいんだという思いが本心にひしひしと伝わってくるわけです。

そういった中で、この佐賀県勢の発展のための佐賀空港をいかに守っていくか、そして、次の世代へつなげて発展させていくか、これのためには防衛省の

着陸料というものは固定の固有の財源として私は非常にありがたいというふうに思ったわけであります。

そういった観点から、引馬部長さん、私は今回、この防衛省からの着陸料というものは、やはりまずは空港の維持管理に使うべきだと。全部とは申しませんが。安全面のための保障基金としてもこれは必要です。だから、一定の額をそつちに積む、分けて積む。農業振興についてはちゃんと議会に真正面から訴えて一般財源でやるべきだ、そして、国へまたいろんな補助等を求めていくべきだと思うんですけども、私の意を酌んで御答弁いただきたいと思えます。(答弁に漁業者の視点が抜けていますよ」と呼ぶ者あり)

○引馬地域交流部長 〓お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、九州佐賀国際空港は県民の方々の大変重要な移動手段であるばかりでなく、今や県外の方々、そして、国外の方々も含めて大変御利用いただいております。私もそういう点では、佐賀県としてこの貴重な資源、これをしっかりと維持、さらに発展させていくという思いで私ども地域交流部、汗をかかせていただいております。

そうした中、他方で、この自衛隊の駐屯開始に向けて、私ども県庁一九となつて、防衛省との間で大変真摯で綿密な協議を重ねてきたところ、これもまた事実でございます。また、そうした点では、自衛隊の駐屯開始に向けて、周辺の方々、とりわけ有明海の漁業者の方々を含めて、どうしたら安心してこの自衛隊の駐屯を迎え入れるのかといったところ、こういったところも私どもなりに大変真摯に調整してきたところでございます。そうした中で、先ほど来御説明を申し上げております、防衛省との間の合意という形になったわけでございます。

いずれにいたしましても、大変重要な九州佐賀国際空港、御答弁申し上げているとおり、維持管理については大変重要なポイントです。今現在の着陸料は

この維持管理に充て、そして、不足しているところにつきましても、県民の方々から貴重な税金等をいただいで、一般財源をしっかりと入れてやっているところがございます。

私ども、九州佐賀国際空港をしっかりと発展させていくところ、これは委員と同じ思いを共有しております。しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ要は、漁業の振興、有明海の振興はやらなきゃならない、当然であります。これは農水省にしっかりと訴えていく、環境省にしっかりと訴えていく、そして、官邸に訴えていくということが大事であろうと。それでもっと言えば、防衛省の交付金の中で、そもそも地域の振興であったり、漁業の振興もできるわけでありますから、そういった部分で取り組んでいく。国への不信感があるというのであれば、しっかりとそれは、何でそうなのかというところを踏まえて、私は今回のことで漁業者の方の万全の信頼感というものは決して築けるものではないというふうに思うわけであります。やはり一朝一夕にできない。豊かな有明海を取り戻してこそ初めて、漁業者の皆様も、ああ、県はやってくれたなというふうに思ってくれるわけであり、その先に国に対する信頼感もあるんだらうというふうに思うわけであります。

漁業の振興は当然やらなきゃいけない。でも、そのことと着陸料と別でしょうと、これは別でしょうと。じゃ、佐賀県民の多くの方は、防衛省が払う着陸料、これは全部漁協に、漁業の振興に使おうとばいと言ったときに、どれぐらいの方が賛同できるのかなと思うんですね。本当に今回、もちろんこういった議論はここで本来すべきじゃないというふうにも思いますが、しっかりと一般質問等でもこれまでやらせていただいで、二月議会、基金の条例案も出ろうかと思いますが、またそこでもしっかりとやらせていただきたい。

佐賀空港は県の矜持、以前から言わせていただいでいますけれども、私はそういうふうには受け止めております。だからこそ私は、本当にこういった議論をしっかりとやって、県民の皆様には理解をいただいで、そして佐賀空港を使っていたきたい、そう思うのであります。そして、使うことで、より利便性が高まり、好循環の佐賀空港として、本当にこれまでの先輩方が取り組んできた努力が報われて、そして、佐賀県の発展も安泰だろうというふうに思う。その信念で今回改めて、ここでは非常にやり取りが難しい質問でありましたけれども、訴えさせていただきました。

先ほど視点が抜けているというような言葉もありましたが、決してそうじゃありません。ということは強く申し上げておきたいと思っております。

以上であります。

○木村委員Ⅱ公明党の木村でございます。それでは、所管事項につきまして大きく三問質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

最初の質問は、スポーツビジネスの推進についてであります。

「SAGA2024」国スポ・全障スポは、県民にとってスポーツの持つ力を体感できた大変貴重な大会ではなかったかと思っております。執行部の皆様はじめ、大会運営に携わっていただいた全ての皆様の御尽力に対しまして、私からも心から御礼を申し上げます。間違いなく後世に語り継がれる素晴らしい大会となったわけでございますが、大事なことはこれからであります。

今大会を機に高まったスポーツに対する関心、そして、スポーツの持つ価値を大切にしていける機運というものをより高めていく必要があると考えております。特に、今回活躍していただいた選手の皆さん、そして、これから活躍が期待される次世代の選手の皆さんをしっかりと支えていくことが重要であり、佐賀から世界に挑戦するトップアスリートを育成するSSP構想が、確実に選手の将来を支える仕組みとして確立していくことを強く望むところであります。

また、今議会では、SSP構想推進条例制定についての検討状況の報告がされており、その中でスポーツビジネスの推進についても明記をされると伺っております。

条例の制定を契機としまして、県内でスポーツビジネスが発展をして、県内アスリートにとって大きな追い風となることを期待いたします。

しかしながら、スポーツがビジネスとつながり、そこで得られた収益がアスリートに還元される好循環を生み出している世界の潮流に比べまして、日本ではスポーツビジネスイコールプロスポーツと誤解している方が多く、そもそも何がスポーツビジネスに当たるのかを正しく理解できている人は少ないのではないかと感じております。

そうした中で、県内の和菓子店がアスリートの声を基に、あんこによる補食を商品化するなどの、県民にとってスポーツビジネスをイメージしやすい好事例が出てきたと伺いました。先日、その和菓子店に私伺いまして購入をさせていただきました。(実物を示す)このようにパッケージされたものであって、実際に食べてみました。味はもちろんおいしいんですけども、やはり保存も良くし、特に海外とか全国で試合を経験されている方にとっては非常に使いやすいアイテムとか、すばらしい栄養補給食というんですかね、こういったものがどんどん出てくればなと思ったところです。こしあんとか粒あんともう一種類あると伺っておりますけれども、ぜひこういった商品が普及していけば、特にアスリートの皆さんに広く普及していけばなと期待をしたところであります。

そこで、今回の私のまず最初の質問となりますけれども、二月議会一般質問でもお聞きいたしました。佐賀県がスポーツビジネスの振興に取り組む意義について、いま一度確認をさせていただきます。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ県がスポーツビジネスの振興に取り組む意義についてお答えいたします。

世界では、健康産業や食品産業、ICT産業、ツーリズムやエンタメ産業など、様々な産業がスポーツを活用して新しいサービスや商品を生み出し、その収益がさらなるスポーツの振興につながる好循環を創出しています。

ただ、残念ながら、こうしたスポーツとビジネスの距離は日本ではまだ遠いのが実情でございます。スポーツは人々の共感を得やすいコンテンツであり、だからこそビジネスと結びつきやすく、広がりもあると考えております。県内にはサガン鳥栖、久光スプリングス、佐賀バルナーズなどのプロチーム、また、多目的アリーナであるSAGAアリーナなど、スポーツビジネスと結びつく可能性のあるスポーツ資源が豊富にございます。

SSP構想を掲げる佐賀県が、スポーツビジネスの振興に取り組むことにより、県内企業によるスポーツを活用した新たなサービス、商品は、県内だけでなく国内、さらには海外も視野に入れた事業展開が可能でございます。そして、そこにはアスリートが関わる余地も大きく、アスリートが引退後にビジネスで活躍できる環境づくりにつながります。そして、その広がりにはスポーツビジネスによる収益となり、次世代の育成に還元されるものと考えております。これは、SSP構想が目指すアスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネスシーンが広がる社会につながるものでございまして、ここに県がスポーツビジネスの振興に取り組む意義があると考えております。

以上です。

○木村委員ⅡSSP構想の完成を目指す佐賀県が、しっかりとこのスポーツビジネスに取り組んでいく意義というものの深さを再認識させていただきました。

県民とスポーツとの関わり方については五つ示しておられます。その中で、稼ぐというところがスポーツ文化の裾野を広げていく重要なキーワードとなると私は思っております。繰り返しになりますが、全国的にまだなじみが薄い分

野でありますし、他県でもなかなか取組事例が少ないという中で、試行錯誤を繰り返しながら取組を進めてこられてきていると思っております。

そこで、昨年度はどのような取組を行ってこられたかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ昨年度の取組についてお答えいたします。

昨年度は大きく三点の取組を開始いたしました。一点目は、県内のスポーツ資源と企業とのマッチング、二点目は、県によるスポーツビジネスの実験、三点目は、県内事業者への周知でございます。

一点目の県内のスポーツ資源と企業とのマッチングでは、スポーツ庁の事業を活用し、久光スプリングス、佐賀バルナーズ、佐賀県山岳・スポーツクライミング連盟の三団体がそれぞれ民間企業と新たに事業に着手されました。

二点目の県によるスポーツビジネスの実験といたしましては、SAGAアリーナのプレミアムフロアを活用して、女子バレーボール日本代表の紅白戦の際に、スポーツホスピタリティーの実証事業を実施いたしました。

三点目の県内事業者への周知といたしましては、県内の事例紹介を中心に、SSPスポーツビジネスシンポジウムを開催し、スポーツビジネスに対する機運醸成を行ったところであります。

以上です。

○木村委員Ⅱ三点御答弁をいただきました。県内企業の皆さん、そして、広く一般県民の皆さんにとっても、とにかくこのスポーツビジネスという言葉自体を知ってもらうきっかけづくりの一年に取り組みされたのではないかなというふうに思いました。

それで、このきっかけづくりも含めましてですけれども、県としての昨年度の取組をどのように総括しておられるのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ昨年度の取組の成

果についてお答えいたします。

委員おっしゃいましたように、全体的にスポーツビジネスの事例が少ない中で、県内で三つの事業者が具体的に事業に取り組みることができたことは大きな前進と考えております。

また、シンポジウムで県内における具体的な事例を報告できたことで、参加した県内の事業者の方々がスポーツビジネスをより身近に感じるきっかけとなったと考えております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ知ってもらったきっかけづくり、スタートを切れたというような総括だったかというふうに思っております。

とにかくなじみが薄い分野で、なかなか知られていないワードを用いて事業を展開されていきますので、課題があつて当たり前だということふうに思っているんですけれども、いろいろと検討を重ねる中で、今年度はどのような取組を行われているのかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ今年度の取組についてお答えいたします。

今年度も昨年度に引き続き、大きくは県内スポーツ資源と企業とのマッチング、県によるスポーツビジネスの実験、県内事業者への周知の三点について取組を実施しております。

一点目の県内のスポーツ資源と企業とのマッチングでは、今年度から新たに県内事業者のスポーツビジネスへの新規参入に向けた掘り起こしのための相談事業や、事業者のビジネスプランを磨き上げてスポーツビジネスのロールモデルを創出する伴走支援事業等を実施しております。

二点目の県によるスポーツビジネスの実験といたしまして、SAGAアリーナのプレミアムフロアで、国スポにおきまして初めてスポーツホスピタリ

ティーの実証事業を実施いたしました。

このほか、今年の十一月から、「SSP推し活プロジェクト」と称しまして、県内店舗での飲食代金等の一部が佐賀バルナーズや久光スプリングスのユー・スや中高生アスリート、女性アスリートの活動費に還元される実証事業を実施しております。

三点目の事業者への周知につきましては、来年三月になりますけれども、伴走支援事業の磨き上げのプロセス等を含めた成果報告のセミナーを開催することとしており、県内事業者にスポーツビジネスを認知していただき、広めていきたいと考えております。

以上です。

○木村委員 今、様々な御答弁をいただきました中で、「推し活プロジェクト」ですか、先ほどこちらの商品、(実物を示す)三つ買いますと、幾ら以上だったか忘れましたが、チケットを頂きました。こちらのチケットで、長い番号が書いてあって、何かサイトに登録してクーポン番号を入れるとポイントがついて、それで、先ほどおっしゃったように、プロスポーツチームとか、五つぐらいの項目にポイントを付与できるというようなことで体感をしてまいりました。なかなか入りづらくて、たどり着くまでちょっと時間を要したんですけども、中高生アスリート部門というところがあったので、百ポイント入れさせていただきました。少しでも応援につながればというふうに思っているところではあります。

先ほど伴走支援とか相談窓口等の設置でいろいろな対応をなさっているというところとございました。実際のところ、そうした県の事業に対して、どのような事業者からどのような相談があっており、どのような支援をしているのかお伺いをいたします。

○田久保 S A G A スポーツピラミッド推進グループ推進監 事業者からの相談

及び支援内容についてお答えいたします。

今年度、伴走支援を行っているのは二事業者になります。

一つは、高校生の部活の指導を実際に行われている整体院を経営されている方なんですけれども、部活動をする高校生の補食が不十分なことに課題感を持たれて、補食の重要性を伝えるとともに、地元産のお米を使ったおにぎりで補食を提供するサービスを検討されております。

もう一つは、リサイクル事業者の方ですけれども、新規事業として、シシ肉のジビエ商品を開発し、そのシシ肉の栄養素に着目され、女性アスリートに向けた販路開拓を目指されているところです。

十一月には、これら支援事業の中間報告会を実施いたしまして、スポーツの指導者やスタートアップ支援団体、金融機関などの関係者三十一名の方に御参加いただきました。報告会は、参加者から具体的な助言を募る場となりました、活発な意見交換がなされ、実現化に向けてさらに検討を進められているところです。

このほか、三社から相談を受け、対応しているところがございます。以上です。

○木村委員 今、主な相談事例を御答弁いただきました。

御答弁の中でスタートアップという言葉が出てまいりました。御案内のとおり、佐賀県では産業労働部においてスタートアップ企業を成長フェーズごとに支援する仕組みがあるわけですが、非常に相通ずるところがあるというふうに感じております。

そこで、相談してこられます事業者の皆様の中には、販路の拡大とか、そして、ITの活用、どうやったらうまくいくんだろうかと、そういった具体的な御相談があるケースもあるんじゃないかなと思います。ところが、スポーツ部局ではなかなかそうした対応が難しい場合もあるんじゃないかなというふうに

思います。そのような場合に、他の部局や関係機関とどのように連携をしようかとされているのかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ他部局等との連携についてお答えいたします。

事業者からの相談は様々ございまして、個別の課題に応じて、県の産業部局をはじめとした関係機関とも連携しながら対応しているところでございます。

具体的には、先ほど御紹介した伴走支援事業の実施に当たりましては、どの事業者の方を支援するかという選定段階から、産業労働部やスタートアップ支援団体に参加していただき、事業者からの相談に連携して対応しているところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ餅は餅屋という言葉がありますとおり、ニーズにしっかりと応えられる体制があるということがスポーツビジネスの推進につながっていくと、振興につながっていくというふうに思ったところであります。

では、次の質問に入りますが、とにかく前例のない取組でございますので、たくさん課題もあるかと思えます。本年度取り組んできた課題について、どのように捉えておられるのかお伺いをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ現在の課題についてお答えいたします。

スポーツビジネスは大企業がやるものという認識が強く、まだまだ遠い存在として捉えられていると承知しております。

昨年度の取組によって、県内でのスポーツビジネスの事例を紹介することで、スポーツビジネスを身近なものとして捉えてもらうきっかけとはなったものの、理解が十分に進んでいるとは言えないと考えております。こうしたことから、まずは挑戦してみようと思う事業者がまだまだ少ないということが課題というふう

うに認識しております。

以上です。

○木村委員Ⅱまだまだ少ないということで、私も同じ思いでございますが、勝手ながら、この佐賀県のアスリートの将来像の中に、御答弁でも少しいただきましたけれども、指導者としての姿だけではなくて、こうした、県が支援することによって展開されるスポーツビジネスを展開していただく企業の中で、こういったアスリートの経験のあらわれる方が御活躍をいただくような時代が佐賀でも到来することを想像してしまっています。様々な課題があるとはいえ、ゼヒSSP構想の推進のためにも、このスポーツビジネスというものを県内外に定着させていきたいと期待をしております。

そこで、今後の取組についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

スポーツビジネスの推進に当たっては、まずは県内での成功例や挑戦してみようと考ええる事業者を増やすことが何より重要と認識しております。このため、伴走支援のように地元の企業に寄り添い、県内で成功事例をつくるほか、県自ら民間と連携して新たな事例を考え、民間のほうへ提案していくことなどを通じて県内企業を後押ししていきたいと考えております。

こうしたことを通じまして、一つでも多くスポーツビジネスに挑戦する意欲を持つ事業者の方を増やし、県内におけるスポーツビジネスの機運をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○木村委員Ⅱ今後の発展に本当に期待をしております。

先ほど御紹介いただいた「推し活プロジェクト」、どこのお店でやっていらっ

しゃるか私全然存じ上げないんで、もうちょっと、これは一月いっぱいまでという感じで載っているんですけども、もう少し宣伝をしていただければなと思ったところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな項目の二項目に移らせていただきます。二項目めは空き家対策についてであります。

人口減少が進んでいく中で、二〇五〇年における日本の単身世帯の割合は全世帯の四四・三％に達するそうであります。二〇二〇年では二百十五万一千世帯、これが二千三百三十万一千世帯へと、三十年間で二百十五万世帯増加する見込みとなっております。また、平均世帯人員数につきましても、二〇五〇年時点で二人以上を維持できるのは佐賀県を含む十三県のみということであります。こうした変化が全国的な空き家の増加につながっていくことが指摘をされております。

本議会初日の知事の提案事項説明の中で、佐賀県は三世代同居率が高いため、二〇五〇年の単身世帯の割合は全国で五番目に低いということが紹介をされましたが、新築志向の強い県民性もあり、将来的には本県でも空き家が増え続けていく傾向が続くのではないかと懸念をいたしております。

昨今、放置された居住予定のない空き家が老朽化をし、倒壊等の危険が生じるだけではなく、闇バイトの拠点になるなど、治安上、心配されるケースも散見されてきております。そうしたことから、空き家を負の動産、負動産と言うこともあるそうですが、こうした空き家を増やさないためには、所有者の管理を明確化し、中古住宅の流通促進などの対策を行っていくことが重要だと考えております。

そこで、この項目の最初の質問ですが、本県の空き家対策の取組方針について伺いをいたします。どのような考え方で対策を行ってきているのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長 県の空き家対策の方針についてお答えいたします。

県では、住宅政策の基本計画として佐賀県住生活基本計画を策定しており、安心して住み続けられる豊かな住生活の実現を目指すことを基本理念としております。

計画では、住宅政策の方向性を示すために設定した目標の一つとして、次の世代まで引き継ぐことができる質の高い住宅ストックの形成を掲げ、その目標を実現するための基本的な施策の一つとして、「空き家の適正管理と既存住宅の有効活用」を掲げているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 今、住生活基本計画の中での基本方針を御答弁いただきました。

それでは、その方針を基に取組を進めていただいておりますが、まず、本県の現状について確認をさせていただきたいと思っております。

全国的には、昨今の人件費の高騰、そして資材価格の高騰によって、新築住宅を建てるより、中古住宅を選ぶ若い方が増えてきているというニュースを見つけたことがございます。

そこで、県内の新規住宅着工戸数の推移についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長 県内の新設住宅着工戸数の推移についてお答えいたします。

国土交通省の建築着工統計調査によると、県内の新設住宅着工戸数のうち、持ち家の戸建て住宅の戸数は令和三年度で二千三百十六戸、令和五年度で千九百十六戸と、令和三年度から令和五年度で約一七％減少しております。

以上でございます。

○木村委員 ありがとうございます。持ち家住宅の着工数は減少してきているということでした。

背景についてはなかなかばかりかねておまして、先ほども申し上げましたように物価が高騰しているということもありますし、また、家を建てるとき住宅ローンを組むわけでございますけれども、金利も上がってきておりますので、少なからぬ影響があるのではないかと思っております。しかし、この減少幅がそのまま県内でも中古住宅の需要増につながっているかという点、なかなかそのとも言えないのかなというふうに思っております。

では、次に空き家の状況についてですが、最新の住宅・土地統計調査によりますと、全国的には二〇二三年、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く、いわゆる居住目的のない空き家の数は三百八十五万戸と、これは五年前より三十七万戸増加しているというふうに報道がっておりますが、県内の空き家の推移がどうなっているのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長 県内の空き家の推移についてお答えいたします。

令和六年九月二十五日に公表されました総務省の令和五年住宅・土地統計調査によると、県内の利用目的のない空き家の数は、平成十五年で一万三千六百戸、令和五年で二万八千三百戸と、平成十五年から令和五年の二十一年間で約二・一倍となっております。

以上でございます。

○木村委員 二十一年間で二・一倍という御答弁をいただきました。やはり増えていっているわけでございますけれども、単なる空き家ということだけではなくて、やはり今回問題にしておりますのは特定空家でございます。周囲に危険が及ぶほど放置された空き家のことでございますけれども、この特定空家の推移についてはどのような状況になってきているのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長 特定空家の推移についてお答えいたします。

県内の、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態となる特定空家の数は、令和元年度末で九十六戸、令和三年度末で八十一戸、令和五年度末で

百十二戸となっております。

以上でございます。

○木村委員 百件を超える数になってきているということでもあります。一部対応なさっているとところもあるかもしれないけれども、現在、百件を超えるケースが出てきているということでありました。

私は冒頭で、まず、県の空き家対策の基本方針を確認させていただきましたが、国におきましては「空家等対策の推進に関する特別措置法」の下、平成二十六年から取組が進んできておりますけれども、現状申し上げておりますとおり、依然として空き家は増え続けております。そうした背景もあつてか、昨年度法改正がなされておりますので、そこで改めてですけども、この法改正の趣旨についてお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長 法改正の趣旨についてお答えいたします。

平成二十七年二月に施行されました空家等対策特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家が全国的に増加し、地域の防災、衛生、景観などに深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境を保全するとともに、空き家の活用を促進することを目的に制定されたものでございます。

改正前の法律は、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家に対する措置を中心に制定されていたことに對し、昨年十二月に施行されました改正法は、特定空家となつてからではできる対策に限界があることから、特定空家のような危険な状態となる前に対策を強化することを目的として改正されたものでございます。

以上でございます。

○木村委員 法改正のポイントは、とにかく特定空家になる前の段階で防ぐ、水際で阻止していくことがあるかと思ひます。とにかく、そもそもそうした空き家にしていかないということが第一歩になってくるわけでございます

けれども、そのためには活用をしっかりとっていくこととか、管理者を明確にするとか、また、危ないものは除却していくという三つの取組が必要になってくるかというふうに思っております。

そこで、今三つ申し上げましたけれども、この管理という側面について焦点を当てますと、法律の改正の中で管理不全空家等という言葉が出てきていると聞いております。この管理不全空家等の定義について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長 管理不全空家等の定義についてお答えいたします。

管理不全空家とは、このまま放置すれば特定空家となるおそれのある空き家のことをいいます。例えば、屋根の変形や外壁材の剝離や脱落があるもの、常態的な動物のすみつきや大量の腐敗したごみ等が敷地内に認められる空き家などが該当し、市町が実態調査に基づき認定するものになっております。

また、認定された管理不全空家は、市町が所有者に対し適切な管理を促すために必要な措置について指導、勧告をできるようになり、勧告されたものは固定資産税の住宅用地特例の解除がなされることになります。

以上でございます。

○木村委員 読んで字のごとくというところはありますけれども、管理不全な状態が続きますと、とにかく周囲に悪影響を与える厄介な存在になっていきますので、しっかりと防いでいかなければなりません。

先ほど御答弁いただいたように、一部指定されてしまいますとペナルティーが科されるわけでございますけれども、一度この空き家の問題について、本委員会におられます池田委員のほうから、以前、議会質問もあっておりました。そのときの部長答弁だったかと思いますが、こうした管理不全空家等の基準を県のほうで作成するという御答弁をいただいたかと思えます。その指定基準がどのようになっているのかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長 管理不全空家の指定基準についてお答えします。

認定は市町が行い、県では市町の認定が円滑に進むように、令和六年十月に管理不全空家の判断の参考となる基準を作成し市町に配布したところでございます。市町は外観の目視や所有者への聞き取りを行った調査結果を基に、国のガイドラインや県が策定した基準等を参考に認定を行うこととなります。

以上でございます。

○木村委員 あくまでも市町が参考にできる基準というものをつくっていただいたということかと思えます。

では、そうした基準を基に、市町が実際に管理不全空家等の判断等の取組といたしますか、そういった施策を進めていっておられるわけですが、実際にこの基準に照らして指導、勧告まで行った事例があるのかお伺いをいたします。

○山口建築住宅課長 管理不全空家の認定件数についてお答えいたします。

全国では、令和六年八月一日時点で指導が千七百四十一市区町村中九十二の市区町村で千九十一件、勧告が四市区町村で二十九件となっております。佐賀県では、指導が二市で三件、勧告はゼロ件となっております。

以上でございます。

○木村委員 まだまだ法改正後一年たつたたないかというところでありまして、少ないことがいいことなのかどうなのかちょっとまだ分かりませんが、現在まだ県内では二市で三件指導があるということではございました。

では、こうした空き家に至ることを減らしていくための重要なポイントとなります活用という点に移ってまいりたいと思います。

私の住んでおります唐津市におきましても、多くの趣のある古民家などを改装してカフェを開設したり、地域住民の憩いの場として生まれ変わらせる事例が増えてきております。そうした物件との出会い方には様々なパターンがある

のだと思いますが、この空家対策特措法の改正の中で、空き家の利用拡大を支援する空家等管理活用支援法人という文言がうたってあります。

そこで、この法人にはどのような役割が期待されているのかお伺いをいたします。

○山口建築住宅課長 空家等管理活用支援法人の役割についてお答えいたします。

空家等管理活用支援法人は、昨年の法改正において空き家の活用を拡大するために創設された制度になります。

空家等管理活用支援法人は、市町が指定し、支援法人として指定されることで空き家の利活用の支援が行いやすい環境を整備し、空き家等の対策に取り組む市町の補完的な役割を果たすことが期待されているところでございます。

指定された法人は、「所有者・活用希望者への相談・情報提供」、「所有者からの委託に基づく空家の活用や管理」、「空家の活用又は管理に関する普及啓発」、市区町村からの委託に基づく所有者の探索」などを行うことが想定されているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 実際いてくたされれば市町を強力にバックアップしていただけないかと、先ほどおっしゃったように、専門知識を生かして空き家の適切な管理とか有効活用について大きな手助けをしていただける存在ということと認識をさせていただきました。

同じくこの法改正の中では、空家等活用促進区域という文言もうたっておりますが、これがどのようなものなのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長 空家等活用促進区域についてお答えいたします。

空家等活用促進区域は、空家等管理活用支援法人と同じく、空き家の活用を拡大するために創設され、市町が重点的に空き家等の活用を図る区域を指定す

る制度になります。

指定の対象となるのは、中心市街地や地域再生拠点など、地域の住民の生活や産業の振興などの拠点的なエリアになっているところになります。

区域の指定により、空き家を建て替える場合や空き家の用途を変更する場合に支障となっております建築基準法の規制緩和などを行うことによって、空き家の活用を通じて、その区域における経済的、社会的な活動が促進されることが期待されているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 空き家の活用をある意味妨げてしまう規制について、市町が区域を決めたところは要件緩和がなされる、そのことによって空き家の建て替えが促されていくということが期待をされているわけでございますけれども、ここまで二点、空家等管理活用支援法人、そして、空家等活用促進区域についてお尋ねをさせていただきました。先ほど申し上げましたが、まだ法改正から一年がたつたかないかという段階でございますが、実際にこの二つについて県内で実例があるのかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長 まず、空家等管理活用支援法人の指定状況についてお答えいたします。

全国では、令和六年十月四日時点で、二十六都道府県の三十三市町で四十四団体が指定されておるところでございます。県内では現在指定されている団体はありませんが、佐賀市が募集を行っているところがございます。

続きまして、空家等活用促進区域の指定状況についてお答えいたします。全国では現在一市で一区域が指定されておりますが、県内では区域の指定はありません。

以上でございます。

○木村委員 佐賀市が募集集中ということでございますが、まだこの制度自体が

なかなか知られていないということもありますし、そういった能力を持ったところが、情報が集まってくればなというふうに思っております。また、促進区域についても、まだまだ全国的にも事例が少ない中で、今後の増加が期待されるようなところかなというふうに思っております。

では、利活用というところで、今度は市町の取組についてお伺いしていきたいと思っております。

まだまだ支援法人等がない中で厳しい状況はあるかもしれませんが、市町の取組につきまして、この空き家の利活用というところは主に二点あるかと思っております。

そこです、県内全ての市町で設置をされております空き家バンクの状況が現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長Ⅱ空き家バンクの利用状況についてお答えいたします。

空き家バンクは、空き家を売りたい人、または貸したい人が所有する空き家の情報を市町のホームページ等に掲載し、市町を介して空き家を買いたい人などのマッチングを支援する制度でございます。

現在、県内の二十市町の全てで空き家バンク制度が実施されております。直近五年では、新規登録件数が毎年二百五十件程度、成約件数が百七十件程度となっております。

平成十九年度の運用開始から令和五年度末までに、登録が累計二千三十五件、成約が累計千三百四十件となっております。令和六年四月一日時点で市町が運営する空き家バンクに掲載されている件数は三百二十四件となっております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱかなり前に質問したことがありましたが、そのときはまだまだ登録数が少なく、よくここまで伸びてきたというふうに思ったところであります。

ではもう一つ、市町単位での取組といたしまして、改修費の補助についても行っていただいております。現在、改修費補助についてはどのような状況にあるのかお伺いをいたします。

○山口建築住宅課長Ⅱ改修費の補助の利用状況についてお答えいたします。

現在、県内十六市町で空き家の利活用に対して補助が行われているところがございます。

具体的には、市町の空き家バンク制度を利用して購入した空き家の改修費の補助や、空き家バンクに登録された空き家を売買する際の仲介手数料の補助、空き家に残された不要物の撤去などに対する補助が実施されているところでございます。

直近三年間の平均で毎年度約七十件程度、平成十九年度から令和五年度末までの累計で五百二十六件が利用されております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱありがとうございます。毎年かなり件数があるなというふうな実感をしたところでございます。

二つの取組について状況をお示しいただきましたけれども、実は幾つか新聞報道を見ますと、そのほかにも各市町の皆様でこの空き家の利活用に向けた様々な取組が報道をされてきているように思っております。

そこで、市町の取組についてどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長Ⅱ市町でのその他の利活用に向けた取組についてお答えいたします。

市町が行っているその他の取組の事例としまして、中古住宅の購入を検討されている方への支援としまして、見えない不具合などへの不安を解消するため雨漏れの有無や構造上の問題がないかなどを調査する既存住宅状況調査に係る費用や、専門家による修繕の必要性の判断などに係る費用への補助が一市で行

われているところでございます。

また、二市では、不動産団体やNPO団体などと空き家の利活用に関する協定を結んでおり、団体による相談窓口の設置や市の取組に対する専門的な助言など、協働で空き家の利活用の推進に取り組んでいるところでございます。

そのほか、二市町で古民家の再利用を推進する社団法人と古民家の利活用に関する協定が結ばれているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 御答弁の最後にありましたとおり、私も古民家再生協会さんとお話する機会がありました。いろいろなお話を聞いておりますけれども、とにかく新築志向の強い佐賀県ではあるけれども、もう少しこの日本のというか、佐賀の住まいの文化というものを継承していくのに古民家に注目をしていただきたい。観光の面とか環境の面でも本当に有効なんですよというお話を聞いたことがございます。少しずつですけれども、こういった県内の――たしか報道では有田町さんだったと思うんですけども、古民家再生協会さんと協定を結んだということでありましたので、この動きも広がっていけばなというふうに思ったところであります。

そこで、次の質問に入らせていただきますが、ここまで空き家対策に対する法改正の内容、それから、市町の取組状況についてお尋ねをしてみました。佐賀県としての取組について伺いたいと思います。

取組の主体があくまで市町でありまして、県はその取組を支援する立場にあることは十分承知しておりますけれども、これまでどのような取組を行ってこられたかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長 県のこれまでの取組についてお答えいたします。

県では、これまで市町の空き家対策の取組が円滑に進むように、市町への技術支援や県民への普及啓発、利活用に関する取組を行ってきたところでござい

ます。

具体的には、県、市町、弁護士会等の十一の専門家団体などから構成する佐賀県空き家対策連絡会議を設置し、定期的に開催することで、国からの情報提供のほか、市町が抱える課題や解決策、取組事例の共有などを行ってきたところでございます。

また、空き家の利活用や適切な管理を広く県民に促す取組としまして、空き家の所有者向けにパンフレットを作成し配布を行ってきたほか、新聞やホームページなどの広報媒体による普及啓発を行ってきたところでございます。

そのほか、空き家の利活用の取組としまして、空き家の売主や買主が安心して空き家の取引ができるよう、住宅の劣化や不具合などを調査する既存住宅状況調査の制度についての講習会の実施、県民への制度周知など行ってきたところでございます。

以上でございます。

○木村委員 最後はインスペクションのことかと思うんですけど、耐震化もそうですねですけど、お金がかかることに、そこに費用を投じるといのはなかなかハードルが高いことかと思っております。ただ、普及啓発をしっかりといただいていることは認識をさせていただきました。

ただ、様々な取組をしっかりと課題を踏まえてここまでいろいろとやっていただいておりますけれども、空き家の数というのがなかなか減少していく傾向が、期待が持てる状況かという点、まだそこまでは至っていないかなというふうに思っております。

そこで、課題を踏まえて、今後、県としてはどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長 県の今後の取組についてお答えいたします。

管理不全空家や特定空家となることを未然に防ぐためにも、空き家を適切に

管理することや活用していくことは重要なことと認識しております。

このため、これまで行ってきた取組に加え、利活用につながるさらなる取組が必要と考えているところでございます。

具体的には、ホームページのリニューアルや、新たにテレビCM、SNSなどを利用して、空き家の所有者と利活用を行う方に対し、空き家の適切な管理を促す情報のほか、空き家の利活用を図るための中古住宅の流通促進に関する情報を発信するなど、普及啓発のツールを拡大し周知などを行っていくこととしております。

今後も、空き家に対する市町の取組が円滑に推進できるよう市町を支援するとともに、専門家団体の協力を得ながら、市町と連携し、危険な空き家の増加を抑制する取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員 SNSの役割というのは、日に日にいろんな分野で重要となってきましたので、先ほど若い方が中古住宅に目を向けている傾向にあるということも言いましたけれども、佐賀県でも特にそういった方々に届くような情報発信をしていただければというふうに思います。

御答弁の中で、空家等管理活用支援法人の指定がなかなか厳しい状況にあるということも聞いておりますけれども、なかなか情報収集というのが難しいかと思いますが、いってくださいれば市町の取組を大きくバックアップしていただければいいかと思っておりますので、こうした様々な情報収集にも努めて取り組んでいただければということをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

それでは、大きな項目の三点目であります。県管理道路における除草・防草対策について質問いたします。

除草とか防草ということがテーマで、昨年の本委員会におきましても弘川委員のほうから質問があつておりました。一部重なるところもありますけれど

も、私なりの視点で質問をさせていただきたいというふうに思います。

私の地元にも、交通量が多く、歩道はなく、毎朝伸び切った雑草を避けながら小学生が通学している県道がございます。以前、地元の土木事務所におきまして除草を行っていただきましたが、予算にも限界があり、伸びるたびに何回もできるわけではありませんので、できれば今後は地域住民で対応してもらえないかというのが土木事務所の回答でありました。歩道を設置する条件を満たさない箇所でありまして、とにかく事故が起きないように何らかの対策を打てないか、現在も相談を賜っているところであります。

県が管理する道路の中には、車が縁石付近の雑草をよけて、中央線付近まで迫って走行するところもあり、自転車やバイクの走行が重なりますと、対向車との間でかなりリスクが高まる場面が見られるところでもあります。

そこで、まず最初の質問になりますけれども、県が管理をする道路における除草対策の面積とその経費が年間どの程度かかっているのかお尋ねをいたします。

○江口道路安全推進室長 除草対策の面積とその経費についてお答えいたします。

道路の除草につきましては、道路を利用される方の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るために、路肩やのり面などに対して行っているところです。

除草の頻度につきましては、利用状況を踏まえて年に一回から二回で、除草の時期につきましては、六月から七月と九月から十月を目安に除草を行っているところです。

除草の面積と経費につきましては、令和五年度の実績でございますけれども、県が管理します道路の総延長約千六百五十八キロのうち約千四百七十五キロ、延べ面積約二百九十万平米の除草を行っております、その経費は約九億円を

使ったところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ年間約九億円はあくまでも最低ラインというところで、その都度また要望も様々あるかと思しますので、最低でもこれぐらい年間かかる、九億円ということではございました。

では、その道路除草の考え方について確認をさせていただきたいのですが、業者委託と地元委託の両方があると認識をいたしております。その使い分けについてはどのようになっていのかお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱ道路除草の委託の考え方についてお答えいたします。

委員からのお話のとおり、地元自治会などを契約者とした地元委託と、業者を契約相手としました業者委託による除草を行っているところでございまして、地元委託につきましては、例えば、中山間地等の交通量が少なく比較的安全に作業できる箇所について除草作業を委託しております、令和五年度は七十六団体に御協力をいただいたところでございます。

一方、業者委託につきましては、危険を伴う急な勾配や長いのり面などの足場の悪い場所や、交通量が多く作業をされる地元の方の安全や、通行者に対する安全に特に注意を要するところについて業者委託をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ地元や業者に委託する場合のケースについて御答弁をいただきます。

限られた予算でございますので、景観の維持、そして、交通安全上の要請や地元のニーズになるべく沿う形でこれまで実施をしてきていただいているかと思えますけれども、近年の降雨量の増加や繁殖力の強い外来種の繁茂があった

りしまして、地域から実施回数増加を希望されることも多々あることかと思いますが、その意向に沿うことは大変厳しいと思っております。担当課の皆様も御経験されていることでしょうかけれども、時折私にも、何で雑草を放置しているんだと厳しいお叱りを受けることもございます。

そこで、確認でございますが、県管理道路における雑草対策において、どのような課題があると認識されているのかお尋ねをいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱ道路除草の課題についてお答えいたします。

近年の物価高騰や労働単価などの上昇により、除草コストが増加しているというのが一点でございます。また、最近の住民意識の高まりなどから除草に対する要望も多く届いており、特に市街地や住宅街、あと、通学路につきましましては年に二回除草はしているところですが、道路の管理延長も長く、除草面積が広いことと、草の種類や成長状況が場所によって異なることなどから、除草の効果的な時期についても配慮する必要があると考えているところです。

あと、除草の作業環境につきましましては、草刈り機による作業によって飛び石などで車両を損傷させたり、そういったのを起こさせないために防護柵の設置、これは昨日、視察のときに国道四百四十四号のところを通るときに、ちょうど有明小学校の付近で作業されていたのを見られたかどうかんですけど、そのときに草刈り機一台に対して防護される方二名程度で防護柵を持って、その前後に誘導員さんが二名程度いるというふうな形で、かなり安全に配慮をしているところ。また、近年の暑さ対策ということで、作業員さんに小まめな休憩を取りながら作業をしていただかないといけないということもありまして、作業効率も低下して、日々によって大分作業量変動するところを課題として考えているところです。

以上です。

○木村委員Ⅱ除草コストが上がるのはその辺もあって、そして道路、私たちは

造ってくださいという質問をよくするんですけども、造れば造るほどそうした管理も費用が上がっていくということに、そこは当たり前の話なんですけれども、今作業中に様々な通行車両等のリスクの高まり、様々な課題をお示しいただきました。なるべくならば、そうした除草面積が小さくなっていくことが必要ではないかなというふうに思うんですけども、先日的一般質問において、この除草面積の縮小について一層図っていききたいと部長答弁が示されておりました。

そこで、県としてのこれまでの取組を確認させていただきたいのですが、除草ではなくて防草ですね、道路やのり面等に対してどのように防草対策を行ってきておられるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

現在、除草を行いながら、草を生やさないという防草対策に取り組んでいるところでございまして、具体的には、道路の路肩やのり面などを防草シートとかコンクリートで覆って除草面積を抑制する対策や、舗装とコンクリートブロック、いわゆる縁石とか地先境界ブロックとの間を防草テープで覆って、草が生えにくくする対策を行っているところと。

また、新しい道路を造る場合には、路肩や高架下なども同様に防草対策を行っているほか、山を切ったときののり面から、道路に草が覆いかぶさってこないようにモルタルの吹きつけ等を施工しているところでございます。

直近の約三カ年の施工実績になりますけれども、防草シートを約六千平米、張コンクリートを約一・二万平米、防草テープを約三・七キロ施工したところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ様々な防草対策について、のり面も含めて御答弁をいただきましたが、実際やってみてのことなんですけど、効果はどのように出ていると認識

しておられるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱ効果についてお答えいたします。

いずれの工法につきましても、施工直後につきましては草が生えずに大変効果があったとしております。

ただ、張コンクリートにつきましては、耐久性はあるものの、目地のほうから経年で少し草が生えたりとか、あと、防草シートは風とか破れとか、そういったので草がところどころ生えてきたりとか、あと、防草テープについては耐久性を検証しているところではあるんですけども、どうしてもテープの横から草が生えてきたり、強い雑草についてはテープを突き破って生えたりというのを確認しております、今後とも確認をしながら対応していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○木村委員Ⅱやはり施工直後は効果を発揮しますけど、年を経るごとに厳しくなっていくということかと思えます。

そこで、ちよつとモニターのほうを御覧いただきたいんですけども、(モニターを示す)よくある光景でございます。私の地元の県道でございますけれども、縁石付近に草がこのような状況で、もつとひどいところも県内にはたくさんあるかと思えます。

そこで、他県の事例なんですけれども、こういった路面と縁石、立ち上がりのところまで含めまして、塗装することによって防草対策をしている実例がこの写真であります。これは特殊な水性塗料を塗ることによりまして、七年間ぐらい草の発生を抑えることができています。熊本県、長崎県などの九州各県、そして、九州以外の自治体が管理する道路、また、国が管理する道路におきましては、維持管理の縮減、労務単価の上昇や除草ボランティアの減少、それから建設業の働き手の高齢化、そして減少を踏まえまして、この工

法を採用してきているそうであります。特殊な水性塗料ということで環境にも優しいと伺っておりますが、一部交通安全施設、横断歩道とか、そういったものにも活用が始まっているというふう聞いております。

もちろん施工単価がそれなりにするそうでございますが、県管理道路におきまして、例えば、地元の皆さんにお願いする場合でも、除草作業を行うに当たりましては、道路使用許可だったり、様々お示しいただいたような手間がかかってまいります。実際このような施工をやるのであれば、施工箇所は大変慎重に選ばなくてはなりませんし、しかしながら、こうした技術を活用することによりまして、ある程度の期間、雑草の発生を抑えることができるならば、管理面積の縮小につながり、十分元は取るんではないかと思っております。

そこで、こうした新技術の活用も含めまして、今後、県管理道路における除草対策にどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 今後の取組についてお答えいたします。

道路につきましては、道路利用者の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るため、路肩やのり面などの除草や防草対策を行っているところがございます。

防草対策につきましては、委員から先ほど提案がありましたものを含めまして様々な取組事例がありますので、それを参考としながら現地にて試験施工を行い、作業性、効果などを検証しながら、道路の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

今後も引き続き、施設の適切な機能維持を図るとともに、除草面積の抑制など様々な工夫を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員 Ⅱぜひ一部通学路とか作業が厳しい、往來を止めることが厳しいようなどころを選んでいただきまして、効果を検証していただく取組が始まれば

と期待をするところであります。

私は九月の一般質問で、漏水対策のほうで質問させていただきました。通信衛星を用いた新技術活用によって経費を節減していくと、負担軽減につながっていく取組をしている自治体があるよということでも質問させていただきましたが、この防草対策の分野におきましても同様の効果を目指して、いろいろとテープを貼ったりやっていたいただいて、貼ったときはいいんだけど、なかなかという固定観念を一回捨てていただいて、いろんな手法を検討していただき、コスト削減と負担軽減につながる取組をさらに研究していただきたいということをお願いいたしました。私の質問を終わらせていただきます。

○弘川委員 Ⅱお疲れさまです。自由民主党の弘川貴紀です。この委員会では五度目の質問となります。提案型の質問をまたさせていただきますと思います。

ダムアート、「SAGA2024」、そして、公共交通の三項目について順を追っていきます。

まず、問いの1は、岩屋川内ダムのダムアート等についてであります。

今年の六月末に、日本ダム協会というのがありますが、その設立五十周年記念シンポジウムが開催されました。「治水・利水機能の向上を図り、ダム再生事業を推進するために」との表題がついており、新聞で広告特集が組まれておりました。これは大切だということで、自身のスクラップにとじておりました。

時を同じくして今年五十周年を迎えた嬉野にある岩屋川内ダムで、世界最大手の清掃機器メーカー、ケルヒヤーの協力によりゴジラの巨大なダムアートが制作され、十一月二十二日に完成いたしました。

好奇心と思い立ちを信条としている私は、翌日、早速二十三日に訪れたところ、運と縁に恵まれました。制作を終え、撤収前のケルヒヤーのスタッフに遭遇し、半時間ほど苦労話などを聞くことができました。物すごく速いキャッチボールの応酬でした。ゴジラのデザインを担当された方に伺うと、ダムアート

は花柄などを行っていたが、キャラクターアートは初の試みで、デザインを忠実に再現するために、測量チームがダム壁面に縁取りとなるポイントをマーキングするのであるが、通常の五倍の労力が必要であったと言われていました。また、作業の様子の写真を何枚も何枚も見せていただきましたが、命がけの社会貢献活動と全く新しいアート活動だろうかといえることができました。

このような作業も、海外では閑散とした中で黙々と寂しく行ってきたけれども、今回は作業が進むにつれてどんどん見学者が増え、作業にも張り合いがありましたとも話されていきました。

この日は他県からの来場者も数多く来られていて、ダムアートがなかったらダムのたもとまではなかなか立ち入ることはないと思います。この際、ダムの役割に興味を持っていただくよききっかけになるのではと感じた次第です。時間的な観光資源ではありませんが、地域振興にも大いに寄与するものであり、ゼロから一をつくり上げたすばらしい取組と私は感じています。

五十周年記念イベントやダムアートの経緯、ダムカード、今後の対応について、リズムテンポよく伺ってまいりたいと思います。

まず、完成に先立ち、十一月十五日、十六日に岩屋川内ダムで実施された五十周年記念イベントの目的からお願いたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱイベントの目的についてお答えいたします。

県営ダムでは、ダム建設の経緯やダムの役割、これまで地域のために役立ってきた実績などを広く一般の方々に御理解していただくこと、岩屋川内ダムとダム建設に御協力をいただきました地域の皆様への感謝の気持ちを表すことを目的として開催しております。このイベントは完成から十年ごとに行っているものでございます。

今年五十周年を迎えました嬉野市の岩屋川内ダムと四十周年を迎えました唐津市の平木場ダムにおきまして、周年イベントを開催したところございま

す。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ役割、実績、そして、感謝の気持ちを十年ごとに行っているということでした。

それでは、そのイベントの内容はどのようなものだったのかをお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ岩屋川内ダムで実施したイベントの内容についてお答えいたします。

岩屋川内ダムのイベントは、十一月十五日と十六日に実施いたしました。十一月十五日は地元の轟小学校の五、六年生、約六十名を対象といたしましてダムの見学会を開催いたしました。翌十六日は一般の方を対象としたダムイベントを実施いたしました。

周年記念イベントの内容でございますが、操作室ではダム管理事務所の職員によるダムの役割やダム操作などについての説明、また、ふだんは入ることができないダム内部の監査廊の見学、ダム内部壁面へのお絵描き、利水放流管を利用した観光放流、そして、ケルヒヤーが制作中のゴジラダムアートの見学、五十周年記念ゴジラダムカードの配布を行ったものでございます。

監査廊内におきましては、見学のルートにダムについての理解を深めていただくための岩屋川内ダムが造られた理由やダムの役割、機能、必要性などを分かりやすく解説するパネルも設置し、見学いただいております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ十五日には小学五、六年生、約六十名による見学会、十六日には記念イベント、これは恐らくにぎわったと思います。

私も足を運んだところ、パネルがきれいに四枚、五枚ほどありまして、ダムの役割、機能であったり、これがどうやって造られたかという分かりやすいパ

ネルも展示してあります。

続いては、イベント開催に当たったでの地元の協力はどのような体制であったのか伺います。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱイベント開催時の地元との連携についてお答えいたします。

周年記念イベントの開催に当たりましては、まず地域の行事との重複を避けるため、地元の区長さんに開催の日程について相談を行っております。また、開催日の決定以降は、イベントを周知するために嬉野市の市報への掲載や地区へのチラシの配布などを嬉野市に御協力いただいております。

また、十一月十六日のイベント当日には、ダム周辺の駐車場が限られておりますことから、嬉野市に相談をし、うれしの茶交流館「チャオシル」と市役所の東側の駐車場を御提供いただいております。

駐車場として利用させていただきました「チャオシル」では、「チャオシル」主催の缶バッジの抽せん会を行っていただきました。また、県立嬉野高校の生徒による「うれしの茶」のおもてなしなども実施していただき、イベントを支え、盛り上げていただきました。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱたくさんの方の協力を仰いでいただいて盛り上がったと思います。

次は、この経緯についてですが、私もすごくこれは興味深く、どういう経緯でダムアートが行われたかということで、この岩屋川内ダムでダムアートを思いつかれた経緯、きっかけについて教えてください。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ岩屋川内ダムでダムアートを思いついたきっかけについてお答えいたします。

委員からも御紹介がありました。岩屋川内ダムでは今年、完成五十周年の

節目を迎えました。このため、年度当初より、ダムへの感謝や役割などを知っていたくための記念イベントの開催を予定しておりました。

イベントの実施に当たりましては、県の若手職員で構成し県土整備部のハード、ソフト施策に関するアイデアを検討いたします。県土整備部活用検討タスクチーム、「県土KIZUKI」へアイデア検討を依頼いたしました。これまでにない斬新なイベントができないか、模索がここで始まりました。

模索する中で、ケルヒヤーが世界的に実施しているダムアートプロジェクトの取組を知り、今年度のイベントはダムアートで進められないか、「県土KIZUKI」で検討を開始いたしました。

同時期に、「サガプライズ！」のほうから「ゴジラ対サガ」企画連携の打診が県土整備部にございました。ダムアートとゴジラの組み合わせは多くの方から注目を浴びるのではないかと思いい、庁内調整を開始したのがきっかけでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。大変よく分かりました。若手のチームでアイデアを募って、そこで斬新な企画ということでダムアートにたどり着いて、その後、「ゴジラ対サガ」に乗っかってということだったと思います。

これは世界でも例がないと思えますけれども、どのようにしてケルヒヤーからダムアート制作の協力を得たのかお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱケルヒヤーからダムアートの協力を得た経緯についてお答えいたします。

ダムアートとゴジラのコラボについて、庁内の調整を進めておりました。その際に、ダムアートの制作実績がある高圧洗浄機メーカーでありますケルヒヤージャパンへオファーを行うことといたしました。

時期といたしましては今年の七月頃となりますが、先ほどのKIZUKI

チームの県土整備部の若手職員からケルヒャージャパンの代表電話へ、ダムアートのことについてまず問い合わせを行いました。そうしましたところ、ケルヒャーからは、現在はダムアートは行っていないとして一旦は断られております。

しかし、是が非でもケルヒャーと組みたいという思いから、佐賀県内の秋のイベント、バルーン大会ですとか、国スポ・全障スポの情報、嬉野温泉の概要、ダムの情報など、佐賀県の魅力を整理して、数日後、再度依頼の電話をケルヒャーへかけております。その際に、このような各種情報を含め、県の思いを伝えました。そうしたところ、県の若手職員の熱意が先方に伝わりまして、同日のうちに県とケルヒャーの担当部署とのオンライン会議が開催されました。これが開催されたことによりまして、ケルヒャージャパン内部で調整が開始されたものです。

その後は、ケルヒャージャパンでは岩屋川内ダムでのダムアート実現に向けた検討やドイツ本社との調整が行われまして、八月にはドイツ本社も全面協力の上、ダムアートを制作することが決定したものでございます。

以上でございます。

○弘川委員 一旦は断られて、佐賀県の魅力とか、その熱意をもう一度チャレンジしたところとかが本場にすばらしいなと思いました。その熱意で、すぐオンライン会議、ドイツの本社も了解を得たということで実現にこぎ着けたということでありました。いきさつ、経緯、情熱、熱意、そこら辺は本場にすばらしいと思います。

冒頭で私、紹介したんですけれども、ケルヒャーのゴジラのデザインを担当した方と三十分以上お話をさせていただきました。現場の苦労話ですね、命綱を張って、ゴジラの絵を放映して、二千五百カ所ぐらいにマーカーですかね、黄色のマーカーをしていって、無線でもう少し上とか、もう少し下とか、本当

に正確なマーカーを打っていったら、それに高圧洗浄機でちっと汚れを取ってあの絵にしたらしいんですけども、その苦労話とか張り合い、今回は完成前にそういう披露会とか記念イベントがあつて、制作過程を見てくださいという、前の準備期間があつたので、それからどんどんお客さんが見に来られて、張り合いができたとお聞きいたしましたけれども、ダムアートの完成に至るまで、県側にも工夫や苦労があつたとお察しいたしますけれども、その点はいかがでしょうか。

○山浦城原川ダム等対策室長 Ⅱダムアートの完成に至るまでの県側の苦労ですとか工夫について御答弁いたします。

八月にダムアートの制作が決定いたしました。その後、「サガプライズー」におきましてコラボ先である東宝との交渉、調整を行いつつ、十月の末には佐賀県とケルヒャーによる共同プロジェクト「ゴジライン佐賀 ダムアートプロジェクト Power by ケルヒャー」が発足いたしました。現地では十一月四日から制作準備に着手し、十一月二十二日に岩屋川内ダムをキャンバスにした壮大なダムアートが完成したものでございます。

ダムアートの作成に当たりましては、ケルヒャーからの提案もございまして、十一月十六日の周年記念イベントの開催時にダムアートが完成しているのではなく、どのようにしてダムアートが制作されるのかや、そのときしか見られないダイナミックで繊細な制作作業の様子などを周年記念イベントのときに来場者に見ていただくこと等を考え、作業日程を調整するなどの工夫を行いました。

また、ダムアートの制作は、準備から完成まで通常一年ほど要すると言われておりますけれども、今回は四カ月という短期間で完成させ、周年記念イベントを成功に導かなければならないということであったため、プロジェクトの発足前から、担当する職員たちはケルヒャーや東宝など多方面にわたる関係機関と入念な調整を重ねるなど労を惜しまず対応いたしました。ダムアートが完成

したものでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。本当に工夫や苦勞をうかがい知ることができました。

今、旅行とか観光とかというのは、旅前で楽しんで、旅中で楽しんで、旅の後を楽しむという、やっぱりそういうのが大事だと思います。このダムアートも、完成する前の制作段階から見せて、完成して、今度、今からしばらく見れますので、そういうストーリー性が得られたという部分では非常にいい試みだったと思います。

費用について一点お尋ねをします。このダムアートの費用と使い道について教えてください。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱダムアートの費用と使い道についてお答えいたします。

ダムアートの費用につきましては、ダムアートを効果的に見せるためにはどのような構図がよいか、例えば、ゴジラの向きをどうするかですか、何体描くですか、そういった内容を検討したり、関係機関であります東宝との調整に係る事前調査業務を二百二十万円で委託しております。

なお、ケルヒャーは自社の文化支援事業としてダムアートを制作されておりまして、この事前調査費用以外は、制作費用はもろんのこと、完成PRイベントの実施費用も全てケルヒャーに負担いただいているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ事前調査に二百二十万円使ったと、ゴジラの構図とか、それ以外は全て文化支援事業でケルヒャーが出したということですから、私の予想で申し訳ないですけども、この事前調査の二百二十万円の恐らく十倍ほどの金額が、以上の金額がケルヒャーの文化支援事業で賄ったということは本当にす

ばらしいことだと思います。

それと、恐らくダムカードも作られたと思いますけれども、ダムカードとはどういうものかをお示しくください。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱダムカードについてお答えいたします。

ダムカードとは、名刺より一回り大きいサイズでございます。表面にはダムの写真、裏面にはダムの形状や高さ、貯水の容量、完成年度など、ダムの情報を記載したものでございます。これはダムのことをより知ってもらうために配布しているものでございます。

県土整備部では十三カ所の県営ダムを管理しておりますが、それぞれのダムでダムカードを作成しております。実際にダムに来ていただいた方に配布しているところでございます。

また、周年を迎えたダムでは、それを記念し、特別なダムカードを作成し配布しているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。

ダムカード、私も日本全国のダムのカードをいろいろ調べてみました。そもそも二〇〇七年から配布されているようです。現在、ダムマイスターで、気象予報士でもある三橋さんという女性の方ですが、国交省にいた頃に、一ダムのファンの方が、ダムに行かないともらえないカードがあったらいいという声を受けて配布が始まったらしいです。それがじわじわと広がりを見せて、ダムカードをきっかけにダムに関心のなかつた人がダムを訪れてくれるようになってきたとも言われておりました。今ではダムファンとダム管理職員をつなぐ貴重なツールとなっています。

この周年記念イベントで見学者に配布されたゴジラのダムカードはどのようなものかをお尋ねします。

○山浦城原川ダム等対策室長 〓周年記念イベントで配布したゴジラのダムカードについてお答えいたします。

配布したダムカードは「五十周年記念ダムカード『ゴジラ対サガ』ver.」としておりまして、岩谷川内ダムの五十周年とゴジラのコラボを記念し発行しております。表面には、ダムの写真の傍らにゴジラの姿と五十周年のエンブレムを配置したカードでございます。

このダムカードでございますが、千五百枚の数量限定で作成いたしました。ダム周年イベントを開始いたしました十一月十六日から配布を開始いたしました。

このゴジラダムカードは非常に御好評をいただきまして、配布開始から五日目の十一月二十日で配布が終了となりました。

以上でございます。

○弘川委員 〓千五百枚限定で配られて、五日で配布完了、これはすばらしいですね。

私はこういうダムカードというのは、現場に行って限定で配布されるものですので、限定発売、限定配布というのがすごく意味があると考えますけれども、今回、五日で配布終了といえますからね、もつともつと、今からもダムに行かれる方もいらっしゃるでしょうから、このダムカードというのが、佐賀から一気に広がりを見せて、さらに認知度が大きく向上するのではないかなと思うんですけれども、追加配布の考えはあるのでしょうか、ないんでしょうか、よろしく願います。

○山浦城原川ダム等対策室長 〓ゴジラダムカードの追加配布についてお尋ねでした。

先ほど委員からも御紹介がありました千五百枚の配布が終わった後も、やはりゴジラのダムカードはもうないのかですとか、カードはもらえないのかとい

う声をたくさんいただいております。

このため、来場者からの多くの声も踏まえまして、次回は完成したダムアートを生かしたゴジラダムカードについて、コラボ先とも調整を進めておりまして、今後配布ができるように検討しているところでございます。

以上です。

○青木委員長 〓暫時休憩いたします。十三時五分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時二分 休憩

午後一時五分 開議

○青木委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○弘川委員Ⅱ続いて、ダムアートの効果に移りたいと思います。

完成翌日に私が訪れたときは、一時間ぐらいいしかなかったんですけども、恐らく百人を超えていたと思います。

来場者数は昨日までにどれくらいになっているのかをお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱダムアートを鑑賞する来場者数についてお答えいたします。

来場者数につきましては、ダム直下の見学スペースにおいて調査をしております。

来場者の傾向ですけれども、平日は多い日で約六百人、土日では多い日で約千二百人の方に訪れていただいております。

昨日、十二月十日までの来場者数でございますが、ダム見学会を開始した十一月十五日からの二十六日間で、延べ一万人を超える方が岩屋川内ダムを訪れていただいております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ一カ月もたないうちに一万人を超えたということでした。

私も平日がどのくらいの来場者があるかということで十一月二十三日に行つて、さらに翌週の平日に伺いました。それで、そのときに、ダム直下、たもとですよね、水が出るところで来場者をカウントされていましてけれども、一番上ですよ、水がたまってるところを見れるダムの一番上部のほうにもかなりの方がいらっちゃって、それでダム管理事務所のほうから、上から見るとかなり相当数の方がいらっちゃっております。だから、たもとでの集計ですから、上での来場者は計算に入れていないということなので、私は一・五倍ぐら

いは恐らく来られているのではないかなと思います。

続いて、ダムマニアや、このアートを一目見ようとする来場者はどこから来られているのかお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ来場者がどこから来られているかということについてお答えいたします。

十一月十六日の周年イベントの開催時に来場者へアンケートを実施しております。その結果によりますと、回答数が五百八十九名ございまして、県内から来られた方が四百四十四名で約七六％、県外から来られた方は百三十九名で約二四％となっております。

また、イベントが終了した後につきましては、十一月二十日までの限られた期間ではございますけれども、ゴジラダムカードを配布した方々に来られた地域について伺っております。その結果によりますと、御回答いただきました八百四十三人のうち、県外から来られた方は六百二十八人で約七五％、県外から来られた方は二百十五人で約二五％となっております。イベント開催時とはほぼ同じ結果となっております。その内訳でございますけれども、県外は福岡県が一番多く百六十二人で一九％、続きまして、長崎県で百四十三人で一七％と、近県が多くなっております。また遠くは、東京都から四人、神奈川県から四人など、関東方面からも来ていただいております。

それ以降ですけれども、私が十二月八日に一日、現場で来場者対応を上のおうでしておりますけれども、その際に車のナンバーを見て、これは正確に数えたわけではございませんけれども、私の感覚では県内のナンバーが半数以下ぐらいいで、それ以外は福岡県の福岡ですとか、北九州、筑豊、久留米、長崎県の長崎、佐世保、熊本県などの近県がやはり多かったですように思います。遠くにつきましては広島県ですとか山口県などがありまして、遠方からも来ていただいております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。大体アンケート等によりますと、県内が四分の三で県外が四分の一ぐらいの割合だと。私も二度ほど行かせていただきまして、バイクのツーリングなんかも意外と多くて、熊本、長崎、福岡ナンバーがかなり相当数いらっしゃいました。

伊万里市の町なかに立花町というところがあるんですけども、九日の月曜日に区長会がありまして、ちょっと挨拶しに来いということで行かせていただいたら、今月中に区長会で嬉野に研修旅行に行くんだけども、ダムをしつかり見学してくと。意外と県内の人も認知度が上がって、これからますます多くなると思われます。

それでは、来場者の感想や意見はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ来場者の意見についてお答えいたします。

十一月十六日の周年記念イベントの開催時に、こちらも来場者へアンケートを実施してございます。

アンケートの質問項目は、「年齢」、「お住まい」、「来場のきっかけ」、「来場の理由」、「満足度」、「良かった見学内容」、「スタッフの対応」、「その他の意見・感想」の八項目で実施してございます。

そのうち「来場のきっかけ」につきましては、回答数六百六十八人のうち、「知人」が百四十七人で二二%、「SNS」が百四十一人で二二%、「テレビ」が百二十人で約一八%、「ホームページ」が百十四人で約一七%となっております。そのほかに、「チラシ」四十人、「ラジオ」十五人、「新聞」十二人の順となっております。

近年は多くの方がスマホでニュースやコンテンツを見るようになっておりまして、ウェブやSNSなどによる情報の広がりや反映した結果となっております。

のと思っております。

「良かった見学内容」につきましては、複数回答としておりますが、延べ回答数千四百四十一人のうち、「ダムアート」を選んだ方が四百五十三人で最も多く、「ダム記念カード配布」、「ダム内部壁面へのお絵描き」、「ダム内部見学」が約二百五十人程度の同数で続く結果となっております。

「満足度」につきましては、回答数五百八十八人のうち、「大満足」が三百六十人、「満足」が百八十八人で、合わせて五百四十八人、約九三%であり、ほとんどの方に満足いただいた結果となっております。

「その他の意見・感想」では、回答数三百四十人のうち、「イベント及びスタッフへの感謝、労い、激励」が百六十七人で最も多く、「ダムの魅力、迫力、効果、働き、しくみを知れてよかった」などの意見がございました。

私と同じく十二月八日に現場で聞いたものとしては、ダムアートはすばらしかった、ダムアートがなければ岩屋川内ダムに来ることがなかったという声や、おばあちゃまと一緒に来た小学生からは、このダムは何のためにあるのかなどのダムの役割を尋ねる質問もいただきました。

このように来場者の結果から、今回の周年イベントは岩屋川内ダムのPRと理解促進につながっているものと考えております。

ダム来場者の声ではございませんけれども、十二月八日の対応の後、ダム近くの豆腐店に立ち寄りまして、買物をした後でお店の方にお話を伺いました。そうすると、最近はダムアートを見学に来た帰りに豆腐を買っていただく方ですとか、食事をしていただく方が増えているということで、嬉野市を訪れる方が増えているという地域の声も伺っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ丁寧ありがとうございます。アンケートの集計も大変な作業だったと思われましても、本当に満足されて帰られている。それで、嬉野

市にも経済波及効果も随分上がっているというところであります。私も二度ほど行きましたけれども、一度は豆腐を食べて帰りました。

今、ウェブとかSNS、テレビ、ラジオ、新聞ということをやっていたか、ましてけれども、メディアの反応はいかがでしょう。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱメディアの反応についてお答えいたします。

現時点で我々が把握している範囲でございますけれども、フジテレビの「めざましテレビ」やTBSの「ひるおび」など、全国放送のニュースで五番組放映されております。また、地方局ではサガテレビの「かちかちLIVE」、FBS福岡放送の「めんたいワイド」などのほか、多くの地方局番組で現在取り上げられております。

また、SNSにもアップされておまして、表示回数が国内のもので四百万回を超えているものや、海外でも四十万回を超えているものがございます。国内のみならず、海外でも多くの関心が寄せられていることがうかがえると思います。

SNSにアップされている反応を一部御紹介いたしますと、最近の佐賀は頑張ってるよね、ダムアートは圧巻だった、限定ダムカードももらって満足した、わくわくが止まりません、子供たちにも見せてあげたいですなどの書き込みがなされております。

以上です。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。私も「めざましテレビ」と「ひるおび」見させていただきました。東京のキー局及び九州の福岡とか、そういうところで取り上げていただいて、本当に佐賀がすごいとか、そういうところで認知度向上にも随分貢献していることと思います。

それでは、今後の対応について、今回は岩屋川内ダムのことを知ってもらって非常にいい取組になったと思います。

今後、ダムのPRに向けてどのような仕掛けをするのかお尋ねします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ今後の対応についてお答えいたします。

県営の十三ダムでは、一番最初に造りました有田ダムは昭和三十六年の完成で六十三年が経過してございます。最も新しい井手口川ダムは平成二十四年の完成で、こちらも十二年の年数を超えております。完成後は農業用水や水道用水などの利水の供給や、大雨の際に、県民の安全・安心のための治水の役割を日々果たしております。

今後も、施設がきちんと機能するよう、維持管理を適切に実施しますとともに、今回は岩屋川内ダムでゴジラとのコラボにより、多くの方にダムへお越しいただきました。この経験も生かしながら、次は令和八年度に竜門ダムが五十周年を迎えます。今後も周年記念イベントなどを通じて多くの方が楽しみながらダムへの理解を深めていただけますよう、それぞれのダムにふさわしいPRなどについて引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。

先ほど冒頭に紹介したパネルですよね。あれにはダムの設備と大きな働きとということで、設備の点検や維持管理の大切さがありました。それと、洪水を防ぐダムの仕組みもありまして、「岩屋川内ダムを比べてみよう」というパネルもあります。恐らく小学生は四年生ぐらいでダムの仕組みとか、五年生、六年生でダムの機能とか、そういうところを勉強するんですけども、さびみどりの森球場のグラウンドが十個分入るとか、二十五メートルプールの八千三百杯分、二百五十万立方メートル、ダムのコンクリート量は、四・五トンのミキサ一車二万八千八百台分というパネルがありまして、私が行ったときも、小学生がじつとそこを見て、やっぱり五感を刺激して、そういうパネルを文字化して頭に入れて、恐らくずっと永遠にアートを見て、勉強もできてというところで記

憶に残るような感じになっておりました。

ダムのもとに来ていただく絶好のチャンスとなりました。ダムの役割を知ってもらうチャンスでもありますし、ダム建設の有効性や必要性を丁寧に説明することで、地域や社会からの支持を得ることも大切だと思います。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

この委員会の所管でもあるICカード利用エリア拡大記念キャンペーンでも、「ゴジラ対サガ」プロジェクトの内容でICカードをやられているとお聞きしましたけれども、これを岩橋交通政策課長にお尋ねします。

○岩橋交通政策課長ⅡICカード利用エリア拡大記念キャンペーンについてお答えいたします。

この事業は、鉄道の利用促進を目的としておりまして、今年十月に佐賀駅から佐世保駅までICカードが利用可能になったことを記念しまして、このエリアに鉄道でお越しいただく機会を創出したものでございます。

また、「ゴジラ対サガ」プロジェクトは、先ほどより御質問ございました岩屋川内ダムのダムアートをはじめ、県内の観光地をスポットとしたスタンプラリーなど県内全域に展開しておりまして、駅でゴジラとのコラボキャンペーンを行うことで、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進につなげる相乗効果も期待しているところでございます。

次に、実施内容についてですが、本キャンペーンの開催場所は、江北駅、武雄温泉駅、有田駅の三駅となっております。江北駅には「ゴジラ対サガ」の顔出しパネルを、武雄温泉駅には迫力あるゴジラのトリックアート、有田駅にはゴジラの足跡ラッピングをそれぞれ設置しております。

また、この三駅には本キャンペーンの専用端末を設置しており、この端末にICカードをタッチすることで、ゴジラコラボグッズ等が当たるプレゼント企画に参加できるほか、先着でコラボステッカーをもらうことができる内容と

なっております。開催期間は今年の十一月二十七日から来年の一月二十六日までを予定しております。

今後の取組についてですが、ICカードは路線バスでも普及が進んでおり、鉄道やバスなどの交通ネットワークで円滑な移動ができる大変便利なものとなっております。県では、今回のICカードの利用エリア拡大のほかにも、唐津線・筑肥線でのロマ佐賀列車の運行や、昨日御視察いただきました多良駅西側の新たな出入口整備など、鉄道の利便性向上や利用促進に取り組んでいるところでございます。

県としましては、引き続きこうした取組に加え、さらなるICカードの利用エリア拡大など、JR九州や沿線市町と一緒に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○弘川委員Ⅱ丁寧ありがとうございます。内容と三つの駅、私も見学、視察に行かせていただきました。江北駅の顔出し、そして、何よりも武雄温泉駅の大きいトリックアートですかね、あれが迫力満点で大変よかったです。三駅ともコラボステッカーはまだ少し余裕があるみたいですので、ぜひこれも売り切れるまでしっかり頑張ってほしいと思います。

それでは問いの二番目、「SAGA2024」国スポ・全障スポについて入っています。

国体の儀式化やマンネリズムという足かせを見事に外した「SAGA2024」は大成功だったと私は思っています。この大会が寄与したものの、貢献したものの、大会の恩恵を中心に、もっと多くの方に知っていただきたいと考え、問いを立てました。

ハード部分では、施設や様々なインフラ整備は今後受け継がれていきますが、何よりも県内外から五十九万人が集まったこと、この経済効果は計り知れない

ものがあると思います。経済波及効果についてもこの委員会で質疑をさせていただきたかったのですが、鋭意分析中とのことでしたので、年明けの発表を待ちたいと思います。

大切な視点は、有形無形のソフト部分ではなからうかと私は思っており、イベントを通じて培われたノウハウをはじめ、スポーツに対する関心の高まりにより生活の一部になったこと、好奇心を持って思い立って足を運んだ方々も多かったと感じます。

スポーツの力は人それぞれにあると思いますが、例えて言うなら、佐賀県民の内側の奥に秘められた親切心と明るさを引き出したのではないか。一人で千歩、万歩ではなく、八十万人がそろって一步踏み出したという印象を受けました。この意識変化を今後に生かし、つなげていくことが何よりも大切であります。

そこで、改めてとなりますが、「SAGA2024」の新しいチャレンジした取組について、まずお伺いいたします。

○瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダーⅡ「SAGA2024」の新しい取組についてお答えいたします。

「SAGA2024」は、スポーツの持つ本質的な価値を追求しました、これまでとは全く違う新しい大会でございます。自由さ、楽しさ、多様性など、スポーツが持つチカラを信じて県民みんなで、失敗を恐れずに挑戦いたしました。

具体的には、例えば、自由な選手団入場や、会場も一体となって楽しめるパフォーマンスや音楽に彩られた式典ですとか、仕事や学校帰りでも楽しめるナイトゲーム、それから、実況や解説も取り入れました全競技・全試合の動画配信、あるいは、選手はもちろんです、全障スポでの伴走者等も含めましたメダルの授与、それと、「The Good Player of SAGA20

24」と銘打ちましたが、選手個人の活躍をたたえる表彰、そして、選手の活躍を後押しします、大きなブルーメガホンあたりをを使いまして「GOGO SAGA」というような観客そろっての応援、こういう盛り上げということでございます。

このように数々の新しい取組にチャレンジしながら、県民の皆様と一緒につくり上げた大会となりました。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。本当に今おっしゃっていたことが一つ一つの場面で光り輝いて、本当にいい大会になったと思います。

四日前の新聞で、益子直美さんの対談記事が載っていました。少し紹介しますと、佐賀スポーツ新時代の幕開けとして、選手も観客も楽しそうであらやましかった、一石どころか五石ぐらいを投じたのではないか、大人も楽しんでいんだよという姿勢が画期的と伝えておりました。

このように、新しい取組を通して、県民の内面にどのように響き、どのような感情が湧き、意識の変化が生まれ始めているのかを、難しいですけどもお尋ねいたします。

○瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダーⅡ「SAGA2024」がもたらしました人々の内面、心の中の変化についてお答えいたします。

今回の大会は全ての方が主役となりまして、お一人お一人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」、それぞれのスタイルで楽しみながら参加いただきました、とても温かくて佐賀らしい大会となりました。

大会に参加いただいた方々からは、心に残った声が本当に数多く挙げられております。

この中から四つほど御紹介いたしますと、例えば、全障スポ選手団をサポートする大学生、サガンティアの大学生がいらっしゃいますが、この方ですと、

障害者対応ができるか心配だったがアスリートとの交流で自分が変わった。あるいは、観戦していた高校生がいますけれども、応援する力は偉大、日頃、自分も見えない形で応援してもらっていたんだなと感じた。それとか、ポッチャの選手ですが、ランポオペレーターの妹たちと一緒に勝ち取った銀メダルは誇らしいと、「する」、「観る」、「支える」を実感した大会だった。体操の選手は動画解説者からの応援コメントをアーカイブで見返して頑張る力にしたいと、こういう声が多数ございます。

そして加えまして、大会に触れたことをきっかけとしまして、実際に行動に出るなど、新しい一步を踏み出した方々もたくさんいらっしゃいます。

同じく四つほど御紹介しますと、例えば、広報活動をやるサガンテアの大學生さんですと、観戦するまであまり興味がなかったバスケットボールを初めて国スポで応援してから、佐賀バルナーズの試合を二回観戦しに行ったということですか、「IDEA2024」といまして、たくさんアイデアを県民から募集して実現するという事業をやりましたが、この中で発達障害の方向けの観戦を提案された保護者の方がいらっしゃいます。この保護者の方によりますと、感覚過敏で観戦が難しかった子供が、「SAGA2024」がきっかけで競技を観戦し、さらに「SAGA2024」の大会後も、レッドトルネードSAGAの観戦などにも行くようになったということですか、あるいは、これはパラスポーツの競技団体のほうですけども、全障スポが終わって、十一月二十四日ですけど、自主大会として県外チームが集まったフットソフトボール、サッカーボールを蹴ってソフトボールをやるような競技がございますが、この大会の中で、「SAGA2024」と同じように個人個人を表彰する個人表彰、最も活躍したとか印象に残った方とか、そういうのを表彰することをやってみたとか、あるいは県内の高校生ですが、クラスマッチの競技を、「SAGA2024」の学校訪問でいろんなことを学ぶものだから、そこで体験したポッ

チャにクラスマッチの競技を変更したとか、こういうような動きもございました。

このように、スポーツをきっかけとしまして、一つ一つは小さくても、お一人お一人の内面でもとても大きな、そして、確かな質的变化が生じたのではないかと受け止めているところでございます。

県民の皆様が「SAGA2024」を通じて、「する」、「観る」、「支える」、それぞれの観点で、スポーツに親しみ関わりたいという意識とか行動の変化が起こったことは、今後の地域づくりにもつながっていくものでございまして、そういった意味でも、ある意味大きな成果とも言えるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。本当にたくさんの方の具体例を挙げていただいて、本当になるほどと思いました。

スポーツの世界では、チャレンジ・アンド・カバーという言葉がよく使われます。攻撃であれ、守備であれ、誰かがチャレンジしたことをみんながカバーし合う。それでチームが成り立つし、個人競技でもそうだと思いますけれども、このチャレンジ・アンド・カバーという精神が、恐らく私はスポーツの力を、地域とか組織とか社会とかに落とし込んでいく一つのヒントになるんじゃないかと思っております。チャレンジした人を、地域が、ほかの人がカバーしてあげるとか、そういう形でスポーツの力がずっと浸透していくことを切に希望しております。

先日八日だったと思うんですけども、カブスの左ピッチャーの今永昇太投手が、彼は投げる哲学者と呼ばれていまして、名言を残しました。小学校一年生から三年生ぐらい、百五十人ぐらい、野球をやっていない子供たちを前にして、人生に二連敗はないと。これは今、結構ネットであれしていますから、一

歩踏み出してチャレンジすることでもう一つ勝っているんだよということなんですよね。それで、仮にチャレンジして失敗しても、それでも一勝一敗だという、本当に私も胸を打たれて、チャレンジ・アンド・カバーと、人生に二連敗はない、やっぱりこういうのが今後、スポーツをやるというところが社会を束ねていくというところにつながっていくのではないかと思います。

この項の最後に、有形無形の恩恵を、今後どのように生かして発展させていくのかをSSP推進監にお尋ねいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ「SAGA2024」後の、先ほどおっしゃいました恩恵ですとかを今後どう生かしていくのかということについてお答えいたします。

「SAGA2024」において、県民の皆様にはスポーツを「する」だけでなく、「観る」、「支える」という観点から、それぞれのスタイルでスポーツに関わり楽しむことで、スポーツの持つ力を体感していただけたことは、「SAGA2024」を大きな跳躍点として位置づけてきたSSP構想にとって大きな弾みとなると考えております。

特に、全障スポの開催をきっかけに、パラスポーツへの理解やパラアスリートを支える機運が生まれたと感じておりまして、これはパラスポーツの裾野を拡大する上でも重要だと感じております。

SSP構想で目指す社会は、「する」、「観る」、「支える」に加え、「育てる」と「稼ぐ」という考え方がございます。アスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネス支援が広がる社会を目指しております。

「SAGA2024」で生まれた「観る」、「支える」など、自分なりのスタイルでスポーツを楽しむ文化がさらに広まることで、スポーツで「稼ぐ」文化が醸成され、SSP構想の目指す社会の実現を目指してまいります。

なお、この機運の高まりを受けまして、SSP構想の基本理念や施策の方向

性を定める「SSP構想推進条例」を検討しているところでございます。現在、関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施しているところでございます。

「SAGA2024」の開催によって、SSP構想の志を共に抱くアスリートやコーチ、家族、学校、競技団体、市町、企業や団体の絆が、より一層強くなったのではないかと感じております。この唯一無二の絆をさらに強くするとともに、これから加わる新たな仲間たちとも手を携えて、チームSSPの輪を広げ、SSP構想の下、スポーツの力を生かした人づくり、地域づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○弘川委員Ⅱありがとうございました。本当に機運というか、内面を引き継いで、本当に見事な決意表明だったと思います。我々、一議員として、議会サイドも高め合っていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、問いの三つ目です。今議会に提案されている佐賀県地域公共交通利用実態調査事業についてに入ります。

言うまでもなく、地域交通は地方創生の基盤であります。鉄道、バス、タクシーは、買い物、通院や通学通勤などの暮らしを支える大切な移動手段です。

しかし、全国各地では、コロナ禍による利用客の減少から、労働力、運転手不足、減便、路線の廃止といった利便性の低下、ネットワークの弱体化で利用者の不便さが助長され、さらに利用者が減るといふ負のスパイラルに陥っています。これに伴って地方の財政負担も大きくなり、大きな転換点を迎える局面にきています。

県は、路線バスの縮小やタクシー不足といった地域が抱える交通の課題について、解決を図るための専門部署である「地域交通システム室」を新設されま

した。地域交通を持続可能なものにしていくためには、中長期的な視点で運行形態の見直しや大型車両から小型車両への転換といったダウンサイズしていく考え方や、駅やバス停までの距離、いわゆるラストワンマイルにどう対応していくかが極めて重要であると考えます。

このような中、今議会の補正予算として地域公共交通の利用実態調査事業費が提出されていますので、目的や内容、スケジュール、生活の息遣いをどのように酌み取るのかを質疑していきたいと思えます。

まず、調査事業を行う目的についてお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ調査の目的についてお答えいたします。

路線バスや鉄道、タクシーといった地域交通は、住民の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤でございます。しかし、現役世代が車利用に流れる中、利用者の減少による減収から、地域交通をめぐる環境は厳しいものと認識しております。また、路線バスにつきましては、運転士不足の問題もあり、減便や廃止を余儀なくされるケースも見られるところでございます。

県としては、かねてから地域交通を単一路線で捉えるのではなく、路線バスや鉄道など複数の移動手段で重層的に構成された地域交通システム全体で捉えることが大事と考えております。

また、地域交通を取り巻く課題に対しては、運行の効率化、利用の促進、運転士の確保をセットで取り組む必要があると考えております。中でも運転士確保の取組としては、今議会におきまして、県外からバス運転士を確保するため、バス事業者が行う県外での採用活動や採用者に支援金を支給する取組を後押しするための議案を提出させていただいております。

さらに今議会に債務負担行為としてお願いしております今回の調査の目的でございますけれども、路線バスや鉄道の利用実態等を調査分析し、地域住民の

実情やニーズを把握することなどによりまして、地域交通システム全体を持続可能なものにするための対応策について検討を進めるものでございます。以上でございます。

○弘川委員Ⅱ丁寧にご回答ありがとうございました。論点が三つあったと思います。利用促進、運転士確保、そして効率的な運行、こちら辺をセットで考えて今回調査をやっていくということでした。

今回の調査は、路線バスと鉄道の調査と思われるかもしれませんが、まず、路線バスの調査内容をお示しく下さい。

○江口地域交通システム室長Ⅱ路線バスの調査内容についてお答えいたします。

路線バスでは、再編、減便、廃止の検討がなされる路線におきまして、沿線市町とも連携しまして、実際に職員が乗車し利用の状況を確認したり、運行事業者が持つICカード利用者のデータなどで、当該路線の見直しが地域住民へどれほど影響があるかを確認してきたところでございます。

また、市町をまたぐ路線バスの運行費補助の実績など県保有のデータから、利用者数や事業者負担額、年間走行距離などに着目しまして、各路線の特徴などを県独自で分析してまいりました。

今後は、さらに地域交通システム全体で捉えるという観点から、当該路線のみではなく、接続するほかの路線バスや、鉄道などほかの交通モードの利用状況の把握といったことも重要だと考えております。

今回の調査では、市町をまたがって運行する路線バスを中心に、県全体の路線バスの運行実態や利用実態を把握する調査や、利用者などへのアンケート調査を行うことを考えております。

具体的な調査路線や調査内容、対応策の検討につきましては、県が独自に調査分析してきたものに加えまして、より専門的、効率的、効果的なものとなる

よう、外部のコンサルタントの提案や知見も取り入れながら検討していくことを想定しております。

また、調査分析で得られた結果を基に、把握できた地域の実情やニーズを踏まえ、例えば、運行の効率化や運転士確保につながる対応策を、参考となる事例も交えながら検討していくことも想定しておるところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。これは喫緊の課題ですので、ぜひよろしくお願いします。

アンケート調査もやられるということです。過去にも恐らく調査をやられたと思いますけれども、さらに深掘りしてやっていくということで、外部のコンサルの知見も参考に、何らかの対応をしていくということでした。

鉄道についてはいかがでしょうか。

○岩橋交通政策課長Ⅱ鉄道の調査内容についてお答えいたします。

鉄道においても、これまで利用者数が少なく、利便性向上や利用促進が必要と考えられる路線を中心に、沿線市町とも連携しまして、実際に職員が乗車して確認した利用状況の調査結果や、鉄道事業者が公表した乗車人員などのデータを組み合わせ、各路線の特徴を独自に分析してきたところがございます。しかし、職員による利用状況調査だけでは得られる情報に限りがあり、現在利用されている方以外の潜在的な需要の把握などは難しい状況にございます。

そのため、路線バスと同様、知見を有する外部のコンサルタントに、より専門的、効率的、効果的に運行実態や利用実態、潜在需要などの調査分析をしてもらうことを考えております。

特に鉄道は、定時性や速達性に優れ、路線バスに比べて観光などでの利用も多いと考えられます。このため、調査分析で得られた結果を基に、通学通勤といった日常の利用の観点だけでなく、観光などの非日常の観点からも、コンサ

ルタントの提案を取り入れながら、さらなる利用促進や利便性向上につながる対応策を検討することを想定しております。

以上になります。

○弘川委員Ⅱバスと同様、鉄道でもやっていくということでした。

次に、調査はいつから、どのようなスケジュールで進めていく考えかをお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ調査のスケジュールについてお答えいたします。

今議会でお願ひしてございます議案を御承認いただければ、今年度中に委託する事業者の選定を行い、調査を進めていくことを考えております。

より具体的なスケジュールにつきましては、実態を的確に把握できる調査時期はいつがよいのか、委託するコンサルタントの意見も参考にしていきたいと考えております。

来年度の上半期には調査分析結果をまとめ、下半期には課題に対する対応策を基に、具体的な事業を検討することを想定しているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ今年度中に選定して、来年度上半期で調査分析して、下半期に課題の対応を行いたいと、そういうスケジュール感ということでした。

あと二問となりましたけれども、地域交通の課題解決に向けて、チャレンジを含め、少しでも前に進める部分をつくり出してほしいと考えますが、一番大切な住民の声を聞き取ることが最も大切と私は思います。

調査方法には、先ほどアンケート調査もやるとおっしゃいましたけれども、先ほどダムのところでもアンケート調査で、自由に書く意見欄というものも言われていましたので、今回も自由意見欄を設けているような多様な意見を吸い上げることが大切だと私は思うんですけれども、やはり、お一人様のほんのちっちゃ

い提案とか対案、こうしたらいいんじゃないかという、そのワンフレーズが本当にその地域を救うことにつながる可能性だってありますので、調査方法について、そういう自由意見欄をぜひ設けてほしいと私は考えますけれども、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ地域住民の声の把握の方法についてお答えいたします。

地域交通の課題解決に当たりましては、地域住民への影響を第一に考えることが大事でございます。地域の実情とニーズを把握するため、地域住民の方の声をより具体的に聞くことが必要だと考えております。

地域住民の声を聞くに当たりましては、実際にバスや鉄道を利用されている方の声だけではなく、利用されていない住民の声も伺えるよう、委員御提案のとおり、自由意見を聴取する方法も取り入れていくことも考えたいと思っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。意外と若い人の意見とか、全く違うところの人の意見とか、そういうところが本当にヒントになる可能性もありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど答弁で利用促進も大事、運転士確保も大切、そして、効率的な運行、この効率的な運行というのは、私は経営の効率化も含まれると思います。

ここに令和六年七月に、経営する側から見た実態調査もありました。（資料を示す）伊万里市民図書館にレファレンスして、こういう調査はないかなというところで探していただきました。やはり図書館のレファレンスというのはすばらしいですね。どこからでも引っ張り出して、これといった資料をしっかりと提示してくれました。

この中に、経営者の観点から公共交通の経営の実態調査、調査報告、記者会

見と書いてあります。それで、ビジネスモデルを変更して利益体質となるような制度設計が必要不可欠であると、特記すべき事項ということで締めくくっています。このままでは赤字体質がなかなか解消できないと。ビジネスモデルを変更してでも利益体質となるような制度設計が必要不可欠と経営者側も思っているんです。ということは、私が思い描く到達点というか、利用者の視点はもちろん大切なんです。でも、運行事業者の視点を取り入れることもこれからは必要になってくるんじゃないかと思えます。鉄道、バス、タクシー、それぞれの事業者の経営がそれぞれウイン・ウインになるような制度設計の目線だけではなくて、事業者目線も必要であり、その折り合うところから解決の糸口が見えてくるのではないかとということも考えた次第です。

地域をおこし協力隊でもこの「ローカルバス乗り聞きすと」募集もされています。観光や空港の二次交通としての公共交通もあります。

最後に地域交流部長に、佐賀県における地域交通についてどのような思いで取り組まれているのか、所見をお尋ねして、私の最後の質問とします。お願いします。

○引馬地域交流部長Ⅱ地域交通に関する所見、思いということでお答え申し上げます。

路線バスや鉄道、タクシーといった地域交通でございますが、やはり利用者の減少、運転士不足などの課題への対応は待たなしの状況でございます。そうした中、私ども既に、運行の効率化、利用の促進、そして運転士の確保の三本柱で取組を進めておるところでございます。

効率化の検討に当たっては、やはり資源制約があるということが出発点でございます。また、御利用される利用者の利便性を大きく損なうことにならないように対応していく観点も大事であります。

したがって、利用者の観点、それから事業者の経営観点、また、支える

行政の観点、この三つをバランスよく取るということが重要だと私も考えております。私自身も地域交流部員と共に、そうした中、交通事業者とコミュニケーションを密に取りながら意見交換を重ねております。

今般であります。県議から冒頭御紹介をいただきました地域交通を所管している部署、これを再編いたしました。新たに「地域交通システム室」を設置しております。交通事業者の目線に加えまして、利用者目線、地域づくり目線ということ、そういった両方の視点をしっかり意識いたしました。何よりもスピード感をより持つということで、地域交通の課題に対応していくための体制を強化いたしております。

今はマイカー利用の方々も、やはり十年後、二十年後には地域交通を利用するときにやってくるのではないかと私は考えております。したがって、私どもが強く進めている歩くライフスタイルの観点からも、今から乗ってもらおうと、乗っていただくという取組、これは併せて将来の需要も先取りしながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後も、地域の実情やニーズを丁寧に把握いたしまして、地域交通システム全体が持続可能なものになるように、地域住民の方々、それから沿線の市町、また交通事業者等と連携いたしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○青木委員長 〓これで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時五十五分 休憩

午後一時五十六分 開議

○青木委員長Ⅱ それでは、委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○青木委員長Ⅱ まず、甲第四十二号議案中本委員会関係分、甲第四十五号議案、乙第六十五号議案及び乙第七十五号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長Ⅱ 全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

○ 継 続 審 査

○青木委員長Ⅱ 最後に、九月定例会から引き続き審議中の

- 一、地域交流行政について
- 一、文化・スポーツ交流行政について
- 一、県土整備行政について
- 一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長Ⅱ 御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不

適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきたいと思えます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後一時五十七分 閉会

速 記 者 長 谷 川 菜 央

議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同	地 域 交 流 ・ 県 土 整 備 常 任 委 員 長
井 口 瑤 子	田 中 憲 尚	木 村 雄 一	藤 崎 輝 樹	坂 口 祐 樹	池 田 正 恭	猪 村 利 恵 子	青 木 一 功

令和六年十二月十三日（金）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	副委員長	理事	委員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
石井秀夫	古賀陽三	石倉秀郷	江口善紀	岡口重文	池田正恭	弘川貴紀	田中秀和	坂口祐樹	野田勝人	武藤明美									

午前十時十一分 開会

○石井委員長 〓おはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○石井委員長 〓会議録署名者として田中秀和委員、弘川貴紀委員、江口善紀委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○ 継 続 審 査

○石井委員長 〓閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。
お諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井委員長 〓御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。
これもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午前十時十二分 閉会

議事録記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長

石井秀夫

同 副委員長

古賀陽三

会議録署名者

田中秀和

同

弘川貴紀

同

江口善紀

同

武藤明美

議会議務局長

田中憲尚

議事課委員会担当主査

井口瑤子

令和六年十二月十三日（金）

新幹線問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

新幹線問題対策等特別委員会

委員長

木原奉文

副委員長

指山清範

理事

留守茂幸

〃

徳光清孝

委員

定松一一生

〃

中村圭一

〃

宮原真一

〃

古川裕紀

〃

青木一功

〃

石丸太郎

〃

藤崎輝樹

〃

中本正一

午前十時二十五分 開会

○木原委員長 〓おはようございます。ただいまから新幹線問題対策等特別委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○木原委員長 〓最初に、会議録署名者として石丸太郎委員、留守茂幸委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○ 継 続 審 査

○木原委員長 〓閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。お諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることになっていたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木原委員長 〓御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。これもちまして、新幹線問題対策等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前十時二十六分 閉会

議事課記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

議事課委員会担当主事	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	新 幹 線 問 題 対 策 等 特 別 委 員 長
森 山 誠 之	田 中 憲 尚	中 本 正 一	徳 光 清 孝	留 守 茂 幸	石 丸 太 郎	指 山 清 範	木 原 奉 文

令和六年十二月十三日（金）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長

藤木卓一郎

副委員長

桃崎祐介

理事

土井敏行

〃

下田寛

委員

八谷克幸

〃

原田寿雄

〃

富田幸樹

〃

猪村利恵子

〃

古賀和浩

〃

一ノ瀬裕子

〃

酒井幸盛

〃

木村雄一

午前十時 開会

○藤木委員長 〓おはようございます。ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○藤木委員長 〓最初に、会議録署名者として猪村利恵子委員、土井敏行委員、下田寛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付いたしております日程表により視察を行います。

○ 継 続 審 査

○藤木委員長 〓お諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにはいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤木委員長 〓御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。それでは、直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時二分 閉会

議事課記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

高等教育機関問題対策等特別委員長

藤木卓一郎

同 副委員長

桃崎祐介

会議録署名者

猪村利恵子

同

土井敏行

同

下田寛

同

木村雄一

議会議務局長

田中憲尚

議事課委員会担当係長

武藤久祥

令和六年十一月定例会

佐賀県議会

常任、佐賀空港・有明海・
新幹線・高等教育機関問題対策等特別

委員会会議録

発行所 佐賀県議会事務局

印刷所 佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七
大和工業団地

